

土木工事施工管理の手引き

土木工事施工管理の手引き

平成 26 年 4 月

平成 28 年 4 月

九州地方整備局

九州地方整備局

目 次

第 1 編 総則編	
1. 工事請負契約から工事完成までの流れ	2
2. 主任（監理）技術者等	3
3. 施工体制	8
4. 建設業退職金共済制度の掛金収納書	19
5. コリنز（CORINS への登録）	21
第 2 編 施工管理編	
1. 一般事項	
1.1 施工管理関係図書	24
1.2 工事関係書類一覧表	25
2. 施工計画書	
2.1 施工計画書の目的	32
2.2 施工計画書記載事項の内容	33
2.3 施工計画書作成の留意点	34
2.4 施工計画書作成要領	36
3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）	
3.1 設計図書の照査 （工事監理連絡会、設計変更審査会）	75
3.2 工事測量の成果（着工前測量）	77
4. 品質証明	
4.1 品質証明制度の趣旨	84
4.2 品質証明員通知書	84
4.3 品質証明書	84
5. 工事打合簿	
5.1 目的	88
5.2 各事項の定義および取扱上の留意点	88
5.3 作成要領	89
5.4 作成例および参考様式	91
6. 協議資料	
6.1 関係官公庁協議資料	94
6.2 近隣協議資料	94

目 次

第 1 編 総則編	
1. 工事請負契約から工事完成までの流れ	2
2. 主任（監理）技術者等	3
3. 施工体制	8
4. 建設業退職金共済制度の掛金収納書	23
5. コリنز（CORINS への登録）	25
第 2 編 施工管理編	
1. 一般事項	
1.1 施工管理関係図書	28
1.2 工事関係書類	28
2. 施工計画書	
2.1 施工計画書の目的	36
2.2 施工計画書記載事項の内容	37
2.3 施工計画書作成の留意点	38
2.4 施工計画書作成要領	40
3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）	
3.1 設計図書の照査 （工事監理連絡会、設計変更協議会）	79
3.2 工事測量の成果（着工前測量）	81
4. 品質証明	
4.1 品質証明制度の趣旨	88
4.2 品質証明員通知書	88
4.3 品質証明書	88
5. 工事打合簿	
5.1 目的	92
5.2 各事項の定義および取扱上の留意点	92
5.3 作成要領	93
5.4 作成例および参考様式	95
6. 協議資料	
6.1 関係官公庁協議資料	98
6.2 近隣協議資料	98

7. 工程管理	
7.1 目的	96
7.2 工程管理上の留意点	96
7.3 作成要領	97
7.4 その他	97
8. 工事履行報告	
8.1 工事履行報告	100
8.2 出来高管理	102
9. 品質・出来形・写真管理	
9.1 品質管理	106
9.1.1 品質管理	106
9.1.2 品質記録保存資料	112
9.2 出来形管理	128
9.3 写真管理	141
10. 段階確認等	
10.1 材料確認書	144
10.2 段階確認・立会事項	146
11. 排出ガス対策型建設機械	169
12. 特殊車両通行許可	171
13. 安全管理	
13.1 安全教育訓練等	173
13.2 事故報告	175
14. 再生資源	
14.1 再生資源利用促進計画書（実施書）、再生資源利用計画書（実施書）	177
14.2 建設発生土	177
14.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	177
15. 新技術の活用について（NETIS）	183
16. その他	
16.1 休日・夜間作業届	185
16.2 支給品・発生品等	186
16.3 出来形数量計算書	187
16.4 電子納品	189
16.5 提出書類様式	189

7. 工程管理	
7.1 目的	100
7.2 工程管理上の留意点	100
7.3 作成要領	101
7.4 その他	101
8. 工事履行報告	
8.1 工事履行報告	104
8.2 出来高管理	106
9. 品質・出来形・写真管理	
9.1 品質管理	110
9.1.1 品質管理	110
9.1.2 品質記録保存資料	116
9.2 出来形管理	132
9.3 写真管理	145
10. 段階確認等	
10.1 材料確認書	148
10.2 段階確認・立会事項	150
11. 排出ガス対策型建設機械	173
12. 特殊車両通行許可	175
13. 安全管理	
13.1 安全教育訓練等	177
13.2 事故報告	179
14. 再生資源	
14.1 再生資源利用促進計画書（実施書）、再生資源利用計画書（実施書）	181
14.2 建設発生土	181
14.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	181
15. 新技術の活用について（NETIS）	186
16. その他	
16.1 休日・夜間作業届	189
16.2 支給品・発生品等	190
16.3 出来形数量計算書	191
16.4 電子納品	193
16.5 提出書類様式	193

第 3 編 資料編

1. 指針・通達

1.1	「土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」	193
1.2	「平成 22 年度土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」	193
1.3	「監理技術者制度運用マニュアル」	194
1.4	「施工体制台帳作成のポイント」	209
1.5	「適正な下請契約のために」	209
1.6	「土木コンクリート構造物の品質確保について」	210
1.7	「コンクリート耐久性向上対策実施要領」	211
1.8	「コンクリート耐久性向上対策の取り扱い」	214
1.9	「コンクリート中の塩化物総量規制（土木構造物）実施要領」	214
1.10	「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」	214
1.11	「アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）」	214
1.12	「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」	214
1.13	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	214
1.14	「レディーミクストコンクリートの品質確保についての運用について」	214
1.15	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」	214
1.16	非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について	215
1.17	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の 強度測定要領（解説）」	215
1.18	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及び かぶり測定要領（解説）」	215
1.19	「情報化施工技術の一般化実用化の推進について」	216
1.20	「情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査について」	216
1.21	「情報化施工技術の使用原則化について」	216
1.22	「情報共有システム試行拡大について」	213
1.23	「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」	222

2.	「土木工事共通仕様書」（抜粋）提出項目一覧	223
----	-----------------------	-----

第 3 編 資料編

1. 指針・通達

1.1	「土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」	197
1.2	「平成 22 年度土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」	197
1.3	「監理技術者制度運用マニュアル」	198
1.4	「施工体制台帳作成のポイント」	213
1.5	「適正な下請契約のために」	213
1.6	「土木コンクリート構造物の品質確保について」	214
1.7	「コンクリート耐久性向上対策実施要領」	215
1.8	「コンクリート耐久性向上対策の取り扱い」	218
1.9	「コンクリート中の塩化物総量規制（土木構造物）実施要領」	218
1.10	「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」	218
1.11	「アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）」	218
1.12	「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」	218
1.13	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	218
1.14	「レディーミクストコンクリートの品質確保についての運用について」	218
1.15	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」	218
1.16	非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について	219
1.17	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の 強度測定要領（解説）」	219
1.18	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及び かぶり測定要領（解説）」	219
1.19	「情報化施工技術の一般化実用化の推進について」	220
1.20	「情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査について」	220
1.21	「情報化施工技術の使用原則化について」	220
1.22	「情報共有システムの活用について」	221
1.23	「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」	229

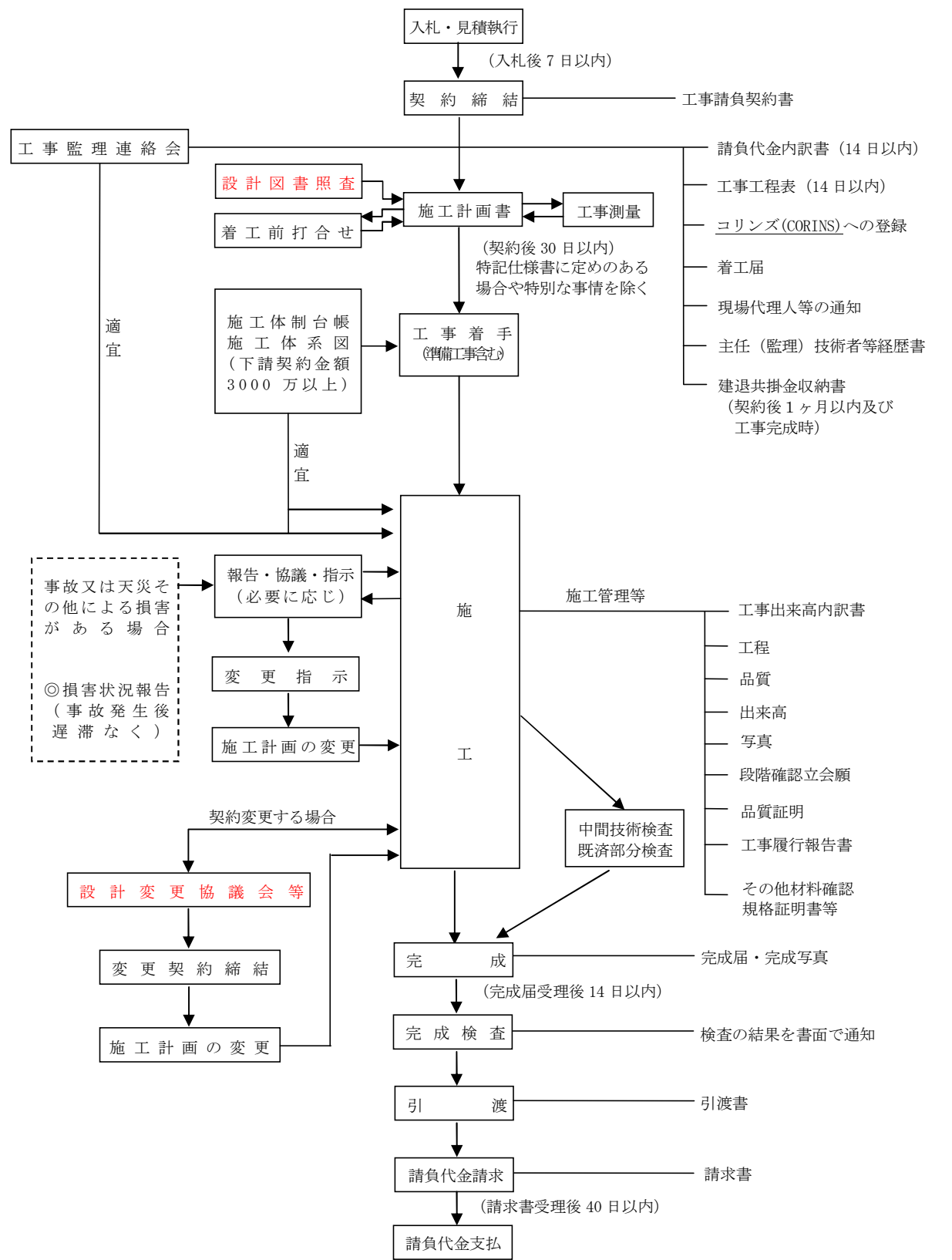
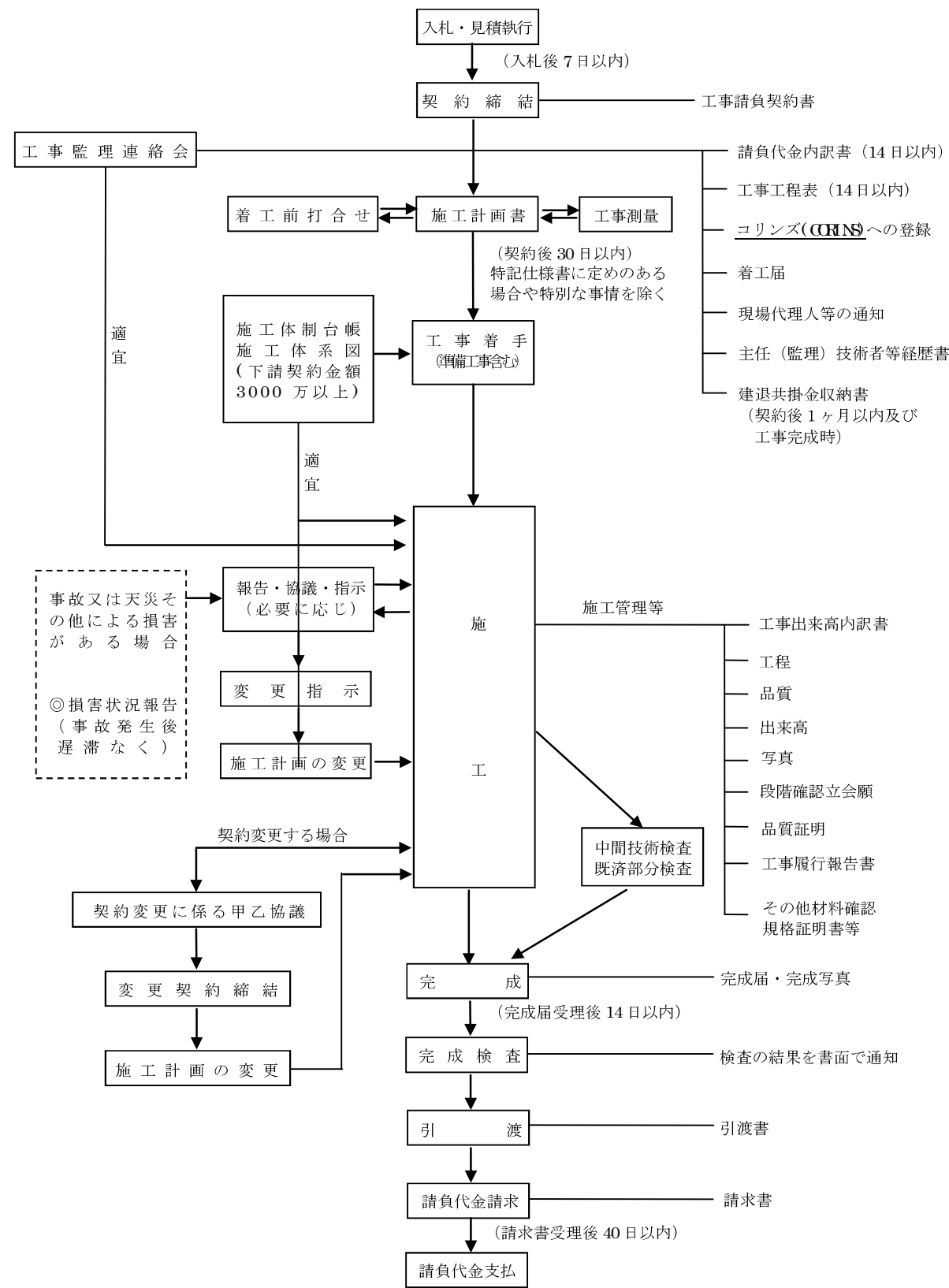
2.	「土木工事共通仕様書」（抜粋）提出項目一覧	231
----	-----------------------	-----

第 1 編 総 則 編

第 1 編 総 則 編

1. 工事請負契約から工事完成までの流れ

1. 工事請負契約から工事完成までの流れ



2. 主任（監理）技術者等

2.1 一般

主任（監理）技術者は、建設業法第 26 条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。

また、建設業法第 26 条第 3 項において、公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事（工事 1 件の請負代金額が 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。

現場代理人については、工事請負契約書第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないとされている。

工事現場におくべき主任（監理）技術者の資格は、下記のとおり規定されている。

2.2 建設業法に規定されている監理技術者、主任技術者の資格

許可を受けている業種	指定建設業(7業種)		その他(21業種)	
	土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園		大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設	
許可の種類	特定建設業		一般建設業	
元請工事における下請契約の請負代金合計金額	3,000万円 [※] 以上	3,000万円 [※] 未満	3,000万円以上は契約できない	3,000万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	・一級国家資格者 ・国土交通大臣特別認定者	・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者	・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が2,500万円以上(建築一式工事の場合は、5,000万円以上)となる工事		
	監理技術者資格者証の必要性	発注者が国、公共団体等のときには必要	必要ない	発注者が国、公共団体等のときには必要

※建築工事一式の場合は 4,500 万円

2.3 施工管理技術検定制度活用による監理技術者・主任技術者の資格

(土木施工管理技士等の場合)

契約予定金額（請負代金額）	監理技術者又は主任技術者
16,000 万円以上	イ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とする者に合格した者 ロ 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業土木を限る）又は林業部門（森林土木に限る）とするものに合格した者
4,500 万円以上 16,000 万円未満	イ 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とする者に合格した者 ロ 上欄口に掲げる者

2. 主任（監理）技術者等

2.1 一般

主任（監理）技術者は、建設業法第 26 条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。

また、建設業法第 26 条第 3 項において、公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事（工事 1 件の請負代金額が 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。

現場代理人については、工事請負契約書第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないとされている。

工事現場におくべき主任（監理）技術者の資格は、下記のとおり規定されている。

2.2 建設業法に規定されている監理技術者、主任技術者の資格

許可を受けている業種	指定建設業 (7 業種)		その他 (22 業種)		
	土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園		大工、左官・とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業	
元請工事における下請契約の請負代金合計金額	3,000万円 [※] 以上	3,000万円 [※] 未満	3,000万円以上は契約できない	3,000万円 [※] 以上	3,000万円 [※] 未満
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		主任技術者
	技術者の資格要件	・一級国家資格者 ・国土交通大臣特別認定者	・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者	・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者	・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であった請負金額が2,500万円以上(建築一式工事の場合は、5,000万円以上)となる工事			
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要ない	必要	必要ない

※建築工事一式の場合は 4,500 万円

2.3 施工管理技術検定制度活用による監理技術者・主任技術者の資格

(土木施工管理技士等の場合)

契約予定金額（請負代金額）	監理技術者又は主任技術者
16,000 万円以上	イ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とする者に合格した者 ロ 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業土木を限る）又は林業部門（森林土木に限る）とするものに合格した者
4,500 万円以上 16,000 万円未満	イ 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とする者に合格した者 ロ 上欄口に掲げる者

2.4 主任技術者

- (1) 建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。
- (2) 一般土木工事に従事する主任技術者は次のとおりとする。

請負金額	主任技術者
16,000万円以上	1. 工事の専任の主任技術者は、次の(ア)又は(イ)に掲げるものでなければならない。 (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (イ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)とするものに合格した者。
16,000万円未満 4,500万円以上	1. 工事の専任の主任技術者は、次の(ウ)又は(エ)に掲げるものでなければならない。 (ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 (エ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)とするものに合格した者。
4,500万円未満 2,500万円以上	工事の専任の主任技術者は上欄の(ウ)、(エ)に掲げる者及び実務経験者。
2,500万円未満	工事の主任技術者は上欄の(ウ)、(エ)に掲げる者及び実務経験者。

- (3) 工事請負契約書第 10 条に定める主任技術者を通知する場合には「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書」の写し、「技術士にあっては登録証」の写しを添付するものとする。
- (4) 経常建設共同企業体または特定・異工種建設工事共同企業体が受注した請負金 2,500 万円以上の工事の場合は、すべての構成員が発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、原則として工事現場に専任で配置しなければならない。

2.5 監理技術者

(1) 監理技術者等の職務

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理および施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。

(2) 監理技術者の配置

次のような場合には、元請業者が当該工事現場に専任で配置すべき監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。(建設業法第 26 条第 3 項、第 4 項)

- ① 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事を直接請負い、
- ② かつ、そのうち 3,000 万円(建築一式工事の場合は 4,500 万円)以上を下請契約して工事を施工する場合。

(3) 監理技術者資格者証の携帯

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、「監理技術者資格者証」の交付を受けた者の中から選任しなければならない。選任された監理技術者は、資格者証の携帯が義務づけられ、発注者の請求があったときは

2.4 主任技術者

- (1) 建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。
- (2) 一般土木工事に従事する主任技術者は次のとおりとする。

請負金額	主任技術者
16,000万円以上	1. 工事の専任の技術者は、次の(ア)又は(イ)に掲げるものでなければならない。 (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (イ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)とするものに合格した者。
16,000万円未満 4,500万円以上	1. 工事の専任の主任技術者は、次の(ウ)又は(エ)に掲げるものでなければならない。 (ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 (エ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)とするものに合格した者。
4,500万円未満 2,500万円以上	工事の専任の主任技術者は上欄の(ウ)、(エ)に掲げる者及び実務経験者。
2,500万円未満	工事の主任技術者は上欄の(ウ)、(エ)に掲げる者及び実務経験者。

- (3) 工事請負契約書第 10 条に定める主任技術者を通知する場合には「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書」の写し、「技術士にあっては登録証」の写しを添付するものとする。
- (4) 経常建設共同企業体または特定・異工種建設工事共同企業体が受注した請負金 2,500 万円以上の工事の場合は、すべての構成員が発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、原則として工事現場に専任で配置しなければならない。

2.5 監理技術者

(1) 監理技術者等の職務

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理および施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。

(2) 監理技術者の配置

次のような場合には、元請業者が当該工事現場に専任で配置すべき監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。(建設業法第 26 条第 3 項、第 4 項)

- ① 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事を直接請負い、
- ② かつ、そのうち 3,000 万円(建築一式工事の場合は 4,500 万円)以上を下請契約して工事を施工する場合。

(3) 監理技術者資格者証の携帯

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、「監理技術者資格者証」の交付を受けた者の中から選任しなければならない。

資格者証を提示しなければならない。

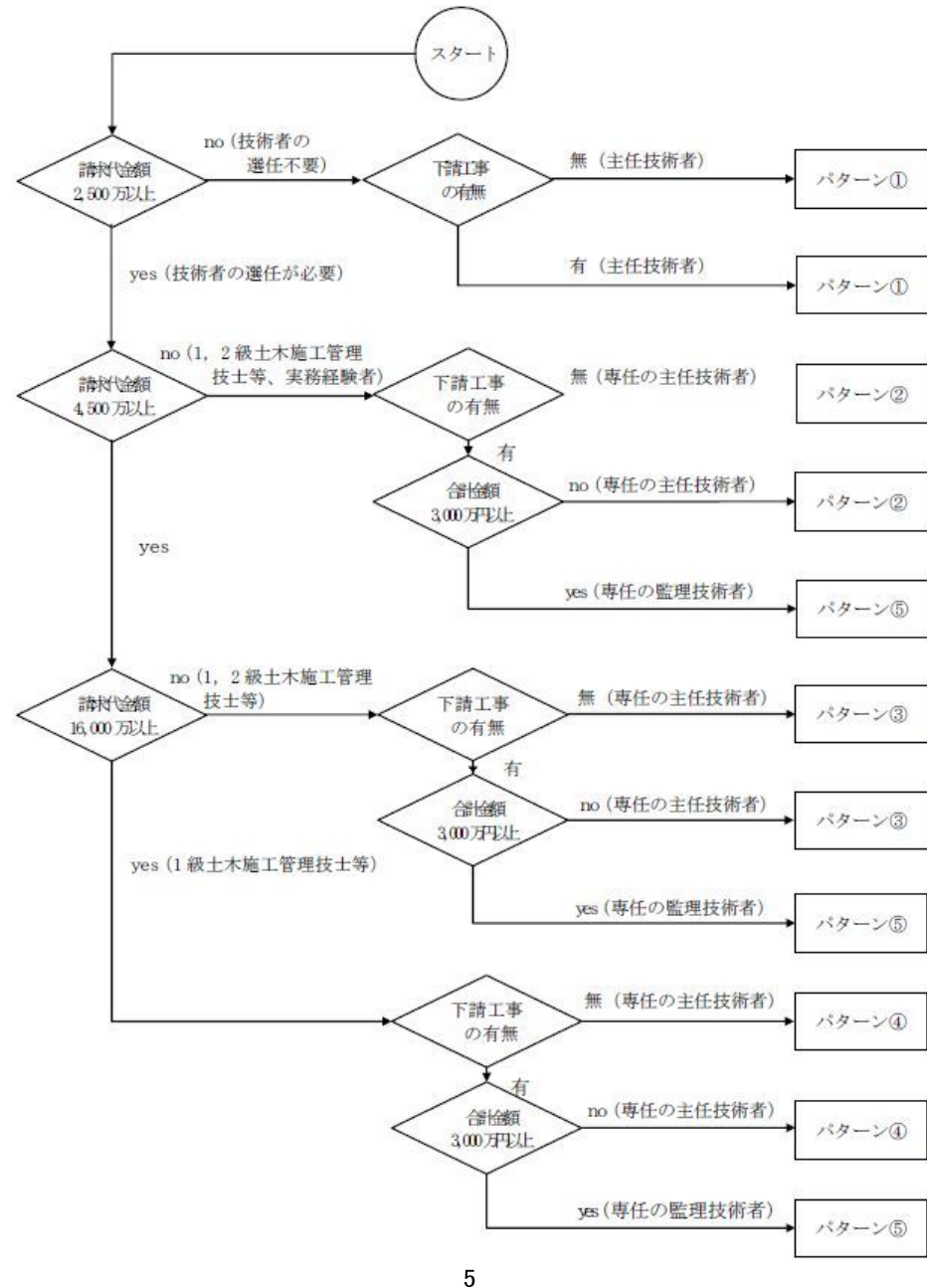
(平成 20 年 1 月 28 日より、建設業法の一部が改正され、専任の監理技術者を配置する場合、いわゆる民間工事にも監理技術者資格者証、講習修了証が必要となった(従来はいわゆる公共工事のみ必要))

2.6 現場代理人

- (1) 発注者から直接工事を請負い、工事を施工する場合は、必ず工事現場に工事請負契約書第 10 条に定める「常駐の現場代理人」を置かなければならない。
- (2) 現場代理人は、工事の施工上支障ない場合にあつては、主任技術者(又は監理技術者)を兼務して差しつかえない。

2.7 技術者選任フロー

現場に置くべき技術者は、建設業法及び施工管理技術検定制度活用の通達で請負代金額及び下請金額により決められており、下記のフロー図、次頁の技術者選任パターン表のとおりである。



い。選任された監理技術者は、資格者証の携帯が義務づけられ、発注者の請求があつたときは資格者証を提示しなければならない。

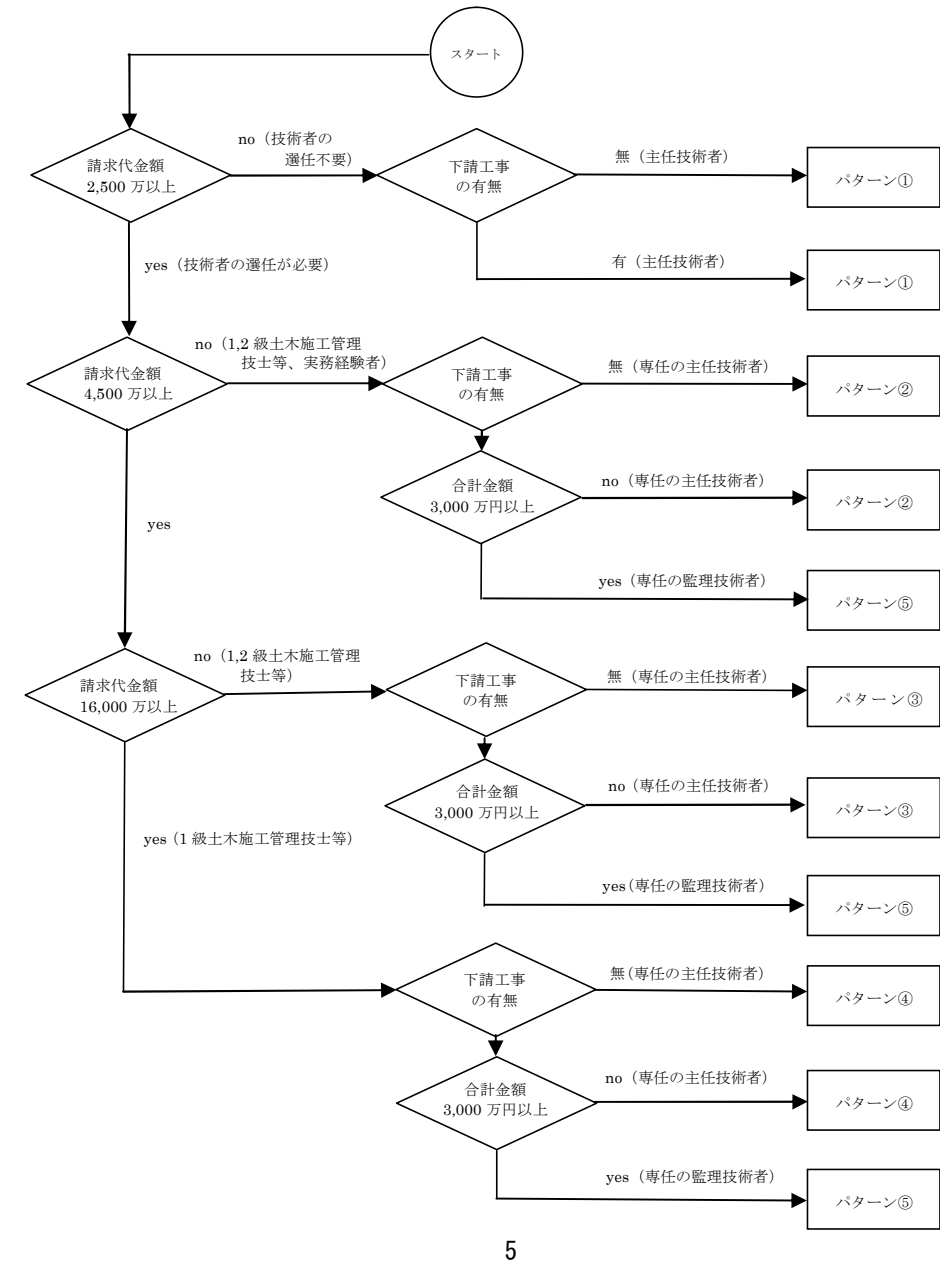
(平成 20 年 1 月 28 日より、建設業法の一部が改正され、専任の監理技術者を配置する場合、いわゆる民間工事にも監理技術者資格者証、講習修了証が必要となった(従来はいわゆる公共工事のみ必要))

2.6 現場代理人

- (1) 発注者から直接工事を請負い、工事を施工する場合は、必ず工事現場に工事請負契約書第 10 条に定める「常駐の現場代理人」を置かなければならない。
- (2) 現場代理人は、工事の施工上支障ない場合にあつては、主任技術者(又は監理技術者)を兼務して差しつかえない。

2.7 技術者選任フロー

現場に置くべき技術者は、建設業法及び施工管理技術検定制度活用の通達で請負代金額及び下請金額により決められており、下記のフロー図、次頁の技術者選任パターン表のとおりである。



前頁のフロー図により選択したパターンは、下記のとおりである。

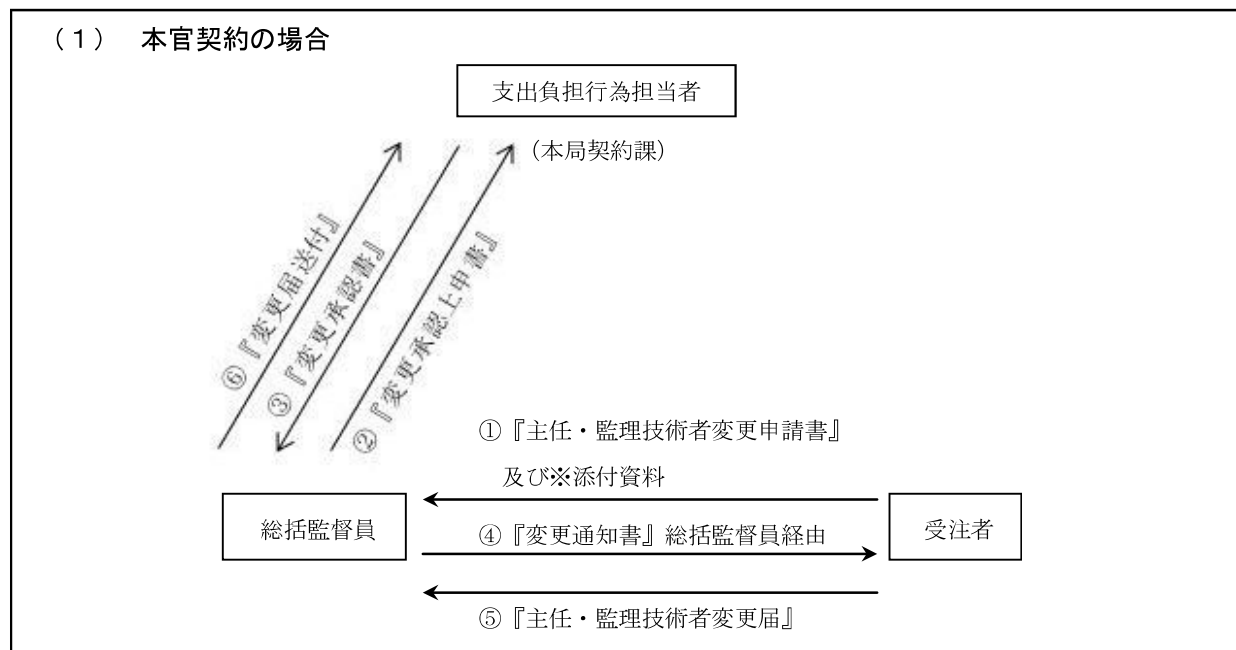
パターン	技術者	資格要件	現場代理人との兼務	他現場との兼務
①	主任技術者	1, 2 級建設機械施工・1, 2 級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)実務経験者	可	可 ※注
②	専任の主任技術者	1, 2 級建設機械施工・1, 2 級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)実務経験者	可	不可
③	専任の主任技術者	1, 2 級建設機械施工・1, 2 級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)	可	不可
④	専任の主任技術者	1 級建設機械施工・1 級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)	可	不可
⑤	専任の監理技術者	1 級建設機械施工・1 級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)	可	不可

※注：建設業法 26 条第 3 項に該当する他現場との兼務は、不可である。

2.8 配置（予定）技術者の変更について

配置（予定）技術者は、当該工事の実施にあたり、原則として変更することはできない旨を特記仕様書等で示しているところであるが、病休、退職等特別な事情が生じ、真にやむを得ないと認めた場合は、下記要領（手続フロー参照）により変更の手続をとられたい。

『配置（予定）技術者の変更』に伴う手続きフロー



前頁のフロー図により選択したパターンは、下記のとおりである。

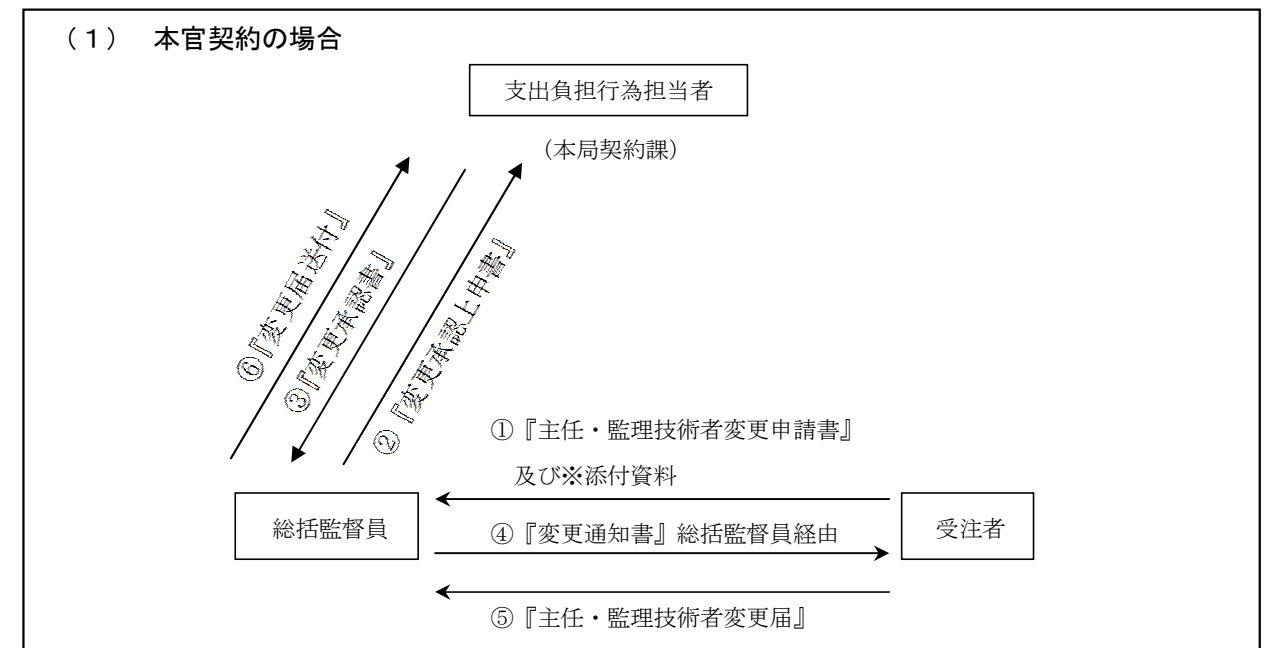
パターン	技術者	資格要件	現場代理人との兼務	他現場との兼務
①	主任技術者	1, 2 級建設機械施工・1, 2 級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)実務経験者	可	可 ※注
②	専任の主任技術者	1, 2 級建設機械施工・1, 2 級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)実務経験者	可	不可
③	専任の主任技術者	1, 2 級建設機械施工・1, 2 級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)	可	不可
④	専任の主任技術者	1 級建設機械施工・1 級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)	可	不可
⑤	専任の監理技術者	1 級建設機械施工・1 級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)	可	不可

※注：建設業法 26 条第 3 項に該当する他現場との兼務は、不可である。

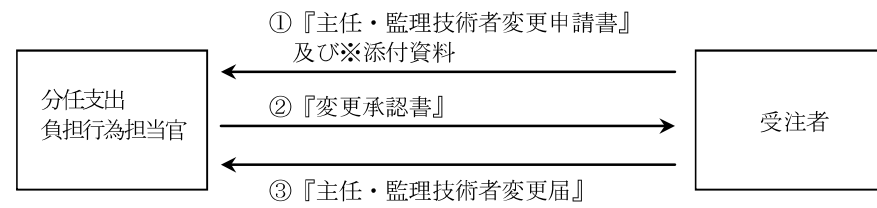
2.8 配置（予定）技術者の変更について

配置（予定）技術者は、当該工事の実施にあたり、原則として変更することはできない旨を特記仕様書等で示しているところであるが、病休、退職等特別な事情が生じ、真にやむを得ないと認めた場合は、下記要領（手続フロー参照）により変更の手続をとられたい。

『配置（予定）技術者の変更』に伴う手続きフロー



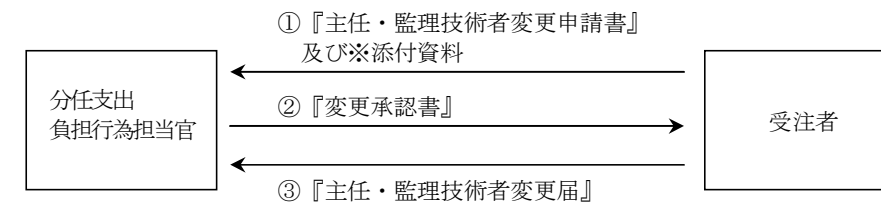
(2) 分任官契約の場合



※添付資料

- 変更申請にあたっては、後任配置予定技術者の資格、工事経験等の書類を添付すること。
- 経歴書、○資格・工事経験、○資格証の写し
 - 講習修了証の写し

(2) 分任官契約の場合



※添付資料

- 変更申請にあたっては、後任配置予定技術者の資格、工事経験等の書類を添付すること。
- 経歴書、○資格・工事経験、○資格証の写し
 - 講習修了証の写し

3. 施工体制

3.1 総則

建設業法第 24 条の 7 により施工体制台帳および施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規制の改正により平成 7 年 6 月 29 日より実施されている。

また、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律第 13 条により、受注者が作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。

3.2 施工体制台帳・施工体系図

詳細は、次頁の「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」および「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について」を参照のこと。

3. 施工体制

3.1 総則

建設業法第 24 条の 7 により施工体制台帳および施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規制の改正により平成 7 年 6 月 29 日より実施されている。

また、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律第 13 条により、受注者が作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。

3.2 施工体制台帳・施工体系図

詳細は、次頁の「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」および「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について」を参照のこと。

施 工 体 制 台 帳

「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」

国官技第 70 号
国営技第 30 号
平成 13 年 3 月 30 日
大臣官房技術調査課長
大臣官房営繕技術管理室長

最終改正：国官技第 96 号
国営整第 59 号
平成 24 年 7 月 4 日
大臣官房技術調査課長
大臣官房営繕部整備課長

「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について」

国コ企第 3 号
平成 13 年 3 月 30 日
大臣官房技術調査課 建設コスト管理企画室

施 工 体 制 台 帳

「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」

国官技第 70 号
国営技第 30 号
平成 13 年 3 月 30 日
大臣官房技術調査課長
大臣官房営繕技術管理室長

最終改正：国官技第 325 号
国営整第 292 号
平成 27 年 3 月 30 日
大臣官房技術調査課長
大臣官房営繕部整備課長

「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について」

国コ企第 3 号
平成 13 年 3 月 30 日
大臣官房技術調査課 建設コスト管理企画室

国 官 技 第 70 号
国 営 技 第 30 号
平 成 13 年 3 月 30 日

国 官 技 第 70 号
国 営 技 第 30 号
平 成 13 年 3 月 30 日

最終改正：国 官 技 第 96 号
国 営 整 第 89 号
平 成 24 年 7 月 4 日

最終改正：国 官 技 第 325 号
国 営 整 第 292 号
平 成 27 年 3 月 30 日

大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部整備課長

大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部整備課長

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

1. 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、受注者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について提出させ、発注者においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

1. 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、受注者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について提出させ、発注者においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

2. 対象工事

工事を施工するために、締結した下請契約の代金の額（当該下請が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が 3,000 万円（建築一式工事においては 4,500 万円）以上になる工事。

2. 対象工事

工事を施工するために、**下請契約を締結した工事。**

3. 記載すべき内容

- (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真
- (4) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

3. 記載すべき内容

- (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真
- (4) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

(注1) 提出様式は、別紙様式を参考とする。

(注2) 施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を参考とする。

(注1) 提出様式は、別紙様式を参考とする。

(注2) 施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を参考とする。

4. 提出手続き

主任監督員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を、工事着手までに提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、そのつど、提出させるものとする。

4. 提出手続き

主任監督員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を、工事着手までに提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、そのつど、提出させるものとする。

5. 提出根拠

- ・建設業法第24条の7
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条

5. 提出根拠

- ・建設業法第24条の7
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条

6. 適用 この要領は、平成13年4月1日以降に発注する工事に適用する。

6. 適用 この要領は、平成13年4月1日以降に発注する工事に適用する。

附測、平成27年4月1日以降に契約する工事に適用する。

国コ企第3号
平成13年 3月30日

国コ企第3号
平成13年 3月30日

大臣官房技術調査課
建設コスト管理企画室長

大臣官房技術調査課
建設コスト管理企画室長

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について

特記仕様書記載例

特記仕様書記載例

【施工体制台帳】

【施工体制台帳】

請負者は、別紙「様式例4（工事担当技術者）」を追加して施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

請負者は、別紙「様式例4（工事担当技術者）」を追加して施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

【現場の管理】（必要に応じ記載）

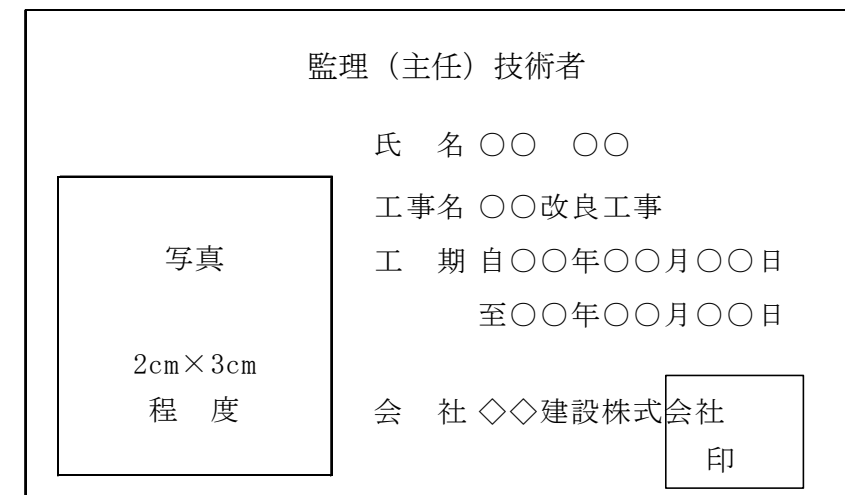
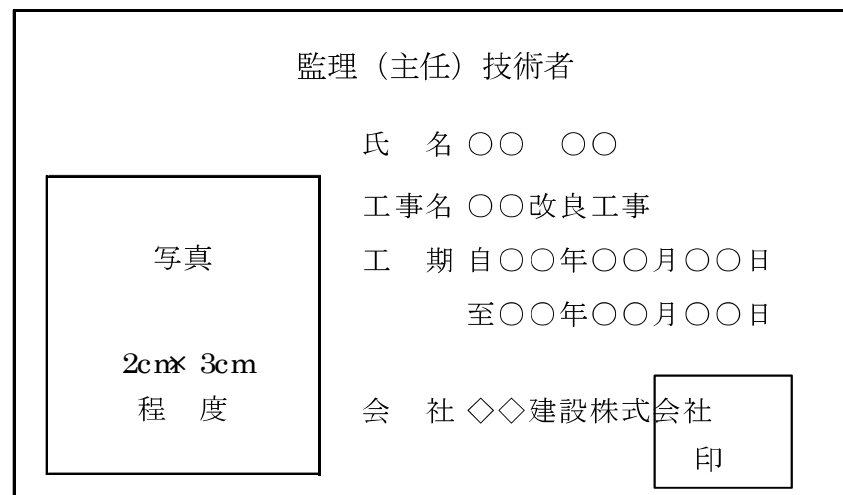
【現場の管理】（必要に応じ記載）

請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の例>

<名札の例>



注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

【施工体制台帳および施工体系図】

施工体制台帳及び施工体系図は、建設工事の下請契約の請負代金の総額が3,000万円（ただし、建築一式工事の場合は4,500万円）以上となった場合には公共、民間を問わず必ず作成しなければなりません。施工体制台帳は、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間工事現場ごとに備え置かなければなりませんし、施工体系図はその期間中当該工事現場の見やすい場所に掲示する必要があります。

加えて、入札契約適正化法の規定により公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者へ提出するとともに、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っていますので、「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体で、施工体制台帳となります。また、平成13年10月1日から公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところです。

【施工体制台帳および施工体系図】

施工体制台帳及び施工体系図は、建設工事の下請契約の請負代金の総額が3,000万円（ただし、建築一式工事の場合は4,500万円）以上となった場合には公共、民間を問わず必ず作成しなければなりません。施工体制台帳は、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間工事現場ごとに備え置かなければなりませんし、施工体系図はその期間中当該工事現場の見やすい場所に掲示する必要があります。

加えて、入札契約適正化法の規定により公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者へ提出するとともに、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っていますので、「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体で、施工体制台帳となります。また、平成13年10月1日から公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところです。

様式-8(1)

《参考》

施工体制台帳 様式例-1

年月日：

施 工 体 制 台 帳

[会社名]

[事業所名]

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 一般	第 号	
工事業		<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 一般	第 号	

工事名称及び工事内容	〒		
発注者名及び住所	〒		
工期	自 至	契約日	

契約営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理番号等	区分 元請契約 下請契約	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
--------	--	----------------	--

監理技術者名	<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非専任	資格内容	
--------	---	------	--

専門技術者名		専門技術者名	
--------	--	--------	--

資格内容		資格内容	
------	--	------	--

担当工事内容		担当工事内容	
--------	--	--------	--

《参考》

施工体制台帳 様式例-1

年月日：

施 工 体 制 台 帳

[会社名]

[事業所名]

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 一般	第 号	
工事業		<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 一般	第 号	

工事名称及び工事内容	〒		
発注者名及び住所	〒		
工期	自 至	契約日	

契約営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理番号等	区分 元請契約 下請契約	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
--------	--	----------------	--

監理技術者名 主任技術者名	<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非専任	資格内容	
------------------	---	------	--

専門技術者名		専門技術者名	
--------	--	--------	--

資格内容		資格内容	
------	--	------	--

担当工事内容		担当工事内容	
--------	--	--------	--

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

(記入要領)

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

(記入要領)

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者又は主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 5 外国人建設就労者の従事の状況について
 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 6 外国人技能実習生の従事の状況について
 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

様式-8(2)
 《参考》
 施工体制台帳 様式例-2
 <<下請負人に関する事項>>

《参考》
 施工体制台帳 様式例-2
 <<下請負人に関する事項>>

● 大臣

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 (TEL - -)		
工事名称 及び 工事内容			
工期	自至	契約日	

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 (TEL - -)		
工事名称 及び 工事内容			
工期	自至	契約日	

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 一般	第 号
		<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 一般	第 号

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	<input type="radio"/> 大臣 <input type="radio"/> 特定 <input type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 一般	第 号
		<input type="radio"/> 大臣 <input type="radio"/> 特定 <input type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 一般	第 号

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理番号等	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理番号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	<input type="radio"/> 専任 <input type="radio"/> 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

- ※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]
- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
 - 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
 - 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - (1)経験年数による場合
 - 1)大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2)高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3)その他 10年以上の実務経験
 - (2)資格等による場合
 - 1)建設業法「技術検定」
 - 2)建築士法「建築士試験」
 - 3)技術士法「技術士試験」
 - 4)電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6)消防法「消防設備士試験」
 - 7)職業能力開発促進法「技能検定」

- ※「健康保険等の加入状況の記入要領」
- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
 - 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

- ※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]
- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
 - 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
 - 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - (1)経験年数による場合
 - 1)大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2)高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3)その他 10年以上の実務経験
 - (2)資格等による場合
 - 1)建設業法「技術検定」
 - 2)建築士法「建築士試験」
 - 3)技術士法「技術士試験」
 - 4)電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6)消防法「消防設備士試験」
 - 7)職業能力開発促進法「技能検定」

- ※「健康保険等の加入状況の記入要領」
- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
 - 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※ [外国人建設就労者の従事の状況の記入要領]
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※ [外国人技能実習生の従事の状況の記入要領]
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

《参 考》
 施工体制台帳 様式例-3

年月日：

再 下 請 通 知 書

直近上位
 注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称	_____
------	-------

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____

<<自社に関する事項>>

工事名称 及び 工事内容	_____		
工 期	自 _____年 _____月 _____日	注文者との 契 約 日	_____年 _____月 _____日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	<input type="radio"/> 大臣 <input type="radio"/> 特定 <input type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 一般 第 _____号	_____年 _____月 _____日
	工事業	<input type="radio"/> 大臣 <input type="radio"/> 特定 <input type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 一般 第 _____号	_____年 _____月 _____日

健康保険 等の加入 状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
			雇用保険

監督員名	_____	安全衛生責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	安全衛生推進者名	_____
現場代理人名	_____	雇用管理責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	※専門技術者名	_____
※主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	_____
資 格 内 容	_____	担当工事内容	_____

外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- | | |
|---|---|
| <p>1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。</p> <p>2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。</p> | <p>3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)</p> <p>(1)経験年数による場合</p> <p>1)大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験</p> <p>2)高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験</p> <p>3)その他 10年以上の実務経験</p> <p>(2)資格等による場合</p> <p>1)建設業法「技術検定」</p> <p>2)建築士法「建築士試験」</p> <p>3)技術士法「技術士試験」</p> <p>4)電気工事士法「電気工事士試験」</p> <p>5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」</p> <p>6)消防法「消防設備士試験」</p> <p>7)職業能力開発促進法「技能検定」</p> |
|---|---|

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※ [外国人建設就労者の従事の状況の記入要領]

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付ける

※ [外国人技能実習生の従事の状況の記入要領]

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

《参 考》
 施工体制台帳 様式例-4
 <<再下請負関係>>

再下請業者及び再下請契約関係について次にとおり報告いたします。

会社名				代表者名				
住 所 電話番号	〒 (TEL - -)							
工事名称 及び 工事内容								
工 期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可 (更新) 年月日
	工事業	<input type="radio"/> 大臣 <input type="radio"/> 特定 <input type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 一般	第	号
工事業	<input type="radio"/> 大臣 <input type="radio"/> 特定 <input type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 一般	第	号	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専 任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無
-------------------------	-----	-------------------------	-----

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- | | |
|---|---|
| <p>1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。</p> <p>2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。</p> | <p>3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)</p> <p>(1)経験年数による場合</p> <p>1)大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験</p> <p>2)高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験</p> <p>3)その他 10年以上の実務経験</p> <p>(2)資格等による場合</p> <p>1)建設業法「技術検定」</p> <p>2)建築士法「建築士試験」</p> <p>3)技術士法「技術士試験」</p> <p>4)電気工事士法「電気工事士試験」</p> <p>5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」</p> <p>6)消防法「消防設備士試験」</p> <p>7)職業能力開発促進法「技能検定」</p> |
|---|---|

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※ [外国人建設就労者の従事の状況の記入要領]

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付ける

※ [外国人技能実習生の従事の状況の記入要領]

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

様式-8(3)

《参考》
施体制台帳 様式例-3

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	自		会社名	工事内容	工期
工事名称	至		工事内容	安全衛生責任者	～
元請名	会社名	工事内容	安全衛生責任者	主任技術者	～
監督員名	工事内容	安全衛生責任者	主任技術者	専門技術者	～
監理技術者名	安全衛生責任者	主任技術者	専門技術者	担当工事内容	～
専門技術者名	主任技術者	専門技術者	担当工事内容	～	～
担当工事内容	専門技術者	担当工事内容	～	～	～
元方安全衛生管理者	～	～	～	～	～
元方安全衛生責任者	～	～	～	～	～
書	～	～	～	～	～
副会長	～	～	～	～	～
会長	～	～	～	～	～

《参考》

施体制台帳 様式例-5

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	自		会社名	工事内容	工期
工事名称	至		工事内容	安全衛生責任者	～
元請名	会社名	工事内容	安全衛生責任者	主任技術者	～
監督員名	工事内容	安全衛生責任者	主任技術者	専門技術者	～
監理技術者名	安全衛生責任者	主任技術者	専門技術者	担当工事内容	～
主任技術者名	主任技術者	専門技術者	担当工事内容	～	～
担当工事内容	専門技術者	担当工事内容	～	～	～
元方安全衛生管理者	～	～	～	～	～
元方安全衛生責任者	～	～	～	～	～
書	～	～	～	～	～
副会長	～	～	～	～	～
会長	～	～	～	～	～

様式一 8 (4)

《 参 考 》
 施工体制作業台帳 様式例一 4 (工事担当技術者)

工事担当技術者台帳

元請会社名 監理技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】

【注意事項】

- ※ 添付する写真は、縦 3cm、横 2.5cm、程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
- ※ 番号は、施工体系図の番号とする。
- ※ 本様式は、2部作成し、1部保管し、1部提出する。ただし、カラーコピーもしくはデジタルカメラ写真を印刷したものを提出してもよい。

《 参 考 》

施工体制作業台帳 様式例一 6 (工事担当技術者)

工事担当技術者台帳

元請会社名 監理技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】
会社名 主任技術者名 生年月日	【写真添付欄】

【注意事項】

- ※ 添付する写真は、縦 3cm、横 2.5cm、程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
- ※ 番号は、施工体系図の番号とする。
- ※ 本様式は、2部作成し、1部保管し、1部提出する。ただし、カラーコピーもしくはデジタルカメラ写真を印刷したものを提出してもよい。

4. 建設業退職金共済制度の掛金収納書

4.1 建設業退職金共済制度の掛金収納書

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-40 第 5 項に受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事契約締結後原則ヶ月以内に発注者に提出しなければならないと規定している。

また、共済証紙を追加購入したときは、工事完成時までに建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に提出しなければならないが、期限内に掛金収納書を提出できない場合には、書面により発注者に申し出るものとする。なお、受注者は、掛金収納書を「建設業退職金共済制度の掛金収納書」に添付後、契約担当課へ提出するものとする。

【記載例】

建設業退職金共済制度の掛金収納書

年月日： 平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）
九州地方整備局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇
〇〇建設(株)

(受注者) 〇〇 〇〇 印

建設業退職金共済組合証紙購入報告

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名	〇〇〇〇改良工事	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
契約年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
共済証紙購入金額	¥ 〇,〇〇〇,〇〇〇		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 掛金収納書を貼る（契約者から発注者用） </div>			

(注) 添付する掛け金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、
大手事業主に雇われる場合は青色

4. 建設業退職金共済制度の掛金収納書

4.1 建設業退職金共済制度の掛金収納書

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-40 第 5 項に受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に発注者に提出しなければならないと規定している。

また、共済証紙を追加購入したときは、工事完成時までに建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に提出しなければならないが、期限内に掛金収納書を提出できない場合には、書面により発注者に申し出るものとする。なお、受注者は、掛金収納書を「建設業退職金共済制度の掛金収納書」に添付後、契約担当課へ提出するものとする。

【記載例】

建設業退職金共済制度の掛金収納書

年月日： 平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）
九州地方整備局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇
〇〇建設(株)

(受注者) 〇〇 〇〇 印

建設業退職金共済組合証紙購入報告

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名	〇〇〇〇改良工事	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
契約年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
共済証紙購入金額	¥ 〇,〇〇〇,〇〇〇		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 掛金収納書を貼る（契約者から発注者用） </div>			

(注) 添付する掛け金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、
大手事業主に雇われる場合は青色

4.2 共済証紙受払簿

建設業退職金共済証紙は、「共済証紙受払簿」により管理する。
共済証紙受払簿の様式は、以下よりダウンロードが可能である。

建設業退職金共済事業本部(<http://www.kentaikyotaisyokukin.go.jp>) → ダウンロード → 各種申請書

(様式第030号)

共済証紙受払簿

Table with columns: 共済契約者名, 受入・払出年月日, 購入元請者, 元請から受入, 計(A), 貼付, 下請へ交付, 計(B), 残高(A)-(B), 貼付人員, 就労月, 更新年月日, 備考. Includes instructions on how to use the document and a note about required input fields.

4.2 共済証紙受払簿

建設業退職金共済証紙は、「共済証紙受払簿」により管理する。
共済証紙受払簿の様式は、以下よりダウンロードが可能である。

建設業退職金共済事業本部(<http://www.kentaikyotaisyokukin.go.jp>) → ダウンロード → 各種申請書

(様式第030号)

共済証紙受払簿

Table with columns: 共済契約者名, 受入・払出年月日, 購入元請者, 元請から受入, 計(A), 貼付, 下請へ交付, 計(B), 残高(A)-(B), 貼付人員, 就労月, 更新年月日, 備考. Includes instructions on how to use the document and a note about required input fields.

5. コリنز(CORINS)への登録

受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の**確認**を受けたうえで、登録機関：日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請する。また、登録完了後に登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、監督職員に**提示**しなければならない。

5.1 登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。

5.2 登録時期

受注時： 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内

変更時： 変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内

完成時： 工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内

訂正時： 適宜

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合のみ行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の**提示**を省略できる。

5.3 登録に関する留意事項

登録に関する留意事項は、日本建設情報総合センター（JACIC）のホームページを参照すること。
(<http://www.jacic.or.jp/>)

5. コリنز(CORINS)への登録

受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の**確認**を受けたうえで、登録機関：日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請する。また、登録完了後に登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に**提示**しなければならない。

5.1 登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。

5.2 登録時期

受注時： 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内

変更時： 変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内

完成時： 工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内

訂正時： 適宜

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合のみ行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の**提示**を省略できる。

5.3 登録に関する留意事項

登録に関する留意事項は、日本建設情報総合センター（JACIC）のホームページを参照すること。
(<http://ct.jacic.or.jp/>)

第 2 編 施工管理編

第 2 編 施工管理編

1. 一 般 事 項

1. 一 般 事 項

1. 一般事項

1.1 施工管理関係図書

施工管理に関する関係図書を以下に示す。

図 書 名
<p>■ 土木請負工事必携</p> <p>※ 土木請負工事必携は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。</p>
<p>■ 土木工事共通仕様書</p> <p>■ 区画線設置工事共通仕様書</p> <p>■ 植栽工事共通仕様書</p> <p>※ 共通仕様書類は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。</p>
<p>■ 土木工事設計要領（第Ⅰ編：共通編、第Ⅱ編：河川編、第Ⅲ編：道路編）</p> <p>※ 土木工事設計要領は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。</p>
<p>■ 土木工事施工管理基準及び規格値（品質、出来形）</p> <p>■ 写真管理基準</p> <p>※ 土木工事施工管理基準及び規格値、写真管理基準は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。</p>
<p>■ 示方書等</p> <p>■ 指針等</p> <p>（コンクリート標準示方書、道路橋示方書等。なお、使用する図書名は「土木工事設計要領第Ⅰ編：共通編」に記載しているので参照のこと。）</p>

1. 一般事項

1.1 施工管理関係図書

施工管理に関する関係図書を以下に示す。

図 書 名
<p>■ 土木請負工事必携</p> <p>※ 土木請負工事必携は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。</p>
<p>■ 土木工事共通仕様書</p> <p>■ 区画線設置工事共通仕様書</p> <p>■ 植栽工事共通仕様書</p> <p>※ 共通仕様書類は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。</p>
<p>■ 土木工事設計要領（第Ⅰ編：共通編、第Ⅱ編：河川編、第Ⅲ編：道路編）</p> <p>※ 土木工事設計要領は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。</p>
<p>■ 土木工事施工管理基準及び規格値（品質、出来形）</p> <p>■ 写真管理基準</p> <p>※ 土木工事施工管理基準及び規格値、写真管理基準は、九州地方整備局のホームページを参照のこと。</p>
<p>■ 示方書等</p> <p>■ 指針等</p> <p>（コンクリート標準示方書、道路橋示方書等。なお、使用する図書名は「土木工事設計要領第Ⅰ編：共通編」に記載しているので参照のこと。）</p>

1.2 工事関係書類

工事において、工事施工中に受注者から監督職員へ提出を求められる工事書類、及び工事完成時に工事成果品として受注者から監督職員へ納品を求める工事関係図書を明確化する。

工事書類の書類は、「工事関係書類一覧表」に基づき実施する。

「工事関係書類一覧表」により、工事着手前に「発注者への提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して、「事前協議」するものとする。また「事前協議」の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うものとする。

事前協議において電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。

H23.9版(H24.7一部修正)

別添1

1.2 工事関係書類一覽表

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式※(様式No.)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け			ASP使用	ASP不使用	提出必要部数(紙)	備考
						発注者	受注者	提出	提示	その他				
工着手前	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	(工事書類は、工事打合せ簿(様式-9)を鏡として添付するものとする。)	
		2	共通仕様書	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
		3	特記仕様書	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
	設計図書	4	発注図面	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
		5	現場説明書	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
		6	質問回答書	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
		7	工事数量総括表	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
契約関係書類	8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1	○	○	○	○	○	○	1	契約図書で規定された場合に提出する。(工期6ヶ月以上、請負代金額1億円以上対象) ※監督職員経由で契約担当課へ提出(共通仕様書3-1-1-2-1)		
	9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	様式-2	○	○	○	○	○	○	1			
	10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3	○	○	○	○	○	○	1			
	11	建退共掛金収納書	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号)	様式-4	○	○	○	○	○	○	—			
	12	建退共証紙受払簿	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号)	—	○	○	○	○	○	○	—			
	13	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5	○	○	○	○	○	○	1			
	14	VE提案書(契約後VE時)	契約後VE方式の試行に係る手続きについて(H13.3.30付国地第24号、国管技第79号、国管計第81号)	様式-6	○	○	○	○	○	○	1			
	14-2	着工届	—	—	○	○	○	○	○	○	1			
	14-3	専任技術者証明書	—	—	○	○	○	○	○	○	1			
	工事書類	15	登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	—	○	○	○	○	○	☆		—	営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者が重複している場合、契約時も重複が解消しない場合は、工事着手までに「専任技術者証明書(様式第八号(1))」を提出する。 受注・変更・訂正時にそれぞれ提示する。 (旧称:工事カルテ受領書)
16		品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式-7	○	○	○	○	☆	2				
17		再生資源利用計画書 一建設資材搬入工専用一	共通仕様書1-1-1-18-4	—	○	○	○	○	☆	2				
18		再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工専用一	共通仕様書1-1-1-18-5	—	○	○	○	○	☆	2				
19		建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	—	○	○	○	○	☆	—				
14-2		着工届	—	—	○	○	○	○	○	○	1			
14-3		専任技術者証明書	—	—	○	○	○	○	○	○	1			
15		登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	—	○	○	○	○	○	■	—			

工事関係書類一覽表

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式※(様式No.)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け			ASP使用	ASP不使用	提出必要部数(紙)	備考
						発注者	受注者	提出	提示	その他				
工着手前	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	(工事書類は、工事打合せ簿(様式-9)を鏡として添付するものとする。)	
		2	共通仕様書	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
		3	特記仕様書	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
	設計図書	4	発注図面	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
		5	現場説明書	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
		6	質問回答書	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
		7	工事数量総括表	—	—	○	○	○	○	○	○	—		
契約関係書類	8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1	○	○	○	○	○	○	1	契約図書で規定された場合に提出する。(工期6ヶ月以上、請負代金額1億円以上対象) ※監督職員経由で契約担当課へ提出(共通仕様書3-1-1-2-1)		
	9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	様式-2	○	○	○	○	○	○	1			
	10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3	○	○	○	○	○	○	1			
	11	建退共掛金収納書	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号)	様式-4	○	○	○	○	○	○	—			
	12	建退共証紙受払簿	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号)	—	○	○	○	○	○	○	—			
	13	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5	○	○	○	○	○	○	1			
	14	VE提案書(契約後VE時)	契約後VE方式の試行に係る手続きについて(H13.3.30付国地第24号、国管技第79号、国管計第81号)	様式-6	○	○	○	○	○	○	1			
	14-2	着工届	—	—	○	○	○	○	○	○	1			
	14-3	専任技術者証明書	—	—	○	○	○	○	○	○	1			
	15	登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	—	○	○	○	○	○	■	—			
工事書類	16	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式-7	○	○	○	○	☆	2	営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者が重複している場合、契約時も重複が解消しない場合は、工事着手までに「専任技術者証明書(様式第八号(1))」を提出する。 受注・変更・訂正時にそれぞれ提示する。 (旧称:工事カルテ受領書)			
	17	再生資源利用計画書 一建設資材搬入工専用一	共通仕様書1-1-1-18-4	—	○	○	○	○	☆	2				
	18	再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工専用一	共通仕様書1-1-1-18-5	—	○	○	○	○	☆	2				
	19	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	—	○	○	○	○	☆	—				

H27.3版

1.2 工事関係書類一覽表

別添1

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式※(様式No.)		書類作成者		受注者書類作成の位置付け			ASP 使用	ASP 不使用	提出 必要 部数	備考
					発注者	受注者	発注者 監督 担当者	受注者 監督 担当者	提示	その他 ASP 使用 不可					
3 施工状況 工書書類	3 施工管理	37	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	共通仕様書1-1-1-35	1	○	○	○	☆	■	2	(注)	監督員から提出の請求があった場合は提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)	
			材料確認書※2	共通仕様書2-1-2-1	共通仕様書2-1-2-1	1	○	○	○	☆	■	2	(注)	設計図書で指定した材料がある場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)	
			材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	共通仕様書2-1-2-1	1	○	○	○	☆	■	1			
		40	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6	共通仕様書3-1-1-6-6	11	○	○	○	☆	■	2	(注)	・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督員又は現場技術員が臨場した場合は状況写真は不要。 ・監督員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。 (注)2部提出(押印後、1部返却)	
			確認・立会依頼書※2	共通仕様書3-1-1-6-1	共通仕様書3-1-1-6-1	12	○	○	○	☆	■	2	(注)	立会願は契約図書で規定された場合のみ提出することとする。(規定以外は提出不要)(注)2部提出(押印後、1部返却)	
4 安全管理	4 安全管理	42	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36-2	共通仕様書1-1-1-36-2	1	○	○	○	☆	■	2	(注)	口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡する。ただし、現道上(交通規制を伴う)工事については「提出1」とする。(注)2部提出(押印後、1部返却)	
			安全教育訓練実施資料※4	共通仕様書1-1-1-20-10	共通仕様書1-1-1-20-10	1	○	○	○	☆	■	1		監督員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
		工事事故速報※4	共通仕様書1-1-1-29	共通仕様書1-1-1-29	13	○	○	○	☆	■	2	(注)	事故が発生した場合に、直ちに連絡し、速やかに概要を画面で報告する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
5 品質管理	5 品質管理	45	工事事故報告書※4	共通仕様書1-1-1-29	共通仕様書1-1-1-29	1	○	○	○	☆	■	2	(注)	事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督員から請求があった資料を提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)	
			工事履行報告書	共通仕様書1-1-1-23-8	共通仕様書1-1-1-23-8	14	○	○	○	☆	■	2	(注)	工事進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。(注)2部提出(押印後、1部返却)	
6 出来形管理	6 出来形管理	47	出来形管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	共通仕様書1-1-1-23-8	1	○	○	○	☆	■	1		既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。	
			出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	共通仕様書1-1-1-23-8	31	○	○	○	☆	■	1		施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。	
7 品質管理	7 品質管理	49	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7-2	共通仕様書3-1-1-7-2	1	○	○	○	☆	■	1		施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。作成については、「土木工事施工管理の手引き(工事書類の簡素化編)(平成21年11月)」による。	
			品質管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	共通仕様書1-1-1-23-8	1	○	○	○	☆	■	1		既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。	
		品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	共通仕様書1-1-1-23-8	32	○	○	○	☆	■	1		施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。品質の測定位置が分かるように略図を記載する。		
52	7 品質管理	52	材料品質証明資料※2	共通仕様書2-1-2-1	共通仕様書2-1-2-1	1	○	○	○	☆	■	2	(注)	設計図書で指定した材料がある場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)	

工事関係書類一覽表

H27.3版

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式※(様式No.)		書類作成者		受注者書類作成の位置付け			ASP 使用	ASP 不使用	提出 必要 部数	備考
					発注者	受注者	発注者 監督 担当者	受注者 監督 担当者	提示	その他 ASP 使用 不可					
3 施工状況 工書書類	3 施工管理	37	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	共通仕様書1-1-1-35	1	○	○	○	☆	■	2	(注)	監督員から提出の請求があった場合は提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)	
			材料確認書※2	共通仕様書2-1-2-1	共通仕様書2-1-2-1	1	○	○	○	☆	■	2	(注)	設計図書で指定した材料がある場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)	
			材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	共通仕様書2-1-2-1	1	○	○	○	☆	■	1			
		40	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6	共通仕様書3-1-1-6-6	11	○	○	○	☆	■	2	(注)	・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督員又は現場技術員が臨場した場合は状況写真は不要。 ・監督員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。 (注)2部提出(押印後、1部返却)	
			確認・立会依頼書※2	共通仕様書3-1-1-6-1	共通仕様書3-1-1-6-1	12	○	○	○	☆	■	2	(注)	立会願は契約図書で規定された場合のみ提出することとする。(規定以外は提出不要)(注)2部提出(押印後、1部返却)	
4 安全管理	4 安全管理	42	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36-2	共通仕様書1-1-1-36-2	1	○	○	○	☆	■	2	(注)	口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡する。ただし、現道上(交通規制を伴う)工事については「提出1」とする。(注)2部提出(押印後、1部返却)	
			安全教育訓練実施資料※4	共通仕様書1-1-1-26-10	共通仕様書1-1-1-26-10	1	○	○	○	☆	■	1		監督員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
		工事事故速報※4	共通仕様書1-1-1-29	共通仕様書1-1-1-29	13	○	○	○	☆	■	2	(注)	事故が発生した場合に、直ちに連絡し、速やかに概要を画面で報告する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
5 品質管理	5 品質管理	45	工事履行報告書	共通仕様書1-1-1-29	共通仕様書1-1-1-29	1	○	○	○	☆	■	2	(注)	事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督員から請求があった資料を提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)	
			出来形管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	共通仕様書1-1-1-23-8	1	○	○	○	☆	■	1		既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。	
52	7 品質管理	49	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7-2	共通仕様書3-1-1-7-2	1	○	○	○	☆	■	1		施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。作成については、「土木工事施工管理の手引き(工事書類の簡素化編)(平成21年11月)」による。	
			品質管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	共通仕様書1-1-1-23-8	1	○	○	○	☆	■	1		既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。	
		品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	共通仕様書1-1-1-23-8	32	○	○	○	☆	■	1		施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。品質の測定位置が分かるように略図を記載する。		
52	7 品質管理	52	材料品質証明資料※2	共通仕様書2-1-2-1	共通仕様書2-1-2-1	1	○	○	○	☆	■	2	(注)	設計図書で指定した材料がある場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)	

別添1

1.2 工事関係書類一覧表

Table with 10 columns: 作成時期, 種別, No., 書類名称, 書類作成の根拠, 工事関係書類の標準様式※(様式No.), 書類作成者, 提出, 提示, 位置付け, ASP使用, ASP不使用, 提出必要部数, 備考. Rows 53-74.

H27.3版

工事関係書類一覧表

Table with 10 columns: 作成時期, 種別, No., 書類名称, 書類作成の根拠, 工事関係書類の標準様式※(様式No.), 書類作成者, 提出, 提示, 位置付け, ASP使用, ASP不使用, 提出必要部数, 備考. Rows 53-74.

1.2 工事関係書類一覽表

別添1

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式※(様式No.)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け			ASP使用	ASP不使用	提出必要部数	備考		
						発注者	受注者	提出	提示	その他						
工事完成時	契約関係書類	75	完成通知書	工事請負契約書第31条1項	様式-29	○	○	○	○	○	◎	◎	1	(工事書類は、工事打合せ簿(様式-9)を鏡として添付するものとする。)		
		76	引渡書	工事請負契約書第31条4項	様式-30	○	○	○	○	○	◎	◎	1			
		77	請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条1項	様式-5	○	○	○	○	○	◎	◎	1			
		78	出来形管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		79	出来形管理図表※3	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-31	○	○	○	○	○	☆	■	2	出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		80	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7-2	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	施工中は提示とし、工事完成時に提出する。施工書類の簡素化編(平成21年11月)による。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		81	品質管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		82	品質管理図表※3	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-32	○	○	○	○	○	☆	■	2	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。品質の測定位置が分かるように略図を記載する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		83	品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式-33	○	○	○	○	○	☆	■	2	契約図書で規定された場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		84	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	-	○	○	○	○	○	☆	☆	1	工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。(紙の工事写真写真は提出不要)		
工事完成図書	技術提案履行報告書	85	技術提案履行報告書	総合評価落札方式の実施について(H12.9.20付建設省厚労省第30号)	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	総合評価落札方式を適用して契約し、設計図書等で提出を求めた場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		86	イメージアップの実施状況	土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領(案)H19.3.29付国官技第354号)	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	イメージアップ対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画に含め提出する。注)2部提出(押印後、1部返却)		
		87	創業工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-16	様式-34	○	○	○	○	○	☆	■	2	創業工夫・地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		88	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	-	○	○	○	○	○	☆◎	○	1	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。(紙1部、電子1部)		
		89	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9	-	○	○	○	○	○	☆◎	○	1	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。(紙1部、電子1部)		
		90	再生資源利用実施書 一建設資材搬入工事用一	共通仕様書1-1-1-18-6	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		91	再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一	共通仕様書1-1-1-18-6	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		工事書類	その他													

工事関係書類一覽表

H27.3版

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式※(様式No.)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け			ASP使用	ASP不使用	提出必要部数	備考		
						発注者	受注者	提出	提示	その他						
工事完成時	契約関係書類	75	完成通知書	工事請負契約書第31条1項	様式-29	○	○	○	○	○	◎	◎	1	(工事書類は、工事打合せ簿(様式-9)を鏡として添付するものとする。)		
		76	引渡書	工事請負契約書第31条4項	様式-30	○	○	○	○	○	◎	◎	1			
		77	請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条1項	様式-5	○	○	○	○	○	◎	◎	1			
		78	出来形管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		79	出来形管理図表※3	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-31	○	○	○	○	○	☆	■	2	出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		80	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7-2	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。施工書類の簡素化編(平成21年11月)による。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		81	品質管理総括表	共通仕様書1-1-1-23-8	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		82	品質管理図表※3	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-32	○	○	○	○	○	☆	■	2	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。品質の測定位置が分かるように略図を記載する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		83	品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式-33	○	○	○	○	○	☆	■	2	契約図書で規定された場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		84	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	-	○	○	○	○	○	☆	☆	1	工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。(紙の工事写真写真は提出不要)		
工事書類	技術提案履行報告書	85	技術提案履行報告書	総合評価落札方式の実施について(H12.9.20付建設省厚労省第30号)	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	総合評価落札方式を適用して契約し、設計図書等で提出を求めた場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		86	イメージアップの実施状況	土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領(案)H19.3.29付国官技第354号)	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	イメージアップ対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画に含め提出する。注)2部提出(押印後、1部返却)		
		87	創業工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-16	様式-34	○	○	○	○	○	☆	■	2	創業工夫・地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		88	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	-	○	○	○	○	○	☆◎	○	1	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。(紙1部、電子1部)		
		89	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9	-	○	○	○	○	○	☆◎	○	1	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。(紙1部、電子1部)		
		90	再生資源利用実施書 一建設資材搬入工事用一	共通仕様書1-1-1-18-6	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		91	再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一	共通仕様書1-1-1-18-6	-	○	○	○	○	○	☆	■	2	該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		工事書類	その他													

1.2 工事関係書類一覧表

別添1

作成時期	工事関係書類		書類作成者	受注者書類作成の位置付け			ASP 使用	ASP 不使用	提出 必要 部数 (紙)	備 考
	種別	No.		書類名称	書類作成の根拠	標準様式※ (様式No)				
工事完成後	契約関係書類	92	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-(3)	-	○	○	◎	1	「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

【注意事項】提出(発注者への納品)する書類を明確にするため、下記の点に特に留意して書類を整理すること。
 ※1 設計図書(照査確認資料及び工事測量結果)については、設計図書と差異がない場合は提示でよい。
 ※2 材料確認、材料品質証明資料、確認、立会資料は、設計図書又は設計図書に記載のある箇図のみ提出すること。
 ※3 出来形管理及び品質管理については、提出は管理図表(様式-31、様式-32)と測定位置がわかる箇図のみとし、証明資料は提出する必要はない。
 ※4 安全に関する書類は、事故に関する書類を除き提出する必要はない。
 ※工事関係書類の標準様式については、下記のアドレス(国土交通省 九州地方整備局のHP)に掲載されておりまして使用して下さい。
 (http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/)

工事関係書類一覧表

H27.3版

作成時期	工事関係書類		書類作成者	受注者書類作成の位置付け			ASP 使用	ASP 不使用	提出 必要 部数 (紙)	備 考
	種別	No.		書類名称	書類作成の根拠	標準様式※ (様式No)				
工事完成後	契約関係書類	92	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-(3)	-	○	○	◎	1	「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

工事書類作成のための事前協議
 電子:☆ 紙:◎
 電子:☆ 紙:◎

【注意事項】提出(発注者への納品)する書類を明確にするため、下記の点に特に留意して書類を整理すること。
 ※1 設計図書の照査確認資料及び工事測量結果については、設計図書と差異がない場合は提示でよい。
 ※2 材料確認、材料品質証明資料、確認、立会資料は、設計図書又は設計図書に記載のある箇図のみ提出すること。
 ※3 出来形管理及び品質管理については、提出は管理図表(様式-31、様式-32)と測定位置がわかる箇図のみとし、証明資料は提出する必要はない。
 ※4 安全に関する書類は、事故に関する書類を除き提出する必要はない。
 工事関係書類の標準様式については、下記のアドレス(国土交通省 九州地方整備局のHP)に掲載されておりまして使用して下さい。
 (http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/)

2. 施工計画書

2. 施工計画書

2. 施工計画書

2.1 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-4 施工計画 1. 一般事項に、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を、監督職員に**提出**しなければならない。」と規定している。従って、施工計画書は、受注者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではない。

また、施工計画書には、下記の事項について記載するよう規定されている。

- (1) 工 事 概 要
- (2) 計 画 工 程 表
- (3) 現 場 組 織 表
- (4) 指 定 機 械
- (5) 主 要 船 舶 ・ 機 械
- (6) 主 要 資 材
- (7) 施 工 方 法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 安 全 管 理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交 通 管 理
- (12) 環 境 対 策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) そ の 他

さらに、「監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

この外、2. 変更施工計画書には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。」

また、3. 詳細施工計画書には「監督職員から指示された事項についてさらに詳細な施工計画書を**提出**しなければならない。」と規定されている。

ただし、工期や数量だけの軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。

2. 施工計画書

2.1 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-4 施工計画書 1. 一般事項に、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を、監督職員に**提出**しなければならない。」と規定している。従って、施工計画書は、受注者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではない。

また、施工計画書には、下記の事項について記載するよう規定されている。

- (1) 工 事 概 要
- (2) 計 画 工 程 表
- (3) 現 場 組 織 表
- (4) 指 定 機 械
- (5) 主 要 船 舶 ・ 機 械
- (6) 主 要 資 材
- (7) 施 工 方 法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 安 全 管 理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交 通 管 理
- (12) 環 境 対 策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) そ の 他

さらに、「監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

この外、2. 変更施工計画書には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。」

また、3. 詳細施工計画書には「監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を**提出**しなければならない。」と規定されている。

ただし、工期や数量だけの軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。

2.2 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下表のとおりである。

記載事項	内 容	
工 事 概 要	工事名、河川又は路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、請負者、工事内容	
計 画 工 程 表	横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成	
現 場 組 織 表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担	
指 定 機 械	設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械	
主 要 船 舶・機 械	設計図書で指定されていない使用機械	
主 要 資 材	指定材料、主要材料、材料試験方法	
施 工 方 法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容	
施 工 管 理 計 画	工 程 管 理	実施工程の手法・管理方法
	品 質 管 理	品質管理計画表
	写 真 管 理	写真管理計画表
	出 来 形 管 理	出来形管理計画表
	段 階 確 認	段階確認計画表
	品 質 証 明	品質証明計画表
安 全 管 理	安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針	
緊 急 時 の 体 制 及 び 対 策	事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制	
交 通 管 理	交通管理、交通処理	
環 境 対 策	大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策	
現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策	
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書	
そ の 他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。	

2.2 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下表のとおりである。

記載事項	内 容	
工 事 概 要	工事名、河川又は路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、請負者、工事内容	
計 画 工 程 表	横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成	
現 場 組 織 表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担	
指 定 機 械	設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械	
主 要 船 舶・機 械	設計図書で指定されていない使用機械	
主 要 資 材	指定材料、主要材料、材料試験方法	
施 工 方 法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容	
施 工 管 理 計 画	工 程 管 理	実施工程の手法・管理方法
	品 質 管 理	品質管理計画表
	写 真 管 理	写真管理計画表
	出 来 形 管 理	出来形管理計画表
	段 階 確 認	段階確認計画表
	品 質 証 明	品質証明計画表
安 全 管 理	安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針	
緊 急 時 の 体 制 及 び 対 策	事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制	
交 通 管 理	交通管理、交通処理	
環 境 対 策	大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策	
現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策	
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書	
そ の 他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。	

2.3 施工計画書作成の留意点

2.3.1 施工計画の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件（地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等）
- ③ 全体工程（基本工程）
- ④ 施工方法（施工順序、使用機械等）
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

2.3.2 施工計画書作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討（施工計画作成フロー図参照）しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的なかつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

- ① 生産性の向上に関する標準的な検討項目
 - (a) 合理的な分割施工
 - (b) 仮設の独自性
 - (c) 作業の規格化・標準化
 - (d) 新技術・新工法の採用
 - (e) 施工の機械化
- ② 環境保全に関する標準的な検討項目
 - (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
 - (b) 地域社会への貢献
 - (c) 廃棄物の減量化・適正処理
 - (d) エネルギー利用の効率化
 - (e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

2.3 施工計画書作成の留意点

2.3.1 施工計画の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件（地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等）
- ③ 全体工程（基本工程）
- ④ 施工方法（施工順序、使用機械等）
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

2.3.2 施工計画書作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討（施工計画作成フロー図参照）しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

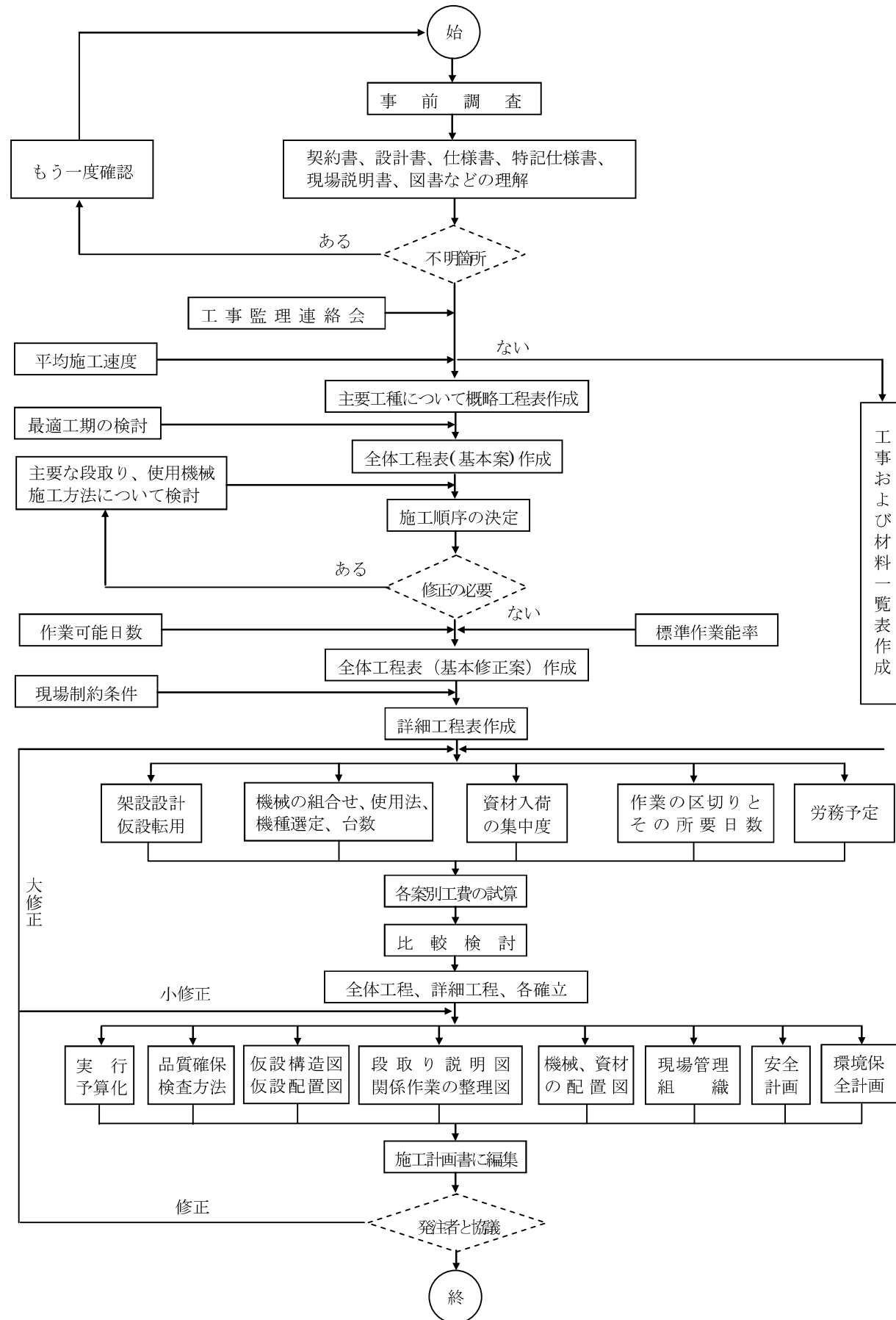
現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的なかつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

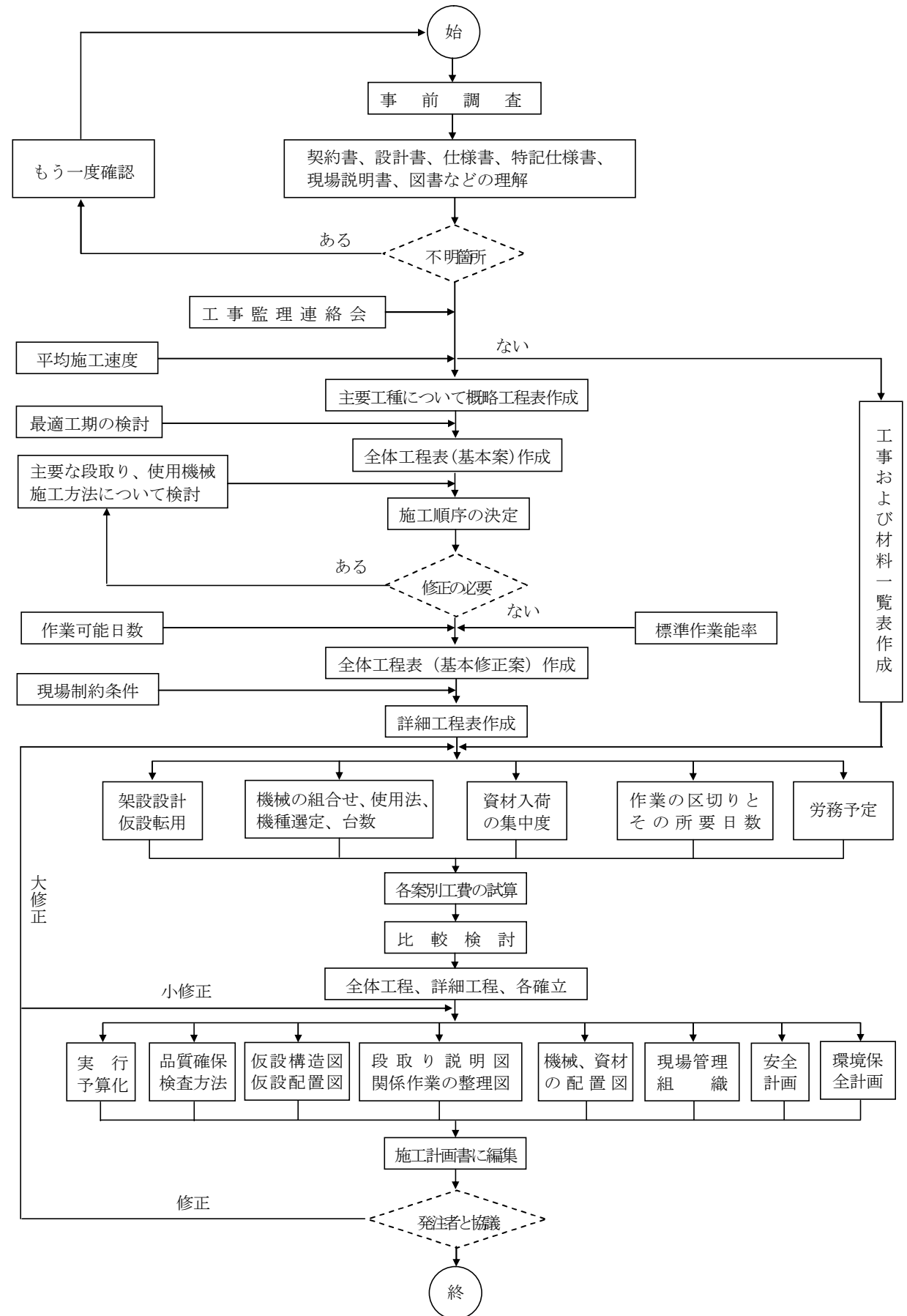
- ① 生産性の向上に関する標準的な検討項目
 - (a) 合理的な分割施工
 - (b) 仮設の独自性
 - (c) 作業の規格化・標準化
 - (d) 新技術・新工法の採用
 - (e) 施工の機械化
- ② 環境保全に関する標準的な検討項目
 - (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
 - (b) 地域社会への貢献
 - (c) 廃棄物の減量化・適正処理
 - (d) エネルギー利用の効率化
 - (e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

2.3.3 施工計画書作成フロー図



2.3.3 施工計画書作成フロー図



2.4 施工計画書作成要領

2.4.1 工事概要

工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。
(工種が 1 式表示及び主体工種以外については、工種のみ記載でもよい。)

【記載例】

工 事 概 要

工 事 名	〇〇地区〇〇工事
河川または路線名	一般国道〇〇〇号
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇地先～〇〇県〇〇市〇地先
請 負 代 金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契 約 年 月 日	平成〇年〇月〇日
工 期	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日
発 注 者	〇〇事務所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇出張所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇監督官詰所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇"
受 注 者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇
	〇〇作業所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇

工 事 内 容

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	土工			式	1	
	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23	
	擁壁工	1号擁壁工		m	40	
		2号擁壁工		m	25	
		ブロック積工		m ²	200	
	路盤工	下層路盤工		m ²	700	
		上層路盤工		m ²	700	
	舗装工	表層工		m ²	700	
	仮設工			式	1	

2.4 施工計画書作成要領

2.4.1 工事概要

工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。
(工種が 1 式表示及び主体工種以外については、工種のみ記載でもよい。)

【記載例】

工 事 概 要

工 事 名	〇〇地区〇〇工事
河川または路線名	一般国道〇〇〇号
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇地先～〇〇県〇〇市〇地先
請 負 代 金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契 約 年 月 日	平成〇年〇月〇日
工 期	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日
発 注 者	〇〇事務所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇出張所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇監督官詰所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇"
受 注 者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇
	〇〇作業所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇

工 事 内 容

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	土工			式	1	
	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23	
	擁壁工	1号擁壁工		m	40	
		2号擁壁工		m	25	
		ブロック積工		m ²	200	
	路盤工	下層路盤工		m ²	700	
		上層路盤工		m ²	700	
	舗装工	表層工		m ²	700	
	仮設工			式	1	

2.4.2 計画工程表

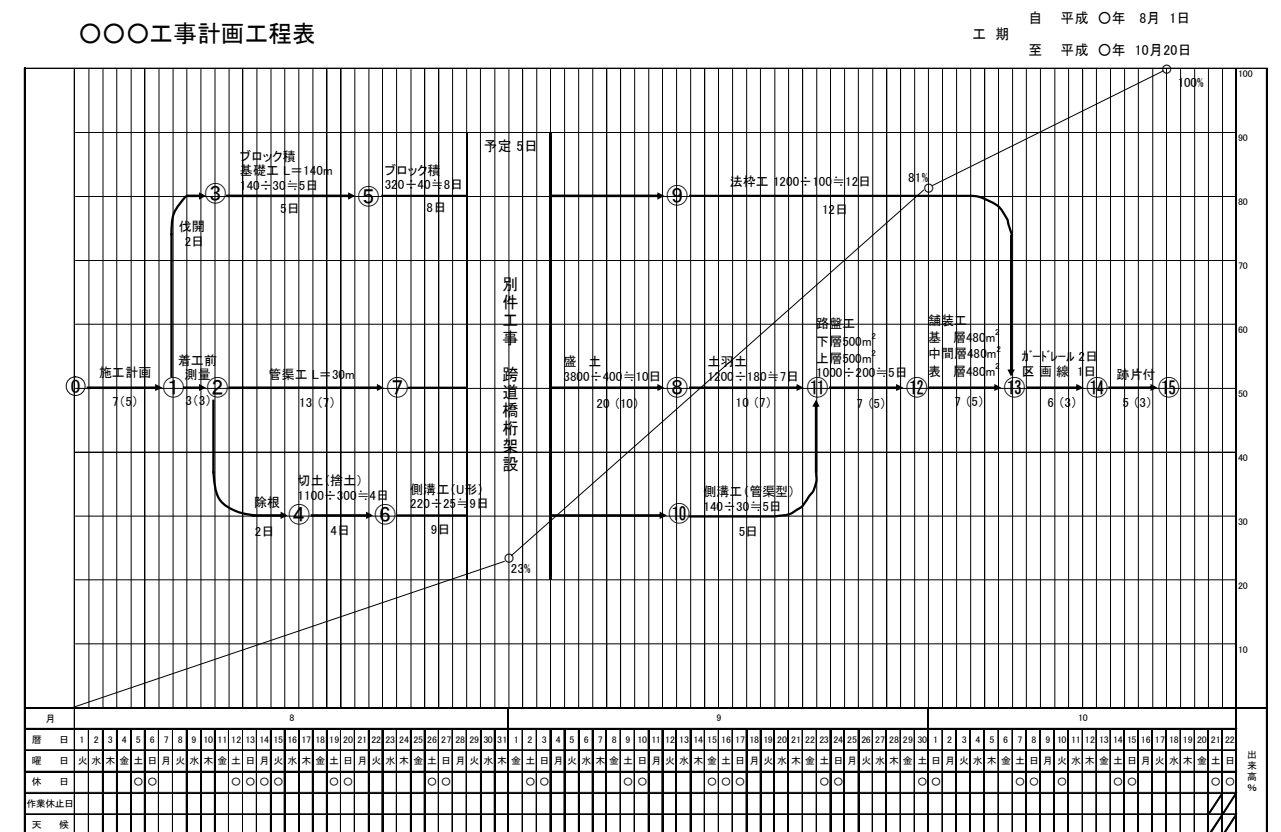
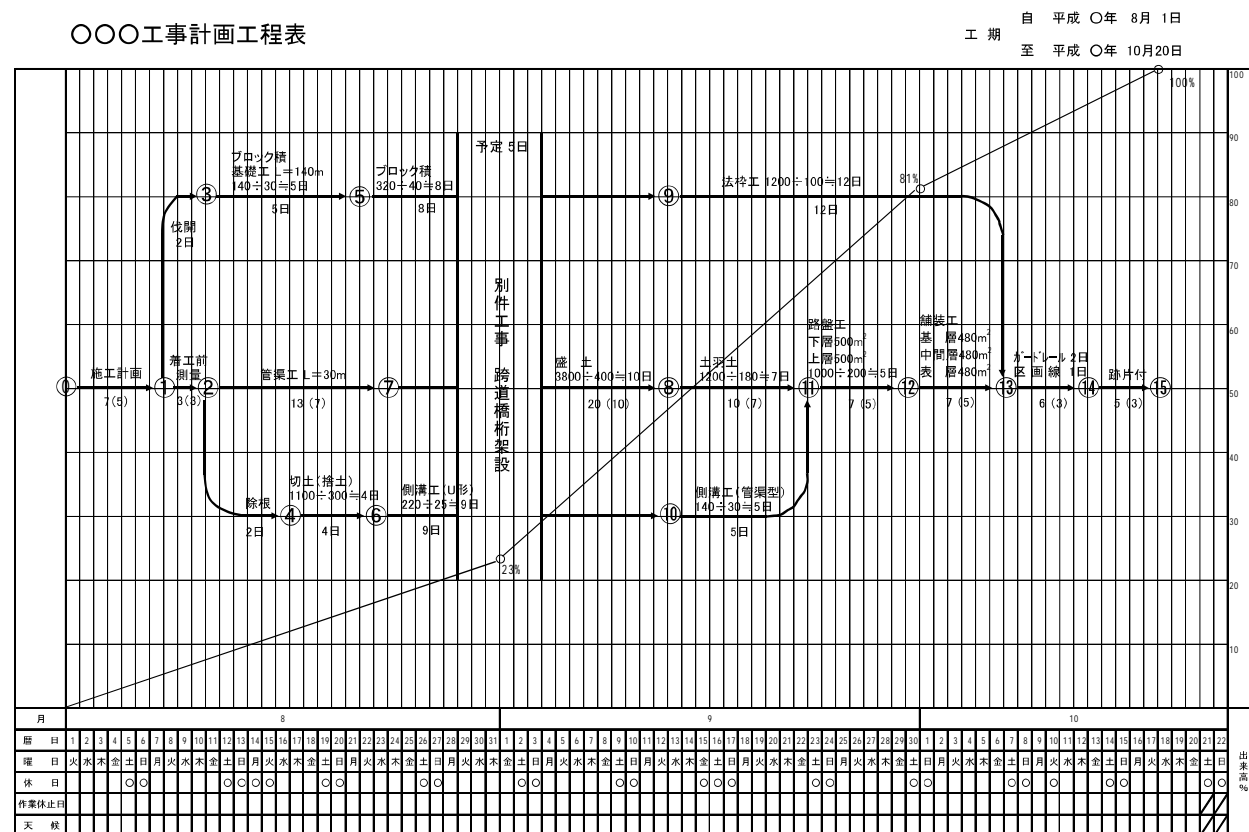
1. 計画工程表はネットワーク・バーチャート等で作成し、各種別又は、細別毎の作業開始・終了がわかるように記載する。
2. 工程表は、それぞれの作成方法・特性を充分理解し、該当工事に適した様式で作成する。
3. 作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を充分調査し、計画に反映させる。
4. 作業日数決定根拠は、計画工程表に表示するか、資料として整理し、工程打合せ時等に提示出来るように整理しておく。

2.4.2 計画工程表

1. 計画工程表はネットワーク・バーチャート等で作成し、各種別又は、細別毎の作業開始・終了がわかるように記載する。
2. 工程表は、それぞれの作成方法・特性を充分理解し、該当工事に適した様式で作成する。
3. 作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を充分調査し、計画に反映させる。
4. 作業日数決定根拠は、計画工程表に表示するか、資料として整理し、工程打合せ時等に提示出来るように整理しておく。

【作成例：ネットワーク工程表】

【作成例：ネットワーク工程表】



2.4.3 現場組織表

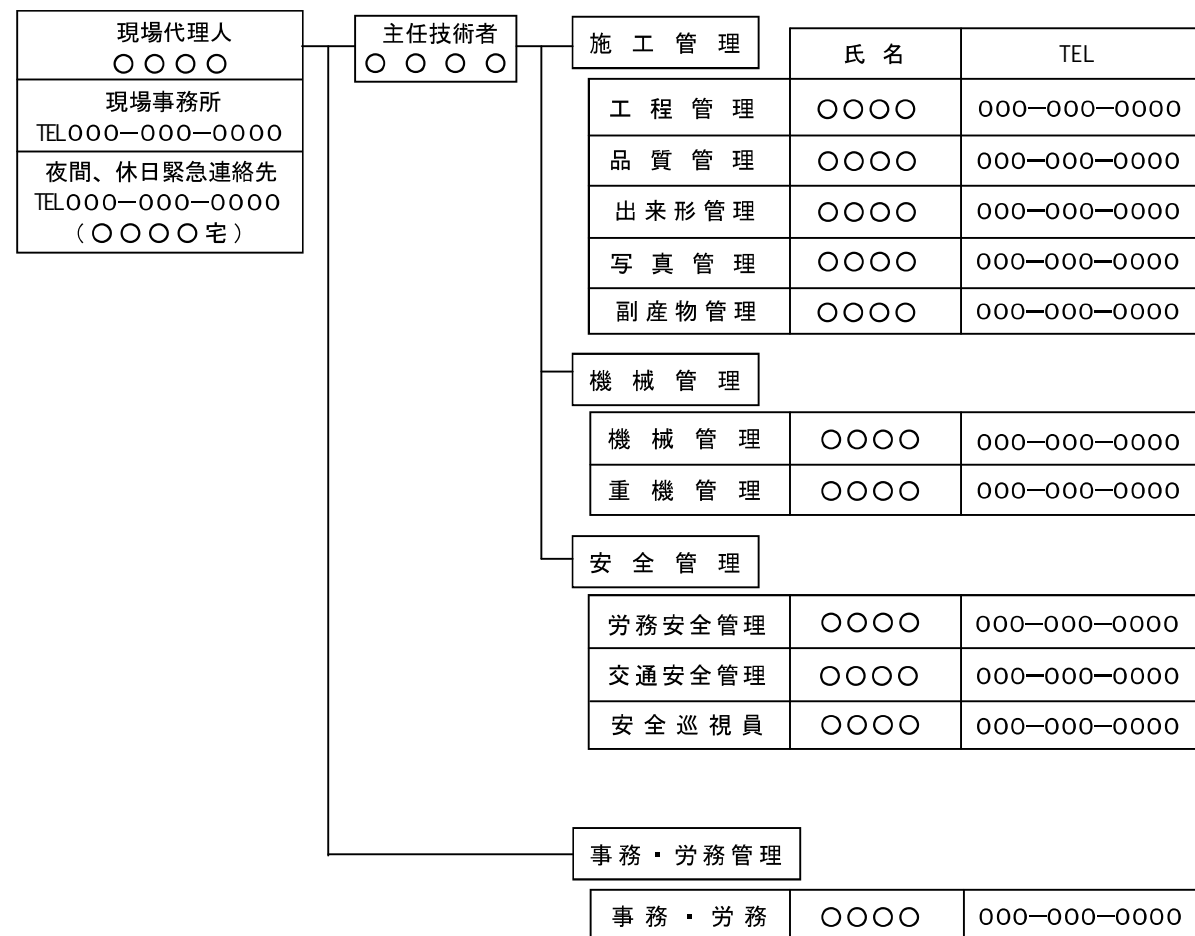
1. 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
2. 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
3. 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
4. 監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。
5. 施工体制台帳の提出を義務付けられた工事（下請け合計金額 3,000 万円以上）以外は施工体系図を記載する。
6. 品質証明（社内検査）対象工事は、品質証明員を記載する。

2.4.3 現場組織表

1. 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
2. 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
3. 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
4. 監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。
5. 施工体制台帳の提出を義務付けられた工事（下請け合計金額 3,000 万円以上）以外は施工体系図を記載する。
6. 品質証明（社内検査）対象工事は、品質証明員を記載する。

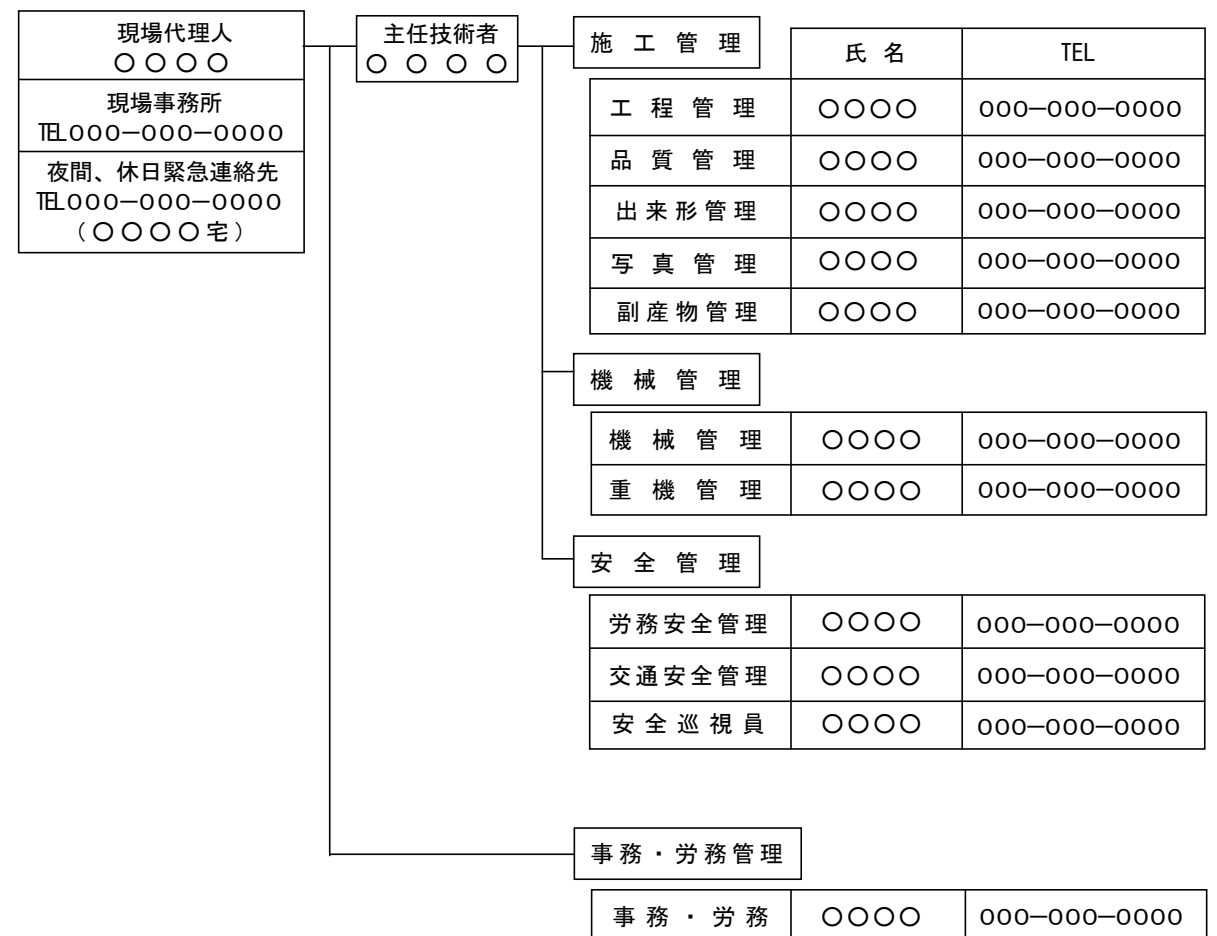
【記載例：専任の主任技術者】

現場組織表



【記載例：専任の主任技術者】

現場組織表

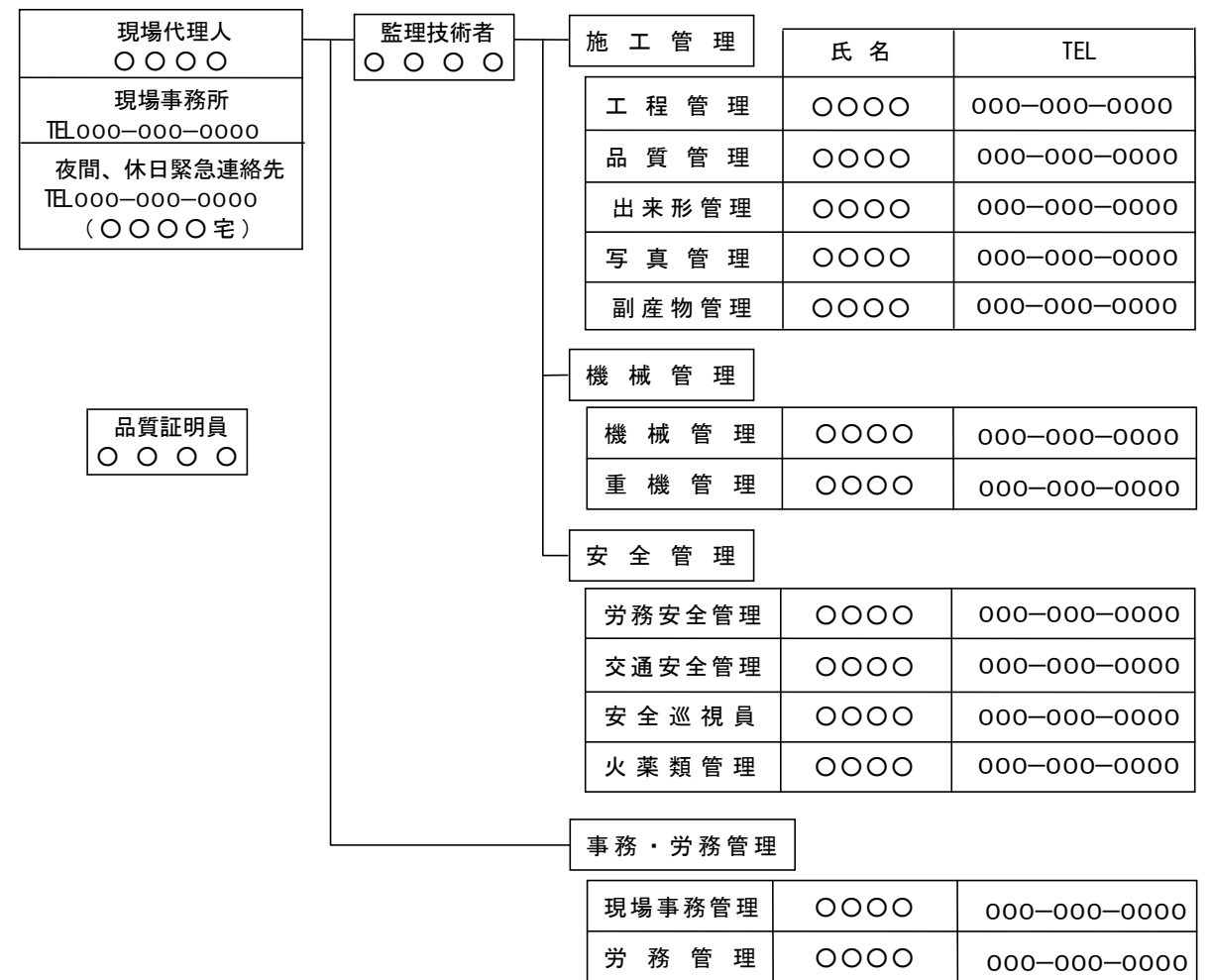
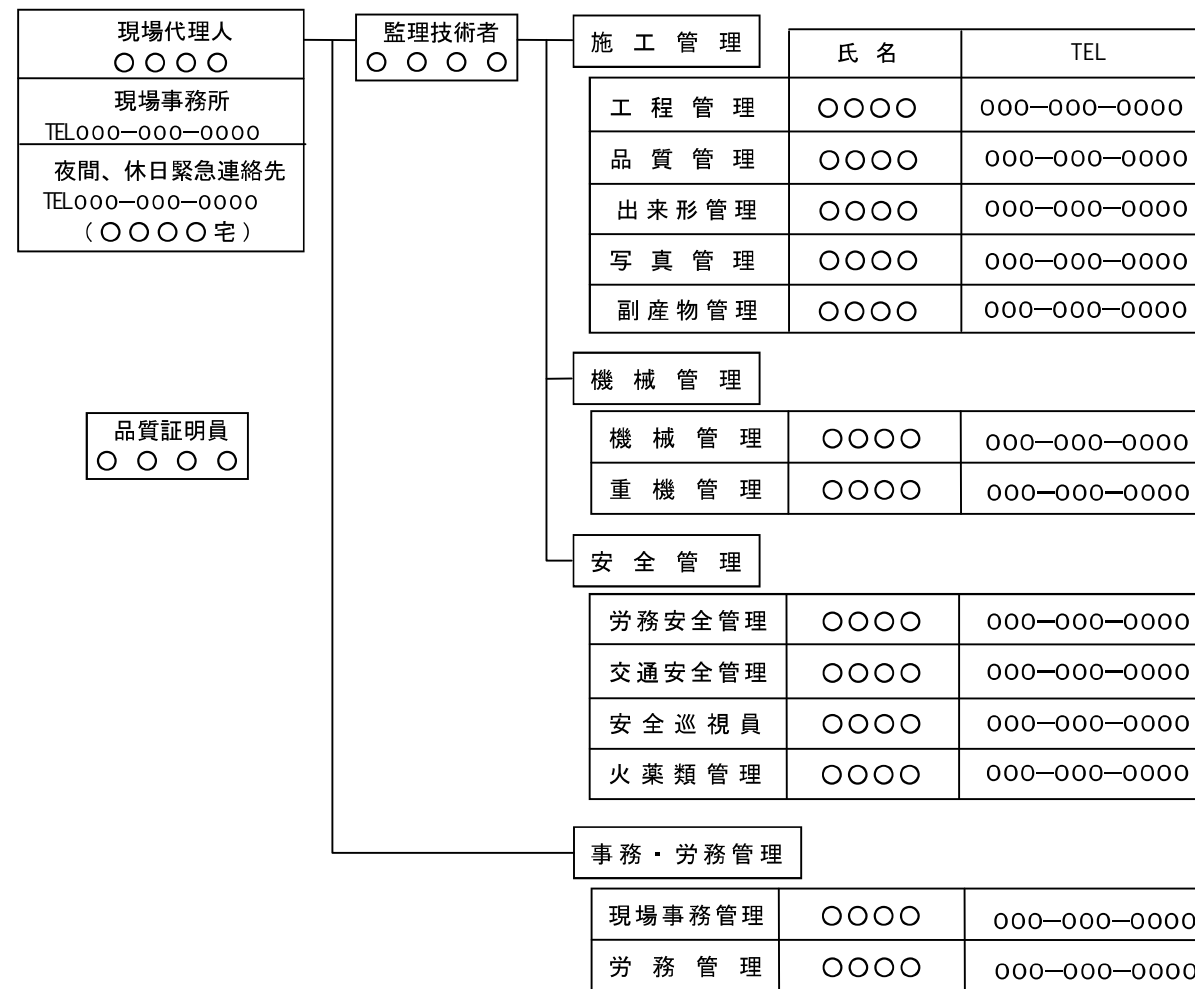


【記載例：専任の監理技術者】

【記載例：専任の監理技術者】

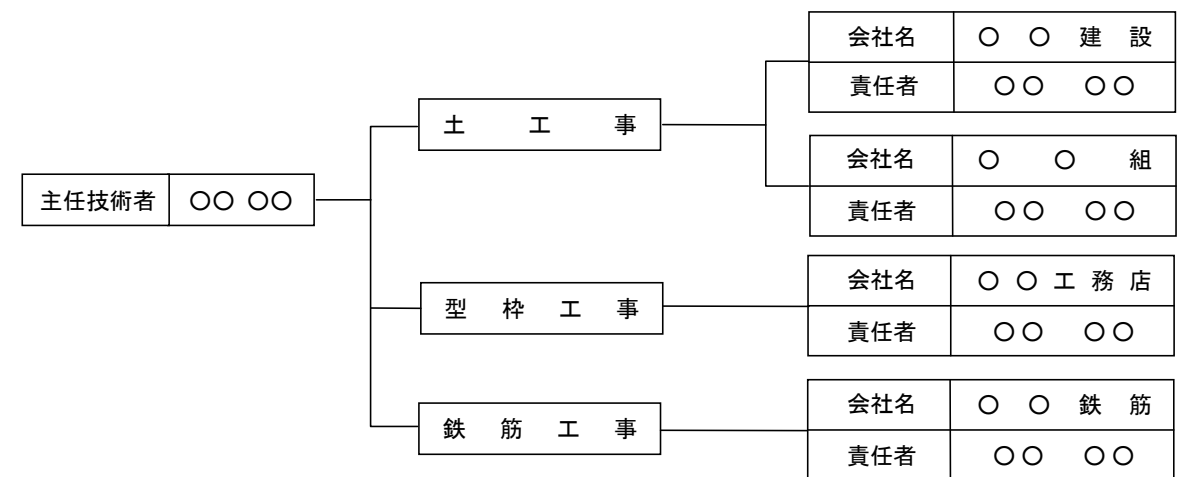
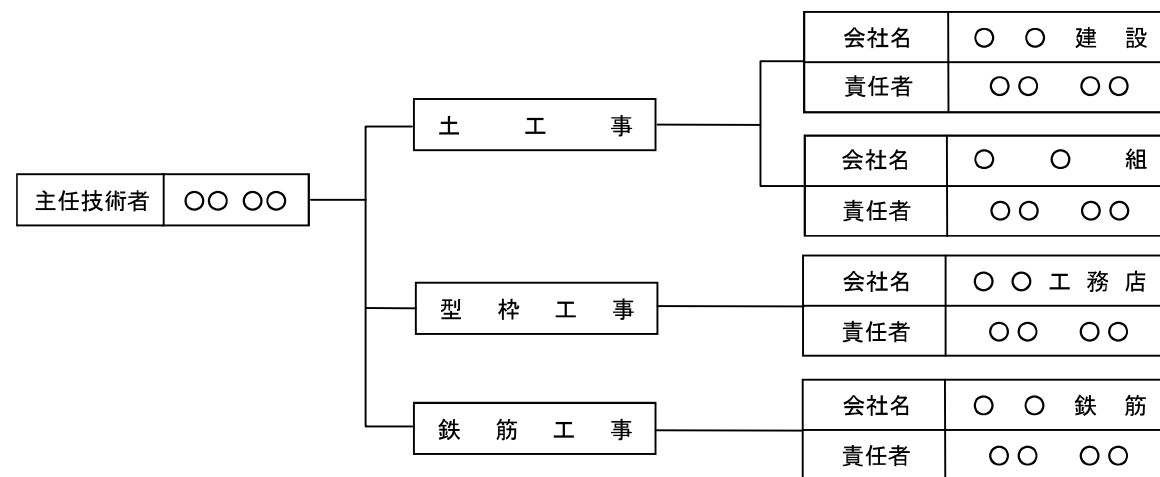
現場組織表

現場組織表



【記載例：施工体系図（施工体制台帳の提出を義務付けられた工事を除く）】

【記載例：施工体系図（施工体制台帳の提出を義務付けられた工事を除く）】



2.4.4 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。

【記載例】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	排ガス規制
ラフテレーンクレーン	油圧ロープ式 25 t 吊	1	仮設矢板打設	排ガス規制
油圧式バイプロハンマー	220 P S	1	〃	排ガス規制

2.4.5 主要船舶・機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械以外の主要なものについて記載する。

【記載例】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
バックホウ	0.45m ³	1	掘削工	排ガス規制
ブルドーザ	16t	1	路体盛土工	排ガス規制

2.4.6 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及び材料確認時期等について記載する。なお、資材搬入時期と計画工程表が整合していること。

【記載例】

品名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要
					〇月	〇月	〇月	
生コンクリート	24N/mm ²	300m ³	〇〇生コン	試験成績表	■■■■■			
鉄筋	D13~D29	6.8t	〇〇製鉄	ミルシート	■■■■■			
再生クラッシュラン	RC-40	50m ³	〇〇碎石	試験成績表	■■■■■			

2.4.4 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。

【記載例】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	排ガス規制
ラフテレーンクレーン	油圧ロープ式 25 t 吊	1	仮設矢板打設	排ガス規制
油圧式バイプロハンマー	220 P S	1	〃	排ガス規制

2.4.5 主要船舶・機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械以外の主要なものについて記載する。

【記載例】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
バックホウ	0.45m ³	1	掘削工	排ガス規制
ブルドーザ	16t	1	路体盛土工	排ガス規制

2.4.6 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及び材料確認時期等について記載する。なお、資材搬入時期と計画工程表が整合していること。

【記載例】

品名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要
					〇月	〇月	〇月	
生コンクリート	24N/mm ²	300m ³	〇〇生コン	試験成績表	■■■■■			
鉄筋	D13~D29	6.8t	〇〇製鉄	ミルシート	■■■■■			
再生クラッシュラン	RC-40	50m ³	〇〇碎石	試験成績表	■■■■■			

2.4.7 施工方法

工種(注¹)毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等)について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・濁水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件(施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等)・基準点・地下埋設物地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件および埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械

★(注¹): 記載対象工種は(1)～(6)を標準とする。

- (1) 主要な工種
- (2) 設計図書で指定された工法
- (3) 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- (4) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (5) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- (6) その他

仮設備計画は①～⑤の項目について、位置図・概略図を用いて、具体的に記載する。

- ① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

土木工事共通仕様書において、監督職員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、または「協議」「報告」「提出」するものうち、事前に記載できるもの、および施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

2.4.7 施工方法

工種(注¹)毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等)について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・濁水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件(施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等)・基準点・地下埋設物地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件および埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械

★(注¹): 記載対象工種は(1)～(6)を標準とする。

- (1) 主要な工種
- (2) 設計図書で指定された工法
- (3) 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- (4) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (5) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- (6) その他

仮設備計画は①～⑤の項目について、位置図・概略図を用いて、具体的に記載する。

- ① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

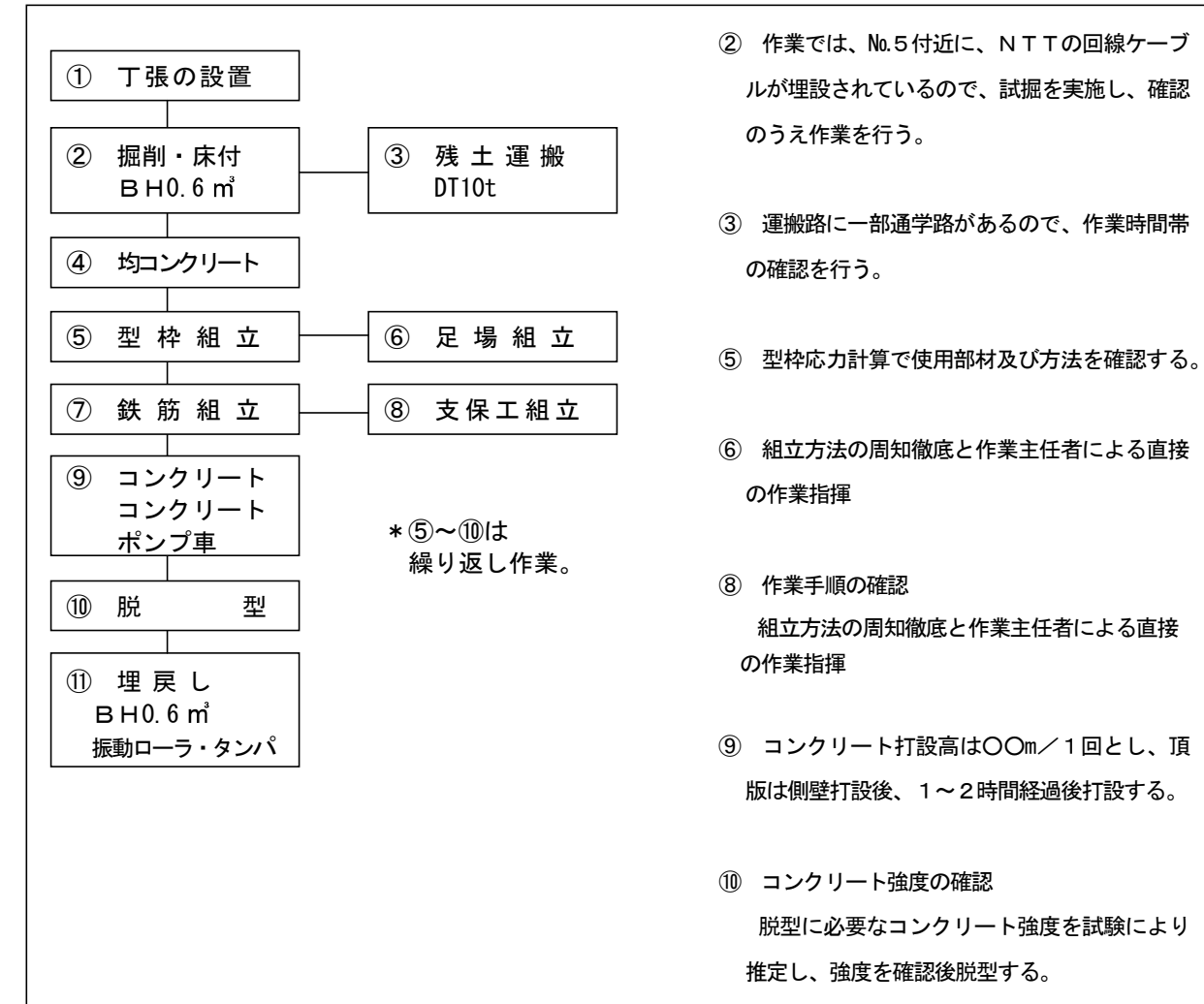
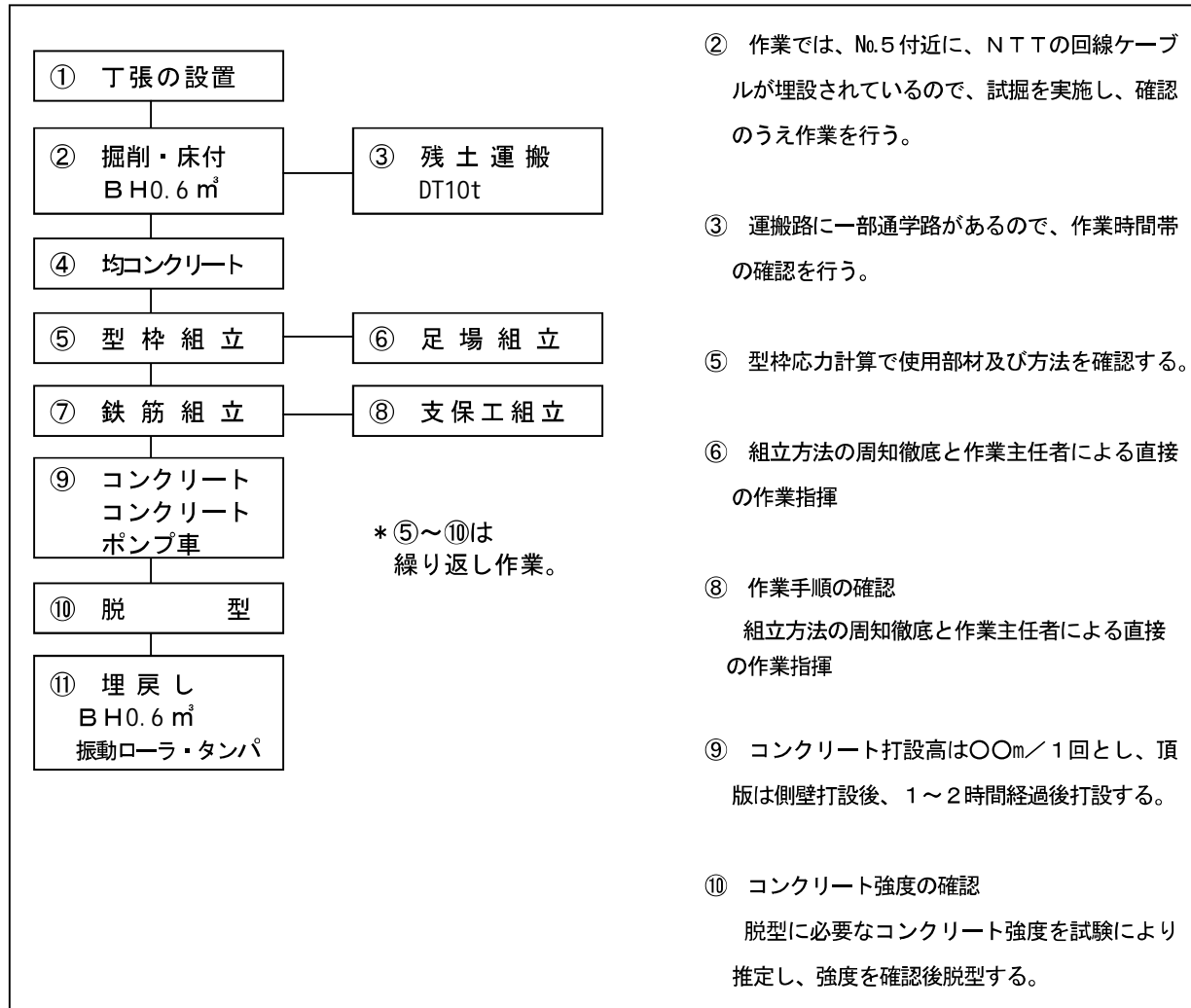
土木工事共通仕様書において、監督職員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、または「協議」「報告」「提出」するものうち、事前に記載できるもの、および施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

【記載例：函渠作業フロー】

【記載例：函渠作業フロー】

基本事項
 施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、函渠は、〇月までに完成しなければならず、〇月には着工し、計画工程に添って作業を実施する。作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の〇〇取水場に影響が無いよう十分注意する。

基本事項
 施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、函渠は、〇月までに完成しなければならず、〇月には着工し、計画工程に添って作業を実施する。作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の〇〇取水場に影響が無いよう十分注意する。



2.4.8 施工管理計画

(1) 工程管理計画

計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

【記載例】

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理：各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週月曜日・毎月 3 日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理：工事開始より 2 ヶ月間は 2 週間に 1 回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し〇%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。又それ以降は、1 ヶ月 1 回、同様の管理を実施する。

(2) 品質管理計画

「施工管理基準」を参照して品質管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督職員で協議が必要)
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

【記載例：品質管理計画】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5000m ³	当初及び土質の変化時	1 回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	5000m ³	1000m ³ /回	5 回	試験成績表 成果一覧表	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1 回	試験成績表	
		CBR 試験	700m ³	〃	1 回	〃	
	施工	現場密度の測定	700m ³	500m ³ /回但し 1500m ³ 未満 3 回	3 回	試験成績表 成果一覧表	
		フルフローリング [※]	700m ³	全幅、全区間	1 回		
函渠工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	500m ³	荷卸し時	3 回	試験成績表 成果一覧表	
		スランプ試験					
		空気量測定					
	塩化物含有量 試験	500m ³	打設日 1 日につき 2 回ただし、午前の試 験結果が規制値の 1 / 2 以下の場合は午 後の試験を省略でき る。	3 回	試験成績表		

2.4.8 施工管理計画

(1) 工程管理計画

計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

【記載例】

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理：各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週月曜日・毎月 3 日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理：工事開始より 2 ヶ月間は 2 週間に 1 回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し〇%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。又それ以降は、1 ヶ月 1 回、同様の管理を実施する。

(2) 品質管理計画

「施工管理基準」を参照して品質管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督職員で協議が必要)
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

【記載例：品質管理計画】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5000m ³	当初及び土質の変化時	1 回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	5000m ³	1000m ³ /回	5 回	試験成績表 成果一覧表	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1 回	試験成績表	
		CBR 試験	700m ³	〃	1 回	〃	
	施工	現場密度の測定	700m ³	500m ³ /回但し 1500m ³ 未満 3 回	3 回	試験成績表 成果一覧表	
		フルフローリング [※]	700m ³	全幅、全区間	1 回		
函渠工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	500m ³	荷卸し時	3 回	試験成績表 成果一覧表	
		スランプ試験					
		空気量測定					
	塩化物含有量 試験	500m ³	打設日 1 日につき 2 回ただし、午前の試 験結果が規制値の 1 / 2 以下の場合は午 後の試験を省略でき る。	3 回	試験成績表		

(3) 出来形管理計画

(3) 出来形管理計画

「施工管理基準」を参照し、出来形管理計画表を記載する。

「施工管理基準」を参照し、出来形管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督職員で協議が必要)

【留意点】

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督職員で協議が必要)

【記載例：出来形管理計画】

【記載例：出来形管理計画】

工種	種別	管理項目	管理方法	測定基準・箇所	摘要
土工	路体盛土工	基準高・法長 幅	出来形管理図表 出来形展開図	40m に 1 箇所 No. 20、No. 22	
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表	No. 24、No. 26 合計 4 箇所	
カルバート工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図	両端・施工継手 及び図面の寸 法表示箇所	
	均しコンクリート	幅・厚さ・延長	出来形管理図		
	躯体コンクリート	基準高・厚さ 幅・高さ・延長	出来形管理図		
管渠型側溝	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40m に 1 箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 18、No. 20 合計 6 箇所	
		基準高	出来形管理図表		
	側溝本体工	延長	出来形展開図 出来形管理図表		
コンクリート ブロック積	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40m に 1 箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 16+8.0 合計 5 箇所	
	コンクリート基礎	幅・高さ 基準高	出来形管理図表		
		延長	出来形展開図		
	胴込・裏込 コンクリート 裏込砕石	厚さ	出来形管理図表		
	コンクリート ブロック積	基準高・法長 延長	出来形展開図 出来形管理図表		

工種	種別	管理項目	管理方法	測定基準・箇所	摘要
土工	路体盛土工	基準高・法長 幅	出来形管理図表 出来形展開図	40m に 1 箇所 No. 20、No. 22	
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表	No. 24、No. 26 合計 4 箇所	
カルバート工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図	両端・施工継手 及び図面の寸 法表示箇所	
	均しコンクリート	幅・厚さ・延長	出来形管理図		
	躯体コンクリート	基準高・厚さ 幅・高さ・延長	出来形管理図		
管渠型側溝	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40m に 1 箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 18、No. 20 合計 6 箇所	
		基準高	出来形管理図表		
	側溝本体工	延長	出来形展開図 出来形管理図表		
コンクリート ブロック積	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40m に 1 箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 16+8.0 合計 5 箇所	
	コンクリート基礎	幅・高さ 基準高	出来形管理図表		
		延長	出来形展開図		
	胴込・裏込 コンクリート 裏込砕石	厚さ	出来形管理図表		
	コンクリート ブロック積	基準高・法長 延長	出来形展開図 出来形管理図表		

(4) 写真管理計画

「写真管理基準」を参照して、写真管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加・削除するものとする。
- ② 撮影箇所一覧表に記載ない工種については、監督職員の承諾を得て取扱を定めるものとする。
- ③ 正面撮影については、一般供用している車道上などの危険を伴う場合、歩道上などの安全な場所から撮影を行うものとする。

【記載例：総合撮影計画】

No	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着工前全景撮影	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	〃 (月末に撮影)
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	〃
5	出来形管理写真	〃
6	使用材料写真	鋼管杭(本数・断面寸法・長さ)
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	災害写真	被災状況及び被災規模等
9	完成写真	起点・終点・正面より撮影

【記載例：安全管理写真計画】

No	撮 影 項 目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全訓練等の実施状況
4	交通誘導員交通整理状況
5	機械・器具点検状況
6	安全パトロール状況
7	イメージアップ安全関係

(4) 写真管理計画

「写真管理基準」を参照して、写真管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加・削除するものとする。
- ② 撮影箇所一覧表に記載ない工種については、監督職員の承諾を得て取扱を定めるものとする。
- ③ 正面撮影については、一般供用している車道上などの危険を伴う場合、歩道上などの安全な場所から撮影を行うものとする。

【記載例：総合撮影計画】

No	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着工前全景撮影	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	〃 (月末に撮影)
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	〃
5	出来形管理写真	〃
6	使用材料写真	鋼管杭(本数・断面寸法・長さ)
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	災害写真	被災状況及び被災規模等
9	完成写真	起点・終点・正面より撮影

【記載例：安全管理写真計画】

No	撮 影 項 目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全訓練等の実施状況
4	交通誘導員交通整理状況
5	機械・器具点検状況
6	安全パトロール状況
7	イメージアップ安全関係

【記載例：品質管理撮影計画】

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
		CBR試験	〃	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
		ブルーローリング	全区間試験状況	1回	土質毎1回	
下層路盤工	施工	締固め密度の測定	No. 25	1回	路盤毎1回	
		ブルーローリング	全区間試験状況	1回	路盤毎1回	
加バート工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	躯体1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物含有量試験				

【記載例：品質管理撮影計画】

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
		CBR試験	〃	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
		ブルーローリング	全区間試験状況	1回	土質毎1回	
下層路盤工	施工	締固め密度の測定	No. 25	1回	路盤毎1回	
		ブルーローリング	全区間試験状況	1回	路盤毎1回	
加バート工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	躯体1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物含有量試験				

【記載例：出来形管理撮影計画】

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No. 21	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 21	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 21	施工後	1回	200mに1回	
路床盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No. 23	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 23	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 23	施工後	1回	200mに1回	
下層路盤工	敷均し 締固め	敷均し厚さ 転圧状況	No. 21	施工中	1回	各層毎500mに1回	
		整正状況	No. 21	整正後	1回	各層毎500mに1回	
		仕上り厚さ	No. 21	整正後	1回	各層毎200mに1回	
		仕上り幅	No. 21、23	整正後	2回	各層毎80mに1回	
カルバート工	基礎碎石	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	均し コンクリート	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	躯体 コンクリート	鉄筋位置間隔 継手寸法 かぶり寸法	No. 21+8	組立後	3回	打設ロット毎に1回	
		養生状況	No. 21+8	養生時	1回	養生方法毎に1回	
		幅・高さ・厚さ	No. 21+8	脱枠後	1回	100mに1回	

【記載例：出来形管理撮影計画】

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No. 21	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 21	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 21	施工後	1回	200mに1回	
路床盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No. 23	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 23	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 23	施工後	1回	200mに1回	
下層路盤工	敷均し 締固め	敷均し厚さ 転圧状況	No. 21	施工中	1回	各層毎500mに1回	
		整正状況	No. 21	整正後	1回	各層毎500mに1回	
		仕上り厚さ	No. 21	整正後	1回	各層毎200mに1回	
		仕上り幅	No. 21、23	整正後	2回	各層毎80mに1回	
カルバート工	基礎碎石	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	均し コンクリート	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	躯体 コンクリート	鉄筋位置間隔 継手寸法 かぶり寸法	No. 21+8	組立後	3回	打設ロット毎に1回	
		養生状況	No. 21+8	養生時	1回	養生方法毎に1回	
		幅・高さ・厚さ	No. 21+8	脱枠後	1回	100mに1回	

(5) 段階確認計画

「土木工事共通仕様書」及び「本編の 10.2 段階確認、立会事項」を参照し、段階確認計画を記載する。

【記載例：段階確認計画】

工 種	種 別	確認時期	施工予定時期	記 事
矢板工	鋼矢板	打込み時	○月○日～○月○日	
既製杭工	PC パイル (中 掘)	打込み時	○月○日～○月○日	
		掘削完了時	○月○日～○月○日	

(6) 品質証明（社内検査）計画

「施工管理基準」を参照し、出来形、品質、関係書類等について品質証明計画を記載する。

【記載例：品質証明計画（出来形）】

工 種	種 別	管理項目	管理箇所数	品質確認箇所数
土 工	路体盛土	基準高・法長・幅	8 箇所	2 箇所
	法面整形工	法長（面積）・厚さ	8 箇所	2 箇所
コンクリート ブロック積工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	10 箇所	3 箇所
		幅・高さ・基準高	10 箇所	3 箇所
	延長		10 箇所	3 箇所
	胴込・裏込コンクリート 裏込砕石	厚さ	10 箇所	3 箇所
		基準高 法長（面積）	10 箇所	3 箇所

【記載例：品質証明計画（品質）】

工 種	種 別	試験項目	管理回数	品質確認回数
函渠工	コンクリート (24-8-20)	圧縮強度試験	10 回	3 回
		スランプ試験		

【記載例：品質証明計画（関係書類）】

実 施 時 期	検 査 事 項	品質確認回数
中間技術検査前	必要書類全般	1 回
完成技術検査前	必要書類全般	1 回

(5) 段階確認計画

「土木工事共通仕様書」及び「本編の 10.2 段階確認、立会事項」を参照し、段階確認計画を記載する。

【記載例：段階確認計画】

工 種	種 別	確認時期	施工予定時期	記 事
矢板工	鋼矢板	打込み時	○月○日～○月○日	
既製杭工	PC パイル (中 掘)	打込み時	○月○日～○月○日	
		掘削完了時	○月○日～○月○日	

(6) 品質証明（社内検査）計画

「施工管理基準」を参照し、出来形、品質、関係書類等について品質証明計画を記載する。

【記載例：品質証明計画（出来形）】

工 種	種 別	管理項目	管理箇所数	品質確認箇所数
土 工	路体盛土	基準高・法長・幅	8 箇所	2 箇所
	法面整形工	法長（面積）・厚さ	8 箇所	2 箇所
コンクリート ブロック積工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	10 箇所	3 箇所
		幅・高さ・基準高	10 箇所	3 箇所
	延長		10 箇所	3 箇所
	胴込・裏込コンクリート 裏込砕石	厚さ	10 箇所	3 箇所
		基準高 法長（面積）	10 箇所	3 箇所

【記載例：品質証明計画（品質）】

工 種	種 別	試験項目	管理回数	品質確認回数
函渠工	コンクリート (24-8-20)	圧縮強度試験	10 回	3 回
		スランプ試験		

【記載例：品質証明計画（関係書類）】

実 施 時 期	検 査 事 項	品質確認回数
中間技術検査前	必要書類全般	1 回
完成技術検査前	必要書類全般	1 回

2.4.9 安全管理計画

1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

(1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

(2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

(3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年令者等についての処置

(4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

(5) 爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

(6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

2.4.9 安全管理計画

1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

(1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

(2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

(3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年令者等についての処置

(4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

(5) 爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

(6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

3. 安全衛生管理計画

安全衛生管理の組織化については、専任または複数の管理者選任および救護、技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照する。

3. 安全衛生管理計画

安全衛生管理の組織化については、専任または複数の管理者選任および救護、技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照する。

【記載例】

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織
労働者数 → 10人以上50人未満

安全衛生推進者 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

【記載例】

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織
労働者数 → 10人以上50人未満

安全衛生推進者 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織
労働者数 → 50人以上100人未満

安全管理者 〇〇 〇〇	衛生管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	産業医	〇〇 医院	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 〇〇 〇〇	火薬消費管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織
労働者数 → 50人以上100人未満

安全管理者 〇〇 〇〇	衛生管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	産業医	〇〇 医院	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 〇〇 〇〇	火薬消費管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

安全管理組織表

組織区分 → 下請混在組織（一般工事）
→ 下請混在組織（特定工事）※
労働者数 → 50人以上100人未満
→ 30人以上

統括安全衛生責任者 〇〇 〇〇	安全衛生責任者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
		〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
元方安全衛生責任者 〇〇 〇〇	産業医	〇〇 医院	TEL 000-000-0000
	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

※特定工事・・・採道等の建設の仕事・圧入工法による作業を行う仕事・人口が集中している地域内の道路若しくは道路に隣接した場内鉄道軌道上、軌道に隣接した橋梁の建設の仕事

安全管理組織表

組織区分 → 下請混在組織（一般工事）
→ 下請混在組織（特定工事）※
労働者数 → 50人以上100人未満
→ 30人以上

統括安全衛生責任者 〇〇 〇〇	安全衛生責任者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
		〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
元方安全衛生責任者 〇〇 〇〇	産業医	〇〇 医院	TEL 000-000-0000
	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

※特定工事・・・採道等の建設の仕事・圧入工法による作業を行う仕事・人口が集中している地域内の道路若しくは道路に隣接した場内鉄道軌道上、軌道に隣接した橋梁の建設の仕事

4. その他

安全管理活動および安全教育・訓練計画を記載する。

【記載例：安全活動計画】

実施項目	場所	参加予定者	内 容	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業手順および体操	毎日
K Y 活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知および安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場	(別紙予定表参照)		
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内および周辺の監視・連絡による安全確保	毎日

【記載例：安全教育・訓練計画】

月日	時間	場所	内容	詳細	講師	備考
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所 現場周辺	①本工事の内容等の周知徹底ならびに予想される事故防止対策 ②災害防止対策予行演習	①作業内容：土留工 鋼矢板打設作業の予想される危険および事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。 ②「雨で法面が崩壊した状況を想定」 ・巡視路の確認 (実際の場の場合の車両、徒歩巡視の把握) ・連絡方法の把握 (無線機、携帯電話の感度) ・立入禁止処置の実施方法の確認 ・問題点の整理・防災実施方法の確認	〇〇 〇〇	
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	①先月の反省と評価 ②工事進捗状況の説明	①労務安全管理者の作業行動に対する評価 ・評価に対する作業者の感想 ・今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。 ②主任技術者からの進捗状況の説明および今後の進捗予定説明 ・今後の作業から予想される危険と対策の検討	〇〇 〇〇	

4. その他

安全管理活動および安全教育・訓練計画を記載する。

【記載例：安全活動計画】

実施項目	場所	参加予定者	内 容	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業手順および体操	毎日
K Y 活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知および安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場	(別紙予定表参照)		
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内および周辺の監視・連絡による安全確保	毎日

【記載例：安全教育・訓練計画】

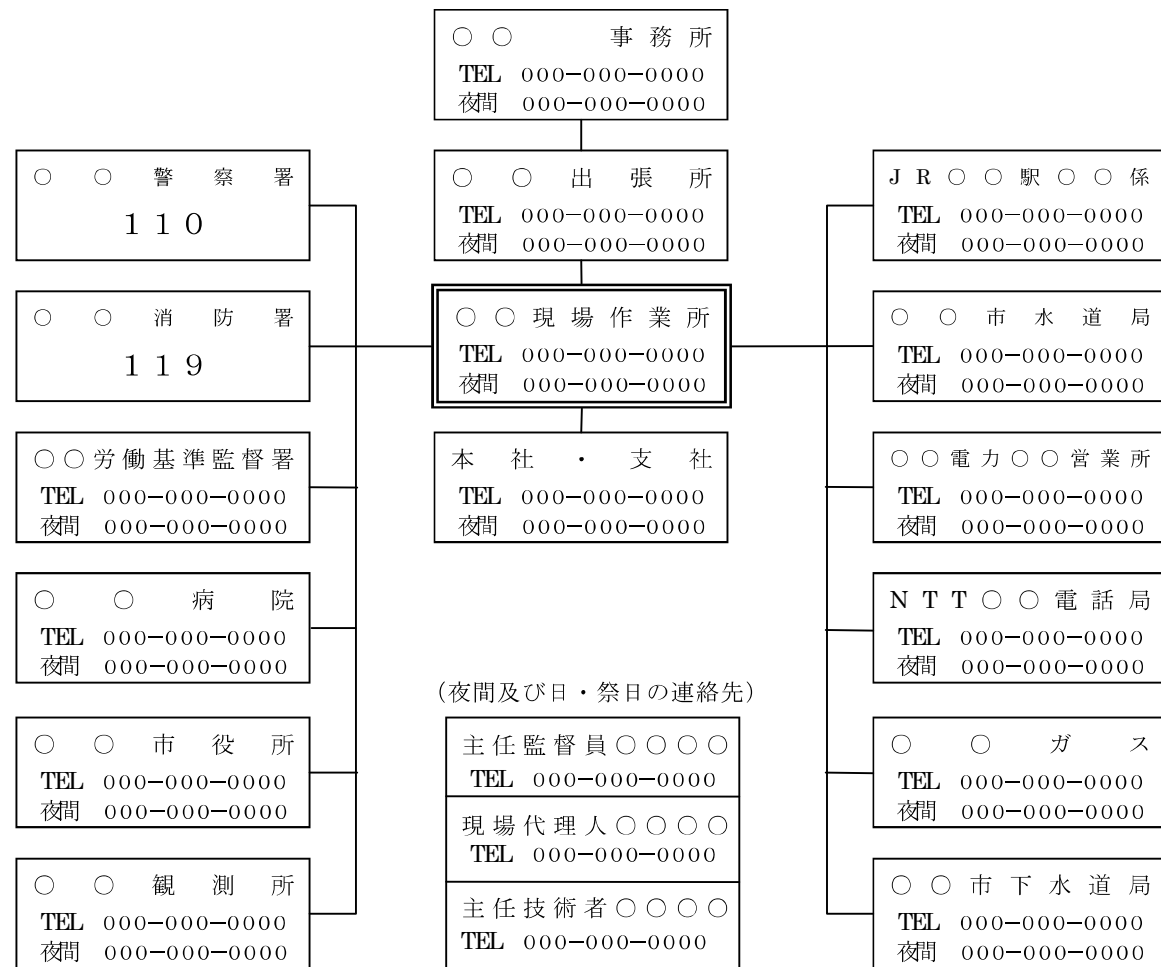
月日	時間	場所	内容	詳細	講師	備考
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所 現場周辺	①本工事の内容等の周知徹底ならびに予想される事故防止対策 ②災害防止対策予行演習	①作業内容：土留工 鋼矢板打設作業の予想される危険および事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。 ②「雨で法面が崩壊した状況を想定」 ・巡視路の確認 (実際の場の場合の車両、徒歩巡視の把握) ・連絡方法の把握 (無線機、携帯電話の感度) ・立入禁止処置の実施方法の確認 ・問題点の整理・防災実施方法の確認	〇〇 〇〇	
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	①先月の反省と評価 ②工事進捗状況の説明	①労務安全管理者の作業行動に対する評価 ・評価に対する作業者の感想 ・今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。 ②主任技術者からの進捗状況の説明および今後の進捗予定説明 ・今後の作業から予想される危険と対策の検討	〇〇 〇〇	

2.4.10 緊急時の体制および対応

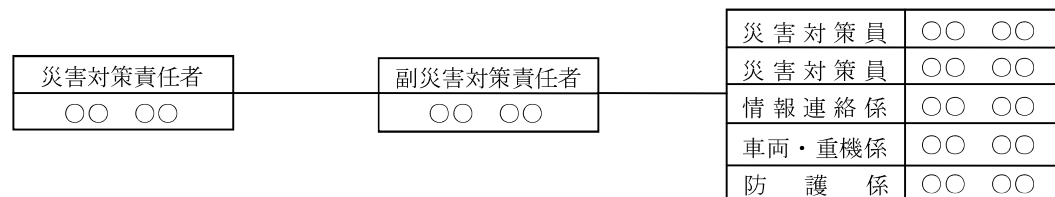
1. 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督職員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
2. 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。

【記載例】

緊急時の体制連絡系統図



防災対策組織表

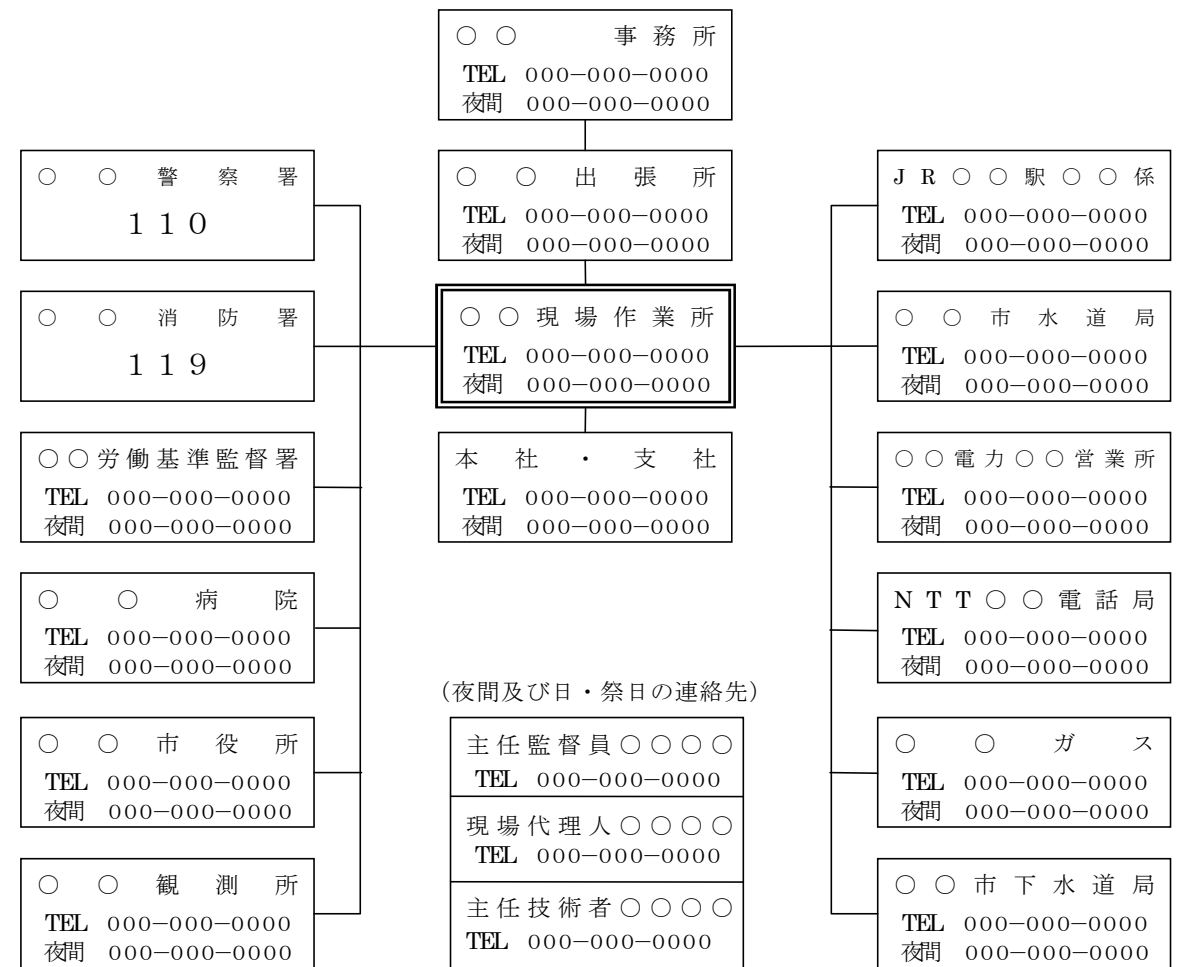


2.4.10 緊急時の体制および対応

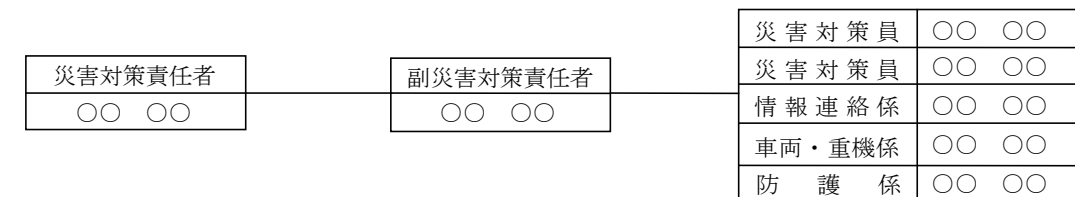
1. 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督職員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
2. 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。

【記載例】

緊急時の体制連絡系統図



防災対策組織表



2.4.11 交通管理

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-32 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う。

- (1) 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- (2) 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。
- (3) 一般道路に係る工事の安全対策
- (4) 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- (5) 工事用道路を共有するときの対策
- (6) 一般道路上の、材料又は設備等の保管・整理方法
- (7) 過積載防止対策等
 - ① 積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込ませない。
 - ② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
 - ③ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
 - ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
 - ⑤ 建設発生土の処理および骨材の購入に当たって、下請事業者および骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
 - ⑥ 以上のことにつき、下請建設業者を十分指導する。

2.4.12 環境対策

工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

- ① 騒音・振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ・ほこりの対策
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- ⑤ その他必要事項

2.4.13 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ イメージアップ対策の内容
- ⑤ その他必要事項

2.4.11 交通管理

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-32 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う。

- (1) 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- (2) 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。
- (3) 一般道路に係る工事の安全対策
- (4) 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- (5) 工事用道路を共有するときの対策
- (6) 一般道路上の、材料又は設備等の保管・整理方法
- (7) 過積載防止対策等
 - ① 積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込ませない。
 - ② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
 - ③ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
 - ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
 - ⑤ 建設発生土の処理および骨材の購入に当たって、下請事業者および骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
 - ⑥ 以上のことにつき、下請建設業者を十分指導する。

2.4.12 環境対策

工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

- ① 騒音・振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ・ほこりの対策
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- ⑤ その他必要事項

2.4.13 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ イメージアップ対策の内容
- ⑤ その他必要事項

2.4.14 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記項目について計画する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 指定副産物搬出計画 (マニフェスト等)

なお、詳細は 1 4. 再生資源の項目を参照のこと。

2.4.14 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記項目について計画する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 指定副産物搬出計画 (マニフェスト等)

なお、詳細は 1 4. 再生資源の項目を参照のこと。

2.4.15 事故防止対策

2.4.15 事故防止対策

(1) 現道工事における交通処理対策

(1) 現道工事における交通処理対策

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-32 交通安全管理に交通処理、及び対策等を検討するよう求められている。

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-32 交通安全管理に交通処理、及び対策等を検討するよう求められている。

現道工事における対策は、道路工事施工現場で交通障害等が無くよう「現道工事における交通処理対策」の特記仕様書を活用する。

現道工事における対策は、道路工事施工現場で交通障害等が無くよう「現道工事における交通処理対策」の特記仕様書を活用する。

現道工事における交通処理対策特記仕様書

現道工事における交通処理対策特記仕様書

第一章 総則

第一章 総則

最近の自動車交通の激増に伴い、道路工事施工現場における交通処理に対しては創意工夫がなされているが、最近各地において道路工事施工のため交通障害を来している実例があるので、今後交通障害にかかることがないように道路を通行する側に立ち、(1)施行の迅速、(2)交通整理、(3)工事標識の整備、などに一段の創意工夫を加え、責任をもってこれにあたり、常時円滑に交通が確保されるよう万全を期すること。

最近の自動車交通の激増に伴い、道路工事施工現場における交通処理に対しては相当の苦心が払われているが、最近各地において道路工事施工のため交通障害を来している実例があるので、今後かかることがないように道路を通行する者の立場にたつて、(1)施行の迅速、(2)交通整理、(3)工事標識の整備、などに一段の創意工夫を加え、責任をもってこれにあたり、常時円滑に交通が確保されるよう万全を期すること。

また、上記趣旨を工事関係者は勿論作業員の一人一人にまで周知徹底を図る。

また、上記趣旨を工事関係者は勿論作業員の一人一人にまで周知徹底を図る。

第二章 施工計画

第二章 施工計画

第 1 条 交通に与える障害を極力少なくするよう工期の短縮、施工計画、工事の段取り等について十分に考慮すること。

第 1 条 交通に与える障害を極力少なくするよう工期の短縮、施工計画、工事の段取り等について十分に考慮すること。

第 2 条 工事实施の期間は交通の比較的閑散な時期を選ぶよう心がけ、必要によっては週間に作業休止の日を設け、さらに 1 日のうちで特殊の作業を制限する時間帯を設定することを考慮すること。

第 2 条 工事实施の期間は交通の比較的閑散な時期を選ぶよう心がけ、必要によっては週間に作業休止の日を設け、さらに 1 日のうちで特殊の作業を制限する時間帯を設定することを考慮すること。

第 3 条 予め工程表等について十分に検討を行い、不手際等の為に交通に支障を与えないようにすること。

第 3 条 予め工程表等について十分に検討を行い、不手際等の為に交通に支障を与えないようにすること。

第 4 条 交通量に応じて適当なすれ違い区間を設ける等、施工区間を短距離に限定することなどによって交通車両を3分以上停止させないように配慮すること。

第 4 条 交通量に応じて適当なすれ違い区間を設ける等、施工区間を短距離に限定することなどによって交通車両を3分以上停止させないように配慮すること。

第 5 条 止むを得ず長距離にわたり、同時施工を要する場合、又は市内の交通量の多い箇所においては夜間作業又は急速施工法を考慮すること。

第 5 条 止むを得ず長距離にわたり、同時施工を要する場合、又は市内の交通の激しい箇所においては夜間作業又は急速施工法を考慮すること。

第 6 条 コンクリート舗装版の打設順序は交通に支障を与えないように留意すること。

第 6 条 コンクリート舗装版の打設順序は交通に支障を与えないように留意すること。

第 7 条 雨季又は雨天時の交通確保を考慮し、路面排水に留意した施工法を実施すること。

第 7 条 雨季又は雨天時の交通確保を考慮し、路面排水に留意した施工法を実施すること。

第三章 路面の整備及び危険防止

- 第 8 条 路面は常に良好な状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所は直ちに砂利等を補給し、これら維持に留意すること。
- 第 9 条 雨天時の交通確保を考慮し、路面排水を確実に実施し横断勾配排水処理をとること。
- 第 10 条 路面損傷等のため、はまり込みや故障等の一般交通車輛の救出には積極的に協力し、これによって生ずる交通遅延を極力少なくすること。
- 第 11 条 工事中の交通危険を防止するため、床掘箇所等危険な箇所には赤色灯、防護柵等を設けること。
- 第 12 条 工事中落石、法崩れ等のおそれがある場合には、監督員を配置するなど、標示板等により交通者に周知させるとともに必要な場合には、防護柵を設置しなければならない。
- 第 13 条 法崩れ等により交通不能となった場合、又はその他交通止め等交通を制限する必要がある場合は、直ちに監督職員に申し出ねばならない。監督職員は所轄警察署と打ち合わせ対策を講じ、必要な場合その結果を一般に周知させる処置をとらなければならない。

第四章 交通整理

- 第 14 条 交互交通においては自動車の待時間をおおむね3分以下とするよう交通量に応じて閉そく区間を定めなければならない。
- 第 15 条 タブレット方式による交通統制は、見通しの出来る区間でなければ採用してはならない。見通し可能な間隔に中間信号手を置いて両端の状況の連絡を可能にすること。
- 第 16 条 地形、その他必要と認められる時は、連絡電話を設けるなど交通に与える指示の明確敏速化を図り、交通整理に留意しなければならない。
- 第 17 条 交通規制員は交通車輛を円滑に規制するため、臨機の措置を取り得る能力を有するものでなければならない。
- 第 18 条 作業員を交通車輛及び作業車輛の危険から守るため必要な整理員を配置しなければならない。
- 第 19 条 所轄警察署と常に連絡を密にし、交通整理の指導を受け一般交通の円滑を図らなければならない。
- 第 20 条 交通の規制については、標示板等を通じて常に広く一般に周知させるようにしなければならない。

第三章 路面の整備及び危険防止

- 第 8 条 路面は常に良好な状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所は直ちに砂利等を補給し、これら維持に留意すること。
- 第 9 条 雨天時の交通確保を考慮し、路面排水を確実に実行し横断勾配排水処理をとること。
- 第 10 条 路面損傷等のため、はまり込んだ故障したりした一般交通車輛の救出には積極的に協力し、これによって生ずる交通遅延を極力少なくすること。
- 第 11 条 工事中の交通危険を防止するため、床掘箇所等危険な箇所には赤色灯、防護柵等を設けること。
- 第 12 条 工事中落石、法崩れ等のおそれがある場合には、監督員を配置するなど、標示板等により交通者に周知させるとともに必要な場合には、防護柵を設置しなければならない。
- 第 13 条 法崩れ等により交通不能となった場合、又はその他交通止め等交通を制限する必要がある場合は、直ちに監督職員に申し出ねばならない。監督職員は所轄警察署と打ち合わせ対策を講じ、必要な場合その結果を一般に周知させる処置をとらなければならない。

第四章 交通整理

- 第 14 条 交互交通においては自動車の待時間をおおむね3分以下とするよう交通量に応じて閉そく区間を定めなければならない。
- 第 15 条 タブレット方式による交通統制は、見通しの出来る区間でなければ採用してはならない。見通し可能な間隔に中間信号手を置いて両端の状況の連絡を可能にすること。
- 第 16 条 地形、その他必要と認められる時は、連絡電話を設けるなど交通に与える指示の明確敏速化を図り、交通整理に留意しなければならない。
- 第 17 条 交通規制員は交通車輛を円滑に規制するため、臨機の措置を取り得る能力を有するものでなければならない。
- 第 18 条 作業員を交通車輛及び作業車輛の危険から守るため必要な整理員を配置しなければならない。
- 第 19 条 所轄警察署と常に連絡を密にし、交通整理の指導を受け一般交通の円滑を図らなければならない。
- 第 20 条 交通の規制については、標示板等を通じて常に広く一般に周知させるようにしなければならない。

第五章 迂回路

- 第 21 条 工地上、迂回路を必要とする場合には、迂回路を明示し交通に支障のないように整備しなければならない。特に橋梁架替工事の場合において、現在橋梁若しくは仮橋に対する重量制限の標識と共に迂回路についての標識を的確にすること。
- 第 22 条 迂回路を規制する時は、その標識を出来るだけ明確になる方法を講じ、必要な場合には交通車輛に対して十分予備知識を与えるため、相当前方に標示板を設けるなどの処置を十分考慮しなければならない。
- 第 23 条 迂回路はその全線にわたり、必要な箇所に案内標示板を設けなければならない。迂回路が一本道であっても原則として 1km 以下の間隔で設置すること。
- 第 24 条 迂回路の程度は、一般乗用車両が腹をこすることなく、停止することなく最小 25km/時位の速度で安全に通行できる程度とする。又必要あるときは散水等による防塵処理も考慮する。

第六章 作業方法

- 第 25 条 工事中の材料の積卸しによる一般交通車輛の通行停止をみだりに行ってはならない。
- 第 26 条 盛土用土砂、工事材料等の仮置については、一般交通の阻害をできるだけ少ないように考慮する。
- 第 27 条 側溝、床掘土砂等の残土は、掘削と同時に処分し、埋戻土はあらかじめ板囲等を設け路面排水及び交通の障害とならないよう処理する。
- 第 28 条 切取土砂は原則として仮置することなく搬出すること。又、作業場は現道上に土砂が流失しないよう板等で腰囲などを行い囲いにそって臨時の側溝を設けること。
- 第 29 条 現道の路肩は整形し、残土はすみやかに捨土するとともに、在来側溝の溜まり土を排除すること。
- 第 30 条 工事中の材料の置場には、極力路面の使用を避けること。
- 第 31 条 工事中の作業機械の行動を敏速にし、一般交通を阻害しないように留意すること。
- 第 32 条 作業後の機械器具の整理は交通に障害を与えぬようにすること。
- 第 33 条 路面工の施行にあたっては、できる箇所から速やかに逐次仕上げてゆくこと、このため小区間毎に仕上げ、交通障害を軽減すること。

第五章 迂回路

- 第 21 条 工地上、迂回路を必要とする場合には、迂回路を明示し交通に支障のないように整備しなければならない。特に橋梁架替工事の場合において、現在橋梁若しくは仮橋に対する重量制限の標識と共に迂回路についての標識を的確にすること。
- 第 22 条 迂回路を規制する時は、その標識を出来るだけ明確になる方法を講じ、必要な場合には交通車輛に対して十分予備知識を与えるため、相当前方に標示板を設けるなどの処置を十分考慮しなければならない。
- 第 23 条 迂回路はその全線にわたり、必要な箇所に案内標示板を設けなければならない。迂回路が一本道であっても原則として 1km 以下の間隔で設置すること。
- 第 24 条 迂回路の程度は、一般乗用車両が腹をこすることなく、停止することなく最小 25km/時位の速度で安全に通行できる程度とする。又必要あるときは散水等による防塵処理も考慮する。

第六章 作業方法

- 第 25 条 工事中の材料の積卸しによる一般交通車輛の通行停止をみだりに行ってはならない。
- 第 26 条 盛土用土砂、工事材料等の仮置については、一般交通の阻害をできるだけ少ないように考慮する。
- 第 27 条 側溝、床掘土砂等の残土は、掘削と同時に処分し、埋戻土はあらかじめ板囲等を設け路面排水及び交通の障害とならないよう処理する。
- 第 28 条 切取土砂は原則として仮置することなく搬出すること。又、作業場は現道上に土砂が流失しないよう板等で腰囲などを行い囲いにそって臨時の側溝を設けること。
- 第 29 条 現道の路肩は整形し、残土はすみやかに捨土するとともに、在来側溝の溜まり土を排除すること。
- 第 30 条 工事中の材料の置場には、極力路面の使用を避けること。
- 第 31 条 工事中の作業機械の行動を敏速にし、一般交通を阻害しないように留意すること。
- 第 32 条 作業後の機械器具の整理は交通に障害を与えぬようにすること。
- 第 33 条 路面工の施行にあたっては、できる箇所から速やかに逐次仕上げてゆくこと、このため小区間毎に仕上げ、交通障害を軽減すること。

第七章 標示板、警戒灯の設置

- 第 34 条 工事中の道路標識を完備すること。
工事箇所においては、一方通行者がその指示に従って支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当らせるとともに、共通の危険を防止するのに必要な標示施設（赤色燈及び防護柵等）を明瞭かつ確実に設けること。
- 第 35 条 工事箇所の起終点には「工事中的ご協力をお願いします」等の言葉を書いた標示板を置かなければならない。この標示の言葉を各作業者の一人一人の胸中に十分自覚させ、行動にそれが現れるよう指導しなければならぬ。
- 第 36 条 標示板は常にきれいに保たなければならない。
- 第 37 条 警戒灯は赤色の明るいもので、最悪の条件下でも 100m 先方から確認できるものでなければならない。又その数は必要に応じて多くしなければならない。特に濃霧のかかる地区、又は時期には黄色灯も併用しなければならない。
- 第 38 条 作業場境界標は、交通車輛の利用度を低下するような巾広いものであってはならない。

第七章 標示板、警戒灯の設置

- 第 34 条 工事中の道路標識を完備すること。
工事箇所においては、一方通行者がその指示に従って支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当らせるとともに、共通の危険を防止するのに必要な標示施設（赤色燈及び防護柵等）を明瞭かつ確実に設けること。
- 第 35 条 工事箇所の起終点には「工事中的ご協力をお願いします」等の言葉を書いた標示板を置かなければならない。この標示の言葉を各作業者の一人一人の胸中に十分自覚させ、行動にそれが現れるよう指導しなければならぬ。
- 第 36 条 標示板は常にきれいに保たなければならない。
- 第 37 条 警戒灯は赤色の明るいもので、最悪の条件下でも 100m 先方から確認できるものでなければならない。又その数は必要に応じて多くしなければならない。特に濃霧のかかる地区、又は時期には黄色灯も併用しなければならない。
- 第 38 条 作業場境界標は、交通車輛の利用度を低下するような巾広いものであってはならない。

(2) 地下埋設物件の事故防止

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-26 16. 地下埋設物等の調査に、受注者は工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に**報告**しなければならないと規定されている。

地下埋設物件の事故防止については、「地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書」を活用する。

地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書

第 1 条 総 則

本特記仕様書は、道路を掘削する工事等において地下埋設物件の損傷事故を未然に防止することを目的とする。

第 2 条 対象工事等

本特記仕様書の対象は、掘削を伴う全ての道路工事及び調査・設計業務(路面掘削、舗装切断、舗装打換、管路推進、ガードレール支柱等建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査、CBR 調査等を含む。)とする。

第 3 条 地下埋設物件に係る資料収集

1. 受注者は工事等着手前の準備にあたり、発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝・情報ボックス台帳及びその他地下埋設物件を確認するために必要な最新の資料(以下、「各種台帳等」という。)の貸与を受けるものとする。
また、各種台帳等に記載のある占用物件の占有企業者(以下、「占有者」という。)からも最新の資料を収集すること。
2. 現地調査において各種台帳等に記載の無い物件(信号機、マンホール等)があった場合、または地下埋設物件があると予想される場合、道路管理者や、予想される管理者(上下水道、NTT、電力、公安委員会、ガス等)から最新の資料(本工事に伴い移設された地下埋設物件を含む)を収集すること。
3. 上記の資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した別紙様式-1(地下埋設物件配置平面図)を作成するものとする。

第 4 条 調整会議等の実施(工事情報の共有)

工事による地下埋設物への影響についての確認及び工事工程等の情報共有を図るため、発注者、受注者、関係する占有者の三者による調整会議等を行うものとする。

第 5 条 地下埋設物件の位置確認

1. 本特記仕様書第 3 条により地下埋設物件が確認された場合は、掘削影響範囲(必要な掘削範囲及び土留工等の仮設物から 50cm 以上の範囲)を占有者の意見を踏まえ決定し、別紙様式-1(地下埋設物件配置平面図)に記入し、監督職員に**提出**するものとする。
2. その掘削影響範囲内は、各種台帳等及び収集した資料を参考に、必ず探査機による調査を実施しなければならない。

(2) 地下埋設物件の事故防止

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-26 工事中の安全確保 16. 地下埋設物等の調査に、「受注者は工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に**報告**しなければならない」と規定されている。

地下埋設物件の事故防止については、「地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書」を活用する。

地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書

第 1 条 総 則

本特記仕様書は、道路を掘削する工事等において地下埋設物件の損傷事故を未然に防止することを目的とする。

第 2 条 対象工事等

本特記仕様書の対象は、掘削を伴う全ての道路工事及び調査・設計業務(路面掘削、舗装切断、舗装打換、管路推進、ガードレール支柱等建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査、CBR 調査等を含む。)とする。

第 3 条 地下埋設物件に係る資料収集

1. 受注者は工事等着手前の準備にあたり、発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝・情報ボックス台帳及びその他地下埋設物件を確認するために必要な最新の資料(以下、「各種台帳等」という。)の貸与を受けるものとする。
また、各種台帳等に記載のある占用物件の占有企業者(以下、「占有者」という。)からも最新の資料を収集すること。
2. 現地調査において各種台帳等に記載の無い物件(信号機、マンホール等)があった場合、または地下埋設物件があると予想される場合、道路管理者や、予想される管理者(上下水道、NTT、電力、公安委員会、ガス等)から最新の資料(本工事に伴い移設された地下埋設物件を含む)を収集すること。
3. 上記の資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した別紙様式-1(地下埋設物件配置平面図)を作成するものとする。

第 4 条 調整会議等の実施(工事情報の共有)

工事による地下埋設物への影響についての確認及び工事工程等の情報共有を図るため、発注者、受注者、関係する占有者の三者による調整会議等を行うものとする。

第 5 条 地下埋設物件の位置確認

1. 本特記仕様書第 3 条により地下埋設物件が確認された場合は、掘削影響範囲(必要な掘削範囲及び土留工等の仮設物から 50cm 以上の範囲)を占有者の意見を踏まえ決定し、別紙様式-1(地下埋設物件配置平面図)に記入し、監督職員に**提出**するものとする。
2. その掘削影響範囲内は、各種台帳等及び収集した資料を参考に、必ず探査機による調査を実施しなければならない。

また、資料収集により地下埋設物件の記載がない箇所については、占有者に探査機による調査の必要性について確認を行うものとする。

なお、探査機による位置確認が不可能な地質・深度の場合には、必ず現地において占有者に位置の確認を行うものとする。

3. 調査の結果、地下埋設物件があると認められた場合は、現地での方向、幅等の判る位置出し(各点のマーキング、ピン等)を行い、時間経過により位置出しが不明瞭とならないように必ず控えマーキング、ピン等を設置すること。

なお、不明瞭になった場合は、再度位置出しを行うこととする。

4. その結果は、別紙様式-2((地下埋設物件事前確認簿)に取りまとめ、監督職員に**提出**しなければならない。

5. 探査機については、発注者が所有する機器を貸与することができる。

第 6 条 試掘

1. 第 5 条の調査結果で、地下埋設物件が当該工事の掘削範囲内にある場合は、必ず試掘を行うものとする。

2. 試掘を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占有者と、試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求めるとし、試掘着手前にその結果を別紙様式-3(試掘方法計画書)に取りまとめ、監督職員に**提出**しなければならない。

なお、占有者との打合せにおいて立会の回答が得られなかった場合で、どうしても立会が必要と判断される場合は、監督職員を通じて占有者に協力要請するものとする。

3. 試掘においては、必ず作業状況を監視する者(以下、「監視員」という。)を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。

4. 試掘に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。

5. 試掘において舗装版のカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施すること。

6. 試掘において、地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは、人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。

7. 試掘は、本工事の施工掘削深さまでの確認を行うことを原則とする。

8. 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。

9. 作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督職員に**報告**するものとする。

10. 試掘が完了したら、別紙様式-4(試掘結果報告書)を作成のうえ、本掘削着手前までに監督職員に**提出**しなければならない。

第 7 条 試掘実施箇所

試掘箇所については、○箇所を想定している。ただし現地調査の結果、これによりがたい場合は監督職員と協議の上、変更契約の対象とする。

また、資料収集により地下埋設物件の記載がない箇所については、占有者に探査機による調査の必要性について確認を行うものとする。

なお、探査機による位置確認が不可能な地質・深度の場合には、必ず現地において占有者に位置の確認を**してもらおう**とする。

3. **対象工事のうちガードレール支柱等建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査、CBR 調査、その他これらに類する工事または調査(以下「建込等」という。)においては、建込等計画位置で必ず探査機による調査を実施しなければならない。**

4. 調査の結果、地下埋設物件があると認められた場合は、現地での方向、幅等の判る位置出し(各点のマーキング、ピン等)を行い、時間経過により位置出しが不明瞭とならないように必ず控えマーキング、ピン等を設置すること。

なお、不明瞭になった場合は、再度位置出しを行うこととする。

5. その結果は、別紙様式-2((地下埋設物件事前確認簿)に取りまとめ、監督職員に**提出**しなければならない。

6. 探査機については、発注者が所有する機器を貸与することができる。

第 6 条 試掘

1. 第 5 条の調査結果を**基に工事区域内の地下埋設物件(電線共同溝、情報ボックス、通信ケーブル、電力ケーブル及び水道・下水道・ガス等の本管)の埋設位置、方向を試掘により確認するもの**とする。

2. 試掘を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占有者と、試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求めるとし、試掘着手前にその結果を別紙様式-3(試掘方法計画書)に取りまとめ、監督職員に**提出**しなければならない。

なお、占有者との打合せにおいて立会の回答が得られなかった場合で、どうしても立会が必要と判断される場合は、監督職員を通じて占有者に協力要請するものとする。

3. 試掘においては、必ず作業状況を監視する者(以下、「監視員」という。)を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。

4. 試掘に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。

5. 試掘において舗装版のカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施すること。

6. 試掘において、地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは、人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。

7. 試掘は、本工事の施工掘削深さまでの確認を行うことを原則とする。

8. 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。

9. 作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督職員に**報告**するものとする。

10. 試掘が完了したら、別紙様式-4(試掘結果報告書)を作成のうえ、本掘削着手前までに監督職員に**提出**しなければならない。

(当初試掘を計画していない場合)

試掘実施箇所については計上していないが、現地調査の結果必要な場合は、監督職員と**協議**の上、変更契約の対象とする。

第 8 条 本掘削及び建込等

1. 本掘削に着手する際は、事前に別紙様式－5(本掘削方法計画書)を作成し、監督職員に**提出**するものとする。
2. 本掘削を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占有者と掘削位置、掘削方法、立会の有無について必ず確認を行い、必要に応じて立会を求めるものとする。
3. 本掘削において、地下埋設物件が掘削影響範囲内にある場合は、必ず監視員(原則試掘に立ち会った者)を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
4. 本掘削に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、本掘削着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
5. 舗装版のカッター切断を行う場合は、地下埋設物件の位置出しを確認しながら慎重に行うこと。
6. 本掘削において、地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは、必ず人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。
7. 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
8. 作業中に事前確認想定外の地下埋設物件への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督職員に**報告**するとともに、試掘等による地下埋設物件の再確認を行うものとする。なお、再確認の結果は、速やかに監督職員に**報告**しなければならない。
9. 本掘削が完了したら、別紙様式－6(地下埋設物件工事完了確認簿)を作成のうえ、監督職員に**提出**しなければならない。
10. 建込等(ガードレール支柱等建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査、CBR 試験、その他これらに類する工事または調査)においては、原則として地下埋設物件を回避することとし、建込等位置を決定し、監督職員に報告するものとする。この場合においては、前記1から6、8、9は適用しない。
なお、地下埋設物件を回避できない場合は、施工方法等について監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

第 9 条 監視員

試掘及び本掘削における監視員は、埋設物件事故防止費として普通作業員を昼間延べ〇人(夜間延べ〇人)計上しているが、試掘箇所数の変更や現場条件等により変更が生じた場合は、監督職員と**協議**のうえ、変更契約の対象とする。

(当初監視員の配置を計画していない場合)

試掘及び本試掘における監視員は計上していないが、現場条件等により必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

第 10 条 教育の実施

新規入場者教育、KY 活動並びに安全教育時等において、作業員、オペレーター等に対し、地下埋設物件事故防止対策についての教育の徹底を図ること。

第 7 条 試掘実施箇所

試掘箇所については、〇箇所を想定している。ただし現地調査の結果、これによりがたい場合は監督職員と協議の上、変更契約の対象とする。

(当初試掘を計画していない場合)

試掘実施箇所については計上していないが、現地調査の結果必要な場合は、監督職員と**協議**の上、変更契約の対象とする。

第 8 条 本掘削及び建込等

1. 本掘削に着手する際は、事前に別紙様式－5(本掘削方法計画書)を作成し、監督職員に**提出**するものとする。
2. 本掘削を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占有者と掘削位置、掘削方法、立会の有無について必ず確認を行い、必要に応じて立会を求めるものとする。
3. 本掘削において、地下埋設物件が掘削影響範囲内にある場合は、必ず監視員(原則試掘に立ち会った者)を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
4. 本掘削に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、本掘削着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
5. 舗装版のカッター切断を行う場合は、地下埋設物件の位置出しを確認しながら慎重に行うこと。
6. 本掘削において、地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは、必ず人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。
7. 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
8. 作業中に事前確認想定外の地下埋設物件への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督職員に**報告**するとともに、試掘等による地下埋設物件の再確認を行うものとする。なお、再確認の結果は、速やかに監督職員に**報告**しなければならない。
9. 本掘削が完了したら、別紙様式－6(地下埋設物件工事完了確認簿)を作成のうえ、監督職員に**提出**しなければならない。
10. 建込等においては、原則として地下埋設物件を回避することとし、建込等位置を決定し、監督職員に報告するものとする。この場合においては、前記1から6、8、9は適用しない。
なお、地下埋設物件を回避できない場合は、施工方法等について監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

第 9 条 監視員

試掘及び本掘削における監視員は、埋設物件事故防止費として普通作業員を昼間延べ〇人(夜間延べ〇人)計上しているが、試掘箇所数の変更や現場条件等により変更が生じた場合は、監督職員と**協議**のうえ、変更契約の対象とする。

(当初監視員の配置を計画していない場合)

試掘及び本試掘における監視員は計上していないが、現場条件等により必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

第 10 条 教育の実施

新規入場者教育、KY 活動並びに安全教育時等において、作業員、オペレーター等に対し、地下埋設

第 11 条 履行状況確認

本特記仕様書の各条項毎の履行状況を別紙様式-7(履行状況チェックシート(案))により行い、第3条から第8条までの各段階毎に確認後、監督職員に**提出**しなければならない。

第 12 条 施工範囲の変更

変更指示等により施工範囲(掘削範囲)が変更になった場合は、本特記仕様書に基づき速やかに対応するものとする。

第 13 条 本特記仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、監督職員と**協議**するものとする。

物件事故防止対策についての教育の徹底を図ること。

第 11 条 履行状況確認

本特記仕様書の各条項毎の履行状況を別紙様式-7(履行状況チェックシート(案))により行い、第3条から第8条までの各段階毎に確認後、監督職員に**提出**しなければならない。

第 12 条 施工範囲の変更

変更指示等により施工範囲(掘削範囲)が変更になった場合は、本特記仕様書に基づき速やかに対応するものとする。

第 13 条 本特記仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、監督職員と**協議**するものとする。

地下埋設物件配置平面図

※様式は A 3 版で作成すること。 様式-1

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者	監視員

工事名：
受注者：
提出日：

- ※ 1. 平面図は工事用平面図を使用すること。
- ※ 2. 各埋設物件毎に色分けし判別しやすいように作成のこと。
- ※ 3. 探查範囲はハッチング等により明示すること。
- ※ 4. その他、作業上留意すべき点は遺漏無く記載すること。

凡 例	
NTT	—
上水道	—
下水道	—
情報BOX	—
○	○
△	△
■	■

地下埋設物件配置平面図

※様式は A 3 版で作成すること。 様式-1

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者	監視員

工事名：
受注者：
提出日：

- ※ 1. 平面図は工事用平面図を使用すること。
- ※ 2. 各埋設物件毎に色分けし判別しやすいように作成のこと。
- ※ 3. 探查範囲はハッチング等により明示すること。
- ※ 4. その他、作業上留意すべき点は遺漏無く記載すること。

凡 例	
NTT	—
上水道	—
下水道	—
情報BOX	—
○	○
△	△
■	■

地下埋設物件事前確認簿

※様式は A 3 版で作成すること。 様式-2

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名：
受注者：
提出日：

工事影響範囲 00k000~00k000	探査調査日 00月00日	位置確認の根拠 【資料名】 占用台帳 【探査機名】 0000	地下埋設物件の有無 有	地下埋設物件名 NTT管 ガス管
-------------------------	-----------------	--------------------------------------	----------------	------------------------

※探査機名は必ず記入すること

※地下埋設物件無しの場合は、「試掘方法計画書(様式-3)」以降の書類は不要

概略平面図

概略断面図

概略縦断面図
(地下埋設物件位置)

地下埋設物件事前確認簿

※様式は A 3 版で作成すること。 様式-2

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名：
受注者：
提出日：

工事影響範囲 00k000~00k000	探査調査日 00月00日	位置確認の根拠 【資料名】 占用台帳 【探査機名】 0000	地下埋設物件の有無 有	地下埋設物件名 NTT管 ガス管
-------------------------	-----------------	--------------------------------------	----------------	------------------------

※探査機名は必ず記入すること

※地下埋設物件無しの場合は、「試掘方法計画書(様式-3)」以降の書類は不要

概略平面図

概略断面図

概略縦断面図
(地下埋設物件位置)

※様式は A 3 版で作成すること。 様式-3

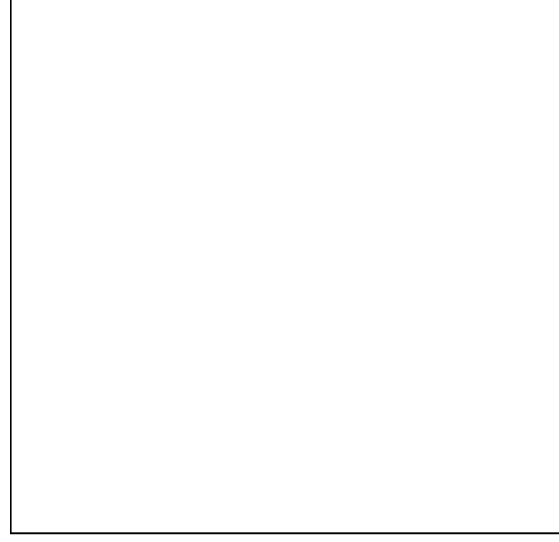
試掘方法計画書

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者	監視員

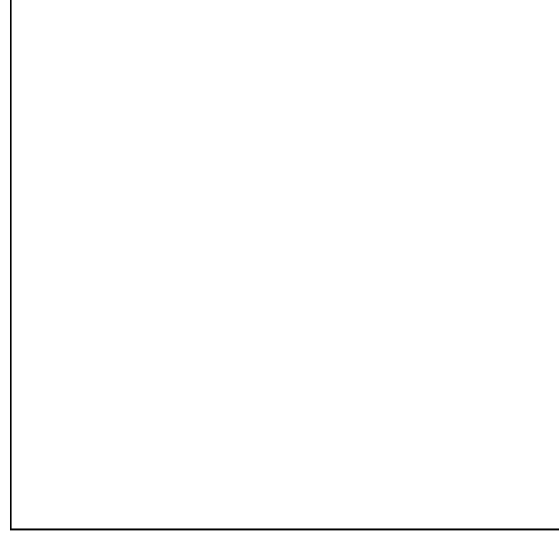
工事名：
 受注者：
 提出日：

試掘位置	試掘方法及び試掘日	地下埋設物件名	地下埋設物件管理者名	占有企業者の立会
〇〇k〇〇〇	(例) 小型バックホウにより1次掘削を行い、埋設物の50cm 手前からは人力(スコップ)により試掘する。 試掘日:〇〇月〇〇日	NTT管 ガス管	(株)NTT 西日本 〇〇ガス(株)	有 無
地下埋設物件の位置出し方法	(例) ・ペイントで埋設物の位置と掘削範囲を路面に標示する。 ・水系でも埋設物の位置が分かるようにする。			

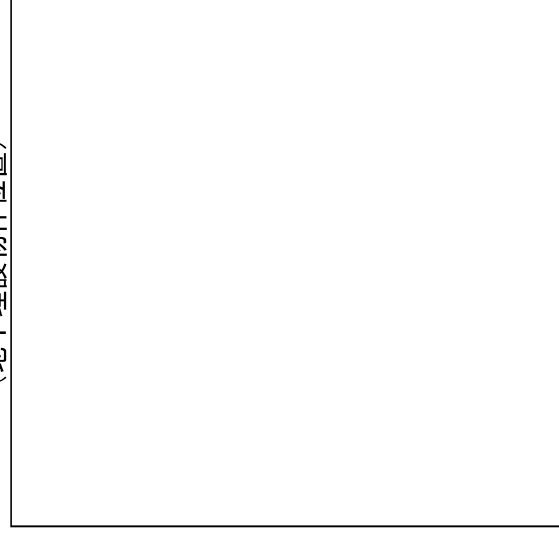
概略平面図



概略断面図



概略縦断面図
(地下埋設物件位置)



※様式は A 3 版で作成すること。 様式-3

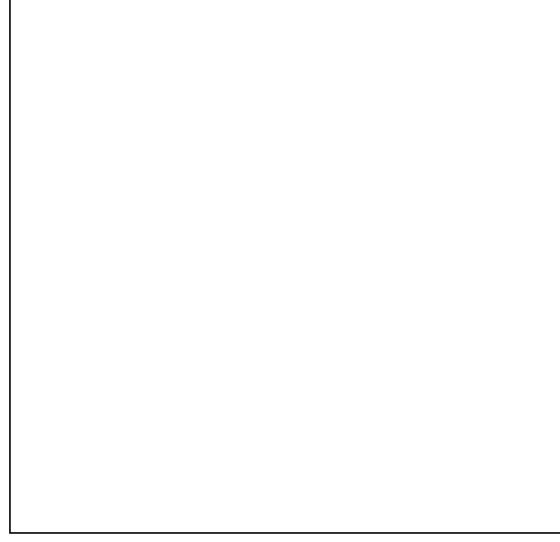
試掘方法計画書

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者	監視員

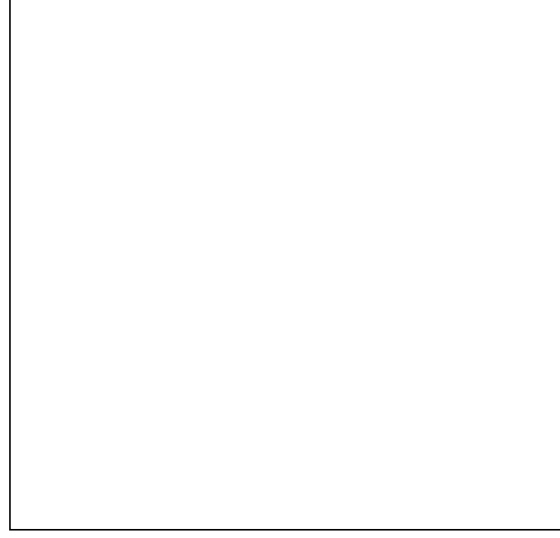
工事名：
 受注者：
 提出日：

試掘位置	試掘方法及び試掘日	地下埋設物件名	地下埋設物件管理者名	占有企業者の立会
〇〇k〇〇〇	(例) 小型バックホウにより1次掘削を行い、埋設物の50cm 手前からは人力(スコップ)により試掘する。 試掘日:〇〇月〇〇日	NTT管 ガス管	(株)NTT 西日本 〇〇ガス(株)	有 無
地下埋設物件の位置出し方法	(例) ・ペイントで埋設物の位置と掘削範囲を路面に標示する。 ・水系でも埋設物の位置が分かるようにする。			

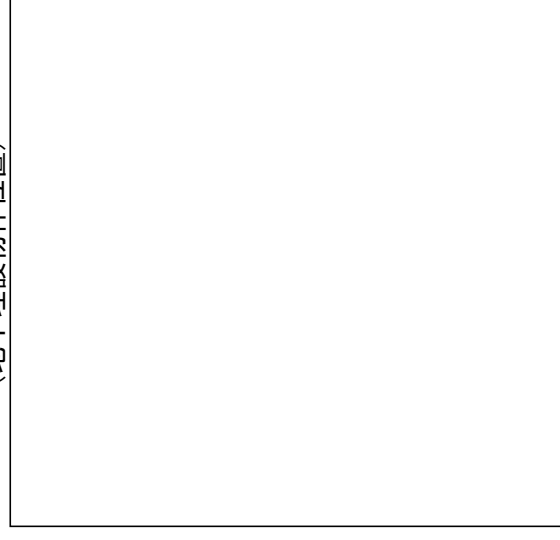
概略平面図



概略断面図



概略縦断面図
(地下埋設物件位置)



試掘結果報告書

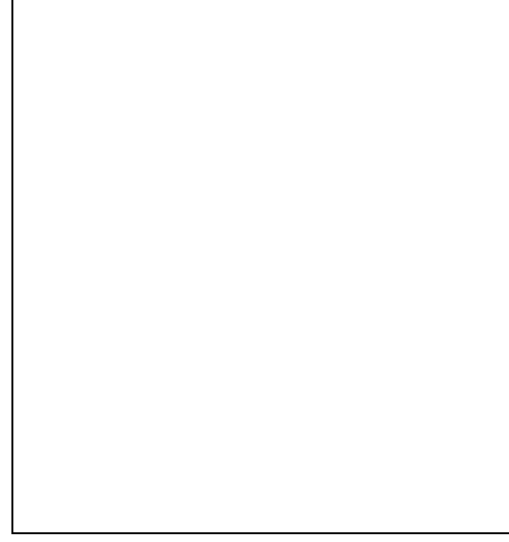
※様式は A 3 版で作成すること。 様式-4

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

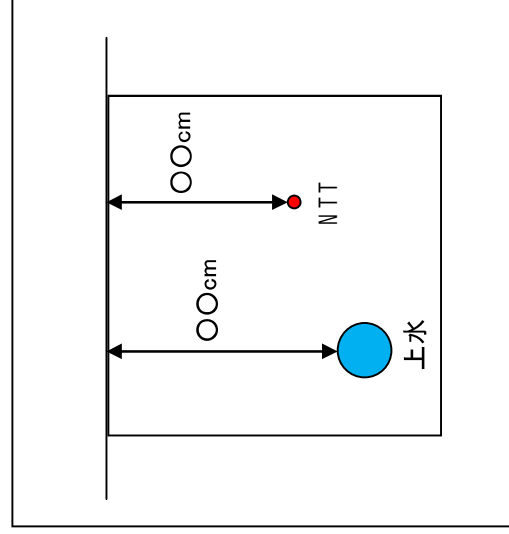
工事名：
受注者：
提出日：

試掘位置		地下埋設物件名 及び立会者名	指導日時	作業員・監視員氏名	指導内容
〇〇k〇〇〇		NTT 管 立会者：〇〇 〇〇 ガス管	〇〇月〇〇日	作業員(〇〇建設) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 監視員(〇〇建設) 〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 地下埋設物件の公衆災害の重大性を認識すること。 小型バックホウにて1次掘削を行い、埋設物の50cm程度手前から人力(スコップ)により掘削すること。 監視員は、機械作業が1次掘削範囲を超えないように監視誘導すること。
			本掘削予定日		本掘削時の留意事項
					<ul style="list-style-type: none"> 地下埋設物件の位置出しは、作業員の死角を考えた位置にも標示すること。 埋設標シートの確認も含めて、慎重に作業すること。 本掘削の埋め戻し時には、埋設標シートを設けること。

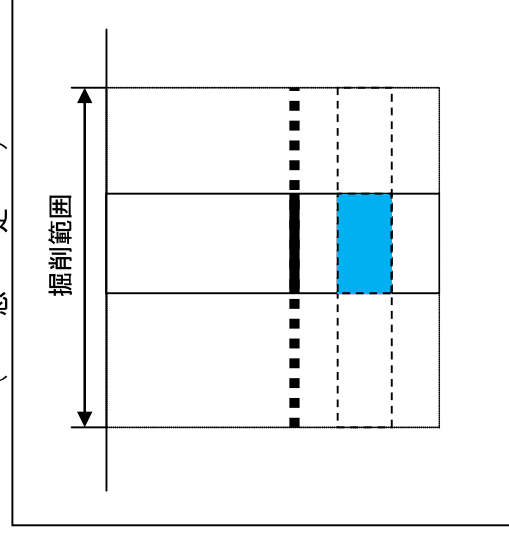
概略平面図



概略断面図



概略縦断面図
(理想)



試掘結果報告書

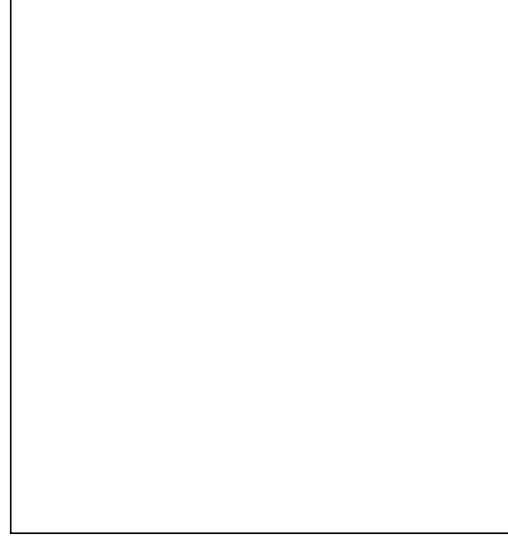
※様式は A 3 版で作成すること。 様式-4

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

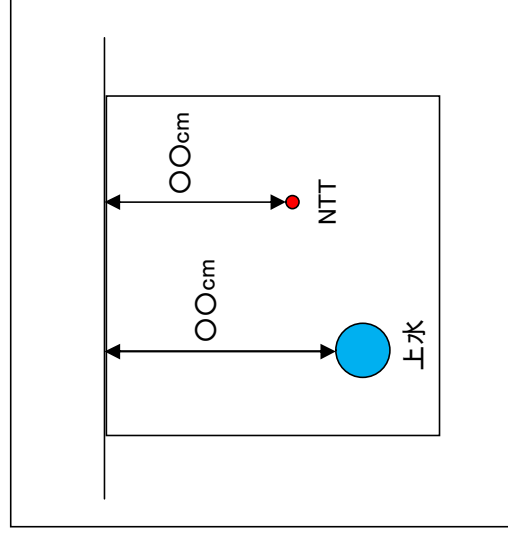
工事名：
受注者：
提出日：

試掘位置		地下埋設物件名 及び立会者名	指導日時	作業員・監視員氏名	指導内容
〇〇k〇〇〇		NTT 管 立会者：〇〇 〇〇 ガス管	〇〇月〇〇日	作業員(〇〇建設) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 監視員(〇〇建設) 〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 地下埋設物件の公衆災害の重大性を認識すること。 小型バックホウにて1次掘削を行い、埋設物の50cm程度手前から人力(スコップ)により掘削すること。 監視員は、機械作業が1次掘削範囲を超えないように監視誘導すること。
			本掘削予定日		本掘削時の留意事項
					<ul style="list-style-type: none"> 地下埋設物件の位置出しは、作業員の死角を考えた位置にも標示すること。 埋設標シートの確認も含めて、慎重に作業すること。 本掘削の埋め戻し時には、埋設標シートを設けること。

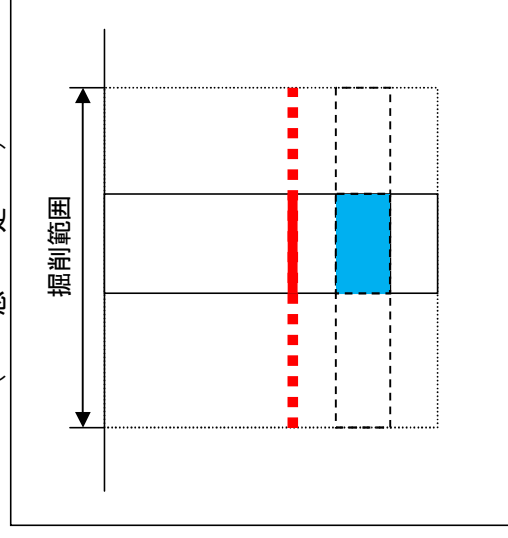
概略平面図



概略断面図



概略縦断面図
(理想)



本掘削方法計画書

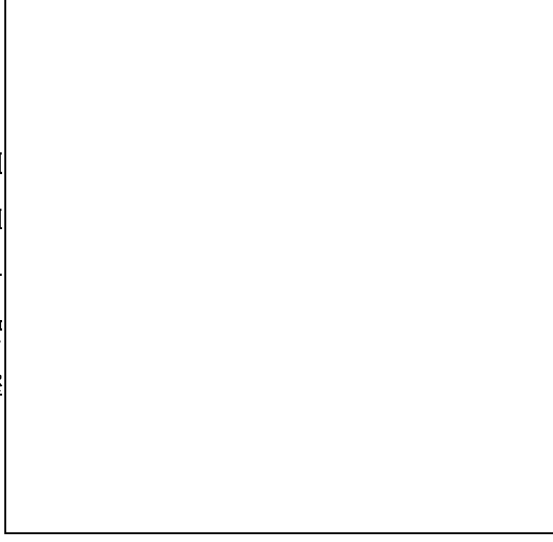
※様式はA3版で作成すること。 様式-5

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者	監視員

工事名：
受注者：
提出日：

掘削範囲	掘削方法及び掘削日	地下埋設物 管理物件名	地下埋設物 管理者名	占用企業者の立会
〇〇k〇〇〇	(例) 小型バックホウにより1次掘削を行い、埋設物の50cm手前からは人力(スコップ)により試掘する。 掘削日:〇〇月〇〇日	NTT管 ガス管	(株)NTT 西日本 〇〇ガス(株)	有 無
地下埋設物件の位置出し方法	(例) ・ペイントで埋設物の位置と掘削範囲を路面に標示する。 ・水糸でも埋設物の位置が分かるようにする。 ・小型バックホウのオペレーターの死角を考慮して、路面に貼り付けテープでも標示する。			

概略平面図



概略断面図



概略縦断面図



本掘削方法計画書

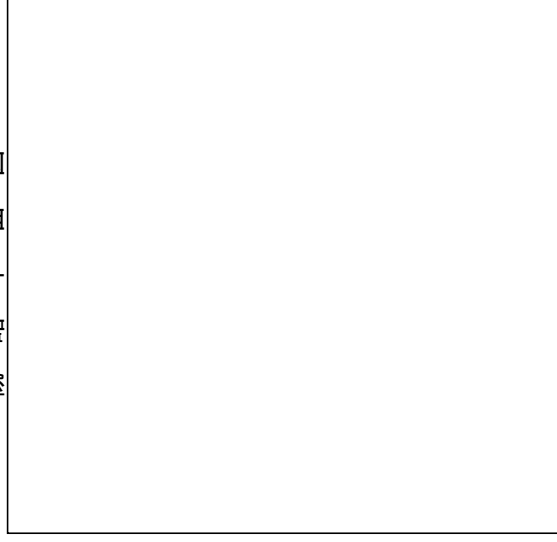
※様式はA3版で作成すること。 様式-5

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者	監視員

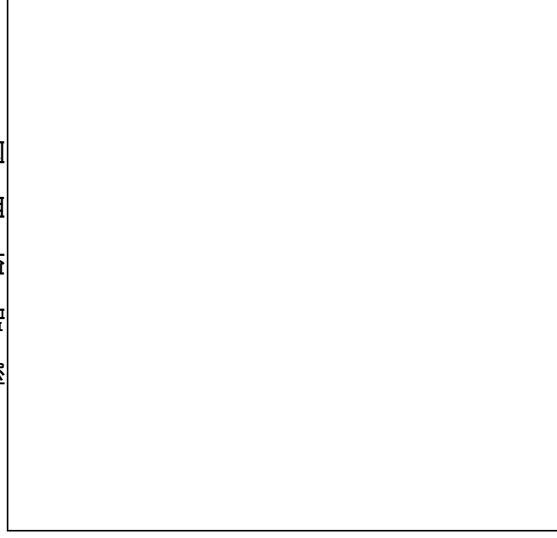
工事名：
受注者：
提出日：

掘削範囲	掘削方法及び掘削日	地下埋設物 管理物件名	地下埋設物 管理者名	占用企業者の立会
〇〇k〇〇〇	(例) 小型バックホウにより1次掘削を行い、埋設物の50cm手前からは人力(スコップ)により試掘する。 掘削日:〇〇月〇〇日	NTT管 ガス管	(株)NTT 西日本 〇〇ガス(株)	有 無
地下埋設物件の位置出し方法	(例) ・ペイントで埋設物の位置と掘削範囲を路面に標示する。 ・水糸でも埋設物の位置が分かるようにする。 ・小型バックホウのオペレーターの死角を考慮して、路面に貼り付けテープでも標示する。			

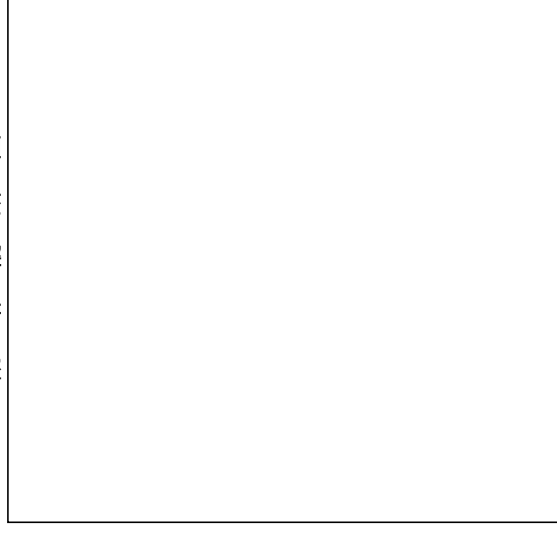
概略平面図



概略断面図



概略縦断面図



※様式は A 3 版で作成すること。 様式一 6

地下埋設物件工事完了確認簿

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名：
受注者：
提出日：

掘削範囲 ○○○○○	地下埋設物件名 NTT 管 ガス管	地下埋設物管理者名 (株)NTT 西日本 ○○ガス(株)	指導日時	作業員・監視員氏名	指導確認内容
			○○月 ○○日	作業員(○○建設) ○○○○ 監視員(○○建設) ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 地下埋設物件の公衆災害の重大性を認識すること。 小型バックホウにて1次掘削を行い、埋設物の 50cm 程度手前から人力(スコップ)により掘削すること。 監視員は、機械作業が1次掘削範囲を超えないように監視誘導すること。

67

概略平面図



概略断面図



概略縦断図



※工事完成図、道路台帳、占用台帳、電線共同溝台帳、情報ボックス台帳の修正が必要な場合は、詳細図を添付すること。

※様式は A 3 版で作成すること。 様式一 6

地下埋設物件工事完了確認簿

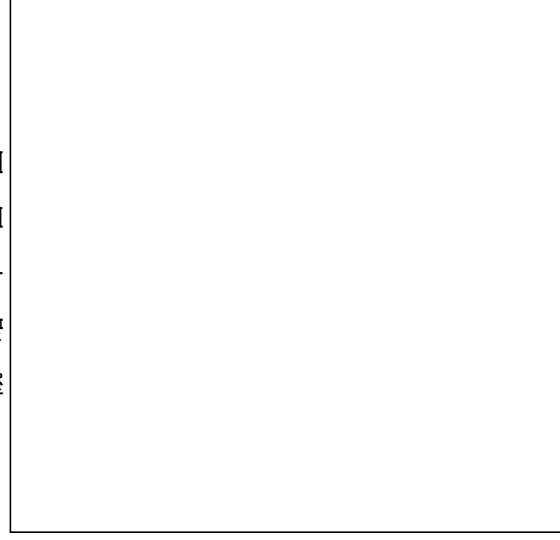
主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名：
受注者：
提出日：

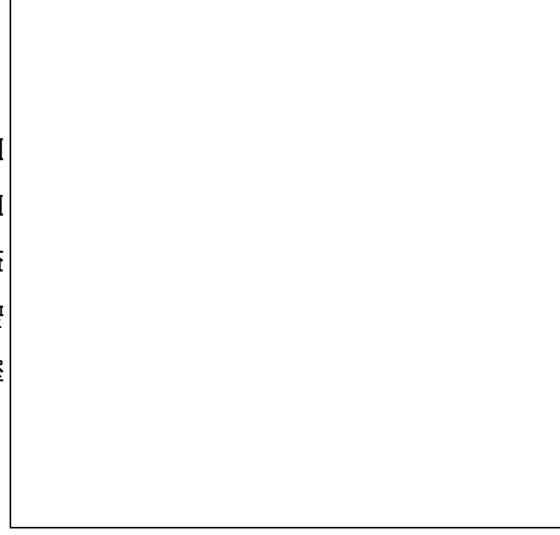
掘削範囲 ○○○○○	地下埋設物件名 NTT 管 ガス管	地下埋設物管理者名 (株)NTT 西日本 ○○ガス(株)	指導日時	作業員・監視員氏名	指導確認内容
			○○月 ○○日	作業員(○○建設) ○○○○ 監視員(○○建設) ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 地下埋設物件の公衆災害の重大性を認識すること。 小型バックホウにて1次掘削を行い、埋設物の 50cm 程度手前から人力(スコップ)により掘削すること。 監視員は、機械作業が1次掘削範囲を超えないように監視誘導すること。

71

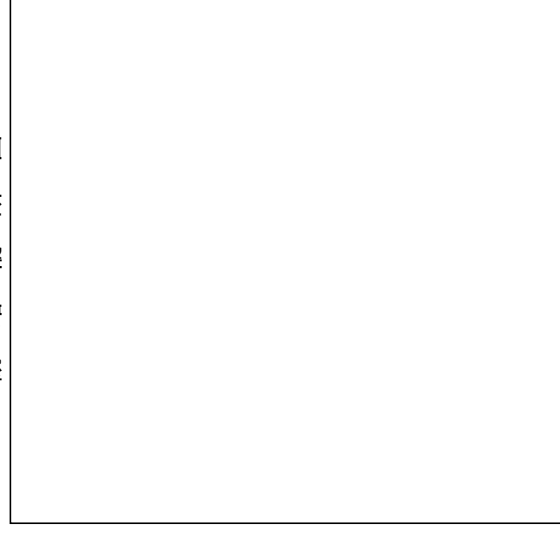
概略平面図



概略断面図



概略縦断図



※工事完成図、道路台帳、占用台帳、電線共同溝台帳、情報ボックス台帳の修正が必要な場合は、詳細図を添付すること。

様式-7

様式-7

履行状況チェックシート(案)

履行状況チェックシート(案)

1/2

1/2

【凡例：履行→○、不履行→×、履行の必要なし→-】 工事名：

【凡例：履行→○、不履行→×、履行の必要なし→-】 工事名：

項目	NTT	情報 BOX	○○○	備考
第 3 条 地下埋設物件に係る資料収集				
①発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝、情報ボックス台帳等の資料の貸与を受ける				
②各種台帳に記載のある占用物件の占有者からの情報収集				
③現地調査の結果、各種台帳に記載のない物件があった場合、またはあると予想される場合、予想される管理者からの情報収集				
④資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した様式-1 (地下埋設物件配置平面図) を作成				
第 4 条 調整会議等の実施 (工事情報の共有)				
①調整会議等の開催				
第 5 条 地下埋設物件の位置確認				
①掘削影響範囲を占有者の意見を踏まえ決定				
②掘削影響範囲を様式-1 に記入し、監督職員へ提出				
③掘削影響範囲内は、必ず探査機による調査を実施				
④地下埋設物件がある場合、現地での位置だしするとともに、必ず控えマーキング、ピン等も設置				
⑤調査結果を様式-2 (地下埋設物件事前確認簿) にとりまとめ、監督職員に提出				
第 6 条 試掘				
①第 5 条の調査結果で、地下埋設物件が掘削影響範囲内にある場合は、必ず試掘を行う				
②試掘を行う場合は、占有者と試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求める				
③試掘着手前に様式-3 (試掘方法計画書) を作成し、監督職員へ提出				
④監視員を専任で配置				
⑤試掘に携わる作業員、監視員に対して、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して周知、指導				
⑥試掘においてカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施				
⑦地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは人力施工				
⑧本工事の掘削深さまで確認				
⑨作業中に位置出しが分からなくなってきた場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行う				
⑩作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督職員に報告				
⑪試掘完了後、様式-4 (試掘結果報告書) を作成し、本掘削着手前までに監督職員に提出				

項目	NTT	情報 BOX	○○○	備考
第 3 条 地下埋設物件に係る資料収集				
①発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝、情報ボックス台帳等の資料の貸与を受ける				
②各種台帳に記載のある占用物件の占有者からの情報収集				
③現地調査の結果、各種台帳に記載のない物件があった場合、またはあると予想される場合、予想される管理者からの情報収集				
④資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した様式-1 (地下埋設物件配置平面図) を作成				
第 4 条 調整会議等の実施 (工事情報の共有)				
①調整会議等の開催				
第 5 条 地下埋設物件の位置確認				
①掘削影響範囲を占有者の意見を踏まえ決定				
②掘削影響範囲を様式-1 に記入し、監督職員へ提出				
③掘削影響範囲内は、必ず探査機による調査を実施				
④ガードレール支柱等建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査、CBR 調査、その他これらに類する工事または調査においては、建込等計画位置で必ず探査機による調査を実施				
⑤地下埋設物件がある場合、現地での位置だしするとともに、必ず控えマーキング、ピン等も設置				
⑥調査結果を様式-2 (地下埋設物件事前確認簿) にとりまとめ、監督職員に提出				
第 6 条 試掘				
①第 5 条の調査結果で、地下埋設物件が掘削影響範囲内にある場合は、必ず試掘を行う				
②試掘を行う場合は、占有者と試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求める				
③試掘着手前に様式-3 (試掘方法計画書) を作成し、監督職員へ提出				
④監視員を専任で配置				
⑤試掘に携わる作業員、監視員に対して、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して周知、指導				
⑥試掘においてカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施				
⑦地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは人力施工				
⑧本工事の掘削深さまで確認				
⑨作業中に位置出しが分からなくなってきた場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行う				
⑩作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督職員に報告				
⑪試掘完了後、様式-4 (試掘結果報告書) を作成し、本掘削着手前までに監督職員に提出				

【凡例：履行→○、不履行→×、履行の必要無し→-】

工事名：

項目	NTT	情報 BOX	〇〇〇	備考
第 7 条 試掘実施箇所				
①試掘実施箇所の協議				
第 8 条 本掘削				
① 本掘削着手前に、様式-5（本掘削方法計画書）を作成し、監督職員に提出				
② 占用者に掘削位置、掘削方法、立会の有無について確認。必要に応じ立会を求める。				
③ 監視員（原則、試掘に立ち会った者）を専任で配置				
④ 本掘削に携わる作業員、監視員に対して、試掘着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して周知、指導				
⑤ 本掘削においてカッター切断を行う場合は、地下埋設物件の位置出しを確認しながら慎重に行う				
⑥ 地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは人力施工				
⑦ 作業中に位置出しが分からなくなってきた場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行う				
⑧ 事前確認想定外の地下埋設物件への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督職員へ報告				
⑨ 上記⑦の場合、試掘等により再確認				
⑩ 本掘削完了後、様式-6（地下埋設物件完了確認簿）を作成し、監督職員へ提出				
第 9 条 教育の実施				
① 新規入場者教育、KY 活動、安全教育時において、作業員、オペレーター等に対し、事故防止対策についての教育を徹底				
第 10 条 履行状況確認				
① 履行状況を様式-7（履行状況チェックシート）により行い、監督職員へ提出				
第 11 条 施工範囲の変更				
① 変更指示等により施工範囲（掘削範囲）が変更になった場合は、特記仕様書に基づき速やかに対応				

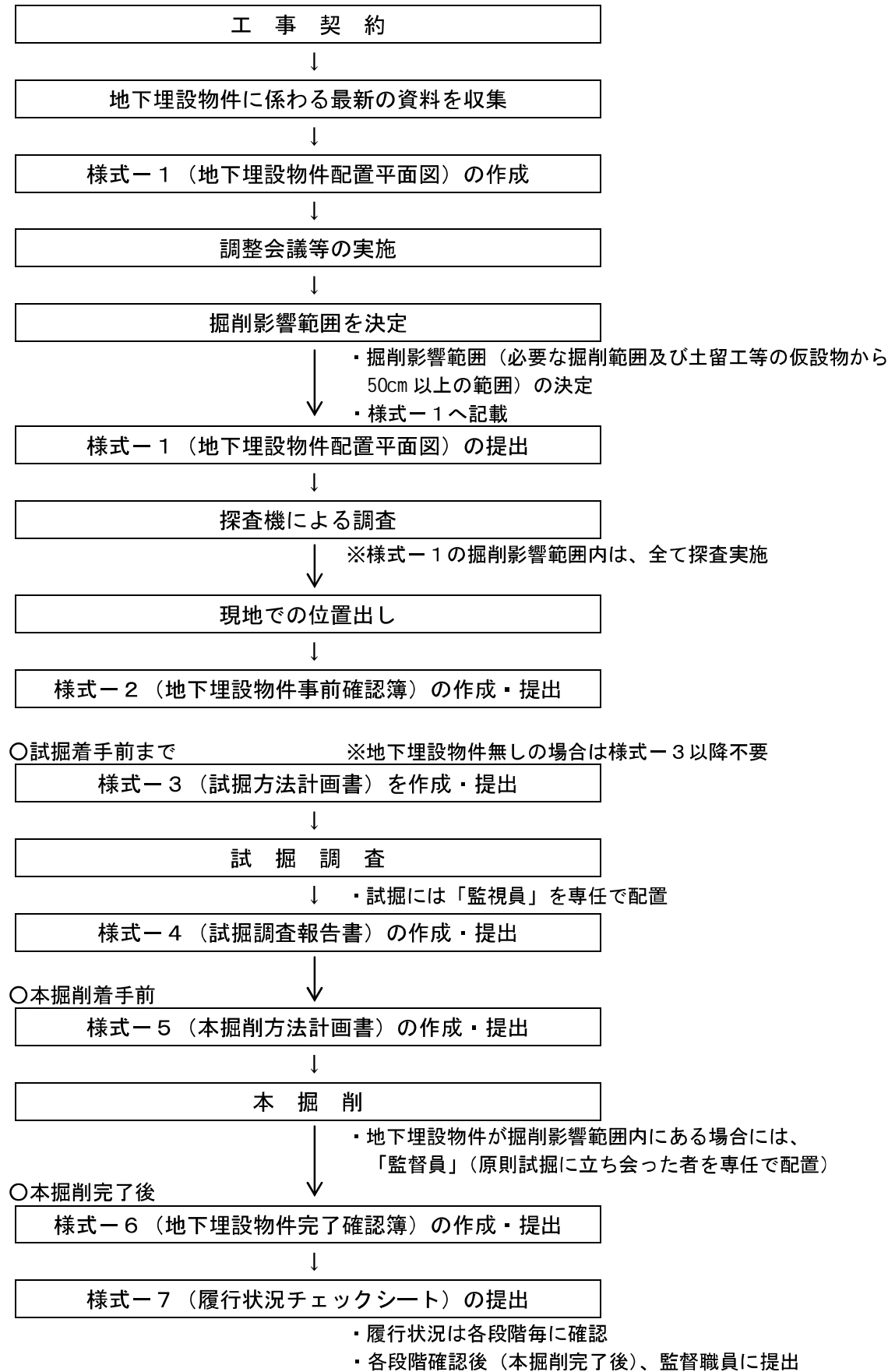
【凡例：履行→○、不履行→×、履行の必要無し→-】

工事名：

項目	NTT	情報 BOX	〇〇〇	備考
第 7 条 試掘実施箇所				
①試掘実施箇所の協議				
第 8 条 本掘削				
① 本掘削着手前に、様式-5（本掘削方法計画書）を作成し、監督職員に提出				
② 占用者に掘削位置、掘削方法、立会の有無について確認。必要に応じ立会を求める。				
③ 監視員（原則、試掘に立ち会った者）を専任で配置（支柱建込、薬液注入等ポーリングを伴う工事及び地質調査等は除く）				
④ 本掘削に携わる作業員、監視員に対して、試掘着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して周知、指導				
⑤ 本掘削においてカッター切断を行う場合は、地下埋設物件の位置出しを確認しながら慎重に行う				
⑥ 地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは人力施工				
⑦ 作業中に位置出しが分からなくなってきた場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行う				
⑧ 事前確認想定外の地下埋設物件への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督職員へ報告				
⑨ 上記⑦の場合、試掘等により再確認				
⑩ 本掘削完了後、様式-6（地下埋設物件完了確認簿）を作成し、監督職員へ提出				
⑪ 建込等において、地下埋設物件を回避するように決定した建込等位置を監督職員に報告				
⑫ 建込等において地下埋設物件を出来ない場合は、施工方法等について監督職員と協議				
第 10 条 教育の実施				
① 新規入場者教育、KY 活動、安全教育時において、作業員、オペレーター等に対し、事故防止対策についての教育を徹底				
第 11 条 履行状況確認				
① 履行状況を様式-7（履行状況チェックシート）により行い、監督職員へ提出				
第 12 条 施工範囲の変更				
① 変更指示等により施工範囲（掘削範囲）が変更になった場合は、特記仕様書に基づき速やかに対応				

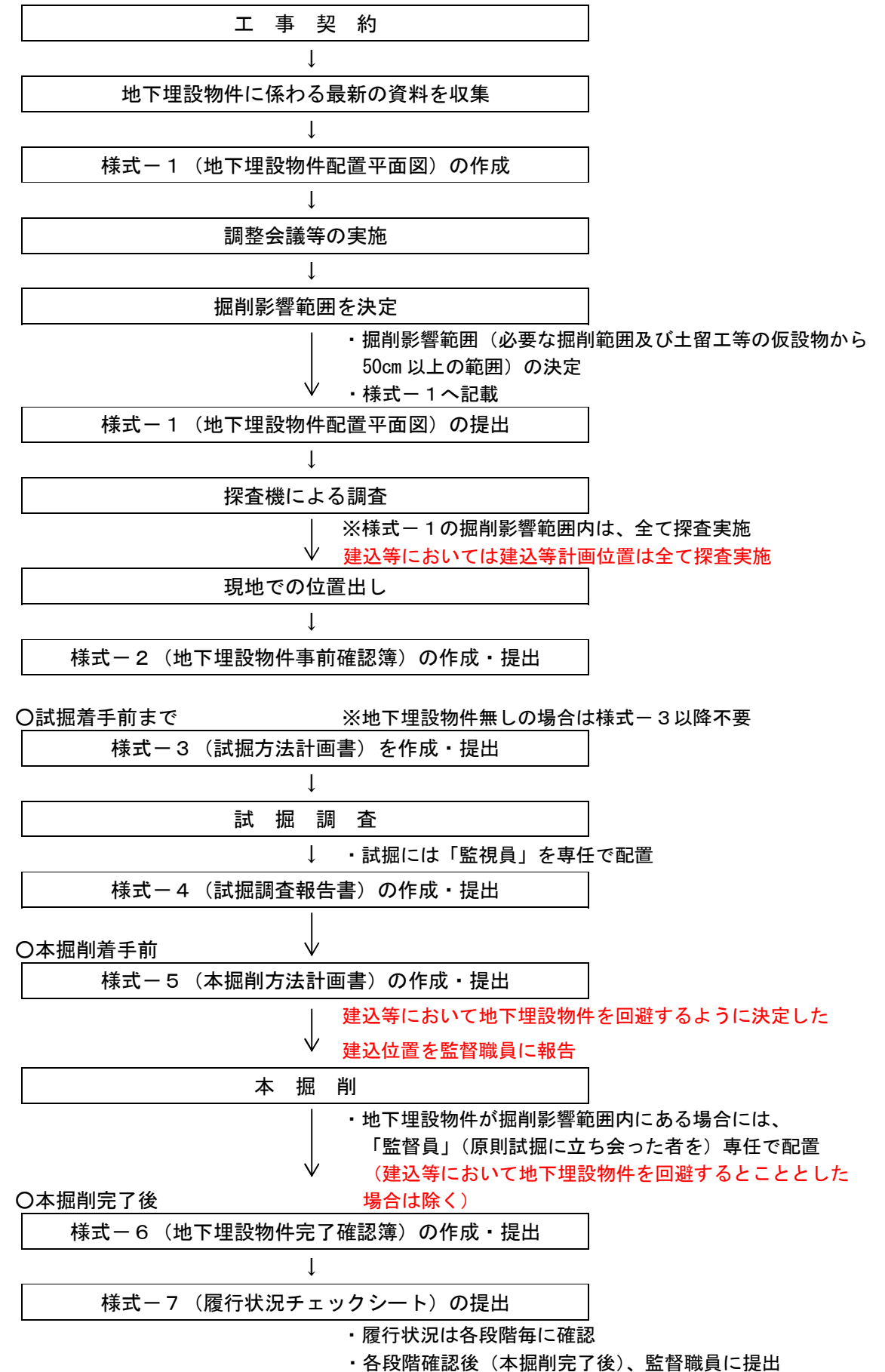
【参考資料】

埋設物件事故防止対策フロー



【参考資料】

埋設物件事故防止対策フロー



(3) 架空線等への接触・切断事故防止

架空線等上空施設への接触・切断事故防止の特記仕様書を活用する。

架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書

第 条 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

受注者は着手前の準備にあたり、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を実施し、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず施工計画書に記載しなければならない。

事前調査の結果、施工上支障となる架空線が確認された場合は下記の対応を行うこととする。

①施工計画書への記載

- 1)建設機械等のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触・切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策。
- 2)現場出入り口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策の実施方法。
- 3)禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレータ・運転手等への安全教育指導の実施方法。

②点検・教育の実施

- 1)施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。
- 2)新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、オペレータ・運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

③監督職員への報告

- 1)点検・教育の実施状況については、実施後速やかに監督職員へ報告すること。

(3) 架空線等への接触・切断事故防止

土木工事共通仕様書第3編3-1-1-11 工事中の安全確保 4. 架空線等事故防止対策に、「受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない」と規定されている。

架空線等上空施設への接触・切断事故防止の特記仕様書を活用する。

架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書

第 条 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

受注者は着手前の準備にあたり、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を実施し、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず施工計画書に記載しなければならない。

事前調査の結果、施工上支障となる架空線が確認された場合は下記の対応を行うこととする。

①施工計画書への記載

- 1)建設機械等のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触・切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策。
- 2)現場出入り口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策の実施方法。
- 3)禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレータ・運転手等への安全教育指導の実施方法。

②点検・教育の実施

- 1)施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。
- 2)新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、オペレータ・運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

③監督職員への報告





- 1)点検・教育の実施状況については、実施後速やかに監督職員へ報告すること。

架空線配置平面図

※様式は A 3 版で作成すること。 様式-1

工事名： _____
 受注者： _____
 提出日： _____

- ※ 1. 平面図は工事用平面等図を使用すること。
- ※ 2. 各架空線毎に色分け又は判別しやすいように作成のこと。





凡 例	
NTT	
電力	
有線	
〇〇〇	

架空線配置平面図

※様式は A 3 版で作成すること。 様式-1

工事名： _____
 受注者： _____
 提出日： _____

- ※ 1. 平面図は工事用平面等図を使用すること。
- ※ 2. 各架空線毎に色分け又は判別しやすいように作成のこと。

凡 例	
NTT	
電力	
有線	
〇〇〇	

2.4.16 その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き（警察、市町村等）
- ② 地元への周知
- ③ その他

2.4.16 その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き（警察、市町村等）
- ② 地元への周知
- ③ その他

3. 設計図書の照査

工事測量の成果（着工前測量）

3. 設計図書の照査

工事測量の成果（着工前測量）

3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）

3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）

3.1 設計図書の照査

3.1 設計図書の照査

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査に、契約書第 18 条第 1 項から第 5 項に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、確認を求めなければならないと規定されている。ただし、該当する事実がない場合（設計図書と一致している場合）は、監督職員へその旨を書面にて**提示**し、受注者で保管する。

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査に、「契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、確認を求めなければならない」と規定されている。ただし、該当する事実がない場合（設計図書と一致している場合）は、監督職員へその旨を書面にて**提示**し、受注者で保管する。

なお、「設計図書の照査」の範囲については、『設計変更ガイドライン(案)』によるものとする。『設計変更ガイドライン(案)』については、九州地方整備局のホームページ「建設技術情報等」(http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/) でダウンロードが可能である。

なお、「設計図書の照査」の範囲については、『設計変更ガイドライン(案)』によるものとする。『設計変更ガイドライン(案)』については、九州地方整備局のホームページ「建設技術情報等」－「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/koujisekou.html) でダウンロードが可能である。

工事請負契約書第 18 条

工事請負契約書第 18 条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
(これらの優先順位が定められている場合を除く)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
(これらの優先順位が定められている場合を除く)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

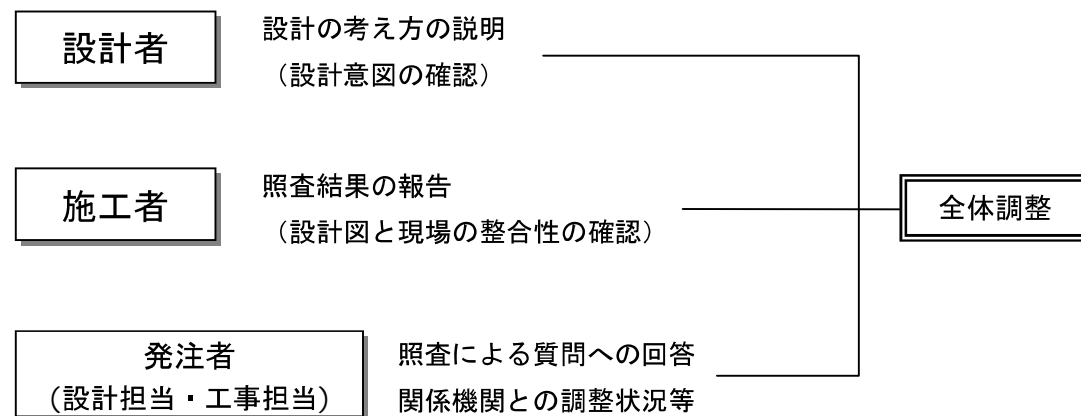
上記のような該当する事実がある場合、照査内容の確認をする手段として、工事着工前、施工中に必要に応じて**工事監理連絡会**を要望する。

上記のような該当する事実がある場合、照査内容の確認をする手段として、工事着工前、施工中に必要に応じて**工事監理連絡会**を要望する。

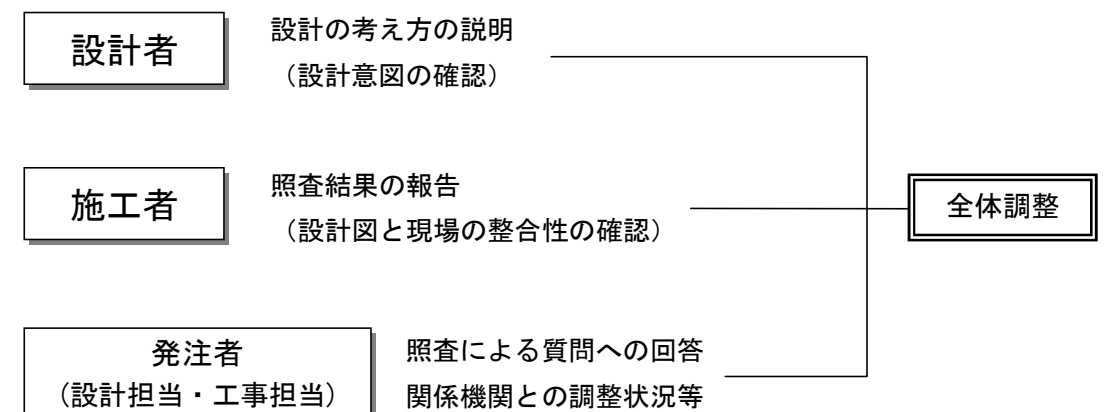
工事監理連絡会（三者会議）とは、工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による会議を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図るもので、特記仕様書により示される。

工事監理連絡会（三者会議）とは、工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による会議を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図るもので、特記仕様書により示される。

工事監理連絡会（全ての工事を対象）



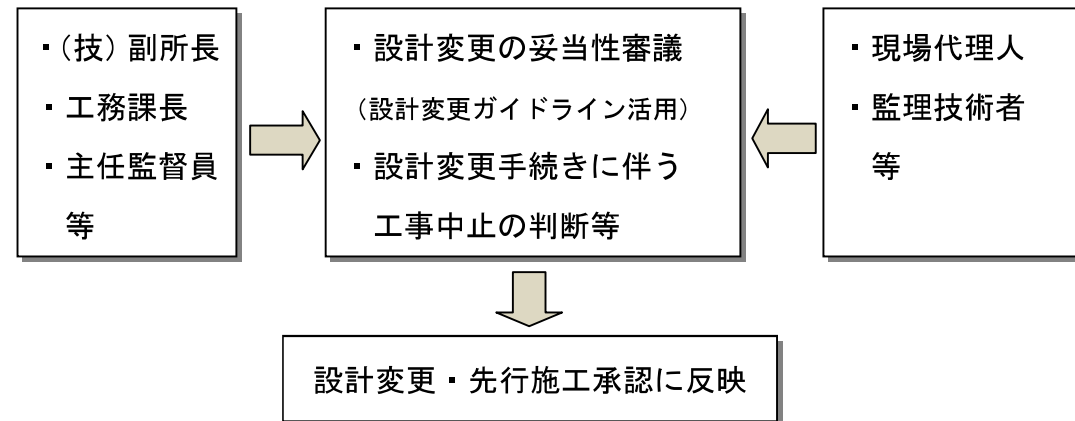
工事監理連絡会（全ての工事を対象）



また、工事監理連絡会等により必要な設計変更が確認された場合は、**設計変更協議会**が開催される。**設計変更協議会**とは、設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組みである。

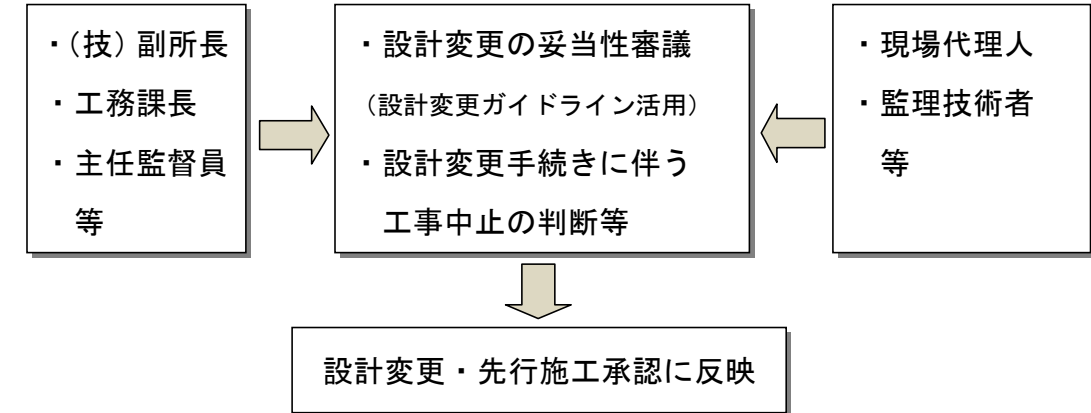
また、工事監理連絡会等により必要な設計変更が確認された場合は、**設計変更協議会**が開催される。**設計変更協議会**とは、設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組みである。

設計変更協議会（全ての工事を対象）



但し、設計変更ができない場合があるので注意する。
 詳細は、九州地方整備局ホームページ 設計変更ガイドライン（案）を参照のこと。
 (http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/sekkei/henkouguide.pdf)

設計変更協議会（全ての工事を対象）



但し、設計変更ができない場合があるので注意する。
 詳細は、九州地方整備局ホームページ 設計変更ガイドライン（案）を参照のこと。
 (http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/sekkei/henkouguide.pdf)

3.2 工事測量の成果（着工前測量）

3.2.1 目的

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-37 工事測量 1. 一般事項に、下記のとおり規定されている。
 1 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。・・・後略。
 測量は土木工事の中で基本的なことであり且つ、構造物の出来形を左右する最も重要な作業である。

3.2.2 実施上の留意点

- (1) 管理内容は土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-37 工事測量に基づく、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。
- (2) 測量は「国土交通省公共測量作業規程（平成 25 年度）」に基づいて実施する。
- (3) 近接する他の工事がある場合は、仮 BM、中心線などの測量成果を照合しておく必要がある。
- (4) 中心線、縦断、横断測量の結果、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、その測量結果を設計図に朱色で記入し、監督職員に速やかに**提出し指示**を受けなければならない。
- (5) 測量標は、位置及び高さの変動がないよう保護杭等で適切な保護をしなければならない。また、用地巾杭、仮 BM、工事用多角点及び重要な工事用測量標は、監督職員の**承諾**を得なければ移設してはならない。

3.2.3 実施要領

- (1) 仮 BM の設置
 国土地理院が設置している水準点から水準測量を行い仮 BM を設置することを原則とする。水準測量は、平地においては 3 級水準測量、山地においては 4 級水準測量により行うものとする。基準となる水準点の選定は監督職員の**指示**を受ける。設置箇所については、工事延長が長い場合は 100m に 1 箇所程度設けると、施工にあたって便利である。
- (2) 中心線測量
 監督職員の指示する基準点又は I・P に基づき中心線測量を行い、測点の照合を行う。役杭（BC、EC、KA、KE）は保護杭又は引照点を設置し、その位置が正確に再現できるようにしておく。
- (3) 縦断、横断測量
 仮 BM の設置、中心線の照合を行った後、縦横断測量を行い設計図面との照合を行う。
 縦横断図は工事数量を算出する基礎となる資料であると共に、用地巾にも影響を来すので、測点間における地形の変化にも留意し、変化点（プラス杭）を設ける必要がある場合は、図面を作成して監督職員と協議する。
- (4) 用地境界確認
 上記基本測量に引き続き用地境界測量を実施する。
 用地境界杭が亡失又は移動している場合は、監督職員に**協議**しなければならない。なお、地権者の立会を得て再設置を行う。
- (5) 管理項目に対する成果品
 - ① 仮 BM の設置
 測量成果表

3.2 工事測量の成果（着工前測量）

3.2.1 目的

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-37 工事測量 1. 一般事項に、下記のとおり規定されている。
 1 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。・・・後略。
 測量は土木工事の中で基本的なことであり且つ、構造物の出来形を左右する最も重要な作業である。

3.2.2 実施上の留意点

- (1) 管理内容は土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-37 工事測量に基づく、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。
- (2) 測量は「国土交通省公共測量作業規程（平成 25 年度）」に基づいて実施する。
- (3) 近接する他の工事がある場合は、仮 BM、中心線などの測量成果を照合しておく必要がある。
- (4) 中心線、縦断、横断測量の結果、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、その測量結果を設計図に朱色で記入し、監督職員に速やかに**提出し指示**を受けなければならない。
- (5) 測量標は、位置及び高さの変動がないよう保護杭等で適切な保護をしなければならない。また、用地巾杭、仮 BM、工事用多角点及び重要な工事用測量標は、監督職員の**承諾**を得なければ移設してはならない。

3.2.3 実施要領

- (1) 仮 BM の設置
 国土地理院が設置している水準点から水準測量を行い仮 BM を設置することを原則とする。水準測量は、平地においては 3 級水準測量、山地においては 4 級水準測量により行うものとする。基準となる水準点の選定は監督職員の**指示**を受ける。設置箇所については、工事延長が長い場合は 100m に 1 箇所程度設けると、施工にあたって便利である。
- (2) 中心線測量
 監督職員の指示する基準点又は I・P に基づき中心線測量を行い、測点の照合を行う。役杭（BC、EC、KA、KE）は保護杭又は引照点を設置し、その位置が正確に再現できるようにしておく。
- (3) 縦断、横断測量
 仮 BM の設置、中心線の照合を行った後、縦横断測量を行い設計図面との照合を行う。
 縦横断図は工事数量を算出する基礎となる資料であると共に、用地巾にも影響を来すので、測点間における地形の変化にも留意し、変化点（プラス杭）を設ける必要がある場合は、図面を作成して監督職員と協議する。
- (4) 用地境界確認
 上記基本測量に引き続き用地境界測量を実施する。
 用地境界杭が亡失又は移動している場合は、監督職員に**協議**しなければならない。なお、地権者の立会を得て再設置を行う。
- (5) 管理項目に対する成果品
 - ① 仮 BM の設置
 測量成果表
 仮 BM 設置箇所見取図、写真

仮BM設置箇所見取図、写真

- ② 中心線測量
測量成果表
役杭等と引照との関係を示す見取図
- ③ 縦断、横断測量
縦断図
横断図
- ④ 用地境界の確認
用地杭調書

【作成例】

測 量 成 果 表

工事名 ○○地区改良工事 ○○年○○月○○日
・BM. No.1～No.2のチェック 測定者 ○○○○

測点	B S	I H	F S	G H	備考
BM. No.1	1.898	83.223		81.325	BM. 1. 81.325m
TP1	1.663	83.439	1.447	81.776	
TP2	1.785	80.249	4.975	78.464	
TP3	0.711	76.167	4.793	75.456	
TP4	1.022	75.865	1.324	74.843	
TP5	0.256	74.009	2.112	73.753	
TP6	0.209	71.356	2.862	71.147	
TP7	0.198	67.343	4.211	67.145	
TP8	0.036	62.826	4.553	62.79	
TP9	0.983	59.136	4.673	58.153	
TP10	1.428	57.65	2.914	56.222	
TP11	2.995	59.042	1.603	56.047	
TP12	4.41	60.16	3.292	55.75	
TP13	2.392	60.675	1.877	58.283	
BM. No.2	0.37	60.675	0.37	60.305	BM. 2. 60.307m
TP13	1.663	59.946	2.392	58.283	
TP12	3.015	58.765	4.196	55.75	
TP11	1.148	57.194	2.719	56.046	
TP10	3.552	59.773	0.973	56.221	
TP9	4.831	62.982	1.622	58.151	
TP8	4.731	67.519	0.194	62.788	
TP7	4.779	71.921	0.377	67.142	
TP6	3.2	74.343	0.778	71.143	
TP5	2.642	76.394	0.591	73.752	
TP4	2.106	76.949	1.551	74.843	
TP3	3.865	79.718	1.096	75.853	
TP2	4.44	82.905	1.253	78.465	
TP1	1.384	83.156	1.133	81.772	
BM. No.1			1.836	81.32	BM. 1. 81.325m
備考	81.325 - 81.320 = 5mm 10mm√S = 10√0.6 = 7.746mm > 5mm ∴OK				

- ② 中心線測量
測量成果表
役杭等と引照との関係を示す見取図
- ③ 縦断、横断測量
縦断図
横断図
- ④ 用地境界の確認
用地杭調書

【作成例】

測 量 成 果 表

工事名 ○○地区改良工事 ○○年○○月○○日
・BM. No.1～No.2のチェック 測定者 ○○○○

測点	B S	I H	F S	G H	備考
BM. No.1	1.898	83.223		81.325	BM. 1. 81.325m
TP1	1.663	83.439	1.447	81.776	
TP2	1.785	80.249	4.975	78.464	
TP3	0.711	76.167	4.793	75.456	
TP4	1.022	75.865	1.324	74.843	
TP5	0.256	74.009	2.112	73.753	
TP6	0.209	71.356	2.862	71.147	
TP7	0.198	67.343	4.211	67.145	
TP8	0.036	62.826	4.553	62.79	
TP9	0.983	59.136	4.673	58.153	
TP10	1.428	57.65	2.914	56.222	
TP11	2.995	59.042	1.603	56.047	
TP12	4.41	60.16	3.292	55.75	
TP13	2.392	60.675	1.877	58.283	
BM. No.2	0.37	60.675	0.37	60.305	BM. 2. 60.307m
TP13	1.663	59.946	2.392	58.283	
TP12	3.015	58.765	4.196	55.75	
TP11	1.148	57.194	2.719	56.046	
TP10	3.552	59.773	0.973	56.221	
TP9	4.831	62.982	1.622	58.151	
TP8	4.731	67.519	0.194	62.788	
TP7	4.779	71.921	0.377	67.142	
TP6	3.2	74.343	0.778	71.143	
TP5	2.642	76.394	0.591	73.752	
TP4	2.106	76.949	1.551	74.843	
TP3	3.865	79.718	1.096	75.853	
TP2	4.44	82.905	1.253	78.465	
TP1	1.384	83.156	1.133	81.772	
BM. No.1			1.836	81.32	BM. 1. 81.325m
備考	81.325 - 81.320 = 5mm 10mm√S = 10√0.6 = 7.746mm > 5mm ∴OK				

土木工事施工管理の手引き 平成 26 年 4 月

点検計算の許容範囲（公共測量作業規定より抜粋）

項目	区分				
	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
環 閉 合 差	2mm√S	5mm√S	10mm√S	20mm√S	40mm√S
概知点から概知点までの 閉 合 差	15mm√S	15mm√S	15mm√S	25mm√S	50mm√S

(注)Sは観測距離(片道、km単位)とする。

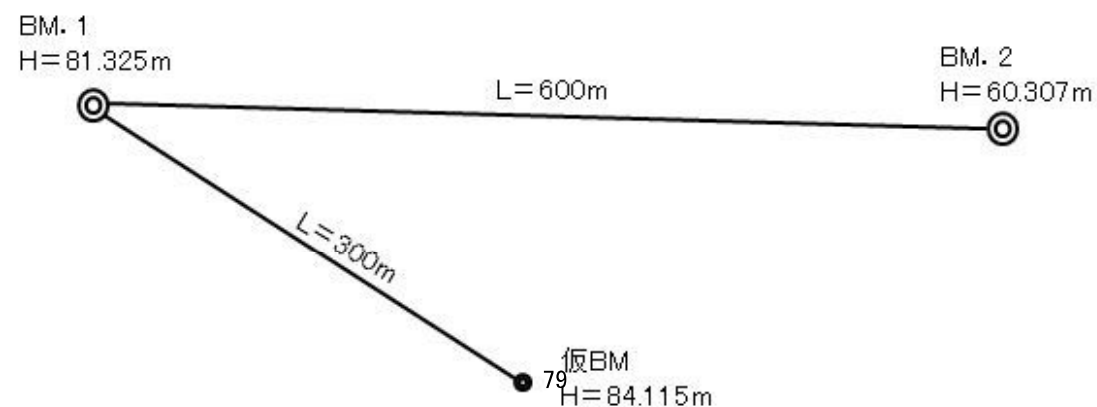
測 量 成 果 表

工事名 ○○地区改良工事
・仮BM設置

○○年○○月○○日
測定者 ○○○○

測 点	B S	I H	F S	G H	備 考
BM. No.1	1.384	82.709		81.325	BM. 1. 81.325m
TP1	1.006	82.162	1.553	81.156	
TP2	0.637	80.314	2.485	79.677	
TP3	4.331	84.087	0.558	79.756	
TP4	2.229	85.948	0.368	83.719	
TP5	0.467	85.473	0.942	85.006	
仮BM	1.209	85.324	1.358	84.115	
TP5	0.976	85.983	0.317	85.007	
TP4	0.33	84.051	2.262	83.721	
TP3	1.111	80.857	4.295	79.756	
TP2	2.873	82.552	1.188	79.679	
TP1	1.685	82.843	1.394	81.158	
BM. No.1			1.515	81.328	BM. 1. 81.325m
備 考	81.328 - 81.325 = 3mm 10mm√S = 10√0.3 = 5.477mm > 3mm ∴OK				

見 取 図



土木工事施工管理の手引き(案) 平成 28 年 4 月

点検計算の許容範囲（公共測量作業規定より抜粋）

項目	区分				
	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
環 閉 合 差	2mm√S	5mm√S	10mm√S	20mm√S	40mm√S
概知点から概知点までの 閉 合 差	15mm√S	15mm√S	15mm√S	25mm√S	50mm√S

(注)Sは観測距離(片道、km単位)とする。

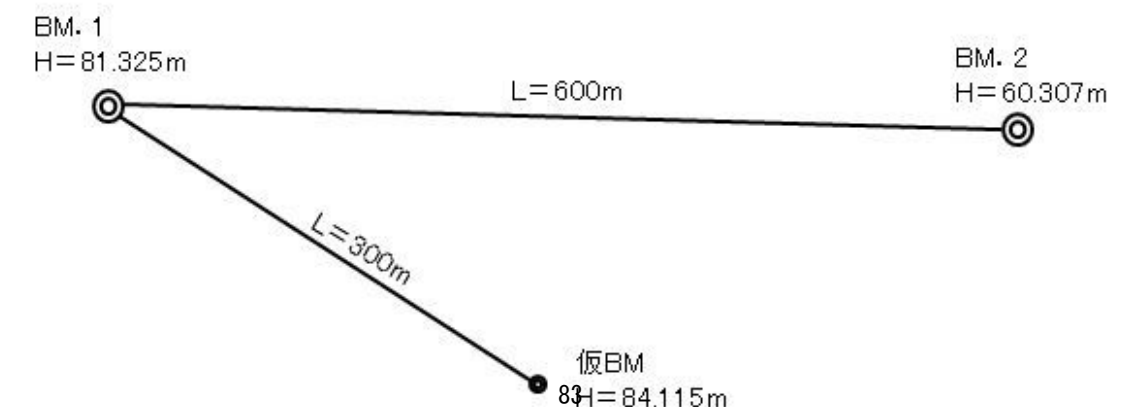
測 量 成 果 表

工事名 ○○地区改良工事
・仮BM設置

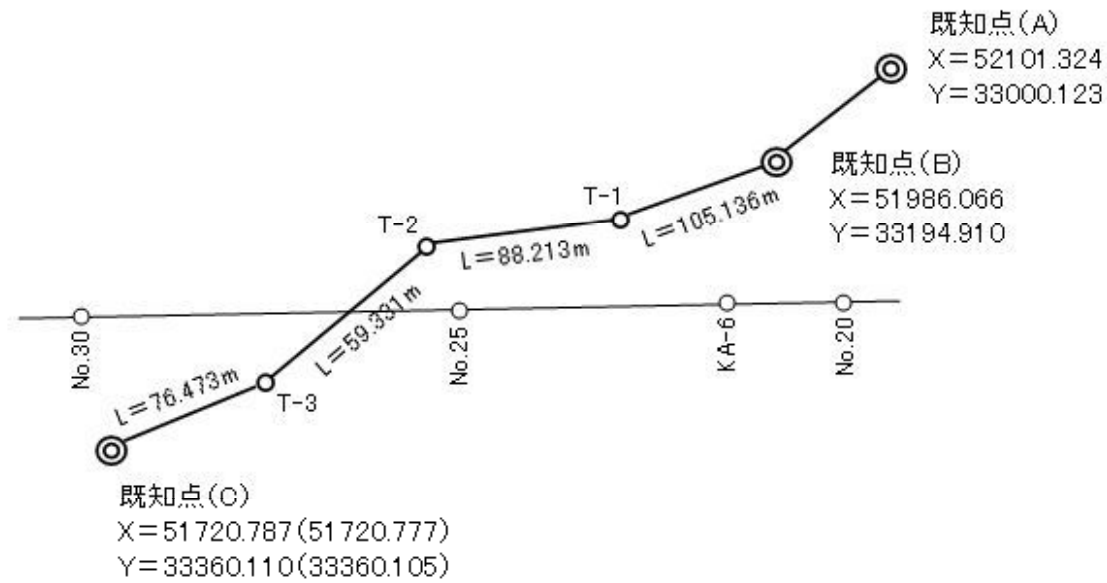
○○年○○月○○日
測定者 ○○○○

測 点	B S	I H	F S	G H	備 考
BM. No.1	1.384	82.709		81.325	BM. 1. 81.325m
TP1	1.006	82.162	1.553	81.156	
TP2	0.637	80.314	2.485	79.677	
TP3	4.331	84.087	0.558	79.756	
TP4	2.229	85.948	0.368	83.719	
TP5	0.467	85.473	0.942	85.006	
仮BM	1.209	85.324	1.358	84.115	
TP5	0.976	85.983	0.317	85.007	
TP4	0.33	84.051	2.262	83.721	
TP3	1.111	80.857	4.295	79.756	
TP2	2.873	82.552	1.188	79.679	
TP1	1.685	82.843	1.394	81.158	
BM. No.1			1.515	81.328	BM. 1. 81.325m
備 考	81.328 - 81.325 = 3mm 10mm√S = 10√0.3 = 5.477mm > 3mm ∴OK				

見 取 図



中心線測量

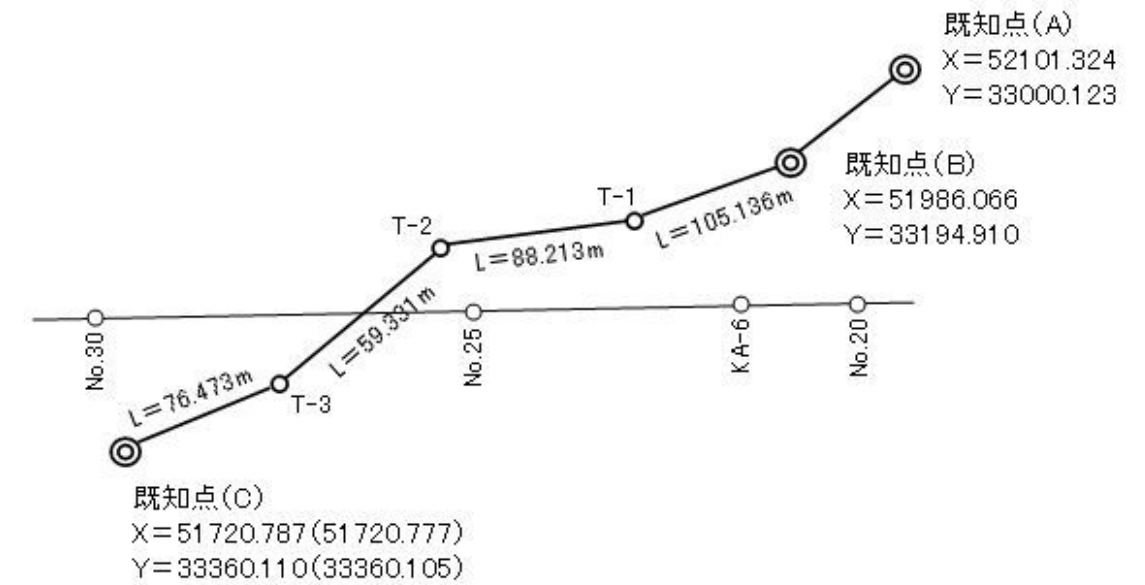


() 書きは実測値

① 既知点 (B) から既知点 (A) までの単路線方式による基準点間のチェックを行う。

水平距離の閉合差			
実測距離	$\Delta X = 51720.777 - 51986.066$	$= -265.289$	
	$\Delta Y = 33360.105 - 33194.910$	$= 165.195$	
既知距離	$\Delta X = 51720.787 - 51986.066$	$= -265.279$	
	$\Delta Y = 33360.110 - 33194.910$	$= 165.200$	
閉合差	$X = -265.289 - (-265.279)$	$= -0.01$	
	$Y = 165.195 - 165.200$	$= -0.005$	
	$\sqrt{(-0.01^2 + -0.005^2)}$	$= 0.011180$	
配布点数	4		
許容範囲	$15\text{cm} + 10\text{cm}\sqrt{N \Sigma S}$		
	$\Sigma S = 105.136 + 88.213 + 59.331 + 76.473 = 329.153\text{m}$		
	$15 + 10\sqrt{4 \times 0.329} = 216\text{mm}$		
	$11\text{mm} < 216\text{mm}$		$\therefore \text{OK}$

中心線測量



() 書きは実測値

① 既知点 (B) から既知点 (A) までの単路線方式による基準点間のチェックを行う。

水平距離の閉合差			
実測距離	$\Delta X = 51720.777 - 51986.066$	$= -265.289$	
	$\Delta Y = 33360.105 - 33194.910$	$= 165.195$	
既知距離	$\Delta X = 51720.787 - 51986.066$	$= -265.279$	
	$\Delta Y = 33360.110 - 33194.910$	$= 165.200$	
閉合差	$X = -265.289 - (-265.279)$	$= -0.01$	
	$Y = 165.195 - 165.200$	$= -0.005$	
	$\sqrt{(-0.01^2 + -0.005^2)}$	$= 0.011180$	
配布点数	4		
許容範囲	$15\text{cm} + 10\text{cm}\sqrt{N \Sigma S}$		
	$\Sigma S = 105.136 + 88.213 + 59.331 + 76.473 = 329.153\text{m}$		
	$15 + 10\sqrt{4 \times 0.329} = 216\text{mm}$		
	$11\text{mm} < 216\text{mm}$		$\therefore \text{OK}$

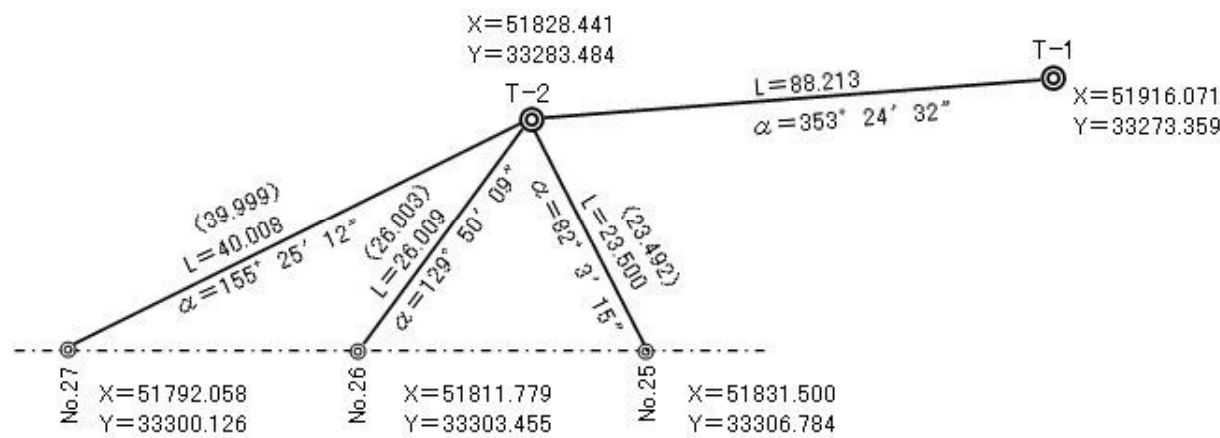
結合多角方式、閉合多角方式、単路線方式における点検計算の許容範囲

(公共測量作業規定より抜粋)

点検項目		区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結合多角・ 単路線	水平位置の 閉合差		10cm+2cm \sqrt{N} ΣS	10cm+3cm \sqrt{N} ΣS	15cm+5cm \sqrt{N} ΣS	15cm+10cm \sqrt{N} ΣS
	標高の閉合 差		20cm+5cmΣS/ \sqrt{N}	20cm+10cmΣS/ \sqrt{N}	20cm+15cmΣS/ \sqrt{N}	20cm+30cmΣS/ \sqrt{N}
閉合多角	水平位置の 閉合差		1cm \sqrt{N} ΣS	1.5cm \sqrt{N} ΣS	2.5cm \sqrt{N} ΣS	5cm \sqrt{N} ΣS
	標高の閉合 差		5cmΣS/ \sqrt{N}	10cmΣS/ \sqrt{N}	15cmΣS/ \sqrt{N}	30cmΣS/ \sqrt{N}
標高差の正反較差			30cm	20cm	15cm	10cm

(注) N:辺数 ΣS:路線長(km)

- ② 新点、T1 ~ T3を設置する際に、B ~ C間の誤差を補正する。
- ③ 新点、T1 ~ T3により中心線をチェックする。



() 書きは実測値

較差の許容範囲は、次表の定めるとおりとする。(公共測量作業規定より抜粋)

距離		20m未満	20m以上	摘要
区分				
平地		10mm	S/2,000	Sは点間距離 の計算値
山地		20mm	S/1,000	

No. 25 23.500 - 23.492 = 0.008
 $S/2000 = 23.500/2000 = 0.012$
 $0.008 < 0.012 \therefore \underline{\underline{OK}}$

No. 26 26.009 - 26.003 = 0.006
 $S/2000 = 26.009/2000 = 0.013$
 $0.006 < 0.013 \therefore \underline{\underline{OK}}$

No. 27 40.008 - 39.999 = 0.009
 $S/2000 = 40.008/2000 = 0.020$
 $0.009 < 0.020 \therefore \underline{\underline{OK}}$

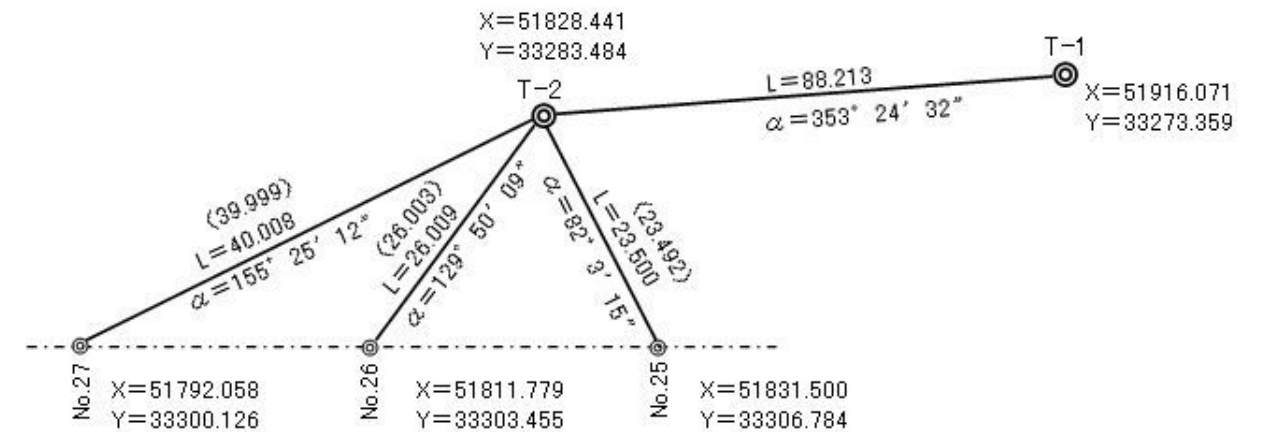
結合多角方式、閉合多角方式、単路線方式における点検計算の許容範囲

(公共測量作業規定より抜粋)

点検項目		区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結合多角・ 単路線	水平位置の 閉合差		10cm+2cm \sqrt{N} ΣS	10cm+3cm \sqrt{N} ΣS	15cm+5cm \sqrt{N} ΣS	15cm+10cm \sqrt{N} ΣS
	標高の閉合 差		20cm+5cmΣS/ \sqrt{N}	20cm+10cmΣS/ \sqrt{N}	20cm+15cmΣS/ \sqrt{N}	20cm+30cmΣS/ \sqrt{N}
閉合多角	水平位置の 閉合差		1cm \sqrt{N} ΣS	1.5cm \sqrt{N} ΣS	2.5cm \sqrt{N} ΣS	5cm \sqrt{N} ΣS
	標高の閉合 差		5cmΣS/ \sqrt{N}	10cmΣS/ \sqrt{N}	15cmΣS/ \sqrt{N}	30cmΣS/ \sqrt{N}
標高差の正反較差			30cm	20cm	15cm	10cm

(注) N:辺数 ΣS:路線長(km)

- ② 新点、T-1 ~ T-3を設置する際に、B ~ C間の誤差を補正する。
- ③ 新点、T-1 ~ T-3により中心線をチェックする。



() 書きは実測値

較差の許容範囲は、次表の定めるとおりとする。(公共測量作業規定より抜粋)

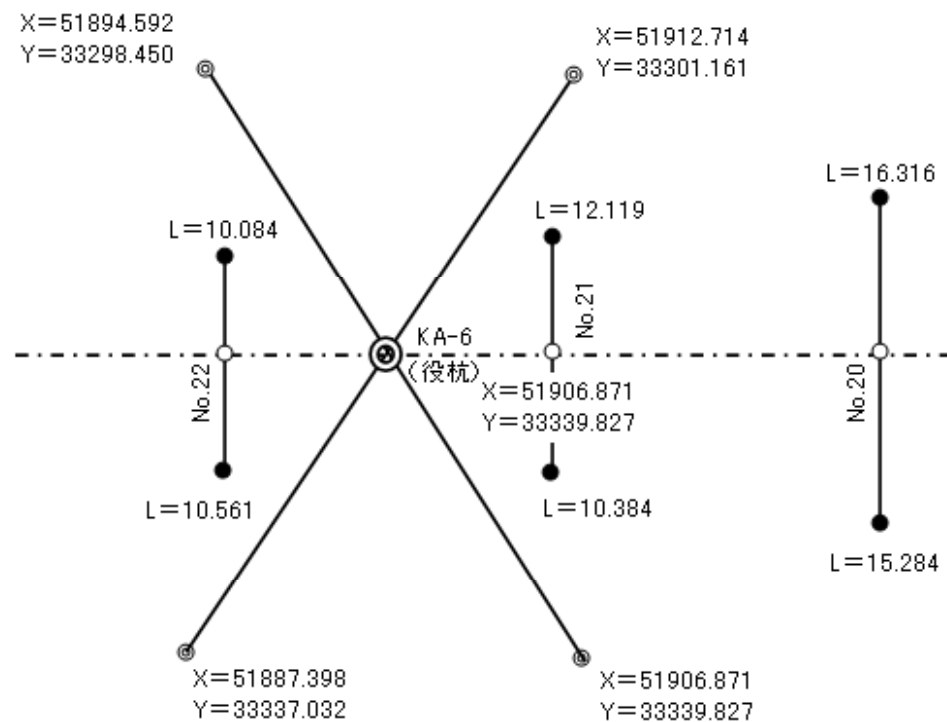
距離		20m未満	20m以上	摘要
区分				
平地		10mm	S/2,000	Sは点間距離 の計算値
山地		20mm	S/1,000	

No. 25 23.500 - 23.492 = 0.008
 $S/2000 = 23.500/2000 = 0.012$
 $0.008 < 0.012 \therefore \underline{\underline{OK}}$

No. 26 26.009 - 26.003 = 0.006
 $S/2000 = 26.009/2000 = 0.013$
 $0.006 < 0.013 \therefore \underline{\underline{OK}}$

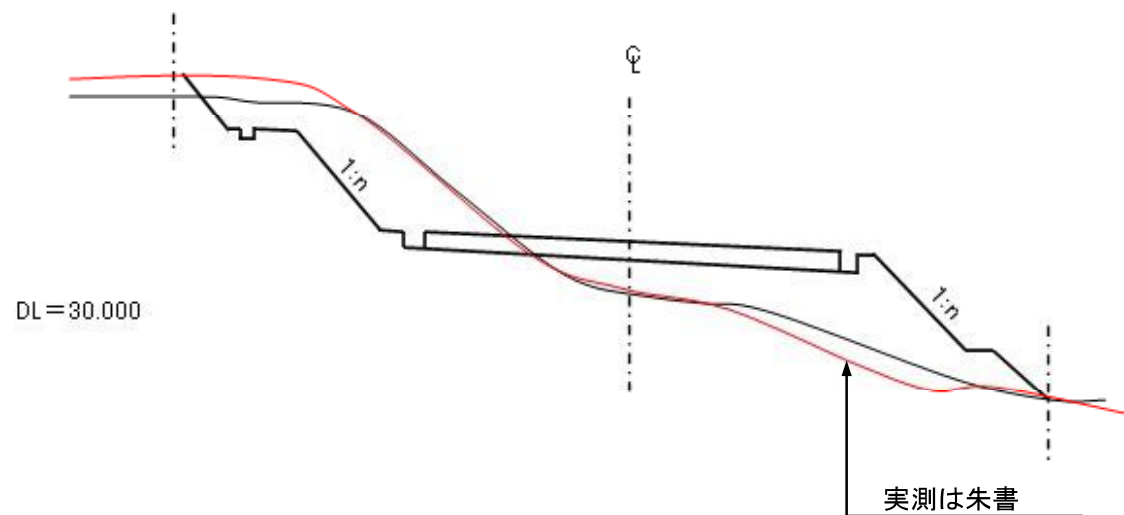
No. 27 40.008 - 39.999 = 0.009
 $S/2000 = 40.008/2000 = 0.020$

④ 役杭および測点杭は、工事の支障のない所に引照杭を設置する。必要に応じて座標を求めるものとする。



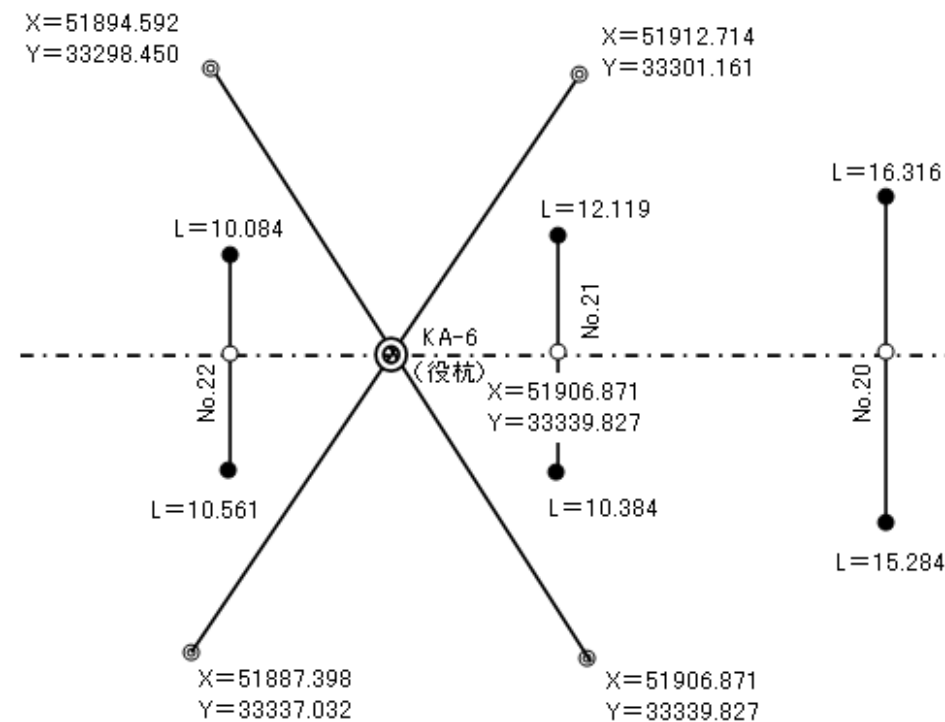
横断測量

NO.56
FH=31.721
GH=31.000



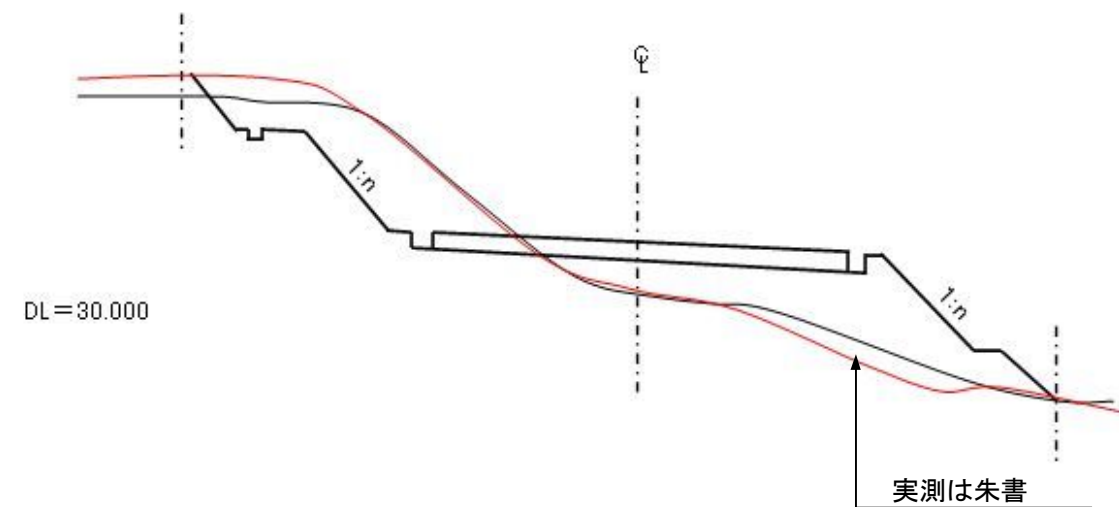
$$0.009 < 0.020 \quad \therefore \text{OK}$$

④ 役杭および測点杭は、工事の支障のない所に引照杭を設置する。必要に応じて座標を求めるものとする。



横断測量

NO.56
FH=31.721
GH=31.000



4. 品質証明

4. 品質証明

4. 品質証明

4.1 品質証明制度の趣旨

品質証明制度は、品質管理に新たに受注者による品質保証の考え方を導入することを目的に創設されたものである。この品質証明制度における品質証明員の位置づけは、発注者における検査職員に対応するものである。

品質証明制度の目的は、従来の施工管理や品質管理に加えて、受注者が自らの責任において品質を確保することである。なお、その内容・方法については、各会社で決めるものとされている。

4.2 品質証明員通知書

品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証明書等の写しを添付）、経験および経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者で、資格は 10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは一級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督職員の**承諾**を得た場合はこの限りではない。

4.3 品質証明書

品質証明員が、工事施工途中において必要と認める時期および検査（完成、既済部分、中間技術検査）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により検査時までに監督職員へ**提出**しなければならない。

※ 契約図書で規定された場合に提出する。（工事費 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事対象）

品質証明員通知書及び品質証明書の様式は、国土交通省 九州地方整備局のホームページ（<http://www.qsr.mlit.go.jp/index.htm>） → 「建設技術情報等」 → 「工事関係書類」よりダウンロード可能である。

4. 品質証明

4.1 品質証明制度の趣旨

土木工事共通仕様書第3編3-1-1-8 品質証明に、「受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合」とされている。

品質証明制度は、品質管理に新たに受注者による品質保証の考え方を導入することを目的に創設されたものである。この品質証明制度における品質証明員の位置づけは、発注者における検査職員に対応するものである。

品質証明制度の目的は、従来の施工管理や品質管理に加えて、受注者が自らの責任において品質を確保することである。なお、その内容・方法については、各会社で決めるものとされている。

4.2 品質証明員通知書

品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証明書等の写しを添付）、経験および経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者で、資格は 10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは一級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督職員の**承諾**を得た場合はこの限りではない。

4.3 品質証明書

品質証明員が、工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ**提出**しなければならない。

※ 契約図書で規定された場合に提出する。（工事費 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事対象）

品質証明員通知書及び品質証明書の様式は、国土交通省 九州地方整備局のホームページ（http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/koujisekou.html） → 「建設技術情報等」 → 「土木工事施工関連」 → 「工事関係書類」よりダウンロード可能である。

【作成例】
様式-7

品質証明員通知書

年月日: 平成15年6月6日

主任監督員
○○○○ (発注者) 殿

(株) □□□□建設
(受注者) 現場代理人 ○○○○ 印

平成15年6月6日 付けをもって請負契約を締結した □□□□改良 工事の
品質証明員を下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。

記

品質証明員氏名 ○○○○

生年月日 昭和○○年○○月○○日

資格 一級土木施工管理技士

経歴

工事名	職名	工期	従事期間
□□橋梁工事	現場代理人	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	3年
○○道路改良工事	現場代理人	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	2年
□□橋梁工事	監理技術者	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	3年
△△道路改良工事	監理技術者	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	1年
□□道路改良工事	監理技術者	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	2年
計			11年

※「資格者証(写し)」を添付する。

【作成例】
様式-7

品質証明員通知書

年月日: 平成15年6月6日

主任監督員
○○○○ (発注者) 殿

(株) □□□□建設
(受注者) 現場代理人 ○○○○ 印

平成15年6月6日 付けをもって請負契約を締結した □□□□改良 工事の
品質証明員を下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。

記

品質証明員氏名 ○○○○

生年月日 昭和○○年○○月○○日

資格 一級土木施工管理技士

経歴

工事名	職名	工期	従事期間
□□橋梁工事	現場代理人	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	3年
○○道路改良工事	現場代理人	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	2年
□□橋梁工事	監理技術者	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	3年
△△道路改良工事	監理技術者	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	1年
□□道路改良工事	監理技術者	平成○○年○○月 ～平成○○年○○月	2年
計			11年

※「資格者証(写し)」を添付する。

様式-33

年月日：

品質証明書

工事名：

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏名

様式-33

年月日：

品質証明書

工事名：

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏名

5. 工事打合簿

5. 工事打合簿

5. 工事打合簿

5.1 目的

土木工事共通仕様書、区画線設置工事共通仕様書、植栽工事共通仕様書に、指示等各事項の処理内容が規定されている。また、工事請負契約書及び特記仕様書にも同様に規定されている。そこで本章は、各事項の定義、書類作成上の具体的な留意点、作成要領、作成例等を取りまとめたものである。

5.2 各事項の定義および取扱上の留意点

5.2.1 指 示

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 14. 指示に、「**指示**とは、契約図書の定めに基づき監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。」と定義されている。即ち、工期の変更、工事内容の変更等について指示書により受注者に**通知**される。受注者は指示内容（施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等）を**確認**のうえ、指示書に承諾印を押して監督職員に回答する。

口頭による指示があった場合の処理については、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-6 監督職員 2. 監督職員の権限の行使に「監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を**確認**するものとする。」と規定されている。

5.2.2 承 諾

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 15. 承諾に、「**承諾**とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。」と定義されている。

工事打合簿により監督職員に申し出なければならない。
承諾事項は品質管理に関する項目が多く、承諾を受ける内容を明確に記入すると共に、必要な関係資料を添付する。

5.2.3 協 議

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 16. 協議に、「**協議**とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。」と定義されている。

実務上は受注者から工事打合簿により監督職員に協議される場合が多い。
協議件数の大半は、設計図書と工事現場の状態の不一致等による協議である。この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事が多いので、十分なる現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を工事打合簿に明確に記述して協議を行わなければならない。

5.2.4 提 出

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 17. 提出に、「**提出**とは、監督職員が受注者に対

5. 工事打合簿

5.1 目的

土木工事共通仕様書、区画線設置工事共通仕様書、植栽工事共通仕様書に、指示等各事項の処理内容が規定されている。また、工事請負契約書及び特記仕様書にも同様に規定されている。そこで本章は、各事項の定義、書類作成上の具体的な留意点、作成要領、作成例等を取りまとめたものである。

5.2 各事項の定義および取扱上の留意点

5.2.1 指 示

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 14. 指示に、「**指示**とは、契約図書の定めに基づき監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。」と定義されている。即ち、工期の変更、工事内容の変更等について指示書により受注者に**通知**される。受注者は指示内容（施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等）を**確認**のうえ、指示書に承諾印を押して監督職員に回答する。

口頭による指示があった場合の処理については、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-6 監督職員 2. 監督職員の権限の行使に「監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を**確認**するものとする。」と規定されている。

5.2.2 承 諾

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 15. 承諾に、「**承諾**とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。」と定義されている。

工事打合簿により監督職員に申し出なければならない。
承諾事項は品質管理に関する項目が多く、承諾を受ける内容を明確に記入すると共に、必要な関係資料を添付する。

5.2.3 協 議

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 16. 協議に、「**協議**とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。」と定義されている。

実務上は受注者から工事打合簿により監督職員に協議される場合が多い。
協議件数の大半は、設計図書と工事現場の状態の不一致等による協議である。この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事が多いので、十分なる現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を工事打合簿に明確に記述して協議を行わなければならない。

5.2.4 提 出

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 17. 提出に、「**提出**とは、監督職員が受注者に対

し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。」と定義されている。

提出事項は、施工計画書等書類、材料の見本または資料の提出等、施工前の処置事項が多く、提出が遅延すると工程に影響を来すので留意する。

5.2.5 提 示

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 18. 提示に、「**提示**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。」と定義されている。

5.2.6 報 告

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 19. 報告に、「**報告**とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について、書面により知らせることをいう。」と定義されている。

報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見等であり、工事打合簿により監督職員に報告される。この場合遅滞なく且つ、的確に報告しなければならない。

5.2.7 通 知

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 20. 通知に、「**通知**とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。」と定義されている。

5.2.8 連 絡

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 21. 連絡に、「**連絡**とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。」と定義されている。

5.2.9 納 品

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 22. 納品に、「**納品**とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。」と定義されている。

5.3 作成要領

- (1) 様式については、九州地方整備局のホームページ (<http://www.qsr.mlit.go.jp/index.html>) → 「建設技術情報等」 → 「工事関係書類」 → 「九州地整版 標準様式」を使用する。
- (2) 表題を冒頭に記入する。表題は短文で且つ、本文内容を表現できる文面が好ましい。
- (3) 本文については、受信者又は第三者が判断を誤らず容易に理解できるよう、正確に、簡潔に、要領よくまとめなければならない。

し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。」と定義されている。

提出事項は、施工計画書等書類、材料の見本または資料の提出等、施工前の処置事項が多く、提出が遅延すると工程に影響を来すので留意する。

5.2.5 提 示

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 18. 提示に、「**提示**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。」と定義されている。

5.2.6 報 告

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 19. 報告に、「**報告**とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について、書面により知らせることをいう。」と定義されている。

報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見等であり、工事打合簿により監督職員に報告される。この場合遅滞なく且つ、的確に報告しなければならない。

5.2.7 通 知

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 20. 通知に、「**通知**とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、~~監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し~~、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。」と定義されている。

5.2.8 連 絡

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 21. 連絡に、「**連絡**とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、~~監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し~~、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。」と定義されている。

5.2.9 納 品

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 22. 納品に、「**納品**とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。」と定義されている。

5.3 作成要領

- (1) 様式については、九州地方整備局のホームページ → 「建設技術情報等」 → 「**土木工事 施工関連**」 → 「九州地整版 標準様式」を使用する。
(http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/koujisekou.html)
- (2) 表題を冒頭に記入する。表題は短文で且つ、本文内容を表現できる文面が好ましい。
- (3) 本文については、受信者又は第三者が判断を誤らず容易に理解できるよう、正確に、簡潔に、要領よくまとめなければならない。

文面の内容としては、

位 置 等 (場所名、測点番号、構造物番号等)

工 種 等 (工種名、材料名、管理資料名等)

現 状 等 (現地状況、施工状況等)

問 題 点 (契約書、特記仕様書、共通仕様書等から発議を必要とする内容) 対策又は処
置内容

対策又は処置立案の理由

発議を必要とした仕様書等の規定条項の全部又は一部の組合せによって構成する。

(4) 本文で表現できない場合は別紙又は別図によって詳細に記述する。

(5) カタログ又は試験成績表を添付する場合は、該当部分を赤線で囲む等明示すると共に、その内
容の照査を十分行う。

文面の内容としては、

位 置 等 (場所名、測点番号、構造物番号等)

工 種 等 (工種名、材料名、管理資料名等)

現 状 等 (現地状況、施工状況等)

問 題 点 (契約書、特記仕様書、共通仕様書等から発議を必要とする内容) 対策又は処
置内容

対策又は処置立案の理由

発議を必要とした仕様書等の規定条項の全部又は一部の組合せによって構成する。

(4) 本文で表現できない場合は別紙又は別図によって詳細に記述する。

(5) カタログ又は試験成績表を添付する場合は、該当部分を赤線で囲む等明示すると共に、その内
容の照査を十分行う。

5.4 作成例および参考様式

※下記、——— の根拠条項は必ず明記すること。

(1) 協議

【湧水の発生について】

No.○～No.○における路床置換の掘削において、別図及び写真のとおり湧水が発生し、路床盛土の施工及び舗装構造に影響を及ぼす恐れがあり、別図のとおり地下排水管の施工が妥当とされますので、土木工事共通仕様書第○編共通編○-○-○-○ □・・に基づき協議します。

【水替工について】

第○号函渠の基礎床掘の結果湧水が多く、設計上の潜水ポンプ口径○mm○台では別紙写真（排水作業1時間及び2時間後の状況）のとおり排水困難である為、別紙計算書により口径○mm○台を追加使用いたしたく、特記仕様書第○条に基づき協議します。

(2) 承諾

【仮 B M (No.○) の移設について】

設計変更に伴う追加取付道路工事の為、表記仮BMが支障となりますので、土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき移設について承諾願います。
なお、移設位置は別図のとおりです。

(3) 提出

【施工計画書について】

土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき施工計画書を別冊のとおり提出します。

(4) 報告

【地元住民からの苦情について】

No.○○（右）付近に居住されている○○○○氏から、土運搬における自動車騒音について別紙のとおり苦情がありましたので、土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき報告します。

5.4 作成例および参考様式

※下記、——— の根拠条項は必ず明記すること。

(1) 協議

【湧水の発生について】

No.○～No.○における路床置換の掘削において、別図及び写真のとおり湧水が発生し、路床盛土の施工及び舗装構造に影響を及ぼす恐れがあり、別図のとおり地下排水管の施工が妥当とされますので、土木工事共通仕様書第○編共通編○-○-○-○ □・・に基づき協議します。

【水替工について】

第○号函渠の基礎床掘の結果湧水が多く、設計上の潜水ポンプ口径○mm○台では別紙写真（排水作業1時間及び2時間後の状況）のとおり排水困難である為、別紙計算書により口径○mm○台を追加使用いたしたく、特記仕様書第○条に基づき協議します。

(2) 承諾

【仮 B M (No.○) の移設について】

設計変更に伴う追加取付道路工事の為、表記仮BMが支障となりますので、土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき移設について承諾願います。
なお、移設位置は別図のとおりです。

(3) 提出

【施工計画書について】

土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき施工計画書を別冊のとおり提出します。

(4) 報告

【地元住民からの苦情について】

No.○○（右）付近に居住されている○○○○氏から、土運搬における自動車騒音について別紙のとおり苦情がありましたので、土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき報告します。

(5) 参考様式
様式-9

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()			
工事名				
(内容)				
添付図 葉、その他添付図書				
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:		
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:		

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

(5) 参考様式
様式-9

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()			
工事名				
(内容)				
添付図 葉、その他添付図書				
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:		
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:		

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

6. 協 議 資 料

6. 協 議 資 料

6. 協議資料

6.1 関係官公庁協議資料

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-35 官公庁への手続等の 1. 一般事項、2. 関係機関への届出には以下のように規定されている。

1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他関係機関との**連絡**を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

なお、関係官公庁等への届出等の実施にあたっては、監督職員への事前の報告は不要である。ただし、諸手続にかかる許可、承諾を受けた場合には、その書面を監督職員へ提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は提出するものとする。

6.2 近隣協議資料（工事経過記録簿）

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-35 官公庁への手続等の 7. 交渉時の注意、8. 交渉内容明確化には以下のように規定されている。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に**連絡**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

なお、監督職員から提出の請求があった場合は提出しなければならない。

6. 協議資料

6.1 関係官公庁協議資料

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-35 官公庁への手続等の 1. 一般事項、2. 関係機関への届出には以下のように規定されている。

1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他関係機関との**連絡**を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。

なお、関係官公庁等への届出等の実施にあたっては、監督職員への事前の報告は不要である。ただし、諸手続にかかる許可、承諾を受けた場合には、その書面を監督職員へ提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は提出するものとする。

6.2 近隣協議資料（工事経過記録簿）

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-35 官公庁への手続等の 7. 交渉時の注意、8. 交渉内容明確化には以下のように規定されている。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に**連絡**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

なお、監督職員から提出の請求があった場合は提出しなければならない。

7. 工 程 管 理

7. 工 程 管 理

7. 工程管理

7. 工程管理

7.1 目的

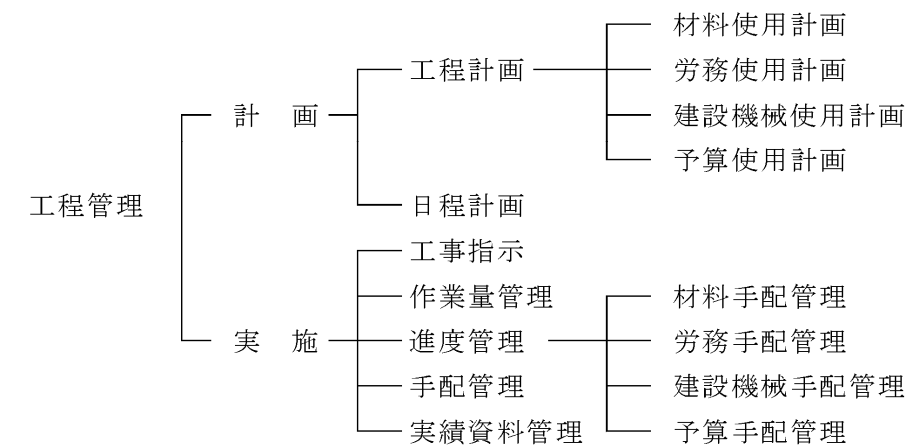
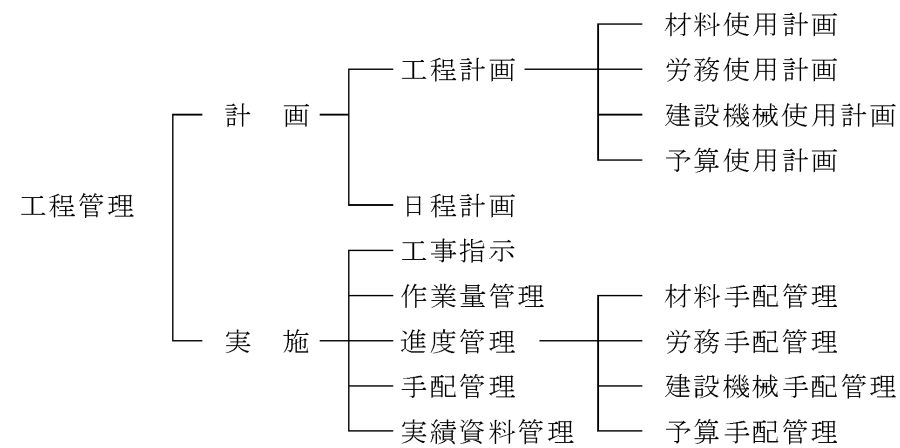
7.1 目的

工程管理の目的は、所定の工期内に与えられた工事を、①良い品質、②最低の費用、③最小の時間という相反する3つの目標を満足させて完成させることを目的としたものであり、計画、実施が良好であるかをチェックし、常に望ましい施工状態にしておく必要があるため、工事の各単位作業を有効に組合せて各単位作業工程を構成し、その単位作業工程をさらに総合工程に組立てて工程計画を樹立し、これに基づいて材料、労務、建設機械及び予算を順序よく手配運用しつつ契約条件に示された基準を満足する構造物を所定の工期内に完成していくための管理をいう。

工程管理の目的は、所定の工期内に与えられた工事を、①良い品質、②最低の費用、③最小の時間という相反する3つの目標を満足させて完成させることを目的としたものであり、計画、実施が良好であるかをチェックし、常に望ましい施工状態にしておく必要があるため、工事の各単位作業を有効に組合せて各単位作業工程を構成し、その単位作業工程をさらに総合工程に組立てて工程計画を樹立し、これに基づいて材料、労務、建設機械及び予算を順序よく手配運用しつつ契約条件に示された基準を満足する構造物を所定の工期内に完成していくための管理をいう。

したがって、工程管理の機能を具体的に示すと次のようになる。

したがって、工程管理の機能を具体的に示すと次のようになる。



7.2 工程管理上の留意点

7.2 工程管理上の留意点

- (1) 工程表は、組合せ工種が多い工事についてはネットワーク（PERT-CPM）により、単純な工事については横棒式工程表（バーチャート）あるいは斜線式工程表により作成する。他に曲線式工程表があるが、単独ではなく事項作成例に示すとおり、上記各工程表との併用で作成される場合が多い。工事内容に応じて適切な工程表の様式を選択して管理する必要がある。
- (2) 工程表は全体工程表だけでなく、重点的に管理を行う必要がある部分については、部分（細部）工程表を作成する。
- (3) 工程の計画に当たっては、契約の竣工月日ぎりぎりの工程としないで、工事の規模困難性、施工時期等を勘案して、少なくとも全工期の10～20%程度工期を短縮して計画することが望ましい。
- (4) 計画工程と実施工程が相違を来した場合、あるいは予想される場合、または変更指示契約変更があった場合は、残工事に対する変更工程表を作成する。
- (5) 作成に当たっては、下記の事項を十分考慮して作成する。

- (1) 工程表は、組合せ工種が多い工事についてはネットワーク（PERT-CPM）により、単純な工事については横棒式工程表（バーチャート）あるいは斜線式工程表により作成する。他に曲線式工程表があるが、単独ではなく事項作成例に示すとおり、上記各工程表との併用で作成される場合が多い。工事内容に応じて適切な工程表の様式を選択して管理する必要がある。
- (2) 工程表は全体工程表だけでなく、重点的に管理を行う必要がある部分については、部分（細部）工程表を作成する。
- (3) 工程の計画に当たっては、契約の竣工月日ぎりぎりの工程としないで、工事の規模困難性、施工時期等を勘案して、少なくとも全工期の10～20%程度工期を短縮して計画することが望ましい。
- (4) 計画工程と実施工程が相違を来した場合、あるいは予想される場合、または変更指示契約変更があった場合は、残工事に対する変更工程表を作成する。
- (5) 作成に当たっては、下記の事項を十分考慮して作成する。

1) 工事および作業の制約

1) 工事および作業の制約

- ① 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。
- ② 現道工事等施工箇所の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。
- ③ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。
- ④ 公害防止対策の為の施工時間、施工方法。

- ① 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。
- ② 現道工事等施工箇所の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。
- ③ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。
- ④ 公害防止対策の為の施工時間、施工方法。

- 2) 環境（地形、地質、気象、水理等）を考慮した施工計画
- 3) 施工順序
- 4) 労務、機械の使用計画
- 5) 作業能力及び標準稼働時間の決定
- 6) 工事期間の作業可能日数の算定

7.3 作成要領

(1) 工程計画の作成

- 1) 工事の施工順序と作業内容を決定する。
- 2) 各作業の標準作業量及び作業日数を決定する。
- 3) 各作業ごとに必要な技能、職種別人員配置及び機械の使用投入計画を決定する。
- 4) 各作業に必要な機械、施工施設及びその配置を決定する。

以上の手順により工程管理図が作成される。

(2) 日程計画の作成

工程計画で作業順序を決定後各作業ごとに作業可能日数、標準作業量あるいは機械、労務、建設機械及び予算等の手配関係を検討し、いつ着手し、どのような日程でいつ終了するかの具体的日程を計画することであって、これは全工事期間を対象として旬又は月毎の単位で示した日程計画および工事の内容や重要度に応じてある単位期間毎に日々の日程を示した各作業の日程計画などについて立案検討して作成する。

(3) 使用計画の作成

作業順序の決定後、各作業の日程計画に関連させて各作業に必要な材料、労務建設機械及び予算をいつ、どのように、どれだけ必要であるかを現有材料、建設機械労務などの能力を考慮して、工務実施における手配の基本とし、建設機械、材料の投入、使用計画表及び労務使用計画明細表を立案検討して作成する。

(4) 工程計画、日程計画、使用計画の調整

工程計画、日程計画、使用計画は相互に関連をもっており次の条件等により調整する。

- 1) 建設機械が限られた時期の外、使用できない場合
- 2) 突貫工事の場合
- 3) 日々雇用する労務者数をできるだけ年間平均して工事を実施する場合

(5) 実施工程表の作成

- 1) 計画工程の下段に赤書きで実施工程を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、既済部分検査、技術検査など特記すべき事項を記入する。
- 3) 計画工程と作業日については種々の記入方法があるが、次項作成例には土日曜、祭日、盆休等休日を除いた日数を作業日とした例を示した。

7.4 その他

実施工程表は、受注者が円滑な工事の実施と、その統制を図るためのものであるため、監督職員への提出は必要とせず、提示でよい。

- 2) 環境（地形、地質、気象、水理等）を考慮した施工計画
- 3) 施工順序
- 4) 労務、機械の使用計画
- 5) 作業能力及び標準稼働時間の決定
- 6) 工事期間の作業可能日数の算定

7.3 作成要領

(1) 工程計画の作成

- 1) 工事の施工順序と作業内容を決定する。
- 2) 各作業の標準作業量及び作業日数を決定する。
- 3) 各作業ごとに必要な技能、職種別人員配置及び機械の使用投入計画を決定する。
- 4) 各作業に必要な機械、施工施設及びその配置を決定する。

以上の手順により工程管理図が作成される。

(2) 日程計画の作成

工程計画で作業順序を決定後各作業ごとに作業可能日数、標準作業量あるいは機械、労務、建設機械及び予算等の手配関係を検討し、いつ着手し、どのような日程でいつ終了するかの具体的日程を計画することであって、これは全工事期間を対象として旬又は月毎の単位で示した日程計画および工事の内容や重要度に応じてある単位期間毎に日々の日程を示した各作業の日程計画などについて立案検討して作成する。

(3) 使用計画の作成

作業順序の決定後、各作業の日程計画に関連させて各作業に必要な材料、労務建設機械及び予算をいつ、どのように、どれだけ必要であるかを現有材料、建設機械労務などの能力を考慮して、工務実施における手配の基本とし、建設機械、材料の投入、使用計画表及び労務使用計画明細表を立案検討して作成する。

(4) 工程計画、日程計画、使用計画の調整

工程計画、日程計画、使用計画は相互に関連をもっており次の条件等により調整する。

- 1) 建設機械が限られた時期の外、使用できない場合
- 2) 突貫工事の場合
- 3) 日々雇用する労務者数をできるだけ年間平均して工事を実施する場合

(5) 実施工程表の作成

- 1) 計画工程の下段に赤書きで実施工程を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、既済部分検査、技術検査など特記すべき事項を記入する。
- 3) 計画工程と作業日については種々の記入方法があるが、次項作成例には土日曜、祭日、盆休等休日を除いた日数を作業日とした例を示した。

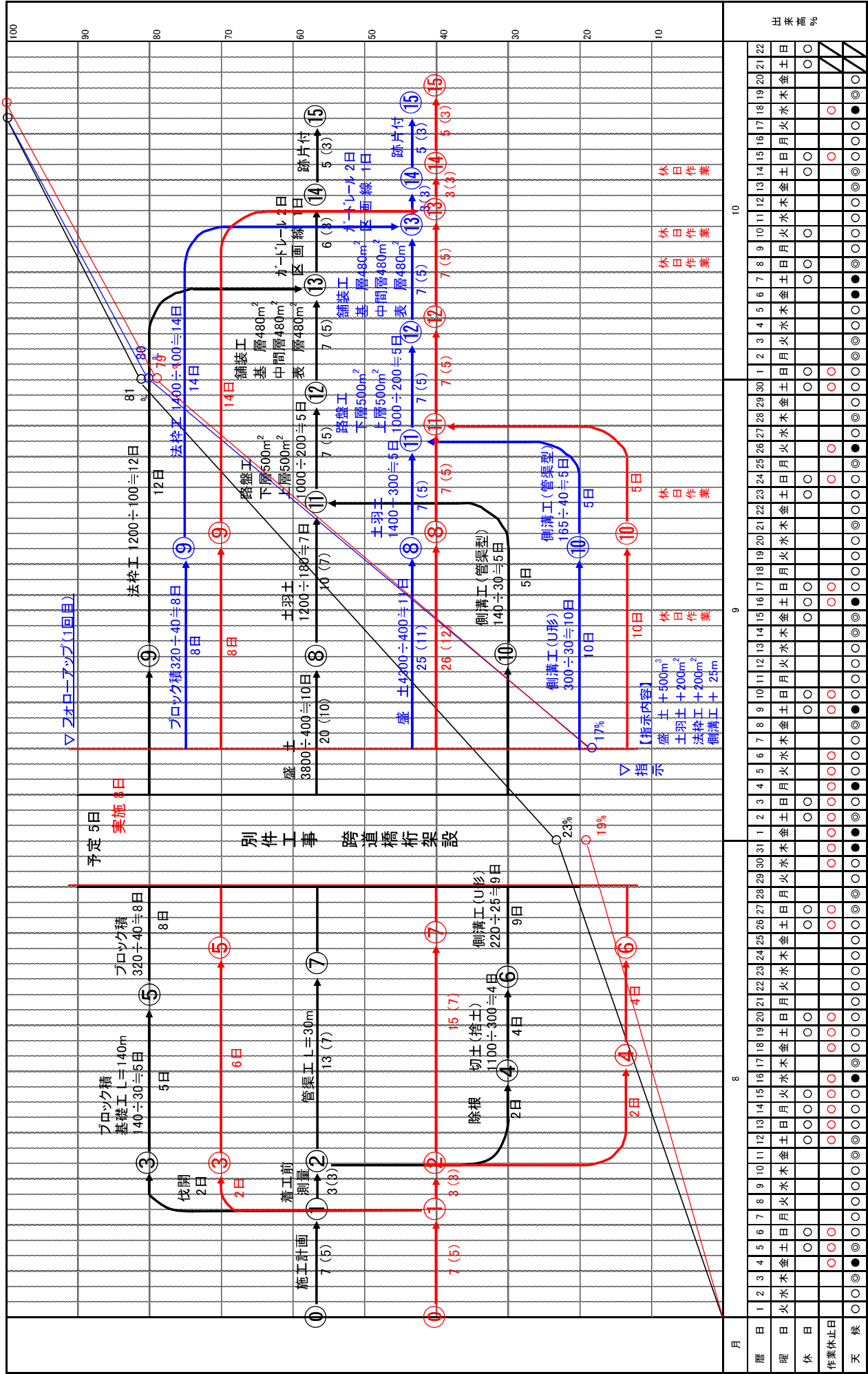
7.4 その他

実施工程表は、受注者が円滑な工事の実施と、その統制を図るためのものであるため、監督職員への提出は必要とせず、提示でよい。

【実施工程作成例：ネットワーク式工程表】

〇〇〇工事計画工程表

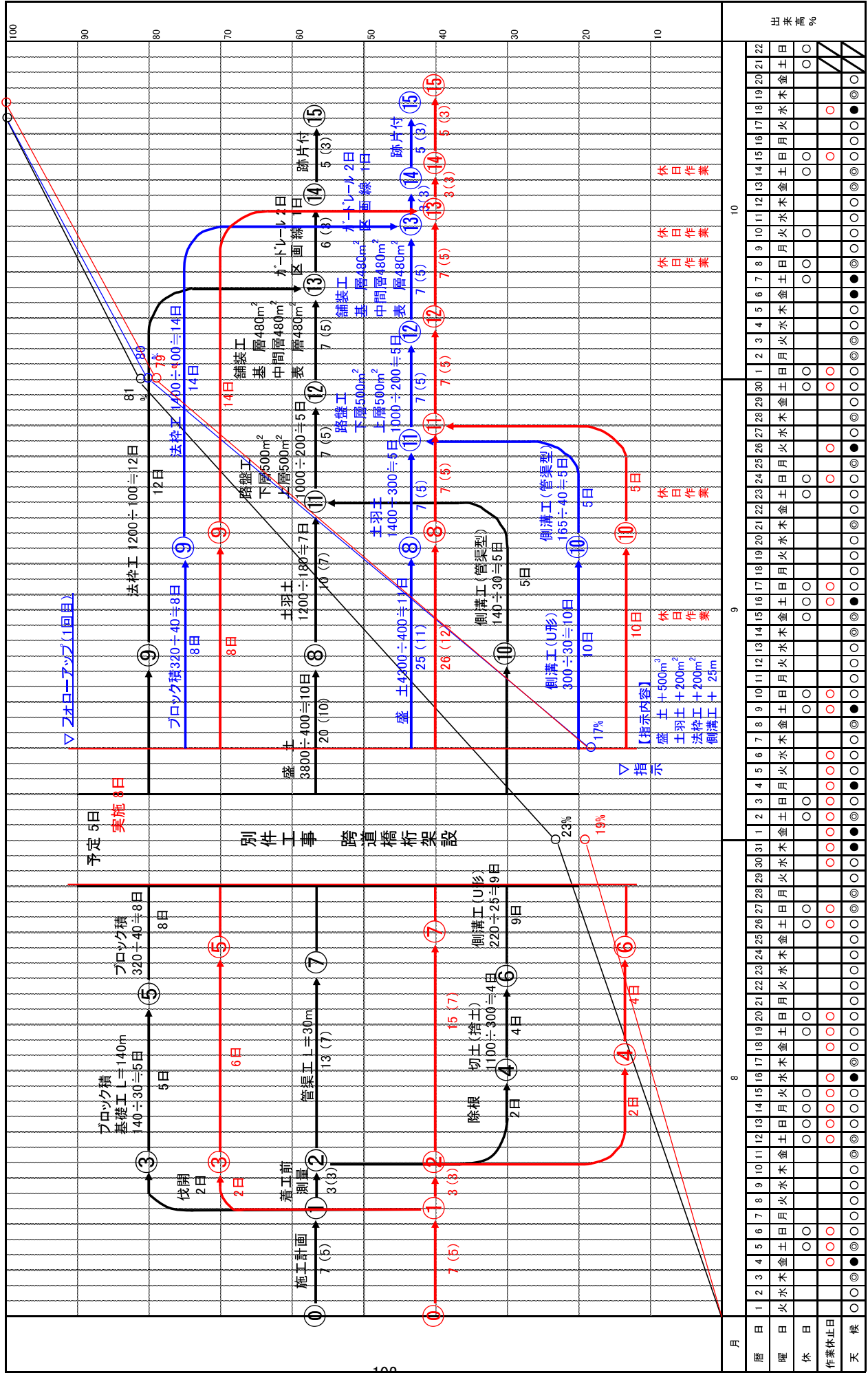
工期 自 平成〇年 8月 1日
至 平成〇年 10月20日



【実施工程作成例：ネットワーク式工程表】

〇〇〇工事計画工程表

工期 自 平成〇年 8月 1日
至 平成〇年 10月20日



8. 工事履行報告

8. 工事履行報告

8. 工事履行報告

8.1 工事履行報告

8.1.1 目的

工事請負契約書第 11 条（履行報告）に、「受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に**報告**しなければならない。」と規定されている。

本章は、工事履行報告書の作成要領を取りまとめたものである。

8.1.2 作成上の留意点

- (1) 工事履行報告書は、受注者が出来高算定資料を基に作成し、当該月の月末に監督職員に**提出**する。
- (2) 工事履行報告書の用紙規格はA-4 縦とする。
- (3) **完成図書としての改めでの提出は不要とする。**

8.1.3 作成上要領

- (1) 施工計画書作成時に作成される計画工程表で、あらかじめ各月の出来高予定を計算しておき、予定工程の欄に記入する。
- (2) 出来高算定資料で算出された出来高を実施工程の欄に記入する。なお、共通仮設費（積上げ分）の占める割合が大きい場合は別途考慮する。

8. 工事履行報告

8.1 工事履行報告

8.1.1 目的

工事請負契約書第 11 条（履行報告）に、「受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に**報告**しなければならない。」と規定されている。

本章は、工事履行報告書の作成要領を取りまとめたものである。

8.1.2 作成上の留意点

- (1) 工事履行報告書は、受注者が出来高算定資料を基に作成し、当該月の月末に監督職員に**提出**する。
- (2) 工事履行報告書の用紙規格はA-4 縦とする。
- (3) **完成図書としての改めでの提出は不要とする。**

8.1.3 作成上要領

- (1) 施工計画書作成時に作成される計画工程表で、あらかじめ各月の出来高予定を計算しておき、予定工程の欄に記入する。
- (2) 出来高算定資料で算出された出来高を実施工程の欄に記入する。なお、共通仮設費（積上げ分）の占める割合が大きい場合は別途考慮する。

8.1.4 作成例

8.1.4 作成例

様式-14

様式-14

工事履行報告書

工事履行報告書

工事名	〇〇地区〇〇工事		
工期	平成〇〇年5月7日 ~ 平成〇〇年3月30日		
日付	平成〇〇年3月1日 (2月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
〇〇年5月	3	2	
6月	11	9	
7月	19	18	
8月	27	25	
9月	42	39	
10月	58 (55)	55	工程変更
11月	73 (69)	69	
12月	82 (79)	78	
〇〇年1月	90 (88)	88	
2月	96 (96)	96	
3月	100 (100)		
(記事欄)			

工事名	〇〇地区〇〇工事		
工期	平成〇〇年5月7日 ~ 平成〇〇年3月30日		
日付	平成〇〇年3月1日 (2月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
〇〇年5月	3	2	
6月	11	9	
7月	19	18	
8月	27	25	
9月	42	39	
10月	58 (55)	55	工程変更
11月	73 (69)	69	
12月	82 (79)	78	
〇〇年1月	90 (88)	88	
2月	96 (96)	96	
3月	100 (100)		
(記事欄)			

8.2 出来高管理

8.2.1 目的

出来高管理が発注者の意図する規格基準に対してどの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理するのに対し、出来高管理は契約数量が満足されているか、数量的なチェックの管理である。従って出来高管理はすべて契約（設計）数量と対比できるよう整理しなければならない。

8.2.2 出来高管理上の留意点

出来高管理資料としては、契約（設計）数量と対比した出来高報告書「数量内訳書」（中間技術検査に必要）ならびに出来高内訳書（完済部分検査、既済部分検査に必要）と、この計算根拠である出来形数量計算書、及び出来形展開図に大別される。内容的には後述 9.2 出来形管理および 16.3 出来形数量計算書と密接な関連があるので留意参照されたい。

8.2.3 出来高報告書及び出来高内訳書作成要領

- (1) 契約設計書の数量総括表及び付属明細書に対して作成する。
- (2) 土木工事共通仕様書第 3 編 3-1-1-7 数量の算出 2. 出来形数量の提出に「受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。」と規定されている。
したがって、通常は、契約数量と出来高数量とは同一の値となる。

土木工事数量算出要領（案）は、国土技術政策総合研究所（<http://www.nilimgo.jp/>） → 「技術情報」 → 「工事関連の様式集」 → 「土木工事数量算出要領・数量集計表」を参照されたい。

8.2 出来高管理

8.2.1 目的

出来高管理が発注者の意図する規格基準に対してどの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理するのに対し、出来高管理は契約数量が満足されているか、数量的なチェックの管理である。従って出来高管理はすべて契約（設計）数量と対比できるよう整理しなければならない。

8.2.2 出来高管理上の留意点

出来高管理資料としては、契約（設計）数量と対比した出来高報告書「数量内訳書」（中間技術検査に必要）ならびに出来高内訳書（完済部分検査、既済部分検査に必要）と、この計算根拠である出来形数量計算書、及び出来形展開図に大別される。内容的には後述 9.2 出来形管理および 16.3 出来形数量計算書と密接な関連があるので留意参照されたい。

8.2.3 出来高報告書及び出来高内訳書作成要領

- (1) 契約設計書の数量総括表及び付属明細書に対して作成する。
- (2) 土木工事共通仕様書第 3 編 3-1-1-7 数量の算出 2. 出来形数量の提出に「受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。」と規定されている。
したがって、通常は、契約数量と出来高数量とは同一の値となる。

土木工事数量算出要領（案）は、国土技術政策総合研究所（<http://www.nilim.go.jp/>） → 「技術情報」 → 「工事関連の様式集」 → 「土木工事数量算出要領・数量集計表」を参照されたい。

8.2.4 出来高報告書及び出来高内訳書作成例

8.2.4 出来高報告書及び出来高内訳書作成例

出来高報告書（数量内訳書）【中間技術検査対象用】

工事名	〇〇地区工事			責任者	〇〇〇〇			概要	
	工種	種別	細別		単位	契約数量	既存部分 or 中間技術		出来高数量
土工									
	切土								
		切土	砂質土および砂	(m ³) 式	(12,809) 1	(6,000) 1	(6,000) 1	+0	
	盛土								
		流用土	砂質土および砂	(m ³) 式	(11,528) 1	(5,000) 1	(5,000) 1	+0	
	土羽								
		人工張芝		m ²	895	400	400	+0	
	法面整形								
		法面整形	砂質土および砂	m ²	485	200	200	+0	
擁壁工									
	コンクリート			(m ²) 式	(204) 1	(100) 1	(100) 1	+0	別紙第1号明細表
排水工									
	U形側溝	PU300×300		m	286		286	+0	

出来高報告書（数量内訳書）【中間技術検査対象用】

工事名	〇〇地区工事			責任者	〇〇〇〇			概要	
	工種	種別	細別		単位	契約数量	既存部分 or 中間技術		出来高数量
土工									
	切土								
		切土	砂質土および砂	(m ³) 式	(12,809) 1	(6,000) 1	(6,000) 1	+0	
	盛土								
		流用土	砂質土および砂	(m ³) 式	(11,528) 1	(5,000) 1	(5,000) 1	+0	
	土羽								
		人工張芝		m ²	895	400	400	+0	
	法面整形								
		法面整形	砂質土および砂	m ²	485	200	200	+0	
擁壁工									
	コンクリート			(m ²) 式	(204) 1	(100) 1	(100) 1	+0	別紙第1号明細表
排水工									
	U形側溝	PU300×300		m	286		286	+0	

コンクリートブロック積工(204m²) 1式当り 明細書 第1号表

名称	規格	単位	数量				概要
			契約数量	既存部分 or 中間技術	出来高数量	増減	
コンクリートブロック	控え 35cm	m ²	204	100	100	±0	
基礎工		m	73	30	30	±0	
裏込栗石	クラッシャーラン	m ³	100	50	50	±0	
床掘	砂質土および砂	式	1	1	1	±0	
埋戻	"	式	1	1	1	±0	
残土処理	"	式	1	1	1	±0	
仮設		式	1	1	1	±0	

コンクリートブロック積工(204m²) 1式当り 明細書 第1号表

名称	規格	単位	数量				概要
			契約数量	既存部分 or 中間技術	出来高数量	増減	
コンクリートブロック	控え 35cm	m ²	204	100	100	±0	
基礎工		m	73	30	30	±0	
裏込栗石	クラッシャーラン	m ³	100	50	50	±0	
床掘	砂質土および砂	式	1	1	1	±0	
埋戻	"	式	1	1	1	±0	
残土処理	"	式	1	1	1	±0	
仮設		式	1	1	1	±0	

9. 品質・出来形・写真管理

9. 品質・出来形・写真管理

9. 品質・出来形・写真管理

9.1 品質管理

9.1.1 品質管理

9.1.1.1 目的

土木工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、又は各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、且つ経済的に作りだす為の管理を行う必要がある。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本的事項を十分理解して、最も効率的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

9.1.1.2 品質管理基準および規格値

品質管理基準及び規格値は、別途、九州地方整備局のホームページ 建設技術情報等 (http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/) の「土木工事施工管理基準及び規格値」を参照のこと。

9.1.1.3 品質管理上の留意点

(1) 計画及び実施

1) 品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。

- ① 品質管理総括表（既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出）
- ② 品質管理図表（測定数が 10 点未満の場合は作成不要、施工中は提示とし、工事完成時に提出）
- ③ 材料品質証明資料（設計図書で指定した材料がある場合提出）

- 2) 着工に先立ち、土木工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。
- 3) 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。
- 4) 試験又は測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績表等の提出又は承諾が必要であるので、土木工事共通仕様書、特記仕様書を熟読のうえ対処する。
- 5) 「コンクリートの耐久性向上対策について」「土木工事における建設資材の品質管理について」、ならびに「道路土工の各種指針」「コンクリート標準示方書」等の関係規定を把握して計画、実施に反映させる。

(2) 管理

管理計画に基づき作業標準を定め、試験又は測定を行い直ちに試験成績表、品質管理図表を作成する。異常がある場合にはその原因の糾明と対策を講ずる

9. 品質・出来形・写真管理

9.1 品質管理

9.1.1 品質管理

9.1.1.1 目的

土木工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、又は各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、且つ経済的に作りだす為の管理を行う必要がある。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本的事項を十分理解して、最も効率的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

9.1.1.2 品質管理基準および規格値

品質管理基準及び規格値は、別途、九州地方整備局のホームページ 建設技術情報等 (http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/) の「土木工事 施工」→「土木工事施工管理基準及び規格値」を参照のこと。

9.1.1.3 品質管理上の留意点

(1) 計画及び実施

1) 品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。

- ① 品質管理総括表（既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出）
- ② 品質管理図表（測定数が 10 点未満の場合は作成不要、施工中は提示とし、工事完成時に提出）
- ③ 材料品質証明資料（設計図書で指定した材料がある場合提出）

- 2) 着工に先立ち、土木工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。
- 3) 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。
- 4) 試験又は測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績表等の提出又は承諾が必要であるので、土木工事共通仕様書、特記仕様書を熟読のうえ対処する。
- 5) 「コンクリートの耐久性向上対策について」「土木工事における建設資材の品質管理について」、ならびに「道路土工の各種指針」「コンクリート標準示方書」等の関係規定を把握して計画、実施に反映させる。

(2) 管理

管理計画に基づき作業標準を定め、試験又は測定を行い直ちに試験成績表、品質管理図表を作成する。異常がある場合にはその原因の糾明と対策を講ずる

9.1.1.4 作成例

9.1.1.4 作成例

品質管理総括表(完成検査対象用)

品質管理総括表(完成検査対象用)

工事名 ○○ 地区工事

測定者 ○○ ○○

工事名 ○○ 地区工事

測定者 ○○ ○○

工種	種別	試験項目		試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
					計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	盛土・路床	土の締固め試験	最大乾燥密度	当初および土質の変化した時	1	1	—	—	—	2.106	
		"	最適含水比	"	1	1	—	—	—	9.3	
		CBR試験		"	1	1	12以上	—	—	13.4	
		現場密度の測定	現場密度	500m ³ につき1回	5	5	—	1.993	1.936	1.969	
		"	含水比	"	5	5	—	4.7	5.2	4.88	
		"	締固め度	"	5	5	90%以上	94.6	91.9	93.6	
路盤	下層	締固め試験	最大乾燥密度	施工前	1	1	—	—	—	2.223	
		"	最適含水比	"	1	1	—	—	—	5.6	
		修正CBR試験		"	1	1	20%以上	—	—	50.5	
		425μmふるい通過部分のP.I.		"	1	1	塑性指数 P16以下	—	—	NP	
		ふるい分け試験		"	1	1	—	—	—	—	別紙
		現場密度の測定	締固め度	異常が認められた時	3	3	γ _{dmax} の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コンクリート	21N/mm ²	スランプ		午前、午後2回	4	5	±2.5cm	8.5	7.0	7.6	
		空気量		"	4	5	±1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧縮強度		"	4	5	21N/mm ² × 0.85 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩分濃度		"	4	5	0.3kg/m ³ 以下	0.010	0.008	0.009	

工種	種別	試験項目		試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
					計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	盛土・路床	土の締固め試験	最大乾燥密度	当初および土質の変化した時	1	1	—	—	—	2.106	
		"	最適含水比	"	1	1	—	—	—	9.3	
		CBR試験		"	1	1	12以上	—	—	13.4	
		現場密度の測定	現場密度	500m ³ につき1回	5	5	—	1.993	1.936	1.969	
		"	含水比	"	5	5	—	4.7	5.2	4.88	
		"	締固め度	"	5	5	90%以上	94.6	91.9	93.6	
路盤	下層	締固め試験	最大乾燥密度	施工前	1	1	—	—	—	2.223	
		"	最適含水比	"	1	1	—	—	—	5.6	
		修正CBR試験		"	1	1	20%以上	—	—	50.5	
		425μmふるい通過部分のP.I.		"	1	1	塑性指数 P16以下	—	—	NP	
		ふるい分け試験		"	1	1	—	—	—	—	別紙
		現場密度の測定	締固め度	異常が認められた時	3	3	γ _{dmax} の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コンクリート	21N/mm ²	スランプ		午前、午後2回	4	5	±2.5cm	8.5	7.0	7.6	
		空気量		"	4	5	±1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧縮強度		"	4	5	21N/mm ² × 0.85 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩分濃度		"	4	5	0.3kg/m ³ 以下	0.010	0.008	0.009	

品質管理総括表(既済部分・中間技術検査対象用)

品質管理総括表(既済部分・中間技術検査対象用)

工事名 ○○ 地区工事

測定者 ○○ ○○

工事名 ○○ 地区工事

測定者 ○○ ○○

() 書きは既済部分、中間技術検査対象

() 書きは既済部分、中間技術検査対象

工種	種別	試験項目		試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
					() 計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土 工	盛 土 ・ 路 床	土の締固め 試験	最大乾燥 密度	当初およ び土質の 変化した時	(1)	1	—	—	—	2.106	
					(1)	1	—	—	—	9.3	
		C B R 試験		"	(1)	1	12 以上	—	—	13.4	
		現場密度の 測定	現場密度	500m ³ に つき1回	(3)	3	—	1.993	1.936	1.969	
		"	含水比	"	(3)	3	—	4.7	5.2	4.88	
		"	締固め度	"	(3)	3	90%以上	94.6	91.9	93.6	
		路 盤 工	下 層 路 盤	締固め試験	最大乾燥 密度	施工前	(1)	1	—	—	—
(1)	1						—	—	—	5.6	
修正 C B R 試験				"	(1)	1	20%以上	—	—	50.5	
425 μm ふるい 通過部分の P. I.				"	(1)	1	塑性指数 P16 以下	—	—	NP	
ふるい分け 試験				"	(1)	1	—	—	—	—	別紙
現場密度の 測定	締固め度			異常が認 められた時	(3)	3	γ dmax の 93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コン ク リ ー ト	21 N / mm ²			ス ラ ン プ		午前、午後 2回	(2)	3	± 2.5cm	8.5	7.0
		空 気 量		"	(2)	3	± 1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧 縮 強 度		"	(2)	3	24N/mm ² × 0.85 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩 分 濃 度		"	(2)	3	0.3kg/m ³ 以下	0.010	0.008	0.009	

工種	種別	試験項目		試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
					() 計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土 工	盛 土 ・ 路 床	土の締固め 試験	最大乾燥 密度	当初およ び土質の 変化した時	(1)	1	—	—	—	2.106	
					(1)	1	—	—	—	9.3	
		C B R 試験		"	(1)	1	12 以上	—	—	13.4	
		現場密度の 測定	現場密度	500m ³ に つき1回	(3)	3	—	1.993	1.936	1.969	
		"	含水比	"	(3)	3	—	4.7	5.2	4.88	
		"	締固め度	"	(3)	3	90%以上	94.6	91.9	93.6	
		路 盤 工	下 層 路 盤	締固め試験	最大乾燥 密度	施工前	(1)	1	—	—	—
(1)	1						—	—	—	5.6	
修正 C B R 試験				"	(1)	1	20%以上	—	—	50.5	
425 μm ふるい 通過部分の P. I.				"	(1)	1	塑性指数 P16 以下	—	—	NP	
ふるい分け 試験				"	(1)	1	—	—	—	—	別紙
現場密度の 測定	締固め度			異常が認 められた時	(3)	3	γ dmax の 93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コン ク リ ー ト	21 N / mm ²			ス ラ ン プ		午前、午後 2回	(2)	3	± 2.5cm	8.5	7.0
		空 気 量		"	(2)	3	± 1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧 縮 強 度		"	(2)	3	24N/mm ² × 0.85 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩 分 濃 度		"	(2)	3	0.3kg/m ³ 以下	0.010	0.008	0.009	

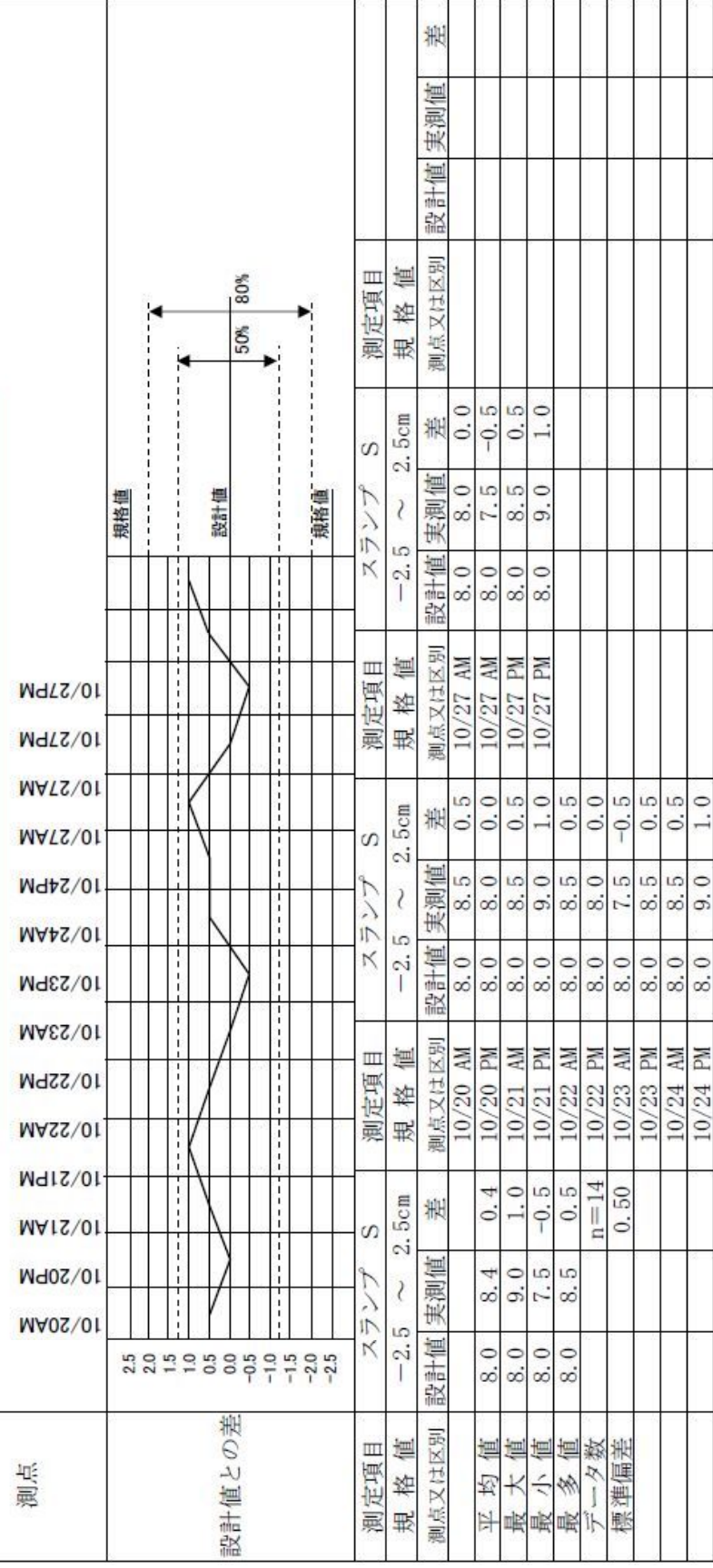
品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者 ○○○○○

測定数が10点未満の場合は作成不要



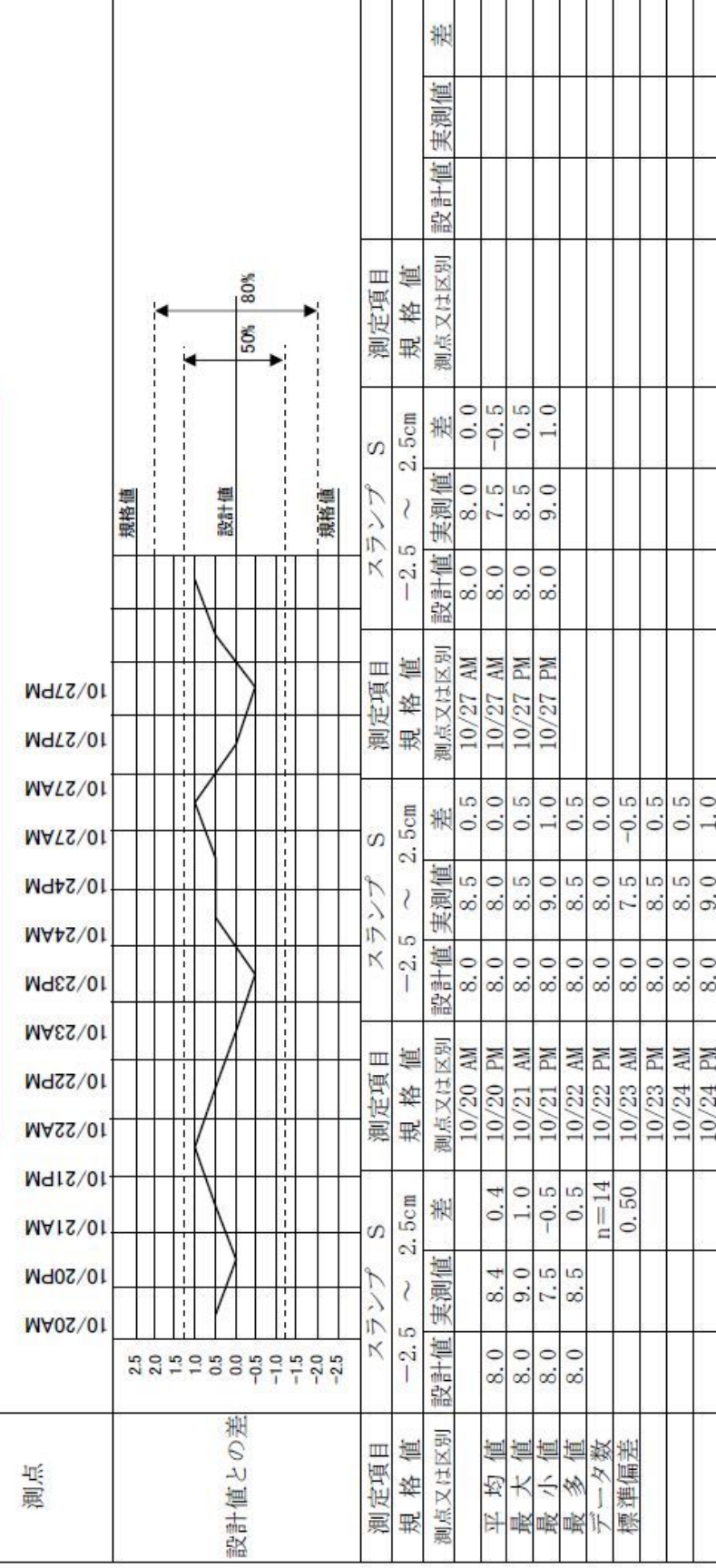
品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者 ○○○○○

測定数が10点未満の場合は作成不要



様式-32

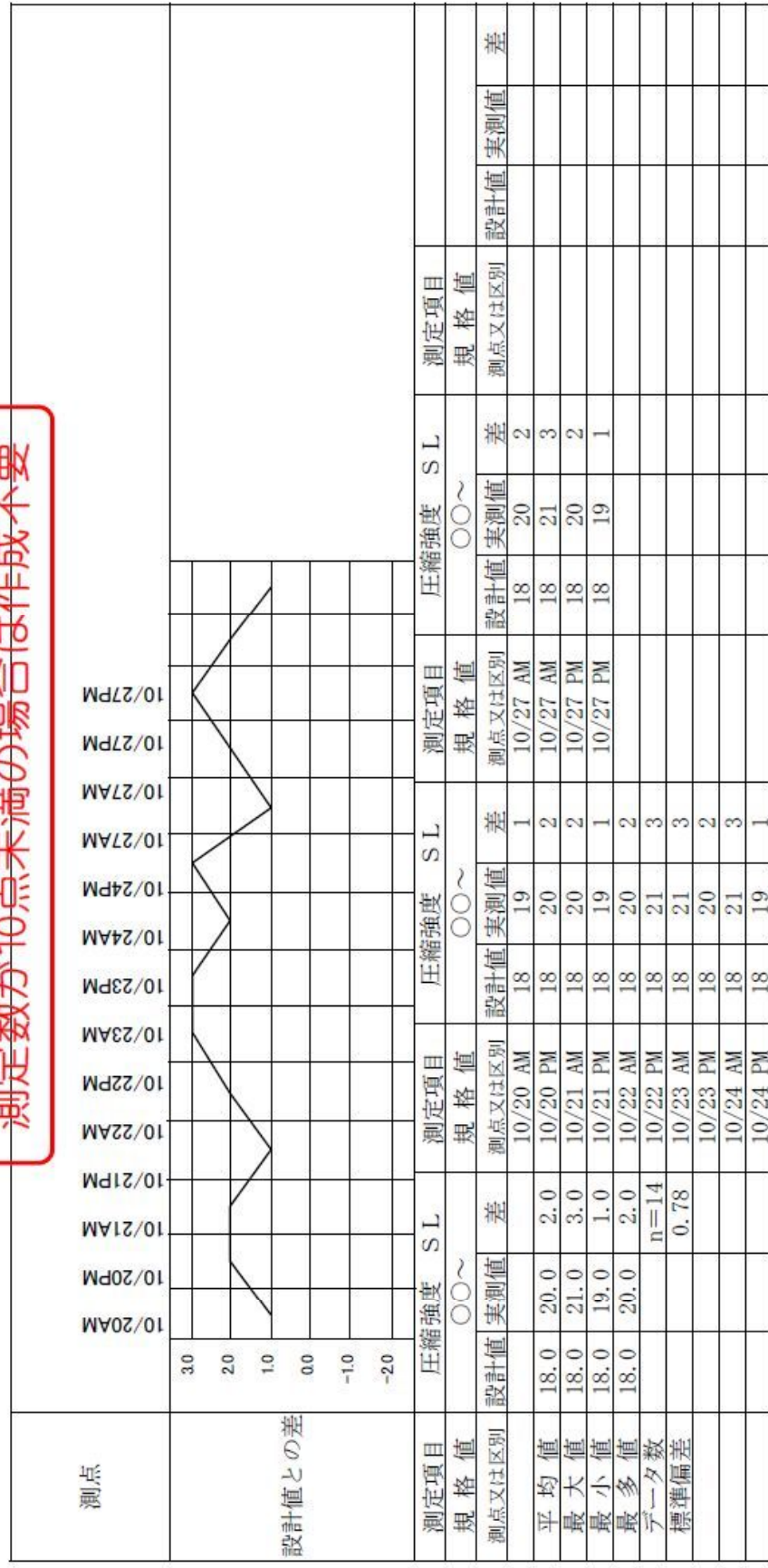
品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

測定数が10点未満の場合は作成不要



※ 圧縮強度 SL = 21 × 85%

様式-32

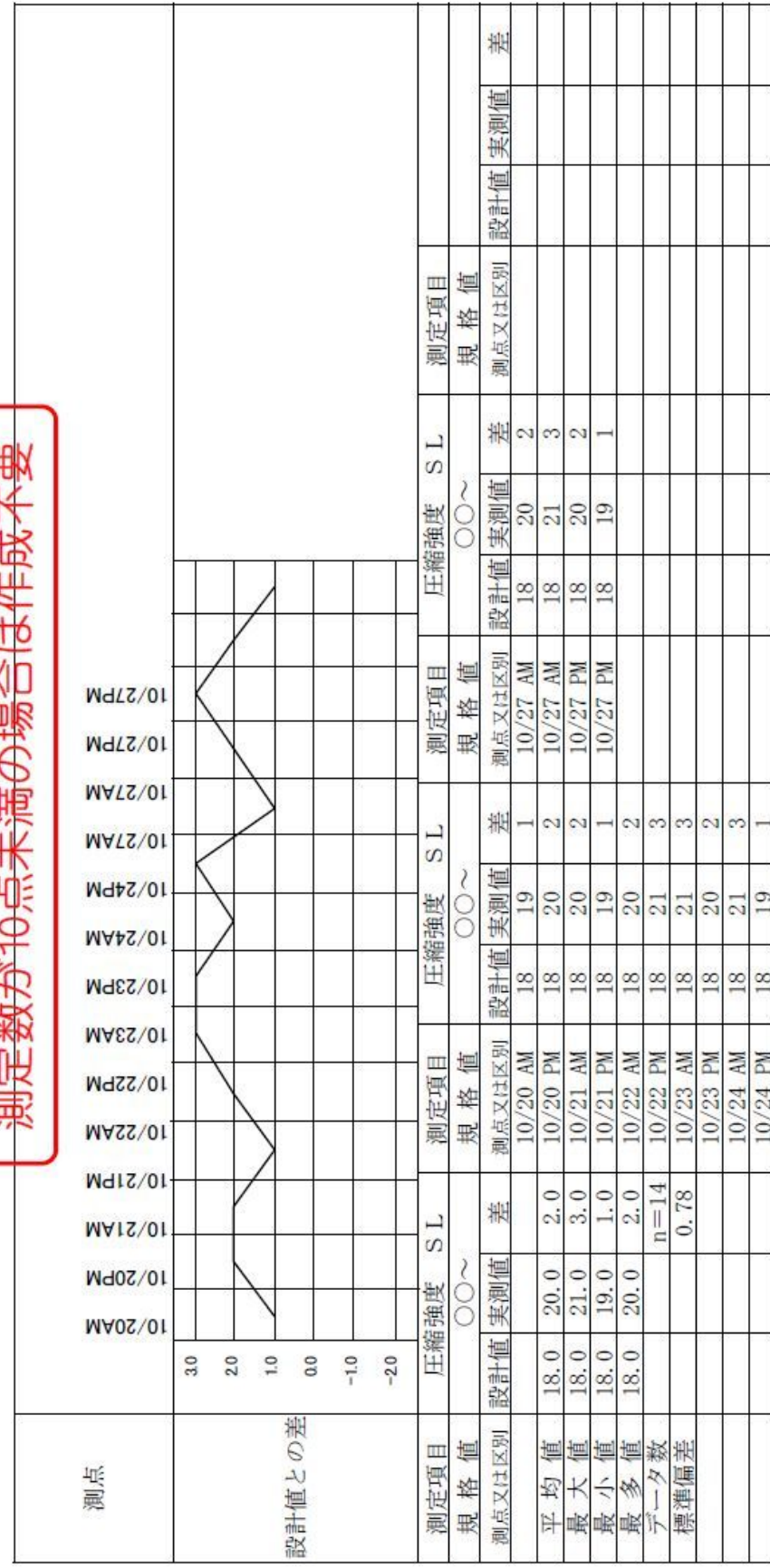
品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

測定数が10点未満の場合は作成不要



※ 圧縮強度 SL = 21 × 85%

様式-32

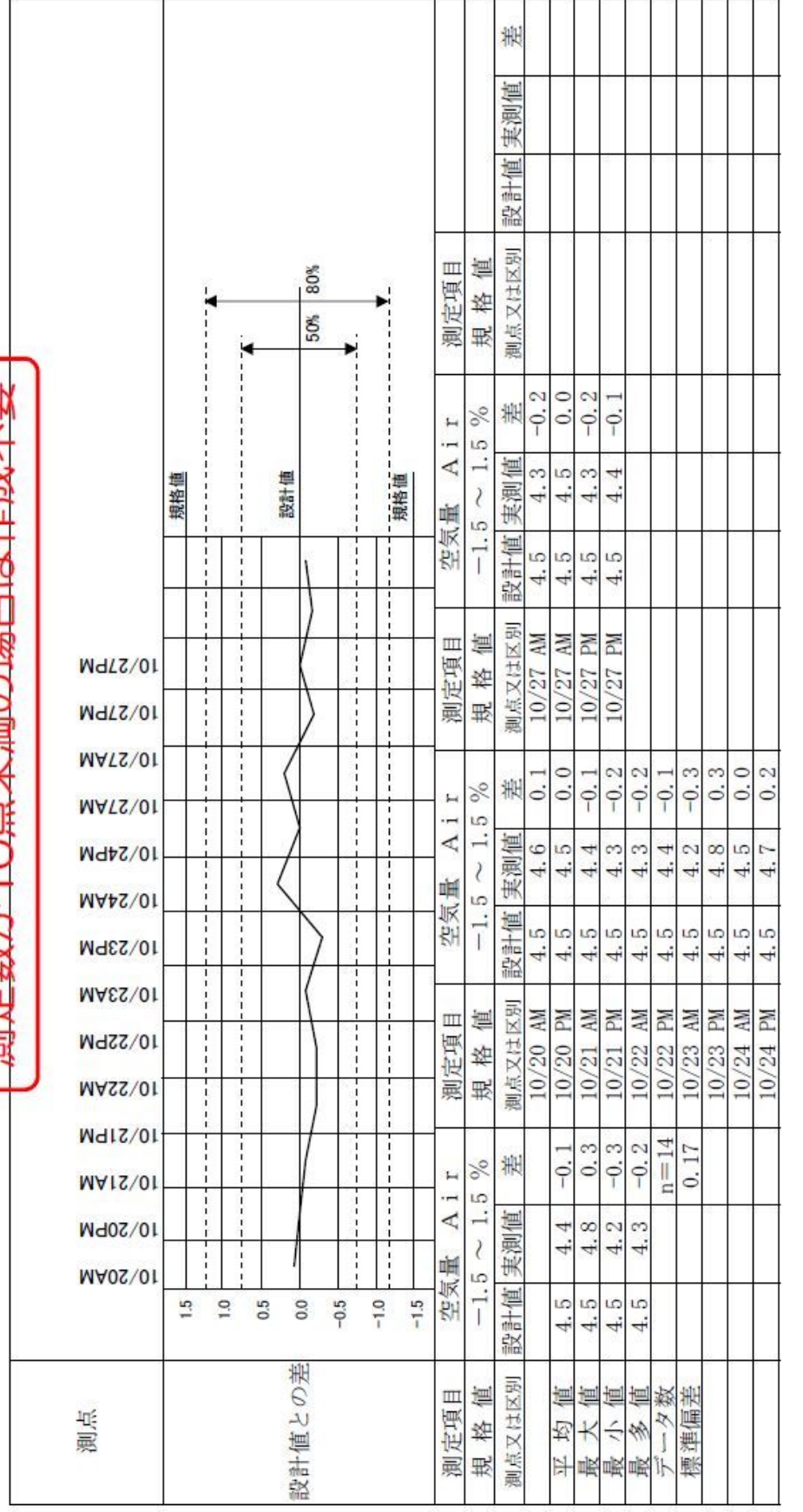
品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者が作成不要

〇〇〇〇〇〇印



様式-32

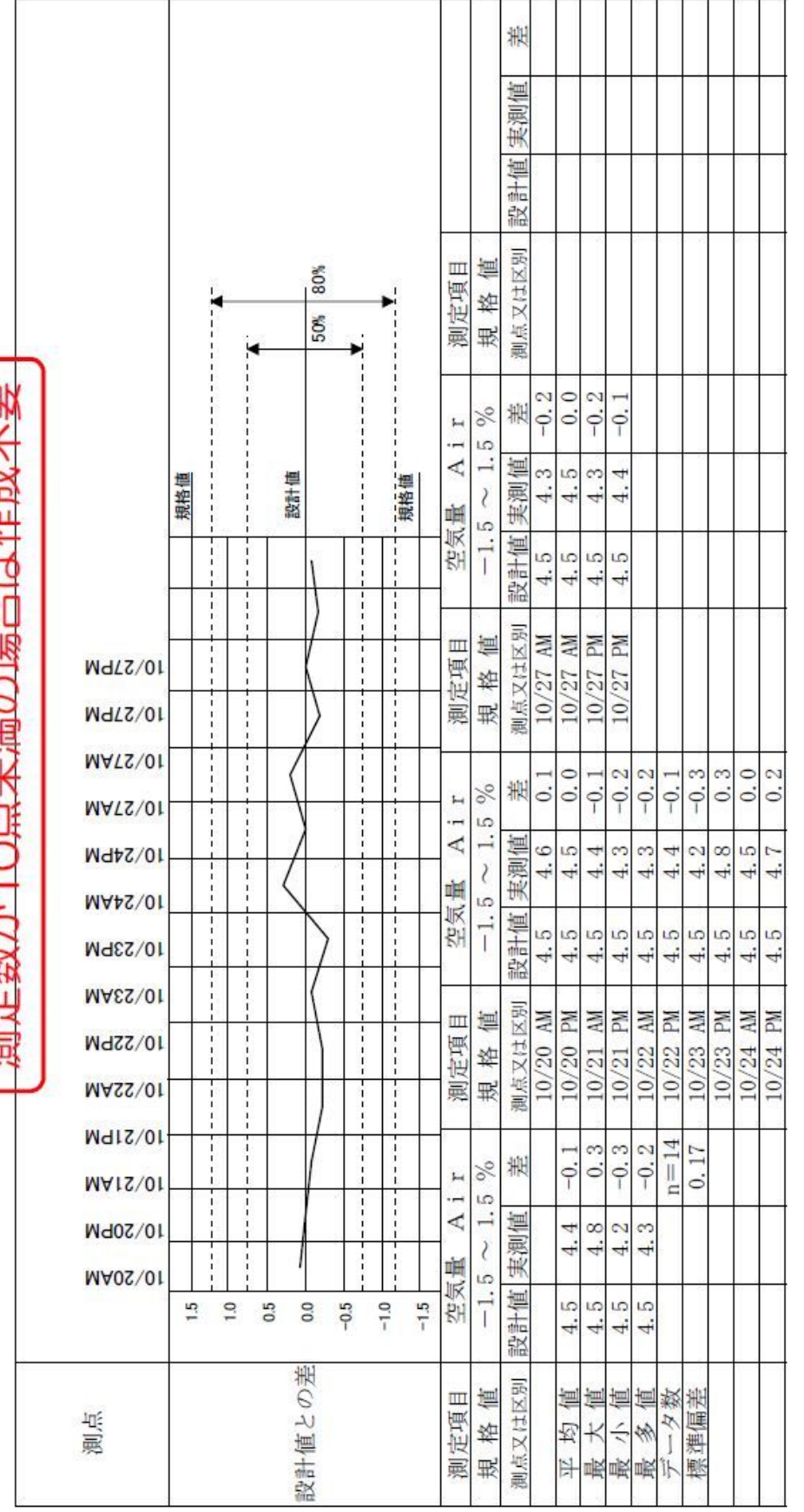
品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者が作成不要

〇〇〇〇〇〇印



9.1.2 品質記録保存資料（品質記録台帳）

9.1.2.1 目的

下記「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）」の目的に示されたとおり、建設資材の品質記録を保存し、構造物の維持管理に資するため作成するものである。

なお、「土木工事共通仕様書」第 3 編 3-1-1-11 施工管理 2. 品質記録台帳に「受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和 60 年 9 月 24 日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。」と規定されている。

9.1.2.2 作成上の留意点

築造される構造物の管理者が変わる場合は作成が省略されることもあるので、あらかじめ監督職員と協議を行い作成の是非を決定すること。

9.1.2.3 建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）

(1) 目的

建設資材の品質記録を保存し、構造物の維持管理に資するものである。

(2) 適用範囲

土木構造物の建設材料のうち下記の生コンクリートとコンクリート二次製品の外、発注者が指定した材料に適用する。

1) 生コンクリート

- ・下記の構造物の無筋コンクリート
 重力・半重力式の以下の構造物：橋台、橋脚、胸壁、擁壁（H=1 m以上）
 海岸構造物（基礎、裏込、根固を除く）
 砂防ダム（堤体、側壁、水叩）
 トンネル覆工

・鉄筋コンクリート、ただし、下記の構造物を除く

- 水路幅（2 m未満）
 側壁蓋

2) コンクリート二次製品

- ・管（函）渠類（管渠呼称……1,000 mm以上、函渠呼称……1,000 mm×1,000 mm以上）
- ・杭 類
- ・プレキャスト擁壁（H=1 m以上）
- ・シールドセグメント

(3) 提出書類

1) 品質記録図

- ① 対象構造物及び二次製品の姿図を作成する。
- ② サイズ……A 4 版

2) 台帳

- ① 生コンクリート品質記録表
 - ①-① 配合

9.1.2 品質記録保存資料（品質記録台帳）

9.1.2.1 目的

下記「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）」の目的に示されたとおり、建設資材の品質記録を保存し、構造物の維持管理に資するため作成するものである。

なお、「土木工事共通仕様書」第 3 編 3-1-1-11 施工管理 2. 品質記録台帳に「受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和 60 年 9 月 24 日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。」と規定されている。

9.1.2.2 作成上の留意点

築造される構造物の管理者が変わる場合は作成が省略されることもあるので、あらかじめ監督職員と協議を行い作成の是非を決定すること。

9.1.2.3 建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）

(1) 目的

建設資材の品質記録を保存し、構造物の維持管理に資するものである。

(2) 適用範囲

土木構造物の建設材料のうち下記の生コンクリートとコンクリート二次製品の外、発注者が指定した材料に適用する。

1) 生コンクリート

- ・下記の構造物の無筋コンクリート
 重力・半重力式の以下の構造物：橋台、橋脚、胸壁、擁壁（H=1 m以上）
 海岸構造物（基礎、裏込、根固を除く）
 砂防ダム（堤体、側壁、水叩）
 トンネル覆工

・鉄筋コンクリート、ただし、下記の構造物を除く

- 水路幅（2 m未満）
 側壁蓋

2) コンクリート二次製品

- ・管（函）渠類（管渠呼称……1,000 mm以上、函渠呼称……1,000 mm×1,000 mm以上）
- ・杭 類
- ・桁 類
- ・プレキャスト擁壁（H=1 m以上）
- ・シールドセグメント

(3) 提出書類

1) 品質記録図

- ① 対象構造物及び二次製品の姿図を作成する。
- ② サイズ……A 4 版

2) 台帳

- ① 生コンクリート品質記録表
 - ①-① 配合

- ①-② 材料特性
 - ・セメント
 - ・骨材
 - ・混和材料
- ①-③ コンクリートの品質試験結果
- ①-④ 打設関係
- ② コンクリート二次製品品質記録表
 - ②-① 配合
 - ②-② 材料特性
 - ・セメント
 - ・骨材
 - ・混和材料
 - ②-③ コンクリート二次製品の品質

(4) 記入方法

生コンクリートとコンクリート二次製品の原材料について品質特性を別紙記録紙に記録する。なお、この他監督職員が指定したものについて記録するものとする

(5) 記録作成指示

特記仕様書に明示する。

*特記仕様書の記載例

第〇章 施工管理

第〇〇条 工事竣工までに、下記図書を整備し、提出するものとする。

- 1 出来形管理資料
- 2 品質管理資料
- 3 工程管理資料
- 4 建設材料の品質記録保存資料
- 5 その他監督職員の指示した資料

(6) 保存方法

記録の保存は地方整備局文書管理規定の保存分類は第1類(永久)とし、事務所毎、年度毎に電子化(電子納品)して保存する。ただし、更新した場合は新規のものを永久保存し、旧のものは破棄する。

(7) 総括表

- ・総括表(1)……………対象工事毎に作成
- ・総括表(2)……………年度毎、構造物毎に作成

9.1.2.4 作成様式

記録様式は、国土技術政策総合研究所のホームページ (<http://www.nilimgo.jp/>) → 「技術情報」 → 「工事関連の様式集」 → 「土木工事共通仕様書を適用する請負工事に用いる帳票様式」の中からダウンロードする。

- ①-② 材料特性
 - ・セメント
 - ・骨材
 - ・混和材料
- ①-③ コンクリートの品質試験結果
- ①-④ 打設関係
- ② コンクリート二次製品品質記録表
 - ②-① 配合
 - ②-② 材料特性
 - ・セメント
 - ・骨材
 - ・混和材料
 - ②-③ コンクリート二次製品の品質

(4) 記入方法

生コンクリートとコンクリート二次製品の原材料について品質特性を別紙記録紙に記録する。なお、この他監督職員が指定したものについて記録するものとする

(5) 記録作成指示

特記仕様書に明示する。

*特記仕様書の記載例

第〇章 施工管理一般

第〇〇条 工事竣工までに、下記図書を整備し、提出するものとする。

- 1 出来形管理資料 ……出来形管理図、写真管理資料
- 2 品質管理資料 ……品質管理図
- ~~3 工程管理資料~~
- 3 建設材料の品質記録保存資料
- 4 道路施設基本データ
- 5 道路台帳附図(1/500)
- 6 完成図
- 7 新技術活用効果調査表(新技術・新工法を採用した場合)
- 8 その他監督職員の指示した資料

(6) 保存方法

記録の保存は地方整備局文書管理規定の保存分類は第1類(永久)とし、事務所毎、年度毎に電子化(電子納品)して保存する。ただし、更新した場合は新規のものを永久保存し、旧のものは破棄する。

(7) 総括表

- ・総括表(1)……………対象工事毎に作成
- ・総括表(2)……………年度毎、構造物毎に作成

9.1.2.4 作成様式

記録様式は、国土技術政策総合研究所のホームページ (<http://www.nilim.go.jp/>) → 「技術情報」 → 「工事関連の様式集」 → 「土木工事共通仕様書を適用する請負工事に用いる帳票様式」の中からダウンロードする。

様式一100

総 括 表 (1)

構造物名 橋台 護岸基礎

年度	工事名	施工地先	施工位置	摘	要
平成〇〇年度	〇〇川橋下部工工事	〇〇市〇〇地先	A ₁ +A ₂ (No. 11+13、No. 16+16)	橋梁下部工	橋台
〃	〃	〃	〃 (〃)	護岸工	基礎 R C 杭

(注) ・施工位置はキロ標等を記入。(バイパス等でキロ標が未設定の場合は摘要欄に測点No.を記入)
 ・年度：国債工事の場合は〇〇年度～〇〇年度として記入。

(出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

様式一100

総 括 表 (1)

年度 平成〇〇年度
 工事名 〇〇川橋下部工工事
 施工地先 〇〇市〇〇地先

構造物の種類	番号	施工位置	摘	要
橋梁下部工 場所打ち杭	①	A1+A2 (No. 11+13、No. 16+16)		
橋梁下部工 橋台(フーチング・躯体)	②	〃 (〃)		
護岸工 基礎	③	〇〇川、右、左岸		
〃 基礎RC杭	④	〃		

(注) ・番号は図面対象番号を記入。
 ・施工位置はキロ標等を記入。(バイパス等でキロ標が未設定の場合は摘要欄に測点No.を記入)
 ・年度：国債工事の場合は〇〇年度～〇〇年度として記入。

(出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

様式-101

総括表 (2)

年度 平成〇〇年度
 工事名 〇〇川橋下部工工事
 施工地先 〇〇市〇〇地先

構造物の種類	番号	施工位置	摘要
橋梁下部工 場所打ち杭	①	A ₁ ・A ₂ (No. 11+13、No. 16+16)	
" 橋台 (フーチング・躯体)	②	" (")	
護岸工 基礎	③	〇〇川、右、左岸	
" 基礎PC杭	④	"	

(注) ・番号は図面対象番号を記入。
 ・施工位置はキロ標等を記入。(バイパス等でキロ標が未設定の場合は摘要欄に測点No. を記入)
 ・年度：国債工事の場合は〇〇年度～〇〇年度として記入。
 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

様式-101

総括表 (2)

構造物名 橋台 護岸基礎

年 度	工事名	施工地先	施工位置	摘 要
平成〇〇年度	〇〇川橋下部工工事	〇〇市〇〇地先	A1+A2 (No. 11+13、No. 16+16)	橋梁下部工 場所打ち杭 橋台
"	"	"	" (")	護岸工 基礎 RC杭

(注) ・施工位置はキロ標等を記入。(バイパス等でキロ標が未設定の場合は摘要欄に測点No. を記入)
 ・年度：国債工事の場合は〇〇年度～〇〇年度として記入。
 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

生コンクリート品質記録表

(1) 配 合

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工工事

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	種別	強度		粗骨材 最大 寸法 (mm)	スランプ の範囲 (cm)	空気量 (%)	水セメント 比w/c (%)	細骨材 率s/a (%)	水 W	セメント C	単位量 (kg/m ³)		生コンクリート 会社名	JIS工 場指定 の有無	摘 要
		呼び強度	設計基準 強度 (N/mm ²)								粗骨材 5mm~ 20mm	細骨材 20mm~ 40mm			
①	普通 コンクリート	30	24	20	15±2.5	4.5±1.5	44	40.7	177	BB 403	1,062	1,008	〇〇生コンクリート株	有	橋台 (ペノト杭)
②	"	24	24	20	8±2.5	4.5±1.5	52	45.0	161	BB 313	1,072	0.782	"	"	橋台 (フォーテング・躯体)
③	"	18	18	40	8±2.5	4.5±1.5	59.9	40.8	155	BB 259	1,129	0.259	"	"	護岸基礎

備考

- ・番号は図面対象番号である。
- ・設計基準強度毎に、標準配合、特注配合、規格外の種別を書く。
- ・摘要欄には構造物名を記入。
- ・セメント欄には使用量とセメント名 (N, H, BB等 JIS A5308のセメントの種類による区分上の記号) を記入。
- ・特殊な混和剤 (流動化剤、スチールファイバーなど) を用いた場合は添加方法を摘要欄に記入。
- 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

生コンクリート品質記録表

(1) 配 合

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工工事

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	種別	強度		粗骨材 最大 寸法 (mm)	スランプ の範囲 (cm)	空気量 (%)	水セメント 比w/c (%)	細骨材 率s/a (%)	水 W	セメント C	単位量 (kg/m ³)		生コンクリート 会社名	JIS工 場指定 の有無	摘 要
		呼び強度	設計基準 強度 (N/mm ²)								粗骨材 5mm~ 20mm	細骨材 20mm~ 40mm			
①	普通 コンクリート	30	24	20	15±2.5	4.5±1.5	44	40.7	177	BB 403	1,062	1,008	〇〇生コンクリート株	有	橋台 (ペノト杭)
②	"	24	24	20	8±2.5	4.5±1.5	52	45.0	161	BB 313	1,072	0.782	"	"	橋台 (フォーテング・躯体)
③	"	18	18	40	8±2.5	4.5±1.5	59.9	40.8	155	BB 259	1,129	0.259	"	"	護岸基礎

備考

- ・番号は図面対象番号である。
- ・設計基準強度毎に、標準配合、特注配合、規格外の種別を書く。
- ・摘要欄には構造物名を記入。
- ・セメント欄には使用量とセメント名 (N, H, BB等 JIS A5308のセメントの種類による区分上の記号) を記入。
- ・特殊な混和剤 (流動化剤、スチールファイバーなど) を用いた場合は添加方法を摘要欄に記入。
- 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

様式-104

生コンクリート及びびコンクリート二次製品の品質記録表

(2) 材料特性

1) セメント

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工事

施工業者 〇〇建設株式会社

項目	番号	種類	ポルトランドセメント	①~③	製造会社 工場名	製造年月	摘	要
種類	種	ポルトランドセメント	高炉セメント	B種	〇〇セメント(株) 〇〇工場	平成 〇〇月 〇〇月		
	比			3.05				
比表面積 cm ² /g	始発 h-m			4000				
	終結 h-m			2-52				
凝結	安定性			4-21				
	1day			良				
圧縮強さ (N/mm ²)	3day			—				
	7day			20.8				
水和熱 (J/g)	28day			35.3				
	7day			60.8				
酸化マグネシウム (%)	28day			—				
	7day			—				
三酸化硫黄 (%)	3.20			3.20				
	1.90			1.90				
強熱減量 (%)	1.45			1.45				
	—			—				
けい酸三カルシウム (%)	—			—				
	—			—				
アルミン酸三カルシウム (%)	—			—				
	—			—				
全アルカリ (%)	0.60			0.60				
	—			—				
塩素 (%)	—			—				
	—			—				

備考

- ・番号は図面対象番号である。
- ・セメントの種類は、普通、早強、高炉A、B等と記入しそれぞれJISに規定された品質項目について記入。
- ・各項目については、セメント会社が生コンクリート製造会社に提出した試験成績表を参考に記入する。
- ・全アルカリ度については、セメント会社が試験しているNa₂O+0.658K₂O-R₂Oの値を記入する。
- ・複数の生コン工場を使用する場合は余白に記入する。
- ・製造年月は試験成績表に記載してある年月。
- ・製造年月が異なるセメントを使用した場合は余白に記入し摘要欄に番号を記入。
- ・製造会社は必ず記入、工場名はわかる範囲で記入。
- ・「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

様式-104

生コンクリート及びびコンクリート二次製品の品質記録表

(2) 材料特性

1) セメント

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工事

施工業者 〇〇建設株式会社

項目	番号	種類	ポルトランドセメント	①~③	製造会社 工場名	製造年月	摘	要
種類	種	ポルトランドセメント	高炉セメント	B種	〇〇セメント(株) 〇〇工場	平成 〇〇月 〇〇月		
	比			3.05				
比表面積 cm ² /g	始発 h-m			4000				
	終結 h-m			2-52				
凝結	安定性			4-21				
	1day			良				
圧縮強さ (N/mm ²)	3day			—				
	7day			20.8				
水和熱 (J/g)	28day			35.3				
	7day			60.8				
酸化マグネシウム (%)	28day			—				
	7day			—				
三酸化硫黄 (%)	3.20			3.20				
	1.90			1.90				
強熱減量 (%)	1.45			1.45				
	—			—				
けい酸三カルシウム (%)	—			—				
	—			—				
アルミン酸三カルシウム (%)	—			—				
	—			—				
全アルカリ (%)	0.60			0.60				
	—			—				
塩素 (%)	—			—				
	—			—				

備考

- ・番号は図面対象番号である。
- ・セメントの種類は、普通、早強、高炉A、B等と記入しそれぞれJISに規定された品質項目について記入。
- ・各項目については、セメント会社が生コンクリート製造会社に提出した試験成績表を参考に記入する。
- ・全アルカリ度については、セメント会社が試験しているNa₂O+0.658K₂O-R₂Oの値を記入する。
- ・複数の生コン工場を使用する場合は余白に記入する。
- ・製造年月は試験成績表に記載してある年月。
- ・製造年月が異なるセメントを使用した場合は余白に記入し摘要欄に番号を記入。
- ・製造会社は必ず記入、工場名はわかる範囲で記入。
- ・「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

様式-105

生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表

年度 平成〇〇年度

(2) 材料特性

工事名 〇〇川橋下部工工事

2) 骨材

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	材料名		絶乾比重	吸水率 (%)	粘土塊量 (%)	洗い試験によつて失われる量 (%)	原石名	塩分 NaCl (%)	単位容積質量 (kg/m ³)	実績率又は粗粒率	混合割合 (%)	産地	販売会社	摘要
	細粗の別	種類												
①~②	細	海砂	2.54	1.53	—	1.3	—	0.010 JASS5 T-202	—	1.57	30	〇〇県 〇〇海	〇〇海砂販売㈱	㈱建材試験センター
〃	〃	砂丘砂	2.54	1.50	0.0	0.23	—	0.007 JASS5 T-202	1,600	3.16	70	〇〇県 〇〇町	〇〇砂工業㈱	㈱建材試験センター
〃	粗	2005	2.74	0.610	0.0	0.30	結片岩	—	1,610	58.8	100	〇〇県 〇〇町	〇〇砕石工業㈱	㈱日本建築総合試験センター
③	細	海砂	2.54	1.53	—	1.3	—	0.010 JASS5 T-202	—	1.57	30	〇〇県 〇〇海	〇〇海砂販売㈱	㈱建材試験センター
〃	〃	砂丘砂	2.54	1.50	0.0	0.23	—	0.007 JASS5 T-202	1,600	3.16	70	〇〇県 〇〇町	〇〇砂工業㈱	㈱建材試験センター
③	粗	2005	2.74	0.610	0.0	0.30	結片岩	—	1,610	58.8	50	〇〇県 〇〇町	〇〇砕石工業㈱	㈱日本建築総合試験センター
〃	〃	4020	2.74	0.610	0.0	0.29	結片岩	—	1,550	56.6	50	〃	〃	〃

備考

- ・番号は図面対象番号を記入。
- ・材料名は細・粗骨材番号を区分し、海砂、川砂、山砂、砕砂、砂利、砕石等と記入。
- ・原石名は、何種類もあるときは採取されている原石とする。(玄武岩、安山岩etc)
- ・混合割合は海砂50%、山砂30%、砕砂20%等と記入。
- ・産地は〇〇市〇〇町〇〇地先と記入する。
- ・販売会社は採取業者とする。
- ・摘要にはNaClの測定法を記入。
- ・細骨材は、粗粒率、粗骨材は実績率を記入。

(出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

様式-105

生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表

年度 平成〇〇年度

(2) 材料特性

工事名 〇〇川橋下部工工事

2) 骨材

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	材料名		絶乾比重	吸水率 (%)	粘土塊量 (%)	洗い試験によつて失われる量 (%)	原石名	塩分 NaCl (%)	単位容積質量 (kg/m ³)	実績率又は粗粒率	混合割合 (%)	産地	販売会社	摘要
	細粗の別	種類												
①~②	細	海砂	2.54	1.53	—	1.3	—	0.010 JASS5 T-202	—	1.57	30	〇〇県 〇〇海	〇〇海砂販売㈱	㈱建材試験センター
〃	〃	砂丘砂	2.54	1.50	0.0	0.23	—	0.007 JASS5 T-202	1,600	3.16	70	〇〇県 〇〇町	〇〇砂工業㈱	㈱建材試験センター
〃	粗	2005	2.74	0.610	0.0	0.30	結片岩	—	1,610	58.8	100	〇〇県 〇〇町	〇〇砕石工業㈱	㈱日本建築総合試験センター
③	細	海砂	2.54	1.53	—	1.3	—	0.010 JASS5 T-202	—	1.57	30	〇〇県 〇〇海	〇〇海砂販売㈱	㈱建材試験センター
〃	〃	砂丘砂	2.54	1.50	0.0	0.23	—	0.007 JASS5 T-202	1,600	3.16	70	〇〇県 〇〇町	〇〇砂工業㈱	㈱建材試験センター
③	粗	2005	2.74	0.610	0.0	0.30	結片岩	—	1,610	58.8	50	〇〇県 〇〇町	〇〇砕石工業㈱	㈱日本建築総合試験センター
〃	〃	4020	2.74	0.610	0.0	0.29	結片岩	—	1,550	56.6	50	〃	〃	〃

備考

- ・番号は図面対象番号を記入。
- ・材料名は細・粗骨材番号を区分し、海砂、川砂、山砂、砕砂、砂利、砕石等と記入。
- ・原石名は、何種類もあるときは採取されている原石とする。(玄武岩、安山岩etc)
- ・混合割合は海砂50%、山砂30%、砕砂20%等と記入。
- ・産地は〇〇市〇〇町〇〇地先と記入する。
- ・販売会社は採取業者とする。
- ・摘要にはNaClの測定法を記入。
- ・細骨材は、粗粒率、粗骨材は実績率を記入。

(出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

様式一106

生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表

(2) 材料特性

3) 混和材料

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工工事

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	製造会社工場名	製造年月	摘要
種類	〇〇〇株式会社	平成〇〇年〇〇月	
品名	AE減水剤		
種類	〇〇〇〇		
減水率 (%)	標準形		
ブリージング量の比 (%)	13		
凝結時間の差 (min)	60		
	+15		
	+25		
圧縮強度比 (%)	138		
	128		
	115		
長さ変化比 (%)	100		
凍結融解に対する抵抗性 (相対動弾性係数%)	97		
CI (重量) (%)	0.04		

備考

- ・番号は図面対象番号を記入。
- ・混和剤の種類は、標準形、遅延形、促進形等を記入。
- ・各項目については、混和材料メーカーが生コンクリート会社に提出した試験成績表を参考に記入する。
- ・製造年月が異なるセメントを使用した場合は余白に記入し摘要欄に番号を記入。
- ・製造年月は品質検査、試験成績表に記載してある年月。
- ・「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

様式一106

生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表

(2) 材料特性

3) 混和材料

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工工事

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	製造会社工場名	製造年月	摘要
種類	〇〇〇株式会社	平成〇〇年〇〇月	
品名	AE減水剤		
種類	〇〇〇〇		
減水率 (%)	標準形		
ブリージング量の比 (%)	13		
凝結時間の差 (min)	60		
	+15		
	+25		
圧縮強度比 (%)	138		
	128		
	115		
長さ変化比 (%)	100		
凍結融解に対する抵抗性 (相対動弾性係数%)	97		
CI (重量) (%)	0.04		

備考

- ・番号は図面対象番号を記入。
- ・混和剤の種類は、標準形、遅延形、促進形等を記入。
- ・各項目については、混和材料メーカーが生コンクリート会社に提出した試験成績表を参考に記入する。
- ・製造年月が異なるセメントを使用した場合は余白に記入し摘要欄に番号を記入。
- ・製造年月は品質検査、試験成績表に記載してある年月。
- ・「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

生コンクリート品質記録表

(3) コンクリートの品質試験結果

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工工事

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	種別	呼び強度 (N/mm ²)	設計基準強度 (N/mm ²)	配合強度 (N/mm ²)	σ ₂₈ 強度 (N/mm ²)			スランプ (cm)			空気量 (%)			摘要	
					最大	最小	平均	試験個数	最大	最小	試験個数	最大	最小		試験個数
①	普通 コンクリート	30	24	37.5	41.0	35.0	38.2	26	17	14	26	4.9	4.3	26	場所打ち杭 ソルメイト-100
②	"	24	24	29.4	31.1	30.8	31.0	3	9	7.5	3	4.8	4.1	3	橋台 (フーチング・躯体) ソルメイト-100
③	"	18	18	23.7	27.2	21.8	25.0	4	9	7.5	4	4.7	4.2	4	護岸工 (基礎) ソルメイト-100

備考

- ・種別欄は標準品か特注品の別を記入。
- ・呼び強度は、JIS A5308 (当該年度のもの) 適用。
- ・配合強度は、変動係数等を考慮して各生コンクリート工場で定めている強度。
- ・σ₂₈強度は、呼び強度毎の試験結果とする。
- ・スランプは、呼び強度毎の試験結果とする。
- ・空気量は、呼び強度毎の試験結果とする。
- ・σ₇で管理した場合は、σ₂₈の欄の上位に記入。
- ・摘要欄に構造物名を記入。
- ・特殊混和剤を用いた場合は添加後のスランプ、空気量を () 書きで上位に記入。
- ・「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

生コンクリート品質記録表

(3) コンクリートの品質試験結果

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工工事

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	種別	呼び強度 (N/mm ²)	設計基準強度 (N/mm ²)	配合強度 (N/mm ²)	σ ₂₈ 強度 (N/mm ²)			スランプ (cm)			空気量 (%)			摘要	
					最大	最小	平均	試験個数	最大	最小	試験個数	最大	最小		試験個数
①	普通 コンクリート	30	24	37.5	41.0	35.0	38.2	26	17	14	26	4.9	4.3	26	場所打ち杭 ソルメイト-100
②	"	24	24	29.4	31.1	30.8	31.0	3	9	7.5	3	4.8	4.1	3	橋台 (フーチング・躯体) ソルメイト-100
③	"	18	18	23.7	27.2	21.8	25.0	4	9	7.5	4	4.7	4.2	4	護岸工 (基礎) ソルメイト-100

備考

- ・種別欄は標準品か特注品の別を記入。
- ・呼び強度は、JIS A5308 (当該年度のもの) 適用。
- ・配合強度は、変動係数等を考慮して各生コンクリート工場で定めている強度。
- ・σ₂₈強度は、呼び強度毎の試験結果とする。
- ・スランプは、呼び強度毎の試験結果とする。
- ・空気量は、呼び強度毎の試験結果とする。
- ・σ₇で管理した場合は、σ₂₈の欄の上位に記入。
- ・摘要欄に構造物名を記入。
- ・特殊混和剤を用いた場合は添加後のスランプ、空気量を () 書きで上位に記入。
- ・「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

様式-109
生コンクリート品質記録表
(4) 打設関係

年度: 平成〇〇年度
工事名: 〇〇川橋下部工事
施工業者: 〇〇建設株式会社

番号	打設期間	打設数量	打設気温	打設方法	養生方法	打設会社名	概要
①	〇.〇.〇~〇.〇.〇	425m ³	13°C~4°C	トレミー管打設	土中養生	〇〇基礎工業㈱	H=30分 φ = 250
②	〇.〇.〇~〇.〇.〇	263m ³	18°C~7°C	ポンプ打設	湿潤養生	〇〇圧送㈱	L=20m φ = 125
③	〇.〇.〇~〇.〇.〇	151m ³	18°C~11°C	"	"	"	"

備考
 ・番号欄は、図面対象番号を記入。
 ・打設期間は、同種のコネクタの打設開始から打設終了までの期間を記入。
 ・打設方法は、シュート、バケット、ポンプ打設等を記入。
 ・養生方法は、湿潤、練炭、電熱養生等を記入。
 ・打設会社名は、ポンプ打設の場合のみ記入。
 ・摘要欄に生コンの運搬時間 (H)、ポンプによる圧送距離 (L)、使用管径 (φ) を記入。
 ・打設気温は打設時に測定した気温の最高と最低を記入。(外気温とする。) 又保温養生を行った場合は保温期間の養成気温の最高と最低を () で併記する。
 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

様式-109
生コンクリート品質記録表
(4) 打設関係

年度: 平成〇〇年度
工事名: 〇〇川橋下部工事
施工業者: 〇〇建設株式会社

番号	打設期間	打設数量	打設気温	打設方法	養生方法	打設会社名	概要
①	〇.〇.〇~〇.〇.〇	425m ³	13°C~4°C	トレミー管打設	土中養生	〇〇基礎工業㈱	H=30分 φ = 250
②	〇.〇.〇~〇.〇.〇	263m ³	18°C~7°C	ポンプ打設	湿潤養生	〇〇圧送㈱	L=20m φ = 125
③	〇.〇.〇~〇.〇.〇	151m ³	18°C~11°C	"	"	"	"

備考
 ・番号欄は、図面対象番号を記入。
 ・打設期間は、同種のコネクタの打設開始から打設終了までの期間を記入。
 ・打設方法は、シュート、バケット、ポンプ打設等を記入。
 ・養生方法は、湿潤、練炭、電熱養生等を記入。
 ・打設会社名は、ポンプ打設の場合のみ記入。
 ・摘要欄に生コンの運搬時間 (H)、ポンプによる圧送距離 (L)、使用管径 (φ) を記入。
 ・打設気温は打設時に測定した気温の最高と最低を記入。(外気温とする。) 又保温養生を行った場合は保温期間の養成気温の最高と最低を () で併記する。
 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

様式-103

コンクリート二次製品の品質記録表

(1) 配 合

年度 平成〇〇年度
 工事名 〇〇川橋下部工工事
 施工業者 〇〇建設株式会社

番号	製品名	設計基準強度 (N/mm ²)	粗骨材最大寸法 (mm)	スランプの範囲 (cm)	空気量の範囲 (%)	水セメント比w/c (%)	細骨材率s/a (%)	単位量 (kg/m ³)				製造会社・工場名	JIS工場の有無	要 摘		
								水 W	セメント C	細骨材 S	粗骨材 G				混和材	混和剤 (m ³ /m ³)
④	RCパイル	40	20	6±1.5	2.0	36.0	38.0	152	422	618	1180	—	5.06	〇〇コンクリート工業㈱	有	
122																

備考
 ・番号は製品毎に図面に表示し、それを記入。
 ・製品名は使用したコンクリート製品名を記入。
 ・設計基準強度は、JISで規定がある場合は規定強度、ない場合はコンクリート製造工場が定めている強度を記入。
 ・配合については、コンクリート製造工場が定めている配合を記入。
 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。
 (出典)

様式-103

コンクリート二次製品の品質記録表

(1) 配 合

年度 平成〇〇年度
 工事名 〇〇川橋下部工工事
 施工業者 〇〇建設株式会社

番号	製品名	設計基準強度 (N/mm ²)	粗骨材最大寸法 (mm)	スランプの範囲 (cm)	空気量の範囲 (%)	水セメント比w/c (%)	細骨材率s/a (%)	単位量 (kg/m ³)				製造会社・工場名	JIS工場の有無	要 摘		
								水 W	セメント C	細骨材 S	粗骨材 G				混和材	混和剤 (m ³ /m ³)
④	RCパイル	40	20	6±1.5	2.0	36.0	38.0	152	422	618	1180	—	5.06	〇〇コンクリート工業㈱	有	
126																

備考
 ・番号は製品毎に図面に表示し、それを記入。
 ・製品名は使用したコンクリート製品名を記入。
 ・設計基準強度は、JISで規定がある場合は規定強度、ない場合はコンクリート製造工場が定めている強度を記入。
 ・配合については、コンクリート製造工場が定めている配合を記入。
 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。
 (出典)

様式一104

生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表

(2) 材料特性

1) セメント

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工工事

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	種類	④	①～③	製造会社 工場名	製造年月	摘	要
項目	ポルトランドセメント		高炉セメント	〇〇セメント(株) 〇〇工場	平成 〇〇年 〇月		
種類	普通						
比重	3.15						
比表面積 cm^2/g	3.250						
凝結	始発 h-m	2-36					
	終結 h-m	3-57					
安定性	良						
圧縮強さ (N/mm^2)	1day	—					
	3day	14.8					
	7day	25.4					
	28day	42.2					
水和熱 (J/g)	7day	—					
	28day	—					
酸化マグネシウム (%)	1.2						
三酸化硫黄 (%)	2.0						
強熱減量 (%)	1.0						
けい酸三カルシウム (%)	—						
アルミン酸三カルシウム (%)	—						
全アルカリ (%)	平均値	0.61					
	最大値	0.68					
塩素 (%)	—						

備考 ・番号は図面対象番号である。

- ・セメントの種類は、普通、早強、高炉A、B等と記入しそれぞれJISに規定された品質項目について記入。
- ・各項目については、セメント会社が生コンクリート製造会社に提出した試験成績表を参考に記入する。
- ・全アルカリ度については、セメント会社が試験している $\text{Na}_2\text{O}+0.658\text{K}_2\text{O}-\text{R}_2\text{O}$ の値を記入する。
- ・複数の生コン工場を使用する場合は余白に記入する。
- ・製造年月は試験成績表に記載してある年月。
- ・製造年月が異なるセメントを使用した場合は余白に記入し摘要欄に番号を記入。
- ・製造会社は必ず記入、工場名はわかる範囲で記入。
- ・建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)による。

(出典)

様式一104

生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表

(2) 材料特性

1) セメント

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工工事

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	種類	④	①～③	製造会社 工場名	製造年月	摘	要
項目	ポルトランドセメント		高炉セメント	〇〇セメント(株) 〇〇工場	平成 〇〇年 〇月		
種類	普通						
比重	3.15						
比表面積 cm^2/g	3.250						
凝結	始発 h-m	2-36					
	終結 h-m	3-57					
安定性	良						
圧縮強さ (N/mm^2)	1day	—					
	3day	14.8					
	7day	25.4					
	28day	42.2					
水和熱 (J/g)	7day	—					
	28day	—					
酸化マグネシウム (%)	1.2						
三酸化硫黄 (%)	2.0						
強熱減量 (%)	1.0						
けい酸三カルシウム (%)	—						
アルミン酸三カルシウム (%)	—						
全アルカリ (%)	平均値	0.61					
	最大値	0.68					
塩素 (%)	—						

備考 ・番号は図面対象番号である。

- ・セメントの種類は、普通、早強、高炉A、B等と記入しそれぞれJISに規定された品質項目について記入。
- ・各項目については、セメント会社が生コンクリート製造会社に提出した試験成績表を参考に記入する。
- ・全アルカリ度については、セメント会社が試験している $\text{Na}_2\text{O}+0.658\text{K}_2\text{O}-\text{R}_2\text{O}$ の値を記入する。
- ・複数の生コン工場を使用する場合は余白に記入する。
- ・製造年月は試験成績表に記載してある年月。
- ・製造年月が異なるセメントを使用した場合は余白に記入し摘要欄に番号を記入。
- ・製造会社は必ず記入、工場名はわかる範囲で記入。
- ・建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)による。

(出典)

様式-105

生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表

年度 平成〇〇年度

(2) 材料特性

工事名 〇〇川橋下部工工事

2) 骨材

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	材料名		絶乾比重	吸水率 (%)	粘土塊量 (%)	洗い試験に よって失われ る量 (%)	原石名	塩分 NaCl (%)	単位容積質 量 (kg/m ³)	実績率又は 粗粒率	混合割合 (%)	産地	販売会社	摘要
	細粗 の別	種類												
④	細	砕砂	2.61	1.46	0	1.63	硬質 砂石	0.000 JASS5 T-202	1.59	2.84	100	〇〇県〇〇郡 〇〇町〇〇地先	〇〇砂工業㈱	(財)建材試験センター
〃	粗	砕石	2.73	0.530	0	0.49	硬質 砂石	0.000 JASS5 T-202	1.58	58.2	100	〇〇県〇〇郡 〇〇町〇〇地先	〇〇砕石工業㈱	(財)建材試験センター

備考

- ・番号は図面対象番号を記入。
- ・材料名は細・粗骨材番号を区分し、海砂、川砂、山砂、砕砂、砂利、砕石等と記入。
- ・原石名は、何種類もあるときは採取されている原石とする。(玄武岩、安山岩etc)
- ・混合割合は海砂50%、山砂30%、砕砂20%等と記入。
- ・産地は〇〇市〇〇町〇〇地先と記入する。
- ・販売会社は採取業者とする。
- ・摘要にはNaClの測定法を記入。
- ・細骨材は、粗粒率、粗骨材は実績率を記入。

(出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

様式-105

生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表

年度 平成〇〇年度

(2) 材料特性

工事名 〇〇川橋下部工工事

2) 骨材

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	材料名		絶乾比重	吸水率 (%)	粘土塊量 (%)	洗い試験に よって失われ る量 (%)	原石名	塩分 NaCl (%)	単位容積質 量 (kg/m ³)	実績率又は 粗粒率	混合割合 (%)	産地	販売会社	摘要
	細粗 の別	種類												
④	細	砕砂	2.61	1.46	0	1.63	硬質 砂石	0.000 JASS5 T-202	1.59	2.84	100	〇〇県〇〇郡 〇〇町〇〇地先	〇〇砂工業㈱	(財)建材試験センター
〃	粗	砕石	2.73	0.530	0	0.49	硬質 砂石	0.000 JASS5 T-202	1.58	58.2	100	〇〇県〇〇郡 〇〇町〇〇地先	〇〇砕石工業㈱	(財)建材試験センター

備考

- ・番号は図面対象番号を記入。
- ・材料名は細・粗骨材番号を区分し、海砂、川砂、山砂、砕砂、砂利、砕石等と記入。
- ・原石名は、何種類もあるときは採取されている原石とする。(玄武岩、安山岩etc)
- ・混合割合は海砂50%、山砂30%、砕砂20%等と記入。
- ・産地は〇〇市〇〇町〇〇地先と記入する。
- ・販売会社は採取業者とする。
- ・摘要にはNaClの測定法を記入。
- ・細骨材は、粗粒率、粗骨材は実績率を記入。

(出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

様式一106

生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表

(2) 材料特性

3) 混和材料

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工工事

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	種類	AE剤	④	①～③	製造会社工場名	製造年月	摘要
品名			撥水剤	AE減水剤	〇〇〇株式会社	平成〇〇年〇〇月	
種類			〇〇〇〇				
減水率 (%)			標準形				
ブリージング量の比 (%)			12				
凝結時間の差 (min)	始発		54				
	終結		-10				
圧縮強度比 (%)	3day		-5				
	7day		137				
	28day		133				
長さ変化比 (%)			121				
凍結融解に対する抵抗性 (相対動弾性係数%)			94				
CI (重量) (%)			0.01				

備考 番号は図面対象番号を記入。

・ 混和剤の種類は、標準形、遅延形、促進形等を記入。

・ 各項目については、混和材料メーカーが生コンクリート会社に提出した試験成績表を参考に記入する。

・ 製造年月が異なるセメントを使用した場合は余白に記入し摘要欄に番号を記入。

・ 製造年月は品質検査、試験成績表に記載してある年月。

・ 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

様式一106

生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表

(2) 材料特性

3) 混和材料

年度 平成〇〇年度

工事名 〇〇川橋下部工工事

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	種類	AE剤	④	①～③	製造会社工場名	製造年月	摘要
品名			撥水剤	AE減水剤	〇〇〇株式会社	平成〇〇年〇〇月	
種類			〇〇〇〇				
減水率 (%)			標準形				
ブリージング量の比 (%)			12				
凝結時間の差 (min)	始発		54				
	終結		-10				
圧縮強度比 (%)	3day		-5				
	7day		137				
	28day		133				
長さ変化比 (%)			121				
凍結融解に対する抵抗性 (相対動弾性係数%)			94				
CI (重量) (%)			0.01				

備考 番号は図面対象番号を記入。

・ 混和剤の種類は、標準形、遅延形、促進形等を記入。

・ 各項目については、混和材料メーカーが生コンクリート会社に提出した試験成績表を参考に記入する。

・ 製造年月が異なるセメントを使用した場合は余白に記入し摘要欄に番号を記入。

・ 製造年月は品質検査、試験成績表に記載してある年月。

・ 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

(出典)

様式-108
コンクリート二次製品の品質記録表

年度 平成〇〇年度

(3) コンクリート二次製品の品質

工事名 〇〇川橋下部工工事

施工業者 〇〇建設株式会社

番号	製品名	配合強度 (N/mm ²)	コンクリート強度 (N/mm ²)			製品試験強度 (N/mm ²)	形状寸法	JIS製品の 有無	製造年月	製造会社工場名	摘要
			最大	最小	平均						
④	RCパイプ	48.5	51.8	45.8	48.8	6.2	φ250×4m	有	平成〇〇年〇月	〇〇コンクリート工業㈱	ソルターC-6型

備考・番号は製品毎に図面に表示し、それを記入。
 ・コンクリート強度は、コンクリート製造工場が日々管理している圧縮強度の製造月の月平均値を記入。
 ・製品試験強度はJISで規定されている試験方法で実施した結果を記入。
 (出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

様式-108
コンクリート二次製品の品質記録表

年度 平成〇〇年度

(3) コンクリート二次製品の品質

工事名 〇〇川橋下部工工事

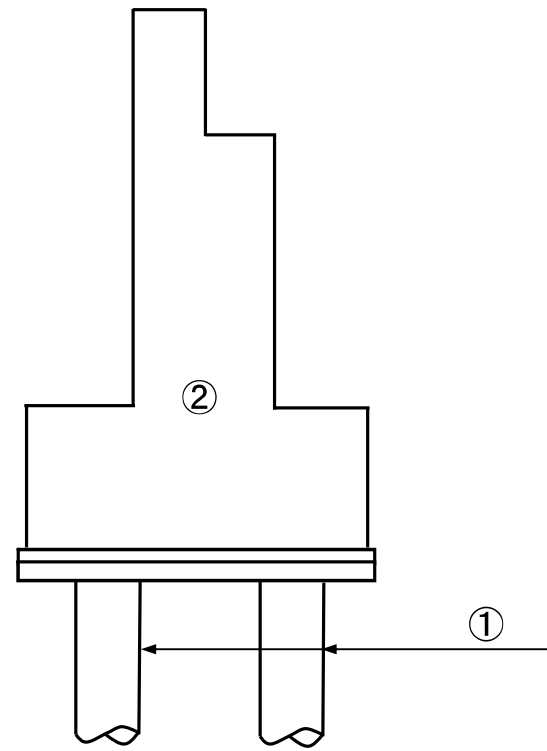
施工業者 〇〇建設株式会社

番号	製品名	配合強度 (N/mm ²)	コンクリート強度 (N/mm ²)			製品試験強度 (N/mm ²)	形状寸法	JIS製品の 有無	製造年月	製造会社工場名	摘要
			最大	最小	平均						
④	RCパイプ	48.5	51.8	45.8	48.8	6.2	φ250×4m	有	平成〇〇年〇月	〇〇コンクリート工業㈱	ソルターC-6型

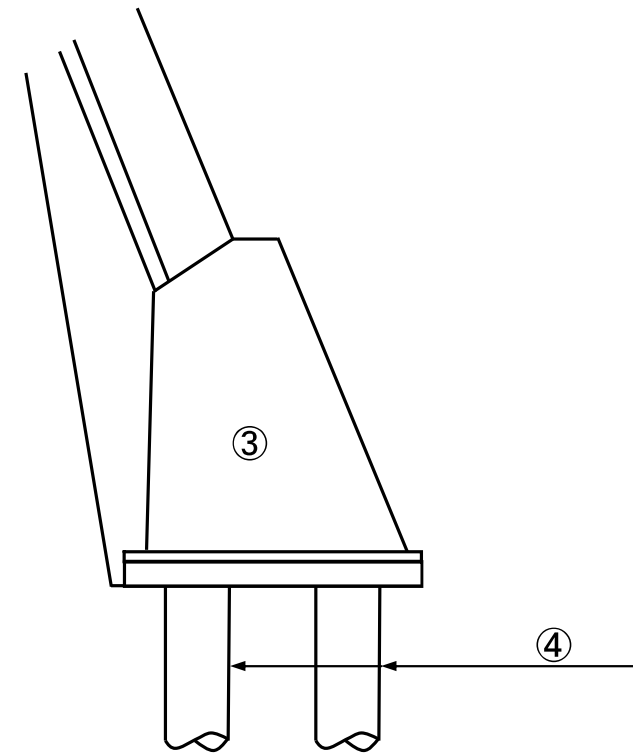
備考・番号は製品毎に図面に表示し、それを記入。
 ・コンクリート強度は、コンクリート製造工場が日々管理している圧縮強度の製造月の月平均値を記入。
 ・製品試験強度はJISで規定されている試験方法で実施した結果を記入。
 (出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

品質保存資料位置図

橋梁下部工
橋台

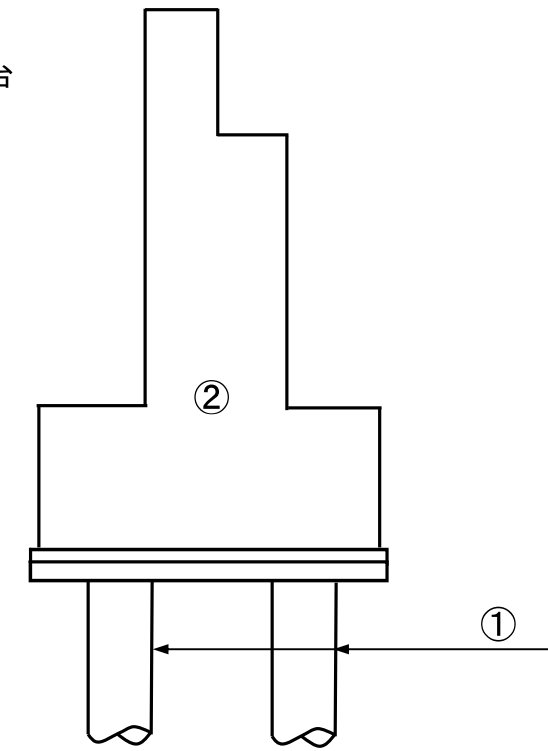


護岸工
基礎

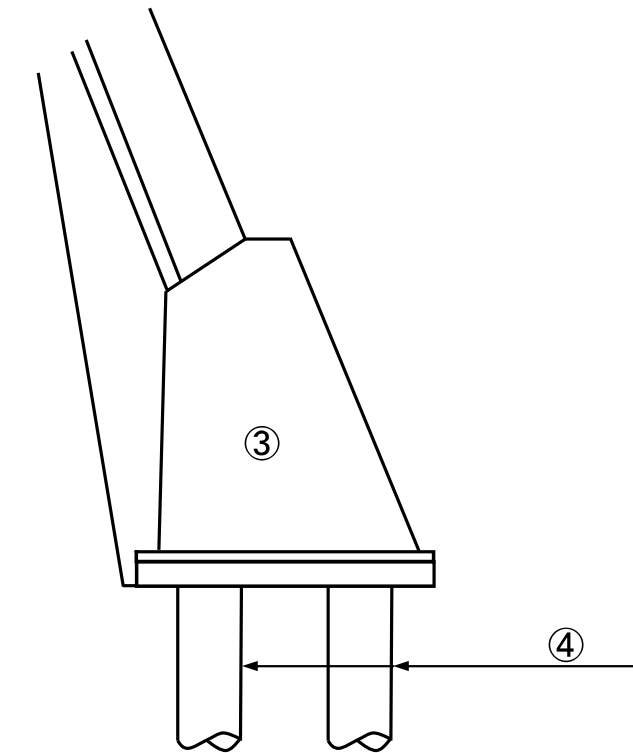


品質保存資料位置図

橋梁下部工
橋台



護岸工
基礎



9.2 出来形管理

9.2.1 目的

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

出来形管理は、施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する可否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。また、不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるよう出来形(写真を含む)等の整理をすることが大切である。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した出来形管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本事項を十分理解して、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

9.2.2 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準及び規格値は、別途、九州地方整備局のホームページ 建設技術情報等 (http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/) の「土木工事施工管理基準及び規格値」を参照のこと。

9.2.3 出来形管理上の留意点

出来形管理は、施工された出来形が契約条件を満足しているかを確認するために行うものであるとともに、出来高数量計算の基礎資料となるものである。

出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。

- ① 出来形管理総括表 (既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出)
- ② 出来形管理図表 (測定数が 10 点未満の場合は作成不要、施工中は提示とし、工事完成時に提出)
- ③ 出来形数量計算書 (施工中は提示とし、工事完成時に提出)

(1) 計画

施工計画時に土木工事施工管理基準等関係規定に基づき、管理すべき測定位置(測点、位置等)測定項目(基準高、高さ、幅、厚さ、延長等)及び管理の方法(出来形管理図、工程能力図)を定めた出来形管理計画表を作成する。

なお、管理基準にないものは事前に監督職員と受注者で協議を行い、規格等適切に定める。

(2) 測定

1) 測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等(鉄筋、細竹、杭)で明確にしておく。

2) 直接測定の原則

測定の方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

9.2 出来形管理

9.2.1 目的

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

出来形管理は、施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する可否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。また、不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるよう出来形(写真を含む)等の整理をすることが大切である。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した出来形管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本事項を十分理解して、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

9.2.2 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準及び規格値は、別途、九州地方整備局のホームページ 建設技術情報等 (http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/) の「土木工事 施工」→「土木工事施工管理基準及び規格値」を参照のこと。

9.2.3 出来形管理上の留意点

出来形管理は、施工された出来形が契約条件を満足しているかを確認するために行うものであるとともに、出来高数量計算の基礎資料となるものである。

出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。

- ① 出来形管理総括表 (既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出)
- ② 出来形管理図表 (測定数が 10 点未満の場合は作成不要、施工中は提示とし、工事完成時に提出)
- ③ 出来形数量計算書 (施工中は提示とし、工事完成時に提出)

(1) 計画

施工計画時に土木工事施工管理基準等関係規定に基づき、管理すべき測定位置(測点、位置等)測定項目(基準高、高さ、幅、厚さ、延長等)及び管理の方法(出来形管理図、~~工程能力図~~)を定めた出来形管理計画表を作成する。

なお、管理基準にないものは事前に監督職員と受注者で協議を行い、規格等適切に定める。

(2) 測定

1) 測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等(鉄筋、細竹、杭)で明確にしておく。

2) 直接測定の原則

測定の方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

3) マーキング

測定位置に設計値を白色又は黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く、又は屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。

4) 不可視部

不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し測定を行う。

(3) 管理

1) 規格値

測定項目は全て規格値を満足していなければならない。設計値に対する測定値のバラツキ度合いは「土木工事の規格値」と照合して合否を判断する。規格値とは、測定値個々の値と設計値との施工誤差の許容範囲を示したもので、規格値が(－)で示されているから、総て(－)で施工してよいというものではない。

2) 特殊な場合の設計値の表示方法

下記に示す事項等で、基準高、法長又は高さ、延長等が設計変更を伴わない程度で設計値と微小な差異を生じ、且つ設計数量を満足している場合は、監督職員の承諾を得てその値を設計値として出来形管理を行ってよい。

- ・現地取り合い
- ・コンクリートブロック積(張)の段割り

3) 基礎杭等の偏心

基礎杭及び井筒の偏心については、測定の結果を偏心の状態が明確に判断できるよう適切な方法で図示する。又規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与えるおそれがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行う。

4) 出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記の通り分類される。

【出来形管理展開図】

- ・設計数量が面積又は延長で示されているものの管理に適している。
- ・面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積(張)、土羽工等である。
- ・延長表示は出来高に該当する工種が多いが、作成例の道路改築工事全体展開通り、出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工等である。

【設計図利用出来形管理図】

- ・平面、断面、側面等複雑な構造の工種の管理に適している。
- ・代表的な工種としては、橋梁上下部工、函渠工、樋門、水門等の構造物である。

【出来形管理図表】

- ・標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表にして示した管理図表である。
- ・特殊な工種を除き当管理図で管理される。

3) マーキング

測定位置に設計値を白色又は黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く、又は屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。

4) 不可視部

不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し測定を行う。

(3) 管理

1) 規格値

測定項目は全て規格値を満足していなければならない。設計値に対する測定値のバラツキ度合いは「土木工事の規格値」と照合して合否を判断する。規格値とは、測定値個々の値と設計値との施工誤差の許容範囲を示したもので、規格値が(－)で示されているから、総て(－)で施工してよいというものではない。

2) 特殊な場合の設計値の表示方法

下記に示す事項等で、基準高、法長又は高さ、延長等が設計変更を伴わない程度で設計値と微小な差異を生じ、且つ設計数量を満足している場合は、監督職員の承諾を得てその値を設計値として出来形管理を行ってよい。

- ・現地取り合い
- ・コンクリートブロック積(張)の段割り

3) 基礎杭等の偏心

基礎杭及び井筒の偏心については、測定の結果を偏心の状態が明確に判断できるよう適切な方法で図示する。又規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与えるおそれがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行う。

4) 出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記の通り分類される。

【出来形管理展開図】

- ・設計数量が面積又は延長で示されているものの管理に適している。
- ・面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積(張)、土羽工等である。
- ・延長表示は出来高に該当する工種が多いが、作成例の道路改築工事全体展開通り、出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工等である。

【設計図利用出来形管理図】

- ・平面、断面、側面等複雑な構造の工種の管理に適している。
- ・代表的な工種としては、橋梁上下部工、函渠工、樋門、水門等の構造物である。

【出来形管理図表】

- ・標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表にして示した管理図表である。
- ・特殊な工種を除き当管理図で管理される。

(4) 管理図表作成要領

1) 出来形管理展開図

- ① 縦、横の縮尺を適宜選定して設計値により作図する。
- ② 測点番号を記入する。
- ③ 設計値及び、設計値に対応する実測値及び差を朱書きで記入する。
- ④ 断面構造があるものについては、標準断面図を記入する。
- ⑤ 展開図上段付近に、それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

2) 設計図利用出来形管理図

- ① 設計図面を利用し(縮小、転記を含む)して実測値及び差を朱書で記入する。
- ② それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

3) 出来形管理図表

- ① 標準断面図を記入する。
- ② 規格値を記入する。
- ③ 測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。

(4) 管理図表作成要領

1) 出来形管理展開図

- ① 縦、横の縮尺を適宜選定して設計値により作図する。
- ② 測点番号を記入する。
- ③ 設計値及び、設計値に対応する実測値及び差を朱書きで記入する。
- ④ 断面構造があるものについては、標準断面図を記入する。
- ⑤ 展開図上段付近に、それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

2) 設計図利用出来形管理図

- ① 設計図面を利用し(縮小、転記を含む)して実測値及び差を朱書で記入する。
- ② それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

3) 出来形管理図表

- ① 標準断面図を記入する。
- ② 規格値を記入する。
- ③ 測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。

9.2.4 出来形管理図表作成例

出来形管理総括表(完成検査対象用)

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○○ ○○

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	土切	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	51	51	±50	+38	-41	-12.4	ℓ、右、左の3箇所
		幅	基準高は、道路中心線及び端部で測定。	17	17	-100	+110	-20	+62.3	
		法長		34	34	-200	+160	-20	+90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	51	51	±50	+23	-31	-6.4	ℓ、右、左の3箇所
		厚さ		8	8	-45	+10	-5	+5.3	上下車線の2箇所
		幅		9	9	-50	+18	-14	+8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	設計値以上	+31	+13	+21	
		厚さ		8	8	-30	+12	-6	+7	
		延長		1	1	-200	-	-	+130	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	±30	+7	-9	+3	
		幅		8	8	-30	+4	-8	+2	
		高さ		8	8	-30	+11	-4	+8	
		延長		1	1	-200	-	-	+170	
	コンクリートブロック積工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	±50	+15	-6	+7	
		法長	厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	8	8	-50	+17	+2	+10	
		厚さ(石積・張)		16	16	-50	+30	+10	+25	
		厚さ(裏さ込)		16	16	-50	+40	+20	+40	
		延長		1	1	-200	-	-	+160	

9.2.4 出来形管理図表作成例

出来形管理総括表(完成検査対象用)

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○○ ○○

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	土切	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	51	51	±50	+38	-41	-12.4	ℓ、右、左の3箇所
		幅	基準高は、道路中心線及び端部で測定。	17	17	-100	+110	-20	+62.3	
		法長		34	34	-200	+160	-20	+90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	51	51	±50	+23	-31	-6.4	ℓ、右、左の3箇所
		厚さ		8	8	-45	+10	-5	+5.3	上下車線の2箇所
		幅		9	9	-50	+18	-14	+8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	設計値以上	+31	+13	+21	
		厚さ		8	8	-30	+12	-6	+7	
		延長		1	1	-200	-	-	+130	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	±30	+7	-9	+3	
		幅		8	8	-30	+4	-8	+2	
		高さ		8	8	-30	+11	-4	+8	
		延長		1	1	-200	-	-	+170	
	コンクリートブロック積工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	±50	+15	-6	+7	
		法長	厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	8	8	-50	+17	+2	+10	
		厚さ(石積・張)		16	16	-50	+30	+10	+25	
		厚さ(裏さ込)		16	16	-50	+40	+20	+40	
		延長		1	1	-200	-	-	+160	

出来形管理総括表(既済部分・中間技術検査対象用)

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○○ ○○

() 書きは既済部分、中間技術検査対象

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				() 計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	切土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	(20) 51	20	±50	+ 38	- 41	- 12.4	ℓ、右、左の3箇所
		幅		(7) 17	7	- 100	+ 110	- 20	+ 62.3	
		法長		(17) 34	17	- 200	+ 160	- 20	+ 90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	(7) 51	7	±40	+ 23	- 31	- 6.4	ℓ、右、左の3箇所
		厚さ		(3) 8	3	- 45	+ 10	- 5	+ 5.3	上下車線の2箇所
		幅		(3) 9	3	- 50	+ 18	- 14	+ 8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	設計値以上	+ 31	+ 13	+ 21	
		厚さ		(2) 8	2	設計値以上	+ 12	- 6	+ 7	
		延長		1	0	- 200	-	-	-	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	±30	+ 7	- 9	+ 3	
		幅		(2) 8	2	- 30	+ 4	- 8	+ 2	
		高さ		(2) 8	2	- 30	+ 11	- 4	+ 8	
		延長		1	0	- 200	-	-	-	
	コンクリートブロック積工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	(2) 8	2	±50	+ 15	- 6	+ 7	
		法長		(2) 8	2	- 50	+ 17	+ 2	+ 10	
		厚さ(石積・張)		(4) 16	4	- 50	+ 30	+ 10	+ 25	
		厚さ(裏込)		(4) 16	4	- 50	+ 40	+ 20	+ 40	
		延長		1	0	- 200	-	-	-	

出来形管理総括表(既済部分・中間技術検査対象用)

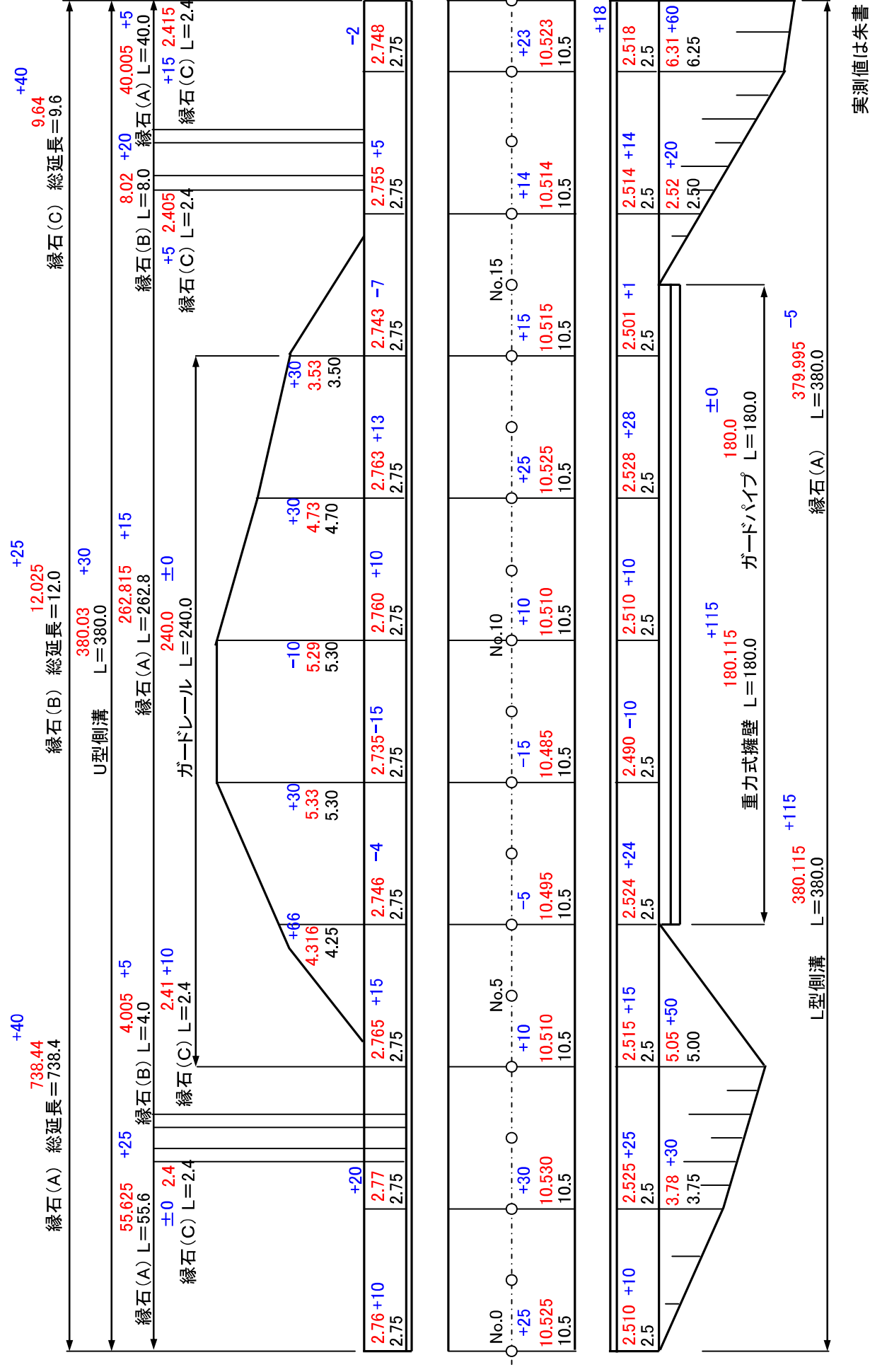
工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○○ ○○

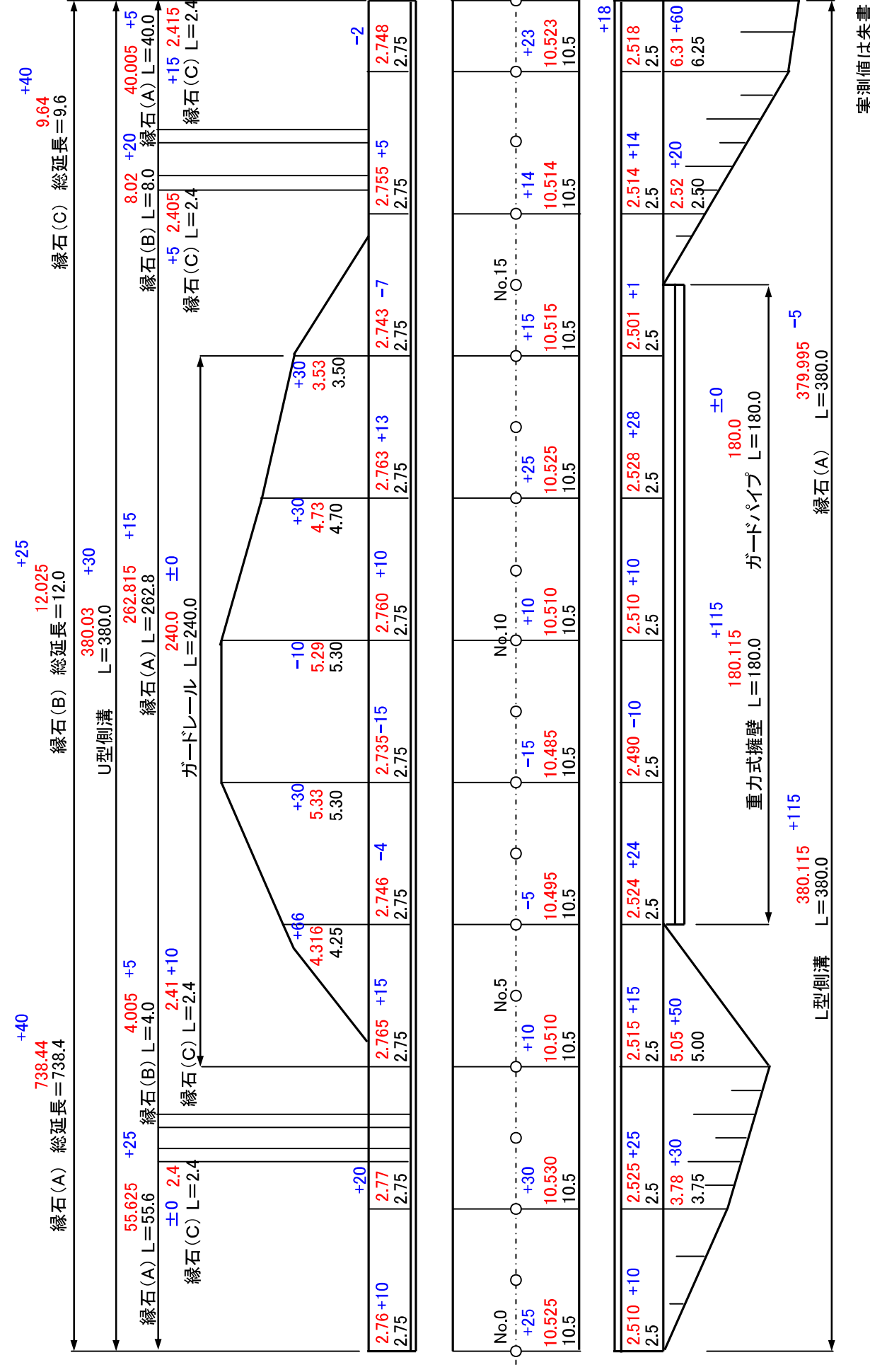
() 書きは既済部分、中間技術検査対象

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				() 計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	切土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	(20) 51	20	±50	+ 38	- 41	- 12.4	ℓ、右、左の3箇所
		幅		(7) 17	7	- 100	+ 110	- 20	+ 62.3	
		法長		(17) 34	17	- 200	+ 160	- 20	+ 90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	(7) 51	7	±40	+ 23	- 31	- 6.4	ℓ、右、左の3箇所
		厚さ		(3) 8	3	- 45	+ 10	- 5	+ 5.3	上下車線の2箇所
		幅		(3) 9	3	- 50	+ 18	- 14	+ 8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	設計値以上	+ 31	+ 13	+ 21	
		厚さ		(2) 8	2	設計値以上	+ 12	- 6	+ 7	
		延長		1	0	- 200	-	-	-	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	±30	+ 7	- 9	+ 3	
		幅		(2) 8	2	- 30	+ 4	- 8	+ 2	
		高さ		(2) 8	2	- 30	+ 11	- 4	+ 8	
		延長		1	0	- 200	-	-	-	
	コンクリートブロック積工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	(2) 8	2	±50	+ 15	- 6	+ 7	
		法長		(2) 8	2	- 50	+ 17	+ 2	+ 10	
		厚さ(石積・張)		(4) 16	4	- 50	+ 30	+ 10	+ 25	
		厚さ(裏込)		(4) 16	4	- 50	+ 40	+ 20	+ 40	
		延長		1	0	- 200	-	-	-	

〇〇地区改築工事出来形展開図



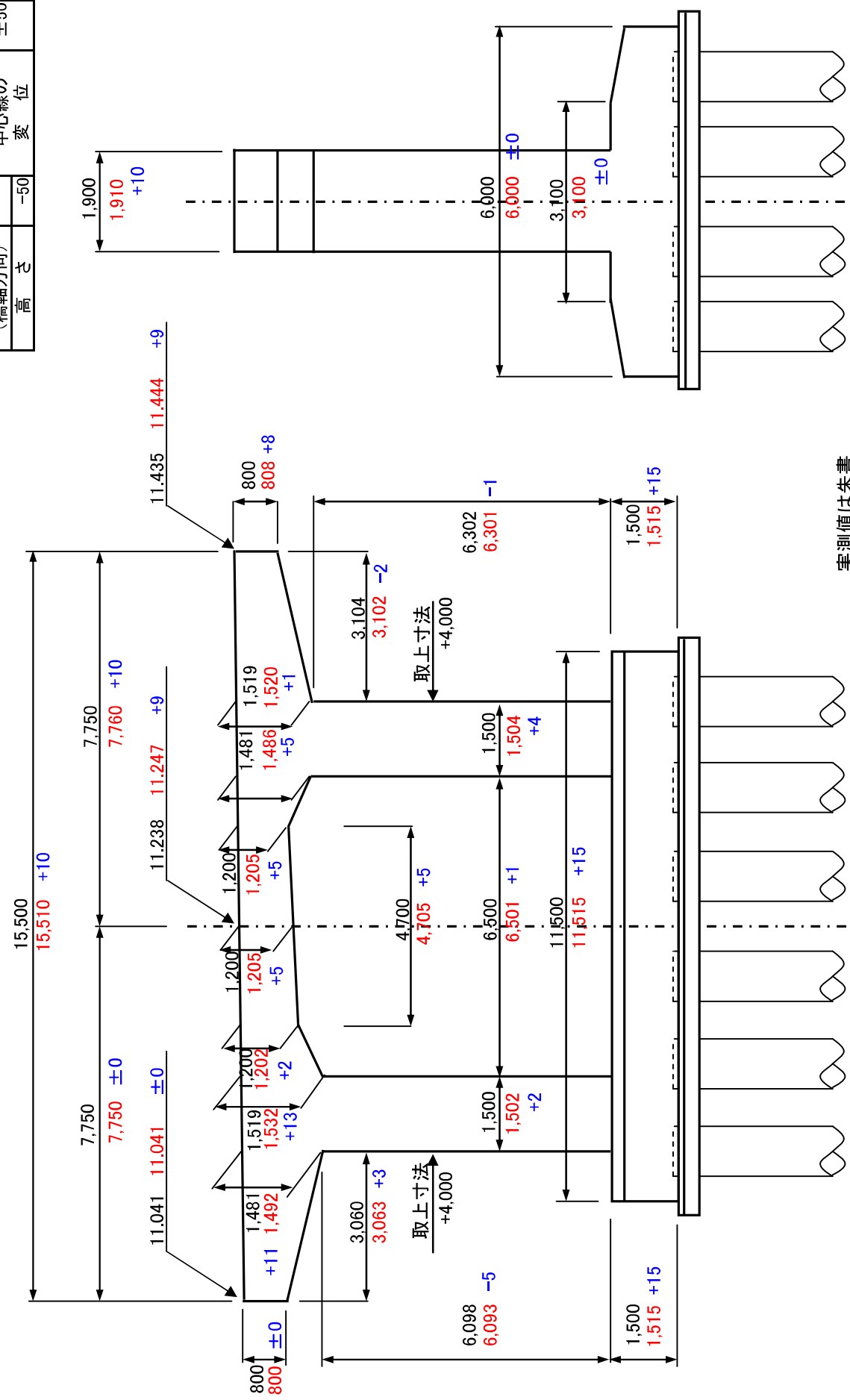
〇〇地区改築工事出来形展開図



工事名: ○○橋下部工工事

P1橋脚出来形図

規格値 (mm)	
基準高	±20
高さ	-20
天端幅 (橋軸方向)	-20
敷幅 (橋軸方向)	-50
高さ	-50
天端長	-50
敷長	-50
橋脚中心間距離	±30
支間長及び中心線の	
変位	±50

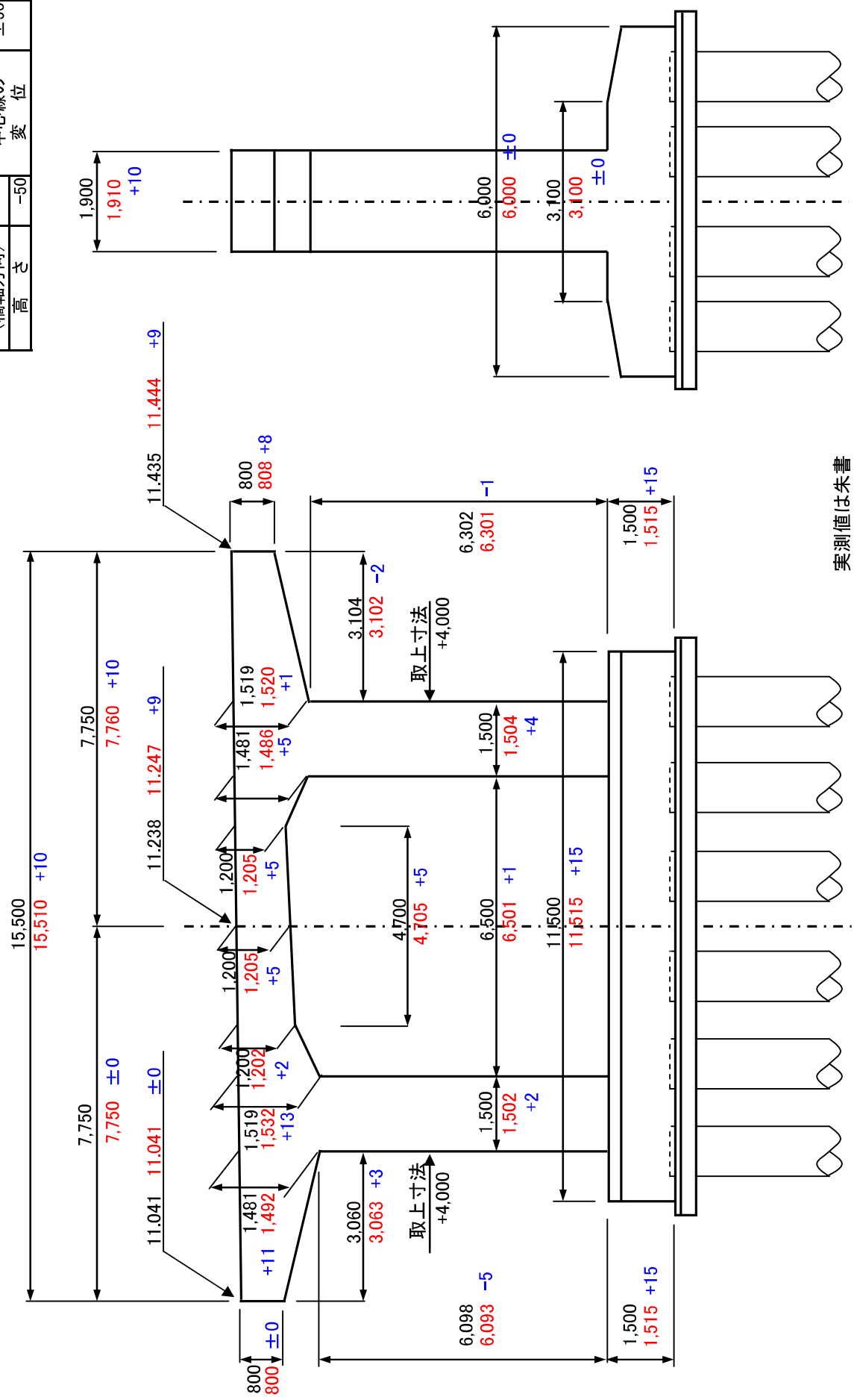


実測値は未書

工事名: ○○橋下部工工事

P1橋脚出来形図

規格値 (mm)	
基準高	±20
高さ	-20
天端幅 (橋軸方向)	-20
敷幅 (橋軸方向)	-50
高さ	-50
天端長	-50
敷長	-50
橋脚中心間距離	±30
支間長及び中心線の	
変位	±50



実測値は未書

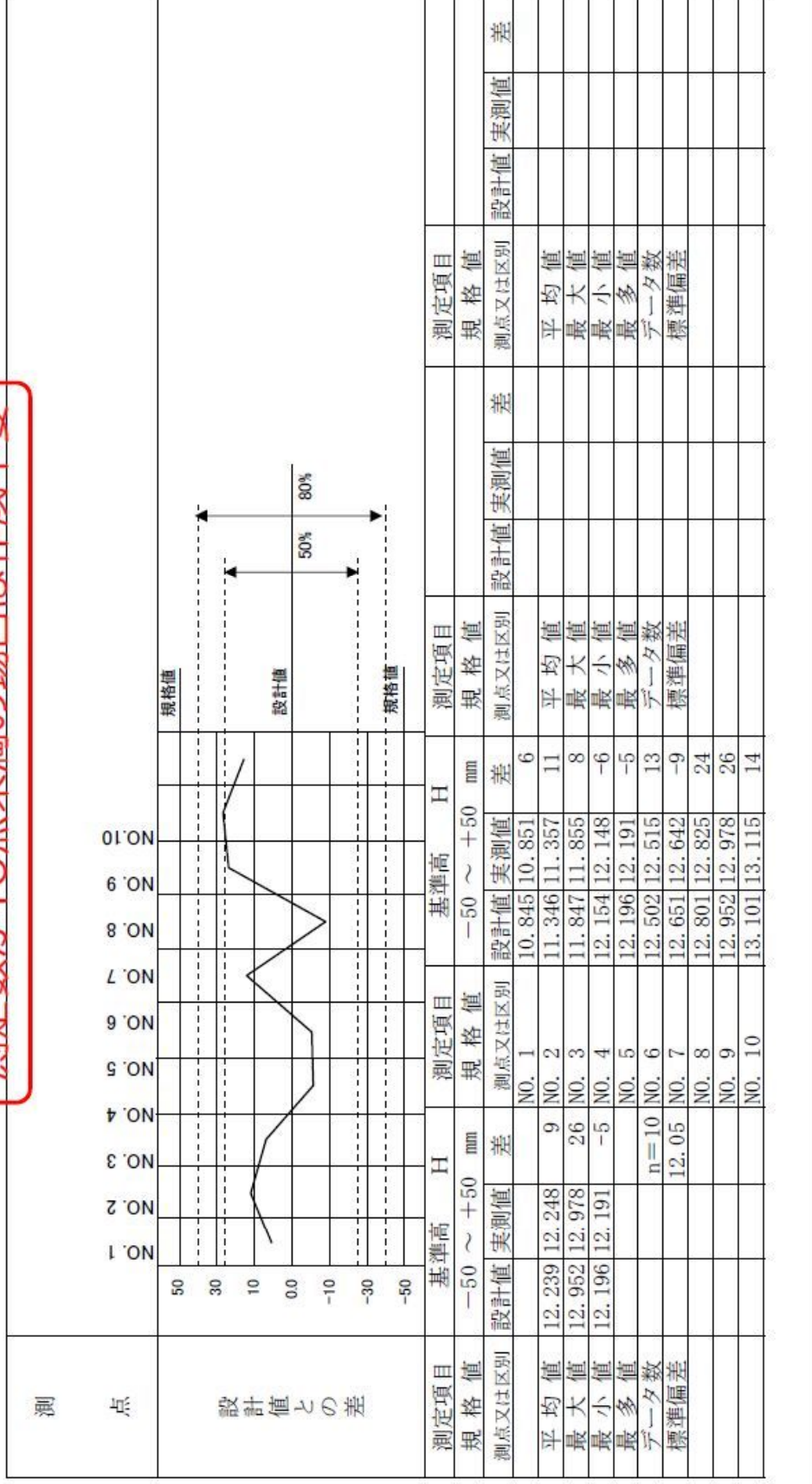
様式-31

出来形管理図表

工種 擁壁工

種別 コンクリート
測定者が 〇〇〇〇〇〇 印

測定数が10点未満の場合は作成不要



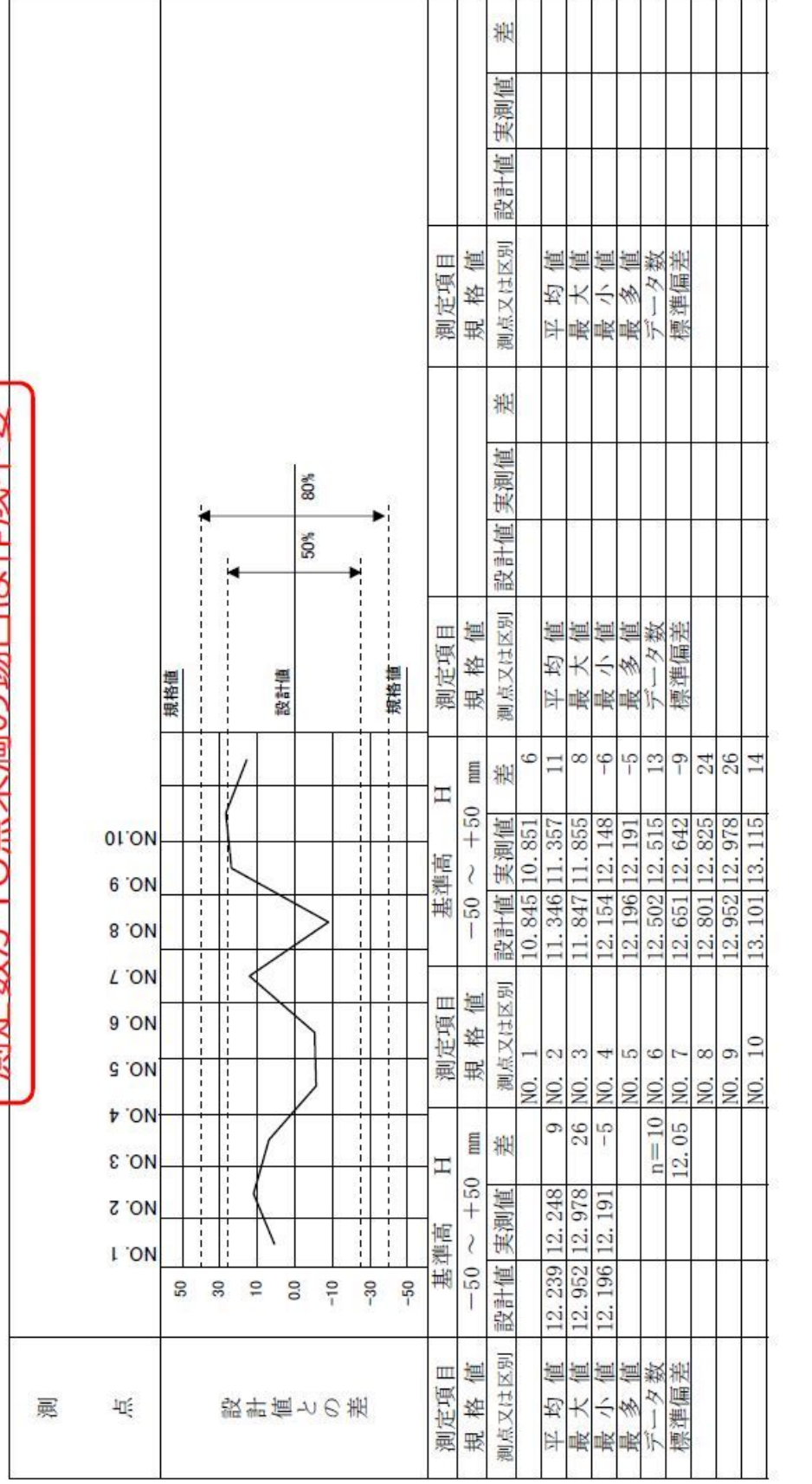
様式-31

出来形管理図表

工種 擁壁工

種別 コンクリート
測定者が 〇〇〇〇〇〇 印

測定数が10点未満の場合は作成不要



様式-31

出来形管理図表

工種 擁壁工

種別 コンクリートブロック積

測定者 ○○○○○ 印

測定数が10点未満の場合は作成不要

測点	設計値との差									
	NO.1	NO.2	NO.3	NO.4	NO.5	NO.6	NO.7	NO.8	NO.9	NO.10
設計値との差										
	<p>規格値 設計値 規格値</p>									
測定項目	法 長 L		測定項目		法 長 L		測定項目		規格値	
規格値	-100 mm		規格値		-100 mm		測定項目		規格値	
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値
平均値	5.106	5.107	1	NO.1	3.651	3.665	14	平均値		
最大値	5.112	5.083	-29	NO.2	4.211	4.235	24	最大値		
最小値	4.769	4.773	4	NO.3	4.769	4.773	4	最小値		
最多値	4.769	4.773	4	NO.4	5.112	5.083	-29	最多値		
データ数			n=10	NO.5	5.161	5.154	-7	データ数		
標準偏差			15.26	NO.6	5.502	5.511	9	標準偏差		
				NO.7	5.567	5.555	-12			
				NO.8	5.632	5.622	-10			
				NO.9	5.697	5.701	4			
				NO.10	5.762	5.771	9			

様式-31

出来形管理図表

工種 擁壁工

種別 コンクリートブロック積

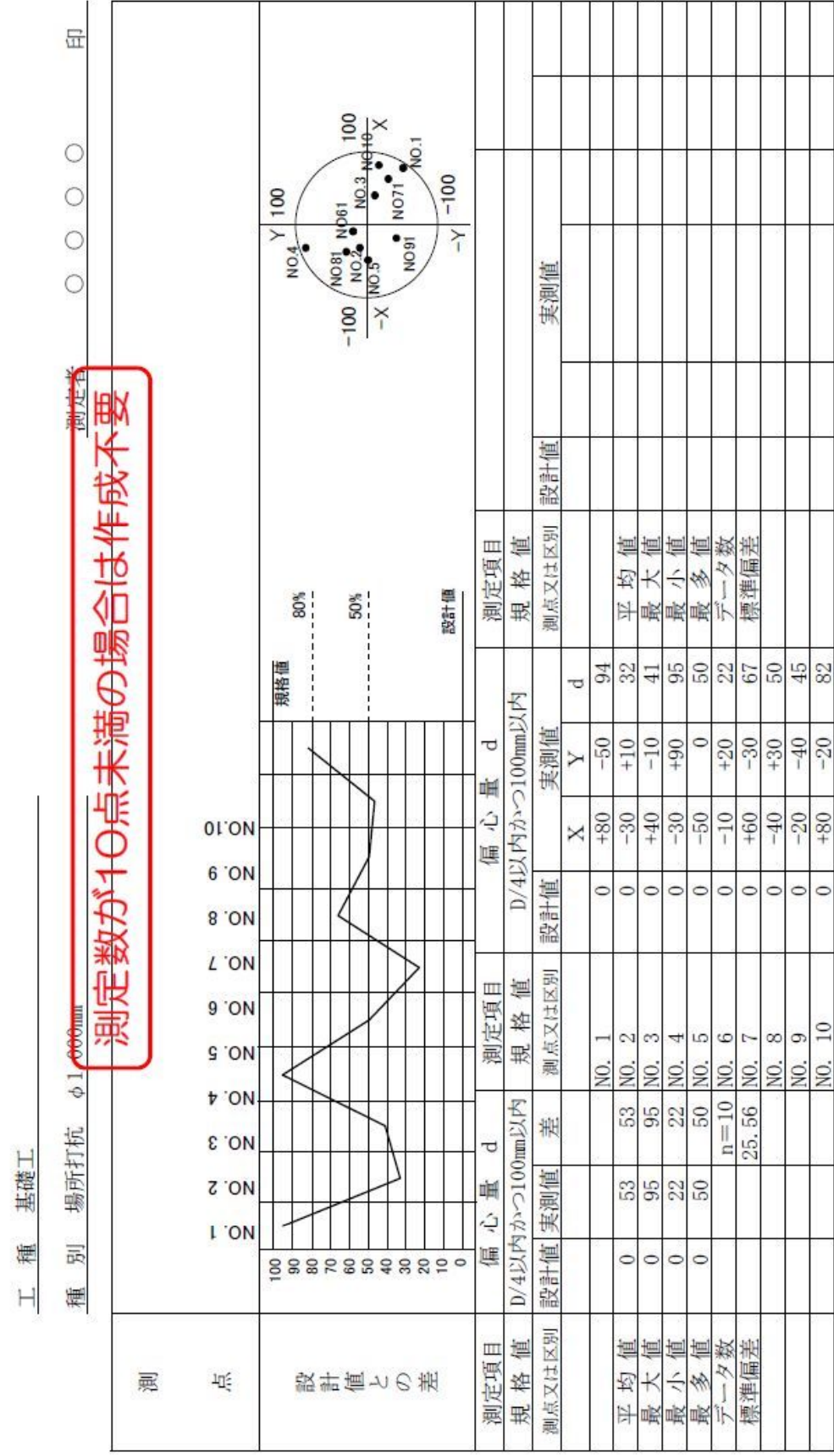
測定者 ○○○○○ 印

測定数が10点未満の場合は作成不要

測点	設計値との差									
	NO.1	NO.2	NO.3	NO.4	NO.5	NO.6	NO.7	NO.8	NO.9	NO.10
設計値との差										
	<p>規格値 設計値 規格値</p>									
測定項目	法 長 L		測定項目		法 長 L		測定項目		規格値	
規格値	-100 mm		規格値		-100 mm		測定項目		規格値	
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値
平均値	5.106	5.107	1	NO.1	3.651	3.665	14	平均値		
最大値	5.112	5.083	-29	NO.2	4.211	4.235	24	最大値		
最小値	4.769	4.773	4	NO.3	4.769	4.773	4	最小値		
最多値	4.769	4.773	4	NO.4	5.112	5.083	-29	最多値		
データ数			n=10	NO.5	5.161	5.154	-7	データ数		
標準偏差			15.26	NO.6	5.502	5.511	9	標準偏差		
				NO.7	5.567	5.555	-12			
				NO.8	5.632	5.622	-10			
				NO.9	5.697	5.701	4			
				NO.10	5.762	5.771	9			

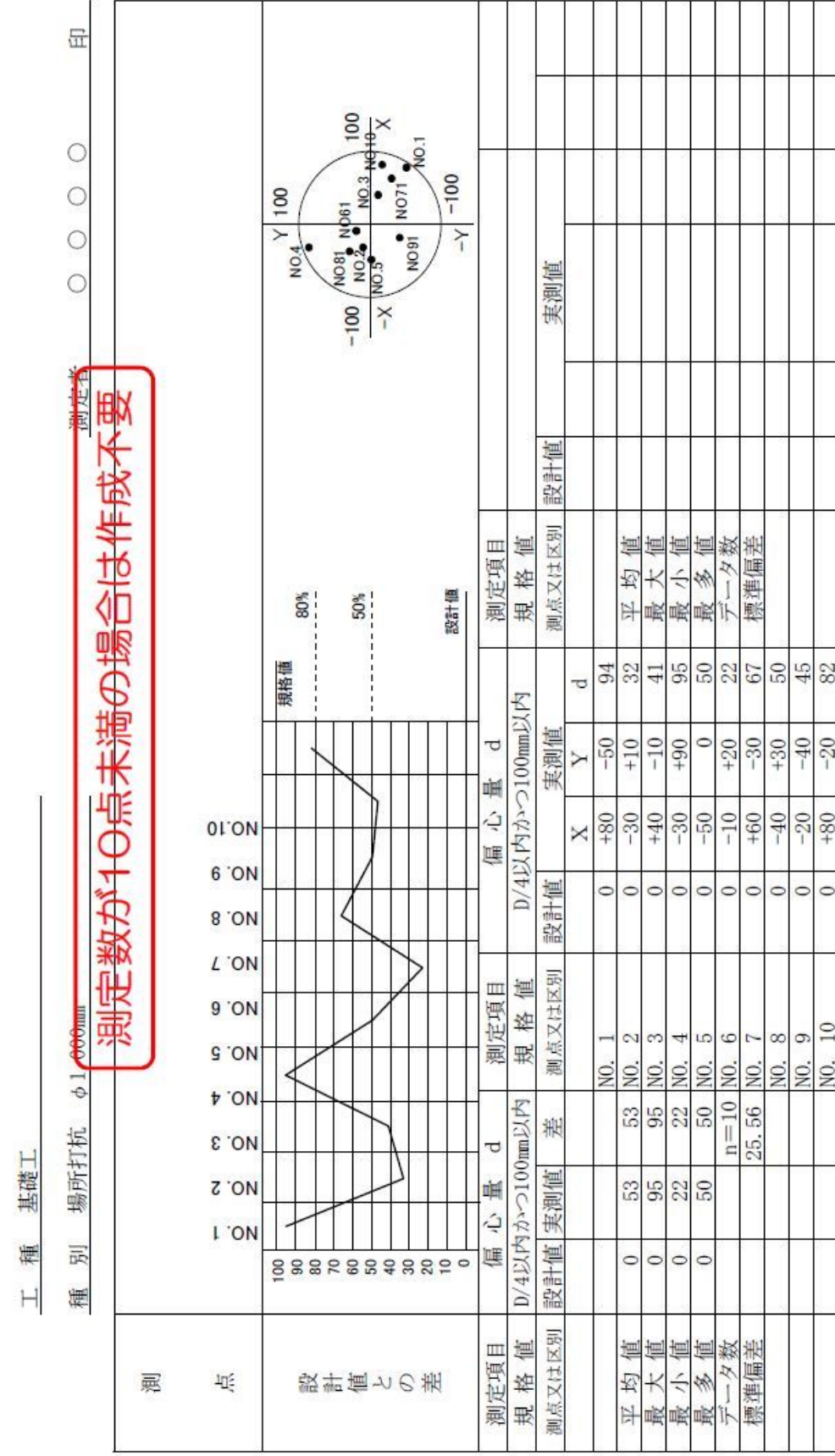
様式-31

出来形管理図表



様式-31

出来形管理図表



様式-31

出来形管理図表

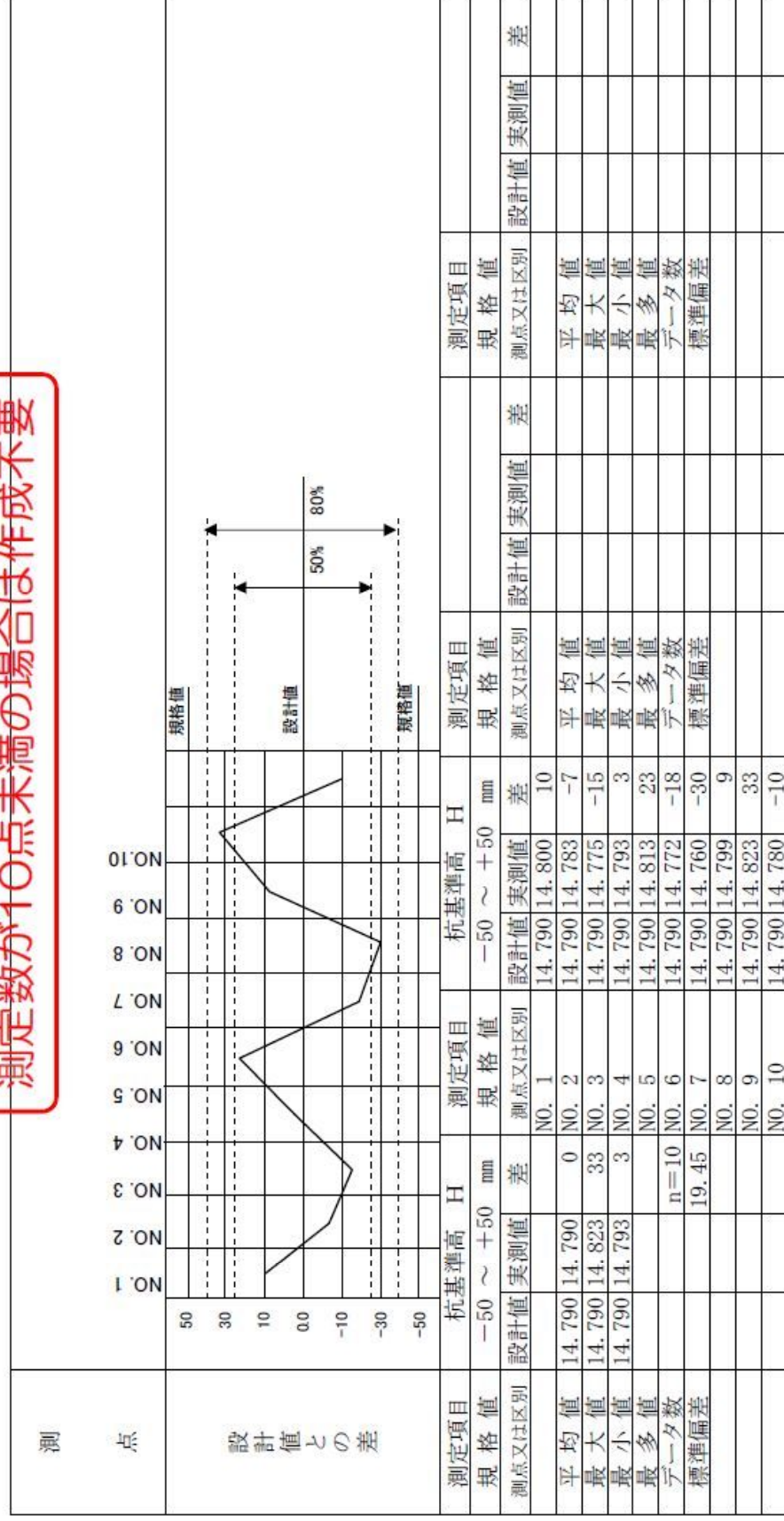
工種 基礎工

種別 場所打杭 φ1,000mm

測定者 ○○○○○

印

測定数が10点未満の場合は作成不要



様式-31

出来形管理図表

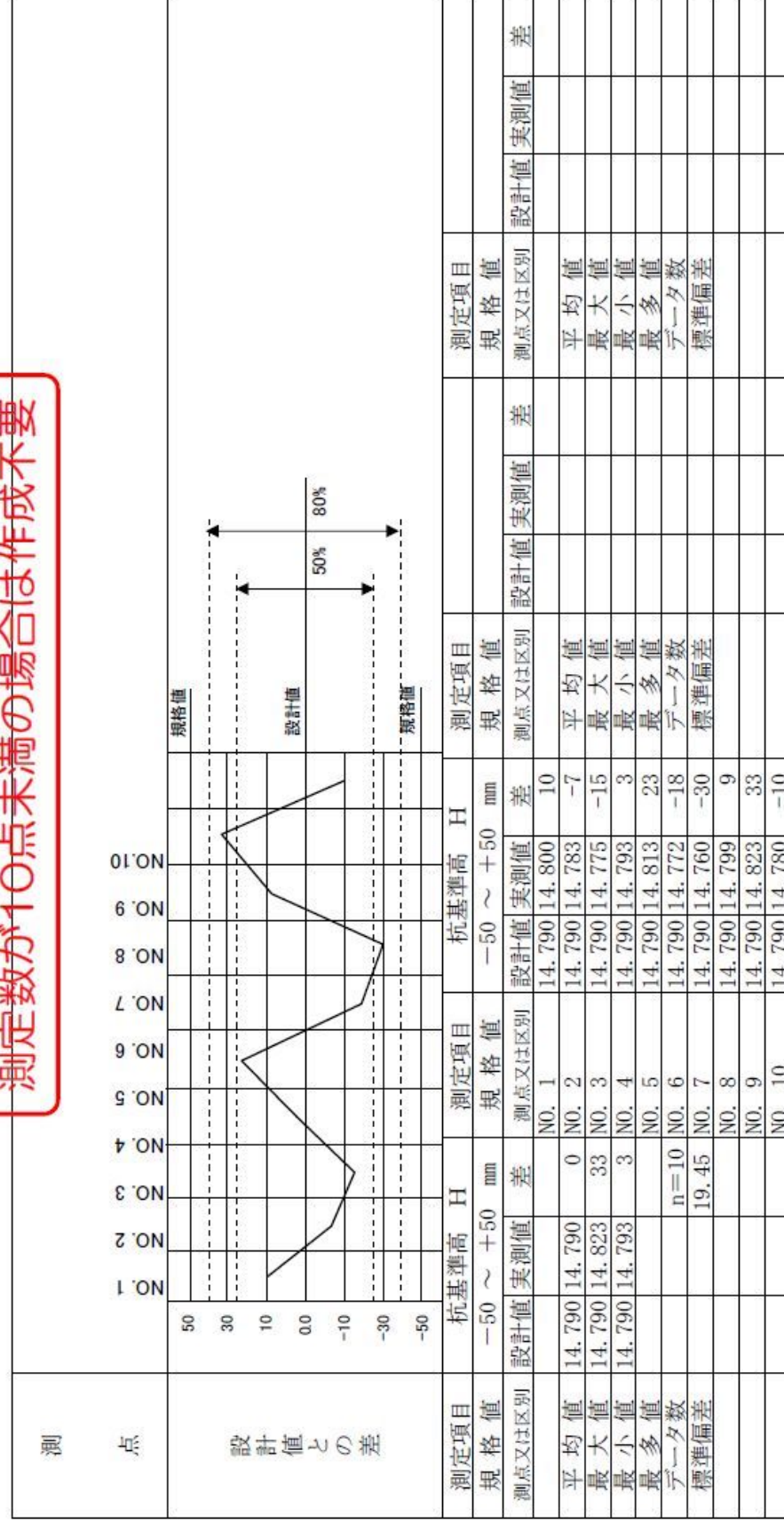
工種 基礎工

種別 場所打杭 φ1,000mm

測定者 ○○○○○

印

測定数が10点未満の場合は作成不要



様式-114

塗装膜厚測定表

工事名	〇〇橋梁工事	工種名	桁塗装	現場代理人	〇〇 〇〇				
ロット番号	No. 123	請負会社名	〇〇建設(株)	監理技術者	□□ □□				
塗装系	◆◇◇◆		基準膜厚合計値	主任技術者	△△ △△				
測定時点	<input checked="" type="checkbox"/> 工場塗装終了後 <input type="checkbox"/> 現場塗装開始前 <input type="checkbox"/> 現場塗装終了後		μ	施工管理担当者	■ ■ ■ ■				
測定月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		測定者	〇〇 〇〇	印				
測定位置									
	1	2	3	4	5	計	平均 \bar{X}_i	$\bar{X} - \bar{X}_i$	$(X - \bar{X}_i)^2$
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
合計							平均値 $\bar{X} =$	標準偏差 S =	

平均値	$\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i$
標準偏差	$S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2} =$

様式-114

塗装膜厚測定表

工事名	〇〇橋梁工事	工種名	桁塗装	現場代理人	〇〇 〇〇				
ロット番号	No. 123	請負会社名	〇〇建設(株)	監理技術者	□□ □□				
塗装系	◆◇◇◆		基準膜厚合計値	主任技術者	△△ △△				
測定時点	<input checked="" type="checkbox"/> 工場塗装終了後 <input type="checkbox"/> 現場塗装開始前 <input type="checkbox"/> 現場塗装終了後		μ	施工管理担当者	■ ■ ■ ■				
測定月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		測定者	〇〇 〇〇	印				
測定位置									
	1	2	3	4	5	計	平均 \bar{X}_i	$\bar{X} - \bar{X}_i$	$(X - \bar{X}_i)^2$
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
合計							平均値 $\bar{X} =$	標準偏差 S =	

平均値	$\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i$
標準偏差	$S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2} =$

様式-115

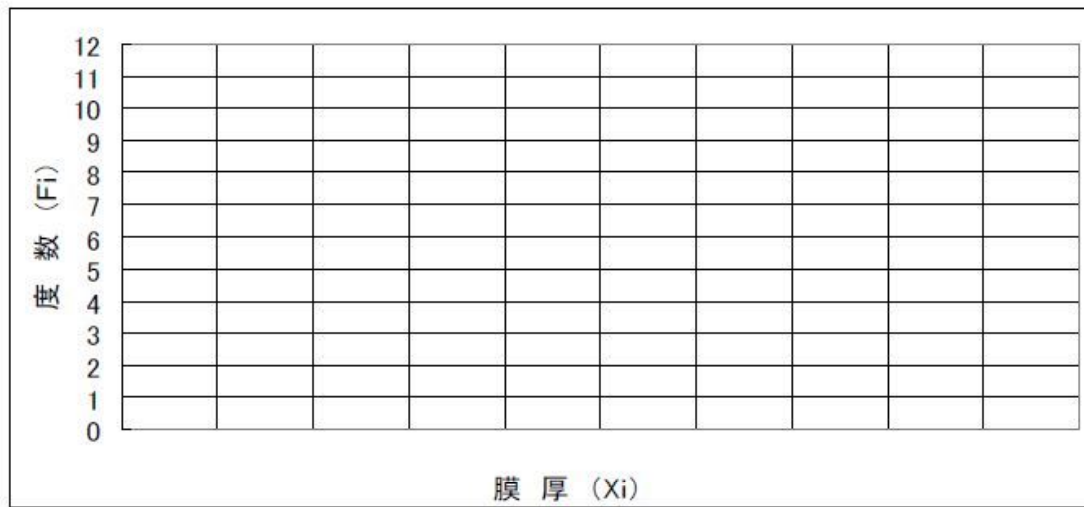
塗装膜厚測定成績表

ロット番号	No. 123	現場代理人	○○ ○○
		監理技術者	□□ □□
		主任技術者	△△ △△
		施工管理担当者	●● ●●
測定時点		目標塗装膜厚	μ m

平均値 $\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i =$ μm 標準偏差 $S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2} =$ μm	判定 標準偏差 S = 標準偏差 × 0.2 = 平均値 $\bar{X} =$ 標準偏差 × 0.9 = 5点平均値の最小値 = 標準偏差 × 0.7 =
--	---

度数分布			
膜厚Xiのクラス	中央値	チェック	度数Fi

ヒストグラム



膜厚 (Xi)

様式-115

塗装膜厚測定成績表

ロット番号	No. 123	現場代理人	○○ ○○
		監理技術者	□□ □□
		主任技術者	△△ △△
		施工管理担当者	●● ●●
測定時点		目標塗装膜厚	μ m

平均値 $\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i =$ μm 標準偏差 $S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2} =$ μm	判定 標準偏差 S = 標準偏差 × 0.2 = 平均値 $\bar{X} =$ 標準偏差 × 0.9 = 5点平均値の最小値 = 標準偏差 × 0.7 =
--	---

度数分布			
膜厚Xiのクラス	中央値	チェック	度数Fi

ヒストグラム



膜厚 (Xi)

9.3 写真管理

9.3.1 目的

工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

9.3.2 基準等

「写真管理基準」は別途、九州地方整備局のホームページ 建設技術情報等 (http://www.qsr.nhit.go.jp/kensetu_joho/) の「写真管理基準」を参照のこと。

9.3.3 写真管理上での留意点

(1) ビデオ等の活用

施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

(2) 不可視部

不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(3) 撮影箇所の明示

撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を添付する。

9.3.4 その他の留意点

(1) 写真編集の不可

「写真管理基準(案)」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集を認めない。」とされており、いかなる編集（明るさの補正や回転等）も行ってはならない。

(2) 写真撮影の不要

段階確認において、監督職員等が臨場した場合の状況写真、排出ガス型建設機械等の写真は不要とする。

また、完成写真は、工事写真で代替できるので、改めての作成は不要とする。

なお、完成写真の改めての作成は不要としているが、作成そのものを不要としているものではなく、一般的に実施している製本綴じの完成写真の作成を不要としているものであり留意すること。

(3) 写真撮影を省略できるケース（写真管理基準）を参照すること。

写真管理基準は、九州地方整備局のホームページ→建設技術情報等→管理基準 (<http://www.qsr.nhit.go.jp/index.html>) でダウンロードが可能である。

(4) 写真撮影の方法については、市販されている図書を参考にするとよい。

9.3 写真管理

9.3.1 目的

工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

9.3.2 基準等

「写真管理基準」は別途、九州地方整備局のホームページ 建設技術情報等 (http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/) の「土木工事 施工」→「写真管理基準」を参照のこと。

9.3.3 写真管理上での留意点

(1) ビデオ等の活用

施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

(2) 不可視部

不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(3) 撮影箇所の明示

撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

9.3.4 その他の留意点

(1) 写真編集の不可

「写真管理基準~~(案)~~」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集を認めない。」とされており、いかなる編集（明るさの補正や回転等）も行ってはならない。

(2) 写真撮影の不要

段階確認において、監督職員等が臨場した場合の状況写真、排出ガス型建設機械等の写真は不要とする。

また、完成写真は、工事写真で代替できるので、改めての作成は不要とする。

なお、完成写真の改めての作成は不要としているが、作成そのものを不要としているものではなく、一般的に実施している製本綴じの完成写真の作成を不要としているものであり留意すること。

(3) 写真撮影を省略できるケース（写真管理基準）を参照すること。

「写真管理基準」は、九州地方整備局のホームページ→「建設技術情報等」
http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/koujisekou.html →「土木工事 施工」→「写真管理基準」（でダウンロードが可能である。

(4) 写真撮影の方法については、市販されている図書を参考にするとよい。

9.3.5 撮影箇所一覧

撮影箇所一覧表 (全体)

区分	写真管理項目			摘要	
	撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件		
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前 1 回 [着手前]	着手前 1 枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後 1 回 [完成後]	施工完了後 1 枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月 1 回 [月末]	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 [施工中]	適宜	
		創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 [施工中]	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所 1 回 [施工前後]	代表箇所 1 枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて [発生時]	不要	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に 1 回 [設置後]	不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に 1 回 [設置後]		
		監視員交通整理状況	各 1 回 [作業中]		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に 1 回 [実施中]	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に 1 回 [使用前]	不要	品質証明に添付す
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に 1 回		
		検査実施状況	各品目毎に 1 回 [検査時]		
		別添 撮影箇所一覧表 (品質管理) に準じて撮影 不可視部分の施工	適宜	適宜	
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表 (出来形管理) に準じて撮影 不可視部分の施工	適宜	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項		
		災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]
事故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	適宜	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎 1 回 [設置後]	適宜	

9.3.5 撮影箇所一覧

撮影箇所一覧表 (全体)

区分	写真管理項目			摘要	
	撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件		
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前 1 回 [着手前]	着手前 1 枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後 1 回 [完成後]	施工完了後 1 枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月 1 回 [月末]	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 [施工中]	適宜	
		創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 [施工中]	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所 1 回 [施工前後]	代表箇所 1 枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて [発生時]	不要	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に 1 回 [設置後]	不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に 1 回 [設置後]		
		監視員交通整理状況	各 1 回 [作業中]		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に 1 回 [実施中]	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に 1 回 [使用前]	不要	品質証明に添付す
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に 1 回		
		検査実施状況	各品目毎に 1 回 [検査時]		
		別添 撮影箇所一覧表 (品質管理) に準じて撮影 不可視部分の施工	適宜	適宜	
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表 (出来形管理) に準じて撮影 不可視部分の施工	適宜	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項		
		災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]
事故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	適宜	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎 1 回 [設置後]	適宜	

10. 段階確認等

10. 段階確認等

10. 段階確認等

10.1 材料確認書

10.1.1 目的

土木工事共通仕様書第 2 編第 1 章第 2 節 工事材料の品質 1. 一般事項に、「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。ただし、設計図書で**提出**を定められているものについては、監督職員へ**提出**しなければならない。なお、JIS規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS マーク表示品」という）については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができる。」と規定されている。

また、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

10.1.2 実施要領

(1) 設計図書において指定された工事材料の運用について

設計図書において指定された工事材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を工事材料を使用するまでに監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

(2) 材料確認書の提出

- ① 施工計画打合せ時等で監督職員と**協議**を行って、対象材料を決定しておく必要がある。
- ② 材料確認書により事前に監督職員に**提出**する。様式及び記入要領は別途作成例に示す。
- ③ 外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を添付する。
- ④ 確認は搬入毎、又は使用前にまとめて行ってよい。
- ⑤ 搬入数量は受注者が記入し、確認年月日、確認方法、合格数量は監督職員が記入する。
- ⑥ 備考欄は、確認において指示を受けた事項及び材料の品質、規格等で特記すべき事項があれば記入する。

(3) 材料確認の臨場確認

監督職員は材料確認書により臨場し、添付された資料に基づき材料確認を行う。

(4) 材料確認の机上確認

材料確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を**提出**し、机上確認を受けることができる。

(5) 写真管理

材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。撮影項目、頻度等は以下のとおりとする。

区 分		写真管理項目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		

10. 段階確認等

10.1 材料確認書

10.1.1 目的

土木工事共通仕様書第 2 編第 1 章第 2 節 工事材料の品質 1. 一般事項に、「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに**提示**なければならない。ただし、設計図書で**提出**を定められているものについては、監督職員へ**提出**しなければならない。なお、JIS規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS マーク表示品」という）については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができる。」と規定されている。

また、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

10.1.2 実施要領

(1) 設計図書において指定された工事材料の運用について

設計図書において指定された工事材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を工事材料を使用するまでに監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

(2) 材料確認書の提出

- ① 施工計画打合せ時等で監督職員と**協議**を行って、対象材料を決定しておく必要がある。
- ② 材料確認書により事前に監督職員に**提出**する。様式及び記入要領は別途作成例に示す。
- ③ 外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を添付する。
- ④ 確認は搬入毎、又は使用前にまとめて行ってよい。
- ⑤ 搬入数量は受注者が記入し、確認年月日、確認方法、合格数量は監督職員が記入する。
- ⑥ 備考欄は、確認において指示を受けた事項及び材料の品質、規格等で特記すべき事項があれば記入する。

(3) 材料確認の臨場確認

監督職員は材料確認書により臨場し、添付された資料に基づき材料確認を行う。

(4) 材料確認の机上確認

材料確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を**提出**し、机上確認を受けることができる。

(5) 写真管理

材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。撮影項目、頻度等は以下のとおりとする。

区 分		写真管理項目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		

(6) その他

材料確認書は、原則として確認実施日毎に提出するものとする。ただし、前後して（1～2日程度）確認実施日があれば併記してもよい

10.1.3 材料確認書作成例

様式－10

材 料 確 認 書

年月日： 平成〇〇年〇〇月〇〇日

工事名 〇 〇 〇 〇 工事

標記工事について、下記の材料について確認されたく提出します。

記

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	確認印	
L型擁壁	1200×1500	本	10	H〇,〇,〇	臨場確認	10	印	
	1400×1500	本	9	H〇,〇,〇	臨場確認	9	印	
	1800×1500	本	20	H〇,〇,〇	品質証明員の確認	20	印	

(6) その他

材料確認書は、原則として確認実施日毎に提出するものとする。ただし、前後して（1～2日程度）確認実施日があれば併記してもよい

10.1.3 材料確認書作成例

様式－10

材 料 確 認 書

年月日： 平成〇〇年〇〇月〇〇日

工事名 〇 〇 〇 〇 工事

標記工事について、下記の材料について確認されたく提出します。

記

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	確認印	
L型擁壁	1200×1500	本	10	H〇,〇,〇	臨場確認	10	印	
	1400×1500	本	9	H〇,〇,〇	臨場確認	9	印	
	1800×1500	本	20	H〇,〇,〇	品質証明員の確認	20	印	

10.2 段階確認・立会事項

10.2.1 目的

段階確認、立会については、「土木工事共通仕様書」及び「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

第 3 編第 1 章

3-1-1-6 監督職員による**確認**及び**立会**等

1. 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の**立会**が必要な場合は、あらかじめ別に定める立会依頼書を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 検査、立会の準備等

受注者は、監督職員による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を整備しなければならない。なお、監督職員が製作工場において**確認**を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 検査及び立会の時間

監督職員による**確認**及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約書第 9 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項もしくは同条第 2 項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第 17 条及び第 31 条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に**提出**しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について**通知**があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の**確認**を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ**提出**しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を**提示**し**確認**を受けなければならない。

10.2 段階確認・立会事項

10.2.1 目的

段階確認、立会については、「土木工事共通仕様書」及び「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

第 3 編第 1 章

3-1-1-6 監督職員による**確認**及び**立会**等

1. 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の**立会**が必要な場合は、あらかじめ別に定める立会依頼書を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 検査、立会の準備等

受注者は、監督職員による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を整備しなければならない。なお、監督職員が製作工場において**確認**を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 検査及び立会の時間

監督職員による**確認**及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約書第 9 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項もしくは同条第 2 項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第 17 条及び第 31 条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に**提出**しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について**通知**があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の**確認**を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ**提出**しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を**提示**し**確認**を受けなければならない。

また、立会については「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第 14 条 1 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

10.2.2 実施上の留意点

段階確認の方法には臨場確認と机上確認があり、その取扱も異なるので留意する。確認又は立会いが完了しないと施工の続行ができず、工程に影響を来たすので確認・立会い計画を作成し計画的に願い出るよう留意する。

(1) 定義

1) 立 会

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 35. 立会に、「立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」と定義されている。

2) 段 階 確 認

土木工事共通仕様書第 3 編 3-1-1-1 用語の定義 2. 段階確認に、「段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。」と定義されている。

10.2.3 実施要領 (段階確認)

(1) 段階確認一覧表の運用について

別添「土木工事共通仕様書」に示す工種の施工段階においては、段階確認を受けなければなら

また、立会については「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第 14 条 1 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

10.2.2 実施上の留意点

段階確認の方法には臨場確認と机上確認があり、その取扱も異なるので留意する。確認又は立会いが完了しないと施工の続行ができず、工程に影響を来たすので確認・立会い計画を作成し計画的に願い出るよう留意する。

(1) 定義

1) 立 会

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 35. 立会に、「立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」と定義されている。

2) 段 階 確 認

土木工事共通仕様書第 3 編 3-1-1-1 用語の定義 2. 段階確認に、「段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。」と定義されている。

10.2.3 実施要領 (段階確認)

(1) 段階確認一覧表の運用について

別添「土木工事共通仕様書」に示す工種の施工段階においては、段階確認を受けなければなら

ない。この際、受注者は事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、確認の予定時期）を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、段階確認の確認項目及び確認予定日は監督職員が定めるものとする。

(2) 段階確認の報告

段階確認書により事前に監督職員に**報告**する。様式及び記入要領は別途に示す。

(3) 段階確認の臨場確認

監督職員は段階確認書により段階確認予定を受注者に**通知**し、臨場時は、提示された資料（出来形、品質管理資料等）に基づき該当箇所の確認項目の**確認**を行う。

段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要はない。（監督職員は、受注者が作成する管理資料に、確認した実測値等を手書きで記入する。）

(4) 段階確認の机上確認

段階確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認がえられない場合は、施工管理記録、写真等の資料を整備、提出し机上確認をうけることができる。

(5) 写真管理

監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要

(6) その他

1) 段階確認書の施工予定報告は、原則として確認時期毎に**提出**するものとする。ただし、前後して（1～2日程度）複数の確認時期があれば併記してもよい。

2) 段階確認は、主任監督員が行うのを原則とするが、監督員が確認した場合は、確認実施日等の欄に実施日毎に実施日、確認者印を記入する。尚、現場技術員が臨場した場合は、同様に臨場者印を記入するものとする。

10.2.4 実施要領（立会）

(1) 立会の願い出

確認・立会依頼書により監督職員に願い出る。確認・立会依頼書には必要に応じて関係資料の写しを添付する。様式は別途示す。

(2) 立会の実施

監督職員は願い出により臨場し、施工等の**立会**を行う。

立会は、設計図書に指定及び監督職員が指示する工事施工の**立会**等である。

(3) 写真管理

監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要

ない。この際、受注者は事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、確認の予定時期）を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、段階確認の確認項目及び確認予定日は監督職員が定めるものとする。

(2) 段階確認の報告

段階確認書により事前に監督職員に**報告**する。様式及び記入要領は別途に示す。

(3) 段階確認の臨場確認

監督職員は段階確認書により段階確認予定を受注者に**通知**し、臨場時は、提示された資料（出来形、品質管理資料等）に基づき該当箇所の確認項目の**確認**を行う。

段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要はない。（監督職員は、受注者が作成する管理資料に、確認した実測値等を手書きで記入する。）

(4) 段階確認の机上確認

段階確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認がえられない場合は、施工管理記録、写真等の資料を整備、提出し机上確認をうけることができる。

(5) 写真管理

監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要

(6) その他

1) 段階確認書の施工予定報告は、原則として確認時期毎に**提出**するものとする。ただし、前後して（1～2日程度）複数の確認時期があれば併記してもよい。

2) 段階確認は、主任監督員が行うのを原則とするが、監督員が確認した場合は、確認実施日等の欄に実施日毎に実施日、確認者印を記入する。尚、現場技術員が臨場した場合は、同様に臨場者印を記入するものとする。

10.2.4 実施要領（立会）

(1) 立会の願い出

確認・立会依頼書により監督職員に願い出る。確認・立会依頼書には必要に応じて関係資料の写しを添付する。様式は別途示す。

(2) 立会の実施

監督職員は願い出により臨場し、施工等の**立会**を行う。

立会は、設計図書に指定及び監督職員が指示する工事施工の**立会**等である。

(3) 写真管理

監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要

10.2.5 段階確認一覧

一般：一般監督
重点：重点監督

段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事
河川土工（掘削工） 海岸土工（掘削工） 砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
パーカルドレン工	サンドレン 袋詰式サンドレン ペーパーレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
固結工	紛体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回 / 150枚 重点：1回 / 100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回 / 75本 重点：1回 / 50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本	

10.2.5 段階確認一覧

一般：一般監督
重点：重点監督

段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事
河川土工（掘削工） 海岸土工（掘削工） 砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
パーカルドレン工	サンドレン 袋詰式サンドレン ペーパーレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
固結工	紛体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回 / 150枚 重点：1回 / 100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回 / 75本 重点：1回 / 50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本	

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
場所打杭工	リバース杭 オルケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1 構造物 重点：60%程度/1 構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化 毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回 / 3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回 / 3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回 / 3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回 / 1 構造物
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化 毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1 ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回 / 1 構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1 法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1 法線
護岸工	法覆工 (覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1 工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1 工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
場所打杭工	リバース杭 オルケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1 構造物 重点：60%程度/1 構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化 毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回 / 3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回 / 3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回 / 3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回 / 1 構造物
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化 毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1 ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回 / 1 構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1 法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1 法線
護岸工	法覆工 (覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1 工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1 工事

土木工事施工管理の手引き 平成 26 年 4 月

土木工事施工管理の手引き(案) 平成 28 年 4 月

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
重要構造物 函渠工（樋門・樋管 含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回 / 1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回 / 1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立完了時（仮組 立てが省略となる場 合を除く）	キャンバー、寸法等	一般： ———— 重点：1回 / 1構造物
ホーステンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック組 立工 プレフォーム桁製作工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁 製作工 床板・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了 時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完 了時（工場製作を除 く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変化毎）	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び 長さ	1回 / 支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造の変化 毎 重点：3打設毎又は1回 /構造の変化毎の頻度 の多い方 ※重点監督：地山等級 がD,Eのもの 一般監督：重点監督 以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回 / 200m以上臨場 により確認
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回 / 構造の変化毎

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
重要構造物 函渠工（樋門・樋管 含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回 / 1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回 / 1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立完了時（仮組 立てが省略となる場 合を除く）	キャンバー、寸法等	一般： ———— 重点：1回 / 1構造物
ホーステンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック組 立工 プレフォーム桁製作工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁 製作工 床板・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了 時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完 了時（工場製作を除 く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変化毎）	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び 長さ	1回 / 支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造の変化 毎 重点：3打設毎又は1回 /構造の変化毎の頻度 の多い方 ※重点監督：地山等級 がD,Eのもの 一般監督：重点監督 以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回 / 200m以上臨場 により確認
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回 / 構造の変化毎

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔工時	削孔長、径、間隔、孔内状況	1 回 / 1 構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度	1 回 / 1 構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況	1 回 / 1 構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1 回 / 1 構造物
		塗装完了時	外観状況	
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔工時	削孔長、径、間隔、孔内状況	1 回 / 1 構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度	1 回 / 1 構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況	1 回 / 1 構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1 回 / 1 構造物
		塗装完了時	外観状況	
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお 1 ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

(参考)

主たる工種に新工法・新材料を使用した工事（対象工事のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・技術活用パイロット工事 ・標準歩掛のない新工法を用いた工事 ・その他これらに類する工事（歩掛調査工事他）
施工条件が厳しい工事	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道又は現道上での橋梁工事・圧気潜函工事 ・掘削深さ 5 m 以上の土留工及び締切工を有する工事 ・鉄道、道路等の近接工事・砂防ダム（堤高 30m 以上） ・軟弱地盤上での構造物・場所打 PC 橋・共同溝工事 ・ハイピアー（躯体高 30m 以上） ・その他これらに類する工事
第三者に対する影響のある工事	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事 ・一般交通に供する路面覆工、仮橋等を有する工事 ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事（対象工種のみ） ・その他これらに類する工事
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札工事（調査基準価格対象工事）及び監督強化価格 但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。 植栽工事、除草工事、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修 コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、標識工事、その他これらに類するもの ・局長又は事務所長が必要と認めた工事

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお 1 ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

(参考)

主たる工種に新工法・新材料を使用した工事（対象工事のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・技術活用パイロット工事 ・標準歩掛のない新工法を用いた工事 ・その他これらに類する工事（歩掛調査工事他）
施工条件が厳しい工事	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道又は現道上での橋梁工事・圧気潜函工事 ・掘削深さ 5 m 以上の土留工及び締切工を有する工事 ・鉄道、道路等の近接工事・砂防ダム（堤高 30m 以上） ・軟弱地盤上での構造物・場所打 PC 橋・共同溝工事 ・ハイピアー（躯体高 30m 以上） ・その他これらに類する工事
第三者に対する影響のある工事	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事 ・一般交通に供する路面覆工、仮橋等を有する工事 ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事（対象工種のみ） ・その他これらに類する工事
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札工事（調査基準価格対象工事）及び監督強化価格 但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。 植栽工事、除草工事、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修 コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、標識工事、その他これらに類するもの ・局長又は事務所長が必要と認めた工事

10.2.6 段階確認書作成例

様式-11

段階確認書
施工予定表

年月日：平成〇〇年11月8日

特記仕様書第 〇〇条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名 〇〇地区改良工事 受注者名：〇〇建設(株)
現場代理人名等：〇〇〇〇 印

種別	細別	確認時期項目	施工予定時期	記事
函渠工		埋め戻し前	11月13日～11月16日	11月8日 〇〇〇〇
場所打杭工	ホールディング杭	掘削完了時	11月15日～11月16日	(上記は、受領日及びサイン)

年月日：平成〇〇年11月9日

通知書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督職員名：〇〇〇〇

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
函渠工		不可視部分の出来形	11月15日	11月15日臨場 監督員 〇印
場所打杭工	ホールディング杭	長さ、径、支持地盤基準高、偏心量	11月15日	11月15日臨場 監督員 〇印

年月日：平成〇〇年11月15日

確認書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督職員名：〇〇〇〇 印

10.2.6 段階確認書作成例

様式-11

段階確認書
施工予定表

年月日：平成〇〇年11月8日

特記仕様書第 〇〇条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名 〇〇地区改良工事 受注者名：〇〇建設(株)
現場代理人名等：〇〇〇〇 印

種別	細別	確認時期項目	施工予定時期	記事
函渠工		埋め戻し前	11月13日～11月16日	11月8日 〇〇〇〇
場所打杭工	ホールディング杭	掘削完了時	11月15日～11月16日	(上記は、受領日及びサイン)

年月日：平成〇〇年11月9日

通知書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督職員名：〇〇〇〇

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
函渠工		不可視部分の出来形	11月15日	11月15日臨場 監督員 〇印
場所打杭工	ホールディング杭	長さ、径、支持地盤基準高、偏心量	11月15日	11月15日臨場 監督員 〇印

年月日：平成〇〇年11月15日

確認書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督職員名：〇〇〇〇 印

10.2.7 監督職員の確認を要する

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
1	1	1	5		コリンズ (CORINS) への登録		登録手続	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し 監督職員の確認を受けたい うえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。
1	2	3	1	2	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない 。 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
1	2	4	1	4	一般事項	地山の土及び岩の分類	土及び岩の分類の境界	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない 。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
1	3	3	2	1	工場の選定	工場の選定	レディーミクストコンクリートの品質	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により 監督職員の確認を得なければならない 。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

10.2.7 監督職員の確認を要する事項

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
1	1	1	5		コリンズ (CORINS) への登録		登録手続	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し 監督職員の確認を受けたい うえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。
総則 総則								
1	2	3	1	2	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類の境界	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない 。 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
土工 河川土工・ 海岸土工・ 砂防土工								
1	2	4	1	4	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類の境界	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない 。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
土工 道路土工								
1	3	3	2	1	工場の選定	工場の選定	レディーミクストコンクリートの品質	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により 監督職員の確認を得なければならない 。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
無筋・鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート								

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
1	3	3	3	2	配合	配合試験	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し 監督職員の確認を得なければならない。 ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。
1	3	3	3	6	配合	セメント混和材料	セメント混和材料	受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に 監督職員の確認を得なければならない。
1	3	5	3		配合	コンクリートの配合	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し 監督職員の確認を得なければならない。 ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。 コンクリートの配合については、第1編1-3-3配合の規定による。
2	2	12	1	(4)	道路標識	反射シート	反射シート	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。
3	1	1	6	6	監督職員による確認及び立会等	段階確認	段階確認	(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、 監督職員の確認を受けた書面を、 工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
3	1	1	6	7	監督職員による確認及び立会等	段階確認の臨場	段階確認の臨場	監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、 監督職員に 施工管理記録、写真等の資料を提示し 確認を受けなければならない。
3	2	3	31	16	現場塗装工	検査	出荷証明書、塗料成績書	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
1	3	3	3	2	配合	配合試験	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し 監督職員の確認を得なければならない。 ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。
1	3	3	3	6	配合	セメント混和材料	セメント混和材料	受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に 監督職員の確認を得なければならない。
1	3	5	3		配合	コンクリートの配合	配合試験	コンクリートの配合については、第1編1-3-3-3配合の規定による。 【受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し 監督職員の確認を得なければならない。 ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。】
2	2	12	1	(4)	道路標識	反射シート	反射シート	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。
3	1	1	6	6	監督職員による確認及び立会等	段階確認	段階確認	(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、 監督職員の確認を受けた書面を、 工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
3	1	1	6	7	監督職員による確認及び立会等	段階確認の臨場	段階確認の臨場	監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、 監督職員に 施工管理記録、写真等の資料を提示し 確認を受けなければならない。
3	2	3	31	16	現場塗装工	検査	出荷証明書、塗料成績書	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
3	2	7	9	7	固結工	薬液注入工 事前の確認 事項	薬液注入工 事の工法	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について 監督職員の確認を得なければならない。 (1) 工法関係 ① 注入圧 ② 注入速度 ③ 注入順序 ④ ステップ長 (2) 材料関係 ① 材料（購入・流通経路等を含む） ② ゲルタイム ③ 配合
3	2	17	2	1	材料 植栽維持工	一般事項		受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に 監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。
3	2	17	2	4	材料	樹木類の受 入検査		受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
6	3	8	4	1	境界工	境界杭 （鋺）の設 置位置	境界杭	受注者は、境界杭（鋺）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
6	4	8	4		境界工		境界杭	受注者は、境界杭（鋺）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。 境界工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。
6	4	10	2		現場塗装工		塗料	現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
3	2	7	9	7	固結工	薬液注入工 事前の確認 事項	薬液注入工 事の工法	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について 監督職員の確認を得なければならない。 (1) 工法関係 ① 注入圧 ② 注入速度 ③ 注入順序 ④ ステップ長 (2) 材料関係 ① 材料（購入・流通経路等を含む） ② ゲルタイム ③ 配合
3	2	17	2	1	材料 一般施工 地盤改良工	一般事項		受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に 監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。
3	2	17	2	4	材料 一般施工 植栽維持工	樹木類の受 入検査	樹木類	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
6	3	8	4	1	境界工 樋門・樋管 付属物設置工	境界杭 （鋺）の設 置位置	境界杭	受注者は、境界杭（鋺）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
6	4	8	4		境界工 水門 付属物設置工	境界杭 （鋺）の設 置位置	境界杭	境界工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭（鋺）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。】
6	4	10	2		現場塗装工 水門 橋梁現場塗装工	検査	出荷証明 書、 塗料成績書	現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。 【受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 】

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
6	5	11	2		現場塗装工		塗料	現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の確認を 監督職員に受けなければならない。
6	5	20	4		境界工		境界杭	境界工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 受注者は、境界杭（鉸）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
6	8	5	2	2	芝養生工	肥料	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に 監督職員に確認を得なければならない。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
6	8	6	4	5	ンググラウト工	機械の移動	せん孔長	受注者は、 監督職員が行うせん孔長の確認 後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
6	8	9	4		境界杭工		境界杭	境界杭工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 受注者は、境界杭（鉸）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
6	8	12	2		植栽維持工	材 料	肥料及び薬剤	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に 監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。 材料の規定については、第3編3-2-17-2材料の規定による。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
6	5	11	2		現場塗装工	検査	出荷証明書、塗料成績書	現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。 【受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の確認を 監督職員に受けなければならない。 】
6	5	20	4		境界工	境界杭（鉸）の設置位置	境界杭	境界工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 受注者は、境界杭（鉸）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
6	8	5	2	2	芝養生工	肥料	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に 監督職員に確認を得なければならない。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
6	8	6	4	5	ボーリンググラウト工	機械の移動	せん孔長	受注者は、 監督職員が行うせん孔長の確認 後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
6	8	9	4		境界杭工	境界杭（鉸）の設置位置	境界杭	境界杭工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭（鉸）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。】
6	8	12	2		植栽維持工	材 料	肥料及び薬剤	材料の規定については、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に 監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。】

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
6	8	12	2		植栽維持工	材 料	樹木類の搬入	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。 材料の規定については、第3編3-2-17-2材料の規定による。
6	9	8	3	7	付属物塗装工 付属物塗装工	施工管理の記録	塗料	16. 検査 (7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 施工管理の記録については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。
8	1	8	4	11	コンクリート堰堤本体工	接合部の止水性の確認	止水板接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。
8	1	8	5		コンクリート副堰堤工		止水板接合部の止水性	11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 コンクリート副堰堤工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。
8	1	8	6	1	コンクリート側壁工	適用規定	止水板接合部の止水性	11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	1	8	7		間詰工		止水板接合部の止水性	11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 間詰工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する。 なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
6	8	12	2		植栽維持工	材 料	樹木類の搬入	材料の規定については、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。】
6	9	8	3	7	河川維持 植栽維持工	付属物塗装工	施工管理の記録	出荷証明書、塗料成績書 施工管理の記録については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。 【受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 】
8	1	8	4	11	砂防堤防 コンクリート堰堤工	接合部の止水性の確認	止水板接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。
8	1	8	5		砂防堤防 コンクリート堰堤工	接合部の止水性の確認	止水板接合部の止水性	コンクリート副堰堤工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
8	1	8	6	1	砂防堤防 コンクリート堰堤工	適用規定	止水板接合部の止水性	均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
8	1	8	7		砂防堤防 コンクリート堰堤工	接合部の止水性の確認	止水板接合部の止水性	間詰工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する。 なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
8	1	8	8	2	水叩工	適用規定	止水板接合部の止水性	11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工	適用規定	止水板接合部の止水性	11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。
8	1	9	10		現場塗装工		塗料	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。
8	1	11	4	1	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	境界杭	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
8	1	13	2		境界工		境界杭	1. 境界杭（鉋）の設置位置 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。 境界工の施工については、第8編8-1-11-4境界工の規定による。
8	2	4	5		コンクリート擁壁工		止水板接合部の止水性	11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 コンクリート擁壁工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
8	1	8	8	2	水叩工	適用規定	止水板接合部の止水性	コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。】
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工	適用規定	止水板接合部の止水性	隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。】
8	1	9	10		現場塗装工	施工管理の記録	塗料	現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。 【受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。】
8	1	11	4	1	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	境界杭	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
8	1	13	2		境界工	境界杭（鉋）の設置位置	境界杭	境界工の施工については、第8編8-1-11-4境界工の規定による。 【受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。 】
8	2	4	5		コンクリート擁壁工	接合部の止水性の確認	止水板接合部の止水性	コンクリート擁壁工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。】

土木工事施工管理の手引き 平成26年4月

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
8	2	5	4		床固め本 工		止水板接合 部の止水性	11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部 の止水性について、 監督職員の確認を受け なければならない。 床固め本工の施工については、第8編8-1- 8-4コンクリート堰堤本工の規定による。
8	2	5	5		垂直壁工		止水板接合 部の止水性	11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部 の止水性について、 監督職員の確認を受け なければならない。 垂直壁工の施工については、第8編8-1-8-4 コンクリート堰堤本工の規定による。
8	2	5	8		魚道工		止水板接合 部の止水性	11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部 の止水性について、 監督職員の確認を受け なければならない。 魚道工の施工については、第8編8-1-8-4コ ンクリート堰堤本工の規定による。
8	2	7	4		境界工		境界杭	1. 境界杭（鉋）の設置位置 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置につい ては、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場 合、速やかに監督職員に連絡しなければなら ない。 境界工の施工については、第8編8-1-11-4境 界工の規定による。
9	1	3	5	2	岩盤面処理	監督職員の 確認	基礎岩盤の 整形	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了 後、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	1	3	8	1	基礎岩盤の 確認	一般事項	基礎岩盤	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、 基礎岩盤としての適否について、 監督職員 の確認を受けなければならない。
9	1	3	9		岩盤確認後 の再処理		基礎岩盤	受注者は、以下の場合には、監督職員の指 示に従い第9編9-1-3-5岩盤面処理4項の岩盤 清掃を行い、コンクリート打設直前に 監督 職員の再確認を受けなければならない。 (1) 基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期 間放置した場合。 (2) 基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著し く変化した場合。
9	1	4	2	1	原石骨材	表土処理	原石として の適否	1. 表土処理 受注者は、表土の取り除きが完了したとき には、原石としての適否について、 監督職 員の確認を受けなければならない。
9	1	4	8	2	打込み開始	打継目	打込み前	受注者は、コンクリートの打込みに先立 ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、 各種埋設物の設置について、 監督職員の確 認を受けなければならない。

土木工事施工管理の手引き(案) 平成28年4月

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
8	2	5	4		床固め本 工	接合部の止 水性の確認	止水板接合 部の止水性	床固め本工の施工については、第8編8-1-8- 4コンクリート堰堤本工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部 の止水性について、 監督職員の確認を受け なければならない。 】
					流路 床固め工			
8	2	5	5		垂直壁工	接合部の止 水性の確認	止水板接合 部の止水性	垂直壁工の施工については、第8編8-1-8-4コ ンクリート堰堤本工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部 の止水性について、 監督職員の確認を受け なければならない。 】
					流路 床固め工			
8	2	5	8		魚道工	接合部の止 水性の確認	止水板接合 部の止水性	魚道工の施工については、第8編8-1-8-4コ ンクリート堰堤本工の規定による。 【受注者は、止水板接合完了後には、接合部 の止水性について、 監督職員の確認を受け なければならない。 】
					流路 床固め工			
8	2	7	4		境界工	境界杭 （鉋）の設 置位置	境界杭	境界工の施工については、第8編8-1-11-4境 界工の規定による。 【受注者は、境界杭（鉋）の設置位置につい ては、 監督職員の確認を受けるものとし、 設 置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、 速やかに監督職員に連絡しなければなら ない。】
					流路 流路付属物設置 工			
9	1	3	5	2	岩盤面処理	監督職員の 確認	基礎岩盤の 整形	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了 後、 監督職員の確認を受けなければならない。
					コンクリートダム 掘削工			
9	1	3	8	1	基礎岩盤の 確認	一般事項	基礎岩盤	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基 礎岩盤としての適否について、 監督職員の確 認を受けなければならない。
					コンクリートダム 掘削工			
9	1	3	9		岩盤確認後 の再処理		基礎岩盤	受注者は、以下の場合には、監督職員の指 示に従い第9編9-1-3-5岩盤面処理4項の岩盤 清掃を行い、コンクリート打設直前に 監督職 員の再確認を受けなければならない。 (1) 基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期 間放置した場合。 (2) 基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著し く変化した場合。
					コンクリートダム 掘削工			
9	1	4	2	1	原石骨材	表土処理	原石として の適否	受注者は、表土の取り除きが完了したとき には、原石としての適否について、 監督職 員の確認を受けなければならない。
					コンクリートダム ダムコンクリ ート工			
9	1	4	8	2	打込み開始	打継目	打込み前	受注者は、コンクリートの打込みに先立 ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、 各種埋設物の設置について、 監督職員の確 認を受けなければならない。
					コンクリートダム ダムコンクリ ート工			

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
9	1	7	2	4	冷却管設置	通水試験	冷却管及び付属品の設置	受注者は、冷却管及び付属品の設置が完了したときには、通水試験を行い、 監督職員の確認を得た後 でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。
9	1	7	3	1	継目グラウチング設備設置	一般事項	継目グラウチング設備設置	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	1	7	4	2	止水板	接合部の止水性	止水板接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	1	10	3	2	施工設備等	圧力計	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について 監督職員の確認を得なければならない。 また、圧力計の設置箇所は、監督職員の承諾を得なければならない。
9	1	10	4	1	施工	洗浄及び水押しテスト	埋設管	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、 監督職員の確認を得なければならない。
9	1	10	4	4	施工	注入	埋設管	(1) 受注者は、すべての準備が完了し、 監督職員の確認を受けた後 、注入を開始しなければならない。 (2) 受注者は、規定の注入圧で、注入を行わなければならない。 (3) 受注者は、セメントミルクの配合及び切替えについては、設計図書によらなければならない。 (4) 受注者は、以下の手順を経て注入を完了する。 ① ベントより排出するセメントミルクの比重が、最終配合の比重と同じになるまで注入を行う。 ② 上記①の状態が30分以上変わらないことを確かめる。 ③ 各バルブを全閉するとともに、注入を中止する。 ④ 注入終了後30分以上、圧力低下がないことを確かめて注入完了とする。 (5) 受注者は、注入中ベントより排出するミルク及び注入完了後廃棄するミルクが、堤体等を汚さぬよう常に水で洗浄しなければならない。 (6) 受注者は、注入完了後の各ヘッド管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去にあたっては、施工計画によらなければならない。
9	2	2	8	1	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎地盤確認	基礎地盤	受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基礎地盤としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	2	2	8	2	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎岩盤確認	基礎地盤	受注者は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
9	1	7	2	4	冷却管設置	通水試験	冷却管及び付属品の設置	受注者は、冷却管及び付属品の設置が完了したときには、通水試験を行い、 監督職員の確認を得た後 でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。
9	1	7	3	1	継目グラウチング設備設置	一般事項	継目グラウチング設備設置	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	1	7	4	2	止水板	接合部の止水性	止水板接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督職員の確認を得た後でなければならない。
9	1	10	3	2	施工設備等	圧力計	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について 監督職員の確認を得なければならない。 また、圧力計の設置箇所は、監督職員の承諾を得なければならない。
9	1	10	4	1	施工	洗浄及び水押しテスト	埋設管	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、 監督職員の確認を得なければならない。
9	1	10	4	4	施工	注入	埋設管	(1) 受注者は、すべての準備が完了し、 監督職員の確認を受けた後 、注入を開始しなければならない。 (2) 受注者は、規定の注入圧で、注入を行わなければならない。 (3) 受注者は、セメントミルクの配合及び切替えについては、設計図書によらなければならない。 (4) 受注者は、以下の手順を経て注入を完了する。 ① ベントより排出するセメントミルクの比重が、最終配合の比重と同じになるまで注入を行う。 ② 上記①の状態が30分以上変わらないことを確かめる。 ③ 各バルブを全閉するとともに、注入を中止する。 ④ 注入終了後30分以上、圧力低下がないことを確かめて注入完了とする。 (5) 受注者は、注入中ベントより排出するミルク及び注入完了後廃棄するミルクが、堤体等を汚さぬよう常に水で洗浄しなければならない。 (6) 受注者は、注入完了後の各ヘッド管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去にあたっては、施工計画によらなければならない。
9	2	3	8	1	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎地盤確認	基礎地盤	受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基礎地盤としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	2	3	8	2	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎岩盤確認	基礎地盤	受注者は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
9	2	2	9		基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	基礎地盤面及び基礎岩盤面	基礎地盤面及び基礎岩盤面 受注者は、以下の場合には監督職員の指示に従い、第9編9-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に 監督職員の再確認を受けなければならない。 (1) 基礎地盤確認終了後の地盤または基礎岩盤確認終了後の岩盤を長期間放置した場合 (2) 基礎地盤または基礎岩盤の状況が著しく変化した場合	
9	2	3	1	5	一般事項 盛立工	盛立再開時の処理	盛立面の処理	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	2	3	2	3	材料採取	表土処理	材料の適否	受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	3	3	3	2	せん孔 ボーリング工	せん孔機械の移動	せん孔長	受注者は、 監督職員が行うせん孔長の確認 後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
10	2	9	2	1	材料 標識工	適用規定	反射シート	(4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。
10	2	11	2	3	材料 道路植栽工	樹木類の受入検査	樹木類の搬入	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
9	2	3	9		基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	基礎地盤面及び基礎岩盤面	基礎地盤面及び基礎岩盤面 受注者は、以下の場合には監督職員の指示に従い、第9編9-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に 監督職員の再確認を受けなければならない。 (1) 基礎地盤確認終了後の地盤または基礎岩盤確認終了後の岩盤を長期間放置した場合 (2) 基礎地盤または基礎岩盤の状況が著しく変化した場合	
9	2	4	1	5	一般事項 フィルダム 盛立工	盛立再開時の処理	盛立面の処理	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	2	4	2	3	材料採取 フィルダム 盛立工	表土処理	材料の適否	受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	3	3	3	2	せん孔 基礎グラウチング ボーリング工	せん孔機械の移動	せん孔長	受注者は、 監督職員が行うせん孔長の確認 後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
10	2	9	2	1	材料 舗装 標識工	適用規定	反射シート	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。 (4) 反射シート 【標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
10	2	11	2	3	材料 舗装 道路植栽工	樹木類の受入検査	樹木類	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
10	2	11	2	6	材料	6. 肥料、土壌改良材	肥料、土壌改良材	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 なお、施工前に 監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。
道路植栽工								
10	3	8	12		現場塗装工		塗料	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。
鋼製橋脚工								
10	4	6	3		現場塗装工		塗料	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。
橋梁現場塗装工								
10	4	9	7		現場塗装工		塗料	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。
歩道橋本体工								
10	6	3	2	7	掘削工	岩区分の境界確認	境界杭	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、 監督職員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。
トンネル掘削工								
10	6	8	2		坑口付工			2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、 監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 受注者は、坑口周辺工事の施工前及び施工途中において、第1編1-1-1-3設計図書の照査等に関する処置を行わなければならない。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
10	2	11	2	6	材料	6. 肥料、土壌改良材	肥料、土壌改良材	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 なお、施工前に 監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。
舗装 道路植栽工								
10	3	8	12		現場塗装工		塗料	現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。 【受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 】
橋梁下部工 鋼製橋脚工								
10	4	6	3		現場塗装工		塗料	現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。 【受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 】
鋼橋上部工 橋梁現場塗装工								
10	4	9	7		現場塗装工		塗料	現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。 【受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 】
鋼橋上部工 歩道橋本体工								
10	6	3	2	7	掘削工	岩区分の境界確認	境界杭	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、 監督職員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。
トンネル（NATM） トンネル掘削工								
10	8	6	5		現場塗装工		塗料	現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。 【16. 検査 (7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 】
鋼製シェッド 鋼製シェッド上部工								

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
10	8	6	5		現場塗装工		塗料	16. 検査 (7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 現場塗装工の施工については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。
10	14	7	2	1	材料		反射シート	(4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の变化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。
10	14	7	3	5	橋梁塗装工	施工管理の記録	塗料	16. 検査 (7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 施工管理の記録については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。
10	14	20	2		材料		道路清掃洗剤	受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に 監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。
10	14	21	2		材料		肥料、薬剤	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に 監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。 植栽維持工の材料は、第3編3-2-17-2材料の規定による。

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
10	14	7	2	1	材料	適用規定	反射シート	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。 【(4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の变化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
10	14	7	3	5	橋梁塗装工	施工管理の記録	塗料	施工管理の記録については、第3編3-2-3-31現場塗装工の規定による。 【16. 検査 (7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の 確認を監督職員に受けなければならない。 】
10	14	20	2		材料		道路清掃洗剤	受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に 監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。
10	14	21	2		材料		肥料、薬剤	植栽維持工の材料は、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に 監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。】

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
10	14	21	2		材 料		樹木類の搬入 受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。 植栽維持工の材料は、第3編3-2-17-2材料の規定による。	
10	15	3	2		材 料		凍結防止剤 除雪工 受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に 監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。	
10	16	9	2	1	材 料	適用規定	反射シート （4）反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。	
10	16	11	2		材 料		樹木類の搬入 道路植栽工 受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。 道路植栽工で使用する材料については、第10編10-2-11-2材料の規定による。	
10	16	11	2		材 料		肥料、土壌改良材 道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 なお、施工前に 監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。 道路植栽工で使用する材料については、第10編10-2-11-2材料の規定による。	

【参考】監督職員の確認を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
10	14	21	2		材 料		樹木類の搬入 道路維持 植栽維持工 植栽維持工の材料は、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。】	
10	15	3	2		材 料		凍結防止剤 雪寒 除雪工 受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に 監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。	
10	16	9	2	1	材 料	適用規定	反射シート 道路修繕 標識工 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。 【（4）反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。 】	
10	16	11	2		材 料		樹木類の搬入 道路修繕 道路植栽工 道路植栽工で使用する材料については第10編10-2-11-2材料の規定による。 【受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。】	
10	16	11	2		材 料		肥料、土壌改良材 道路修繕 道路植栽工 道路植栽工で使用する材料については第10編10-2-11-2材料の規定による。 道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 なお、施工前に 監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。	

【参考】監督職員の立会を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	改訂版
3	2	6	19	8	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	17	3	24	樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	枯死、又は形姿不良の判定	枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。
6	8	7	4	8	コンクリート舗装補修工		アスファルト注入材料の検収	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。 コンクリート舗装補修工の施工については、第3編3-2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。
8	3	7	1	4	一般事項 地下水排除工	4. 検尺	検尺	受注者は、検尺を受ける場合は、 監督職員立会の上 でロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督職員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。
9	1	8	4	4	冷却工	冷却完了後の処置	セメントミルクの充填	受注者は、継目グラウチングを行った後、 監督職員の立会のもと に冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。
9	2	2	5	3	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	基礎地盤及び基礎岩盤の整形	基礎地盤及び基礎岩盤の整形	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、 監督職員の立会を受けなければならない。
10	2	11	3	18	道路植栽工	植栽植樹の植替え	枯死、又は形姿不良の判定	枯死または、形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期については、発注者と協議するものとする。
10	14	4	9		コンクリート舗装補修工		アスファルト注入材料の検収	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。 コンクリート舗装補修工の施工については、第3編3-2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。
10	14	21	3		樹木・芝生管理工		枯死、又は形姿不良の判定	枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。 樹木・芝生管理工の施工については、第3編3-2-17-3樹木・芝生管理工の規定による。

【参考】監督職員の立会を要する事項（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	改訂版
3	2	6	19	8	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
					一般施工 一般舗装工			
3	2	17	3	24	樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	枯死、又は形姿不良の判定	枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。
					一般施工 植栽維持工			
6	8	7	4		コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認	コンクリート舗装補修工の施工については、第3編3-2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。 【アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 】 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
					河川維持 路面補修工			
8	3	7	1	4	一般事項 斜面对策 地下水排除工	4. 検尺	検尺	受注者は、検尺を受ける場合は、 監督職員立会の上 でロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督職員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。
9	1	8	4	4	冷却工	冷却完了後の処置	セメントミルクの充填	受注者は、継目グラウチングを行った後、 監督職員の立会のもと に冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。
					コンクリートダム パイプクーリング工			
9	2	3	5	3	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	基礎地盤及び基礎岩盤の整形	基礎地盤及び基礎岩盤の整形	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、 監督職員の立会を受けなければならない。
					フィルダム 掘削工			
10	2	11	3	18	道路植栽工	植栽植樹の植替え	枯死、又は形姿不良の判定	枯死または、形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期については、発注者と協議するものとする。
					道路植栽工			
10	14	4	9		コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認	コンクリート舗装補修工の施工については、第3編3-2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。 【アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 】 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
					舗装 舗装工			
10	14	21	3		樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	枯死、又は形姿不良の判定	樹木・芝生管理工の施工については、第3編3-2-17-3樹木・芝生管理工の規定による。 【枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。】
					道路維持 植栽維持工			

10.2.8 確認・立会依頼書様式例

10.2.8 確認・立会依頼書様式例

様式－ 1 2

様式－ 1 2

確認 ・ 立会依頼書

確認 ・ 立会依頼書

確認 ・ 立会事項

確認 ・ 立会事項

工事名 _____ . 年月日: _____

工事名 _____ . 年月日: _____

下記について 確 認 ・ 立 会 されたく提出します。

下記について 確 認 ・ 立 会 されたく提出します。

記

記

工 種	
場 所	
資 料	
希 望 日 時	時

工 種	
場 所	
資 料	
希 望 日 時	時

確 認 立 会 員	
実 施 日 時	時
記 事	

確 認 立 会 員	
実 施 日 時	時
記 事	

1 1 . 排出ガス対策型建設機械

1 1 . 排出ガス対策型建設機械

1 1. 排出ガス対策型建設機械

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-30 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械に受注者は、工事の施工にあたり「一般工事中用建設機械」およびトンネル坑内作業にあたり「トンネル工事中用建設機械」を使用する場合、指定された排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）を使用しなければならない。

ただし、これにより難しい場合、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。

一般工事中用建設機械

機 種	備 考
一般工事中用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

トンネル工事中用建設機械

機 種	備 考
トンネル工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

1 1. 排出ガス対策型建設機械

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-30 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械に受注者は、工事の施工にあたり「一般工事中用建設機械」およびトンネル坑内作業にあたり「トンネル工事中用建設機械」を使用する場合、指定された排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）を使用しなければならない。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。

一般工事中用建設機械

機 種	備 考
一般工事中用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

トンネル工事中用建設機械

機 種	備 考
トンネル工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示又は 2011 年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

1 2. 特殊車両通行許可

1 2. 特殊車両通行許可

1 2. 特殊車両通行許可

1 2. 特殊車両通行許可

12.1 特殊車両の通行許可の確認

12.1 特殊車両の通行許可の確認

受注者は、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-32 交通安全管理 12. 通行許可により、建設機械及び建設資材等の運搬に際し、車両制限令（平成 23 年 12 月 26 日改正政令第 424 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 24 年 3 月 22 日改正 政令第 54 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 24 年 8 月改正 法律第 67 号）第 57 条に基づく許可を得ている事を**確認**しなければならない。

受注者は、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-32 交通安全管理 12. 通行許可により、建設機械及び建設資材等の運搬に際し、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正政令第 424 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 26 年 4 月改正 政令第 169 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）第 57 条に基づく許可を得ている事を**確認**しなければならない。

一般的制限値

一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t(但し、高速自動車道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係わる軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係わる軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係わる軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最少回転半径	12.0m

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t(但し、高速自動車道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係わる軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係わる軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係わる軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最少回転半径	12.0m

なお、許可書は監督職員から提出の請求があった場合は**提出**するものとし、受注者は通行許可の確認方法は、下記により実施するものとする。

なお、許可書は監督職員から提出の請求があった場合は**提出**するものとし、受注者は通行許可の確認方法は、下記により実施するものとする。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証の確認
- ② 現場到着地点、現場出発時における荷姿の確認（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真）[走行中の写真撮影は不要]
- ③ 車両通行記録（タコグラフ）の確認（夜間走行条件の場合のみ）

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証の確認
- ② 現場到着地点、現場出発時における荷姿の確認（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真）[走行中の写真撮影は不要]
- ③ 車両通行記録（タコグラフ）の確認（夜間走行条件の場合のみ）

許可は、国土交通省 九州地方整備局 関係リンク もよりの九州内事務所のホームページ (<http://www.qsr.mlit.go.jp/index.html>) を参照のこと。

許可は、国土交通省 九州地方整備局 関係リンク もよりの九州内事務所のホームページ (<http://www.qsr.mlit.go.jp/index.html>) を参照のこと。

13. 安全管理

13. 安全管理

13. 安全管理

13. 安全管理

13.1 安全教育訓練等

13.1 安全教育訓練等

13.1.1 目的

13.1.1 目的

建設工事の増大並びに大型化に伴い、労働災害は増加の傾向にあると共に、全産業と比較しても相変わらず高率を示している現状である。

建設工事の増大並びに大型化に伴い、労働災害は増加の傾向にあると共に、全産業と比較しても相変わらず高率を示している現状である。

建設工事の安全管理は、昭和 47 年労働基準法から独立、立法された労働安全衛生法及び同施行令、同規則に基づいて実施することになっており、これらの法令は危険防止基準の確率、事業場内における責任体制の明確化、事業者の自主的活動の促進措置等を定めている。

建設工事の安全管理は、昭和 47 年労働基準法から独立、立法された労働安全衛生法及び同施行令、同規則に基づいて実施することになっており、これらの法令は危険防止基準の確率、事業場内における責任体制の明確化、事業者の自主的活動の促進措置等を定めている。

安全管理の徹底を図るためには、上記労働安全衛生法等の法令に加え、火薬類取締法、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）その他各種の法令に準拠して、直接作業に従事する労働者の労働災害を防止するのみならず、現場周辺の住民、住宅等、一般通行人等に対する公衆災害を含めた労働災害防止に努めなければならない。

安全管理の徹底を図るためには、上記労働安全衛生法等の法令に加え、火薬類取締法、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）その他各種の法令に準拠して、直接作業に従事する労働者の労働災害を防止するのみならず、現場周辺の住民、住宅等、一般通行人等に対する公衆災害を含めた労働災害防止に努めなければならない。

13.1.2 安全管理上の留意点

13.1.2 安全管理上の留意点

13.1.2.1 安全管理計画

13.1.2.1 安全管理計画

具体的な安全対策を立案し、施工計画書に記載し実施する。その主要事項は次のとおりである。

具体的な安全対策を立案し、施工計画書に記載し実施する。その主要事項は次のとおりである。

- (1) 安全衛生管理、火災予防、災害防止等の管理機構及び活動方針
- (2) 安全、衛生教育方針
- (3) 安全教育訓練
- (4) 仮設備工事の安全対策
- (5) 工事作業の安全対策
- (6) 工事車両の安全対策
- (7) 通行車両、歩行者及び沿道物件（地下埋設物等含む）に対する安全対策

- (1) 安全衛生管理、火災予防、災害防止等の管理機構及び活動方針
- (2) 安全、衛生教育方針
- (3) 安全教育訓練
- (4) 仮設備工事の安全対策
- (5) 工事作業の安全対策
- (6) 工事車両の安全対策
- (7) 通行車両、歩行者及び沿道物件（地下埋設物等含む）に対する安全対策

13.1.2.2 安全衛生管理体制の確立

13.1.2.2 安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理組織には、一般的な安全衛生管理組織と、数社の下請業者が一つの場所で混在して作業を行う場合の二通りがあり、その管理組織は異なってくるので留意する。ただ、管理組織を設けるための常時使用する労働者数が規定されているが、これに満たない場合も準用して組織を設けることが望ましい。

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理組織には、一般的な安全衛生管理組織と、数社の下請業者が一つの場所で混在して作業を行う場合の二通りがあり、その管理組織は異なってくるので留意する。ただ、管理組織を設けるための常時使用する労働者数が規定されているが、これに満たない場合も準用して組織を設けることが望ましい。

13.1.2.3 安全衛生教育

13.1.2.3 安全衛生教育

労働者の雇い入れ時の教育（作業内容の変更も含む）危険又は有害な業務につかせるときの特別教育、及び職長等の教育については、法の規定するところにより確実に実施しなければならない。

労働者の雇い入れ時の教育（作業内容の変更も含む）危険又は有害な業務につかせるときの特別教育、及び職長等の教育については、法の規定するところにより確実に実施しなければならない。

13.1.2.4 安全教育訓練

13.1.2.4 安全教育訓練

施工計画書に、個々の工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な活動計画を作成する。

施工計画書に、個々の工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な活動計画を作成する。

工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全・訓練等を実施する。

工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全・訓練等を実施する。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

13.1.2.5 有資格者の標示

各作業主任者、車両系建設機械運転者等それぞれ資格を必要とするので、その確認を行っておくと共に、現場の見易い所に標示、掲示を行っておく。異動が生じたら、標示板の書き替え等配慮する。

13.1.2.6 現場巡回

安全巡視員の設置については義務付けられているが、受注社内における現場巡回、又は隣接等受注者との連携における相互巡回、工事安全協議会等による巡回も計画する。

13.1.3 作業手順書

作業手順書を具体的に作成し、各作業の安全対策、安全衛生教育及び安全訓練等に随時活用を図ること。
また、安全衛生教育及び安全訓練等の主任監督員への報告にあつては、作業手順書を添付すること。

13.1.4 安全巡視日誌

日誌の様式は、各受注者によって相違しているが、下記事項については最低記入するよう留意する。

- (1) 巡視時間
- (2) 点検項目（各現場の状況に応じて具体的な点検項目を定める。）
- (3) 指示事項に対する是正確認の時間、及び確認者のサイン等

13.1.5 その他

「安全教育訓練実施資料」は、実施状況の提示とし、具体的な実施内容の提出は不要とする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

13.1.2.5 有資格者の標示

各作業主任者、車両系建設機械運転者等それぞれ資格を必要とするので、その確認を行っておくと共に、現場の見易い所に標示、掲示を行っておく。異動が生じたら、標示板の書き替え等配慮する。

13.1.2.6 現場巡回

安全巡視員の設置については義務付けられているが、受注社内における現場巡回、又は隣接等受注者との連携における相互巡回、工事安全協議会等による巡回も計画する。

13.1.3 作業手順書

作業手順書を具体的に作成し、各作業の安全対策、安全衛生教育及び安全訓練等に随時活用を図ること。
また、安全衛生教育及び安全訓練等の主任監督員への報告にあつては、作業手順書を添付すること。

13.1.4 安全巡視日誌

日誌の様式は、各受注者によって相違しているが、下記事項については最低記入するよう留意する。

- (1) 巡視時間
- (2) 点検項目（各現場の状況に応じて具体的な点検項目を定める。）
- (3) 指示事項に対する是正確認の時間、及び確認者のサイン等

13.1.5 その他

「安全教育訓練実施資料」は、実施状況の提示とし、具体的な実施内容の提出は不要とする。

13.2 事故報告

13.2.1 事故速報

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**し、速やかに概要を書面で**報告**する。内容は以下の通りである。

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 被災者の状況（氏名、年齢、性別、職種、被災の程度、病院等）
- (4) 事故の概況
- (5) 関係機関との対応内容報告

事故速報の様式は、九州地方整備局のホームページ (<http://www.qsr.mlit.go.jp/index.html>) → 「建設技術情報等」 → 「工事関係書類」 → 「九州地整版 標準様式」の中からダウンロードできる。

13.2.2 事故報告書

共通仕様書第 1 編 1-1-1-29 事故報告書に、「受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を**提出**しなければならない。」と規定されている。

13.2.3 建設工事事故データベースシステム (SAS)

事故報告書の作成にあたっては、「建設工事事故データベースシステム」(SAS)により作成する。
(<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>)

本システムは、インターネット上で事故情報を入力・登録するもので、現在、全国の公共工事で発生した事故データを蓄積し、再発防止対策の検討資料とするものである。

13.2 事故報告

13.2.1 事故速報

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**し、速やかに概要を書面で**報告**する。内容は以下の通りである。

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 被災者の状況（氏名、年齢、性別、職種、被災の程度、病院等）
- (4) 事故の概況
- (5) 関係機関との対応内容報告

事故速報の様式は、九州地方整備局のホームページ (<http://www.qsr.mlit.go.jp/index.html>) → 「建設技術情報等」 → 「工事関係書類」 → 「九州地整版 標準様式」の中からダウンロードできる。

13.2.2 事故報告書

共通仕様書第 1 編 1-1-1-29 事故報告書に、「受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を**提出**しなければならない。」と規定されている。

13.2.3 建設工事事故データベースシステム (SAS)

事故報告書の作成にあたっては、「建設工事事故データベースシステム」(SAS)により作成する。
(<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>)

本システムは、インターネット上で事故情報を入力・登録するもので、現在、全国の公共工事で発生した事故データを蓄積し、再発防止対策の検討資料とするものである。

14. 再生資源

14. 再生資源

14. 再生資源

14.1 再生資源利用促進計画書（実施書）、再生資源利用計画書（実施書）

再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）は、国土交通省直轄工事では、工事規模の大小にかかわらず、全ての工事が対象となる。作成にあたっては、建設副産物情報センター（<http://www.recycle.jacic.or.jp/>）のWEBオンラインシステム「建設副産物情報交換システム」により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時（施工計画書に含め）に監督職員に提出、工事完了後には実施書を発注者に提出する。

なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-18 建設副産物 4.再生資源利用計画、5.再生資源利用促進計画、6.実施書の提出には以下のように規定されている。

4.再生資源利用計画

受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

5.再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

6.実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

14.2 建設発生土

受注者は、設計図書において「建設発生土情報システム」の対象工事である事を明示された場合は、工事実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に連絡を行う。

14.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の処理責任は、廃掃法上排出事業者が負うこととされているが、排出事業者がその運搬又は処理を委託する場合、廃棄物の種類、運搬先ごとに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を発行することとされている。

なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-18 建設副産物 2.マニフェストには以下のように規定されている。

2.マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

14. 再生資源

14.1 再生資源利用促進計画書（実施書）、再生資源利用計画書（実施書）

再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）は、国土交通省直轄工事では、工事規模の大小にかかわらず、全ての工事が対象となる。作成にあたっては、建設副産物情報センター（<http://www.recycle.jacic.or.jp/>）のWEBオンラインシステム「建設副産物情報交換システム」により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時（施工計画書に含め）に監督職員に提出、工事完了後には実施書を発注者に提出する。

なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-18 建設副産物 4.再生資源利用計画、5.再生資源利用促進計画、6.実施書の提出には以下のように規定されている。

4.再生資源利用計画

受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

5.再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

6.実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

14.2 建設発生土

受注者は、設計図書において「建設発生土情報システム」の対象工事である事を明示された場合は、工事実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に連絡を行う。

14.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の処理責任は、廃掃法上排出事業者が負うこととされているが、排出事業者がその運搬又は処理を委託する場合、廃棄物の種類、運搬先ごとに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を発行することとされている。

なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-18 建設副産物 2.マニフェストには以下のように規定されている。

2.マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

様式 1-1 イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版ー

1. 工事概要

発注者情報、請負会社情報、発注種別、工期、発注金額、発注種別コード、住所、発注内容、発注種別コード、住所、発注内容、発注種別コード、住所、発注内容

2. 建設資材利用計画

建設資材(新材を含む全体の利用状況) 左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)

建設資材(新材を含む全体の利用状況) 左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)

表面

請負会社コード、請負会社名、建設会社、建設会社住所、建設会社電話番号、建設会社FAX

建設資材(新材を含む全体の利用状況) 左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)

建設資材(新材を含む全体の利用状況) 左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)

様式 1-1 イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版ー

1. 工事概要

発注者情報、請負会社情報、発注種別、工期、発注金額、発注種別コード、住所、発注内容、発注種別コード、住所、発注内容

2. 建設資材利用計画

建設資材(新材を含む全体の利用状況) 左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)

建設資材(新材を含む全体の利用状況) 左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)

表面

請負会社コード、請負会社名、建設会社、建設会社住所、建設会社電話番号、建設会社FAX

建設資材(新材を含む全体の利用状況) 左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)

建設資材(新材を含む全体の利用状況) 左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)

様式2・0 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出計画

Table with columns for construction type, on-site utilization, and off-site transport. Includes sub-tables for on-site and off-site utilization details.

裏面

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

様式2・0 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出計画

Table with columns for construction type, on-site utilization, and off-site transport. Includes sub-tables for on-site and off-site utilization details.

裏面

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

様式2 再生資源利用促進実施書

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出実施

Table with columns for construction type, quantity, on-site utilization, and off-site removal. Includes a '裏面' (Back) section for detailed data.

建設副産物の種類 ①発生量 (据割等) ②利用量 ③減量化 ④現場外搬出量

建設副産物の種類 ①発生量 (据割等) ②利用量 ③減量化 ④現場外搬出量

裏面

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

様式2 再生資源利用促進実施書

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出実施

Table with columns for construction type, quantity, on-site utilization, and off-site removal. Includes a '裏面' (Back) section for detailed data.

建設副産物の種類 ①発生量 (据割等) ②利用量 ③減量化 ④現場外搬出量

建設副産物の種類 ①発生量 (据割等) ②利用量 ③減量化 ④現場外搬出量

様式2 再生資源利用促進実施書

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出実施

Table with columns for construction type, quantity, on-site utilization, and off-site removal. Includes a '裏面' (Back) section for detailed data.

裏面

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

建設副産物の種類 ①発生量 (据割等) ②利用量 ③減量化 ④現場外搬出量

建設副産物の種類 ①発生量 (据割等) ②利用量 ③減量化 ④現場外搬出量

1 5 . 新技術の活用について (NETIS)

1 5 . 新技術の活用について (NETIS)

15. 新技術の活用について (NETIS)

15. 新技術の活用について (NETIS)

土木共通仕様書第 1 編 1-1-1-12 調査・試験に対する協力 6. NETIS には、受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

土木共通仕様書第 1 編 1-1-1-12 調査・試験に対する協力 6. NETIS には、受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成 22 年 2 月 5 日、第 1 編 共通編 第 1 章 総則 1-11 国官総第 277 号、国官技第 286 号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成 22 年 2 月 5 日、国官総第 278 号、国官技第 287 号、国営施第 18 号、国総施第 260 号)による必要な措置をとるものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 344 号、国官技第 319 号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 345 号、国官技第 320 号、国営施第 17 号、国総施第 141 号)による必要な措置をとるものとする。

- (1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。
- (2) 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した施工を行う場合、公共工事等における新技術活用システム活用申請書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。

- (1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。
ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) は活用効果表の提出を要しない。
- (2) 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。
ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) は活用効果表の提出を要しない。

なお、新技術の活用についての作成書類については、九州技術事務所のホームページ「新技術ポータルサイト」(http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/assistance/index_new.html)を参照のこと。

なお、新技術の活用についての作成書類については、九州技術事務所のホームページ「新技術ポータルサイト」(http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/new_tech/index.html)を参照のこと。

16. その他

16. その他

16. その他

16.1 休日・夜間作業届

休日・夜間作業届は、工事打合せ簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」を記述することを基本とする。

なお、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-36 休日又は夜間の作業連絡では、「受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に**連絡**しなければならない」と規定されている。ただし、現道上の工事については書面により**提出**しなければならない。

週間工程会議等で発注者・受注者双方が「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」について把握していれば、改めて休日夜間作業届を提出しなくてよい。（ただし、現道上の工事を除く）

16. その他

16.1 休日・夜間作業届

休日・夜間作業届は、工事打合せ簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」を記述することを基本とする。

なお、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-36 休日又は夜間の作業連絡では、「受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に**連絡**しなければならない」と規定されている。ただし、現道上の工事については書面により**提出**しなければならない。

週間工程会議等で発注者・受注者双方が「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」について把握していれば、改めて休日夜間作業届を提出しなくてよい。（ただし、現道上の工事を除く）

16.2 支給品・発生品等

16.2.1 支給品・貸与品

支給品及び貸与品の要求については、書面で行きかわす必要はないものとし、受領又は借用後に受領書又は借用書を監督職員へ提出すればよい。

受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、工事請負契約第 15 条 3 項により、引渡しの日から 7 日以内に発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-16 支給材料・貸与品 3. 支給品精算書、支給材料精算書に、受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に支給品精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

16.2.2 工事現場発生品

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、設計図書に定められていないものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

支給品受領書・精算書、建設機械使用実績報告書・借用及び返納書、現場発生品調書等の様式については、九州地方整備局のホームページ (<http://www.qsr.nhit.go.jp/index.html>) → 「建設技術情報等」 → 「工事関係書類」 → 「九州地整版 標準様式」を参照のこと。

16.2 支給品・発生品等

16.2.1 支給品・貸与品

支給品及び貸与品の要求については、書面で行きかわす必要はないものとし、受領又は借用後に受領書又は借用書を監督職員へ提出すればよい。

受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、工事請負契約第 15 条 3 項により、引渡しの日から 7 日以内に発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-16 支給材料・貸与品 3. 支給品精算書、支給材料精算書に、受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

16.2.2 工事現場発生品

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-17 工事現場発生品に、受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、設計図書に定められていないものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

支給品受領書・精算書、建設機械使用実績報告書・借用及び返納書、現場発生品調書等の様式については、国土交通省 九州地方整備局のホームページ (http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/koujisekou.html) → 「建設技術情報等」 → 「土木工事施工関連」 → 「工事関係書類」よりダウンロード可能である。

16.3 出来形数量計算書

16.3.1 目的

出来形数量計算書作成は、出来高管理を行う上で必要且つ重要な作業である。

この作業には3通りの目的があり、その内容は下記のとおりである。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない各種材料及び構造の数量計算
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算
- (3) 出来高確認のための数量計算

16.3.2 作成上の留意点

上記3通りの作業に関する留意点を下記に述べる。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない場合各種材料及び構造の数量計算を行う。
 - 1) 数量計算対象は工事内訳書、付属明細書及び各種構造図等に示されている工種全般とする。また、一式契約、仮設工（床掘、埋戻し、型枠、支保工、足場等）についても数量計算を行う。数量計算は設計寸法によって行う。
 - 2) この照査によって契約数量、寸法等の誤りが発見される場合もあり、この結果が施工に影響を与えるので、工事契約後直ちに数量計算を実施する必要がある。
 - 3) 違算等の資料（数量計算、図面等）は、変更指示及び契約変更の資料として利用される場合もあるので、早急に且つ正確に作成しなければならない。
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算を行う。
 - 1) 変更数量計算書、変更図面等の変更指示及び契約変更の資料として利用されるので、早急且つ確実に作成しなければならない。
 - 2) 変更数量計算書は、変更指示書に明示された条件、及び変更設計寸法を基に算出された数量である。したがって、契約変更数量は、監督職員が変更指示した内容のみ認められるものであり、現地出来形寸法で算出されたものではない。
- (3) 出来高数量確認のために数量計算を行う。
 - 1) 数量計算の結果が出来高内訳書及び出来高報告書（数量内訳書）に記入される。
 - 2) 数量計算は工事内訳書、付属明細書に記載されている契約数量に対して行う。
 - 3) 数量計算は出来形寸法によって計算する。この場合、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、出来高数量は設計数量とする。

注) 前項(3)の出来高数量確認のために行う数量計算で、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、前項(1)(2)の契約数量確認及び変更数量計算のために作成した数量計算書を添付する。

16.3 出来形数量計算書

16.3.1 目的

出来形数量計算書作成は、出来高管理を行う上で必要且つ重要な作業である。

この作業には3通りの目的があり、その内容は下記のとおりである。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない各種材料及び構造の数量計算
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算
- (3) 出来高確認のための数量計算

16.3.2 作成上の留意点

上記3通りの作業に関する留意点を下記に述べる。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない場合各種材料及び構造の数量計算を行う。
 - 1) 数量計算対象は工事内訳書、付属明細書及び各種構造図等に示されている工種全般とする。また、一式契約、仮設工（床掘、埋戻し、型枠、支保工、足場等）についても数量計算を行う。数量計算は設計寸法によって行う。
 - 2) この照査によって契約数量、寸法等の誤りが発見される場合もあり、この結果が施工に影響を与えるので、工事契約後直ちに数量計算を実施する必要がある。
 - 3) 違算等の資料（数量計算、図面等）は、変更指示及び契約変更の資料として利用される場合もあるので、早急に且つ正確に作成しなければならない。
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算を行う。
 - 1) 変更数量計算書、図面等の変更指示及び契約変更の資料として利用されるので、早急且つ確実に作成しなければならない。
 - 2) 変更数量計算書は、変更指示書に明示された条件、及び変更設計寸法を基に算出された数量である。したがって、契約変更数量は、監督職員が変更指示した内容のみ認められるものであり、現地出来形寸法で算出されたものではない。
- (3) 出来高数量確認のために数量計算を行う。
 - 1) 数量計算の結果が出来高内訳書及び出来高報告書（数量内訳書）に記入される。
 - 2) 数量計算は工事内訳書、付属明細書に記載されている契約数量に対して行う。
 - 3) 数量計算は出来形寸法によって計算する。この場合、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、出来高数量は設計数量とする。

注) 前項(3)の出来高数量確認のために行う数量計算で、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、前項(1)(2)の契約数量確認及び変更数量計算のために作成した数量計算書を添付する。

16.3.3 作成要領

数量計算は、土木工事設計要領第 I 編共通編によることを原則とするが、細部要領の運用は下記のとおりとする。

- (1) 数量計算は、数量算出要領、施工条件及び手順等を十分把握した後、数量算出項目及び区分毎に一覧表を作成し、土木工事積算体系ツリーに沿って整理する。また、単位の取り違いには十分注意する。
- (2) 公式で計算する場合は、当該公式を記入して計算を実行する。
- (3) 計算対象の構造物は図示すると共に、計算に使用する寸法は構造図に記入する。
- (4) 設計図に記入されていない寸法を用いて計算する場合は、その寸法の算出根拠を明確に計算書に記載する。
- (5) 計算過程は第三者にも理解できるように分かり易く計算する。

16.3.4 その他の留意事項

数量契約以外の設計変更に係わる数量計算書の提出は不要とする。

16.3.3 作成要領

数量計算は、土木工事設計要領第 I 編共通編によることを原則とするが、細部要領の運用は下記のとおりとする。

- (1) 数量計算は、数量算出要領、施工条件及び手順等を十分把握した後、数量算出項目及び区分毎に一覧表を作成し、土木工事積算体系ツリーに沿って整理する。また、単位の取り違いには十分注意する。
- (2) 公式で計算する場合は、当該公式を記入して計算を実行する。
- (3) 計算対象の構造物は図示すると共に、計算に使用する寸法は構造図に記入する。
- (4) 設計図に記入されていない寸法を用いて計算する場合は、その寸法の算出根拠を明確に計算書に記載する。
- (5) 計算過程は第三者にも理解できるように分かり易く計算する。

16.3.4 その他の留意事項

数量契約以外の設計変更に係わる数量計算書の提出は不要とする。

16.4 電子納品

16.4.1 電子納品に関する要領・基準

電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】は、国土交通省「CAL/EC 電子納品に関する要領・基準」を参照のこと。

(<http://www.cals-ed.go.jp/>)

16.5 提出書類様式

16.5.1 提出書類様式

工事関係書類の標準様式については、国土交通省 九州地方整備局の標準様式を使用する。

ダウンロード先は、九州地方整備局 (<http://www.qsr.mlit.go.jp/index.html>) → 「建設技術情報等」 → 「工事関係書類」 → 「九州地整版 標準様式」である。

なお、その他の帳票様式は、国土交通省 国土技術政策総合研究所のホームページ

(<http://www.nilimgo.jp/japanese/standard/form/index.html>)

「技術情報」 → 「工事関連の様式集」 → 「土木工事共通仕様書を適用する請負工事に用いる帳票様式」の中からダウンロードする。

16.4 電子納品

16.4.1 電子納品に関する要領・基準

電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】は、国土交通省「CAL/EC 電子納品に関する要領・基準」を参照のこと。

(<http://www.cals-ed.go.jp/>)

16.5 提出書類様式

16.5.1 提出書類様式

工事関係書類の標準様式については、国土交通省 九州地方整備局の標準様式を使用する。

ダウンロード先は、九州地方整備局 (<http://www.qsr.mlit.go.jp/index.html>) → 「建設技術情報等」 → 「工事関係書類」 → 「九州地整版 標準様式」である。

なお、その他の帳票様式は、国土交通省 国土技術政策総合研究所のホームページ

(<http://www.nilim.go.jp/japanese/standard/form/index.html>)

「技術情報」 → 「工事関連の様式集」 → 「土木工事共通仕様書を適用する請負工事に用いる帳票様式」の中からダウンロードする。

第 3 編 資 料 編

第 3 編 資 料 編

1. 指針・通達等

1. 指針・通達等

1. 指針・通達

No	指針・通達
1.1	「土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」
1.2	「平成 22 年度土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」
1.3	「監理技術者制度運用マニュアル」
1.4	「施工体制台帳作成のポイント」
1.5	「適正な下請契約のために」
1.6	「土木コンクリート構造物の品質確保について」
1.7	「コンクリート耐久性向上対策実施要領」
1.8	「コンクリート耐久性向上対策の取り扱い」
1.9	「コンクリート中の塩化物総量規制（土木構造物）実施要領」
1.10	「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」
1.11	「アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）」
1.12	「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」
1.13	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」
1.14	「レディーミクストコンクリートの品質確保についての運用について」
1.15	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」
1.16	非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について
1.17	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）」
1.18	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（解説）」
1.19	「情報化施工技術の一般化実施化の推進について」
1.20	「情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査について」
1.21	「情報化施工技術の使用原則化について」
1.22	「情報共有システムの試行拡大について」
1.23	「防護柵設置工の施工における出来形確保について」

1. 指針・通達

No	指針・通達
1.1	「土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」
1.2	「平成 22 年度土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」
1.3	「監理技術者制度運用マニュアル」
1.4	「施工体制台帳作成のポイント」
1.5	「適正な下請契約のために」
1.6	「土木コンクリート構造物の品質確保について」
1.7	「コンクリート耐久性向上対策実施要領」
1.8	「コンクリート耐久性向上対策の取り扱い」
1.9	「コンクリート中の塩化物総量規制（土木構造物）実施要領」
1.10	「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」
1.11	「アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）」
1.12	「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」
1.13	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」
1.14	「レディーミクストコンクリートの品質確保についての運用について」
1.15	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」
1.16	非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について
1.17	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）」
1.18	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（解説）」
1.19	「情報化施工技術の一般化実施化の推進について」
1.20	「情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査について」
1.21	「情報化施工技術の使用原則化について」
1.22	「情報共有システムの試行拡大について」
1.23	「防護柵設置工の施工における出来形確保について」

下記の業務効率化についての資料については、国土交通省 技術調査のホームページを参照すること。

「国土交通省」→「技術情報」→「積算基準等」→「工事成績・施工基準関係」→「2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等（1）土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」

国土交通省 技術調査のホームページアドレス：

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>

1.1 「土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」

1.2 「平成 22 年度土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」

下記の業務効率化についての資料については、国土交通省 技術調査のホームページを参照すること。

「国土交通省」→「技術情報」→「積算基準等」→「工事成績・施工基準関係」→「2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等（1）土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」

国土交通省 技術調査のホームページアドレス：

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>

1.1 「土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」

1.2 「平成 22 年度土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」

1.3

「監理技術者制度運用マニュアル」

国 総 建 第 315 号
平成 16 年 3 月 1 日

国土交通省総合政策局建設業課長

1.3

「監理技術者制度運用マニュアル」

国 総 建 第 315 号
平成 16 年 3 月 1 日

国土交通省総合政策局建設業課長

監理技術者制度運用マニュアル

目次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二一 工事外注計画の立案
 - 二二 監理技術者等の設置
 - 二三 監理技術者等の職務
 - 二四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の設置を求めている。

監理技術者等に関する制度（以下、「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

(1) 建設業における技術者の意義

建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため下請業者を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を抛り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

監理技術者制度運用マニュアル

目次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二一 工事外注計画の立案
 - 二二 監理技術者等の設置
 - 二三 監理技術者等の職務
 - 二四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の設置を求めている。

監理技術者等に関する制度（以下、「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

(1) 建設業における技術者の意義

建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため下請業者を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を抛り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

(2) 建設業法における監理技術者等

- 建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。
- 監理技術者等となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下、「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。

(3) 本マニュアルの位置付け

- 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下、「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。
建設業者にあつては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

(2) 建設業法における監理技術者等

- 建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。
- 監理技術者等となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下、「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。

(3) 本マニュアルの位置付け

- 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下、「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。
建設業者にあつては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

二 監理技術者等の設置

二-1 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

二 監理技術者等の設置

二-1 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

(1) 工事外注計画と下請契約の予定額

- 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等により施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となるか否かを的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

(1) 工事外注計画と下請契約の予定額

- 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等により施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となるか否かを的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

(2) 下請契約について

- 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の

(2) 下請契約について

- 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の

全部又は一部について締結される請負契約」

「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。

- ・ なお、公共工事については全面的に一括下請負が禁止されており（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。以下、「入札契約適正化法」という。）第十二条）、民間工事においても発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二条）。

二一 二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

（1）監理技術者等の設置における考え方

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならない。また、主任技術者、監理技術者の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

（2）共同企業体における監理技術者等の設置

- ・ 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された監理技術者等は専任でなければならない。
- ・ なお、共同企業体が公共工事を施工する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。
- ・ 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された監理技術者等は専任でなければならない。
- ・ なお、共同企業体が公共工事を分担施工方式で施工する場合には、分担工事に係る下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。
- ・ いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公

全部又は一部について締結される請負契約」

「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。

- ・ なお、公共工事については全面的に一括下請負が禁止されており（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。以下、「入札契約適正化法」という。）第十二条）、民間工事においても発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二条）。

二一 二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

（1）監理技術者等の設置における考え方

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならない。また、主任技術者、監理技術者の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

（2）共同企業体における監理技術者等の設置

- ・ 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された監理技術者等は専任でなければならない。
- ・ なお、共同企業体が公共工事を施工する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。
- ・ 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された監理技術者等は専任でなければならない。
- ・ なお、共同企業体が公共工事を分担施工方式で施工する場合には、分担工事に係る下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。
- ・ いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公

共工事を施工する特定建設共同企業体にあつては国家資格を有する者を、また、公共工事を施工する経常建設共同企業体にあつては原則として国家資格を有する者を、それぞれ請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。

- ・ 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ① 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
 - ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
 - ③ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
 - ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

- ・ 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

(4) 監理技術者等の途中交代

- ・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。
 - ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・ なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ・ また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

(5) 営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係

- ・ 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。
- ・ ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であつて、工事現場の職

共工事を施工する特定建設共同企業体にあつては国家資格を有する者を、また、公共工事を施工する経常建設共同企業体にあつては原則として国家資格を有する者を、それぞれ請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。

- ・ 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ① 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
 - ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
 - ③ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
 - ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

- ・ 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

(4) 監理技術者等の途中交代

- ・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。
 - ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・ なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ・ また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

(5) 営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係

- ・ 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。
- ・ ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であつて、工事現場の職

務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる（平成十五年四月二十一日付、国総建第十八号）。

二一三 監理技術者等の職務

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ・ 監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の三第一項）。
特に、監理技術者は、建設工事の施工に当たり外注する工事が多い場合に、当該建設工事の施工を担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督するという総合的な役割を果たすものであり、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務がとりわけ重視されるため、より高度な技術力が必要である。
また、工事現場における建設工事の施工に従事する者は、監理技術者等がその職務として行う指導に従わなければならない（法第二十六条の三第二項）。
- ・ なお、監理技術者等が、同じ建設業者に所属する他の技術者を活用しながら監理技術者等としての職務を遂行する場合には、監理技術者等を補佐するこれらの他の技術者の職務を総合的に把握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。
- ・ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証または健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日より確認できることが必要である。

(1) 監理技術者等に求められる雇用関係

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。
- ・ 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる（平成十五年四月二十一日付、国総建第十八号）。

二一三 監理技術者等の職務

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ・ 監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の三第一項）。
特に、監理技術者は、建設工事の施工に当たり外注する工事が多い場合に、当該建設工事の施工を担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督するという総合的な役割を果たすものであり、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務がとりわけ重視されるため、より高度な技術力が必要である。
また、工事現場における建設工事の施工に従事する者は、監理技術者等がその職務として行う指導に従わなければならない（法第二十六条の三第二項）。
- ・ なお、監理技術者等が、同じ建設業者に所属する他の技術者を活用しながら監理技術者等としての職務を遂行する場合には、監理技術者等を補佐するこれらの他の技術者の職務を総合的に把握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。
- ・ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証または健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日より確認できることが必要である。

(1) 監理技術者等に求められる雇用関係

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。
- ・ 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

(2) 直接的な雇用関係の考え方

- 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証または市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。
- 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号、以下、「規則」という。）第十七条の三十第一項、第十七条の三十一第一項）。
- 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、
 - 本人に対しては健康保険被保険者証
 - 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書の提出を求め確認するものとする。

(3) 恒常的な雇用関係の考え方

- 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体等（法第二十六条第四項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人）が発注する建設工事（以下、「公共工事」という。）において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
- 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。
- 但し、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生またはその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

(4) 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。
 - 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的

(2) 直接的な雇用関係の考え方

- 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証または市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。
- 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号、以下、「規則」という。）第十七条の三十第一項、第十七条の三十一第一項）。
- 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、
 - 本人に対しては健康保険被保険者証
 - 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書の提出を求め確認するものとする。

(3) 恒常的な雇用関係の考え方

- 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体等（法第二十六条第四項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人）が発注する建設工事（以下、「公共工事」という。）において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
- 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。
- 但し、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生またはその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

(4) 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。
 - 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的

- な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
- ② 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（平成十四年四月十六日付、国総建第九十七号）
 - ③ 親会社及びその連結子会社との間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（平成十五年一月二十二日付、国総建第三百三十五号）

三 監理技術者等の工事現場における専任

監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、監理技術者等を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

(1) 工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- ・ 監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。
- ・ 「公共性のある工作物に関する重要な工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条）。
 - ① 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
 - ② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する工事
 - ③ 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する工事
 - ④ 学校、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドック、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法第二条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、鉄塔、火葬場、と畜場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設又は電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事

(2) 監理技術者等の専任期間

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）

- な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
- ② 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（平成十四年四月十六日付、国総建第九十七号）
 - ③ 親会社及びその連結子会社との間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（平成十五年一月二十二日付、国総建第三百三十五号）

三 監理技術者等の工事現場における専任

監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、監理技術者等を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

(1) 工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- ・ 監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。
- ・ 「公共性のある工作物に関する重要な工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条）。
 - ① 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
 - ② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する工事
 - ③ 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する工事
 - ④ 学校、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドック、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法第二条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、鉄塔、火葬場、と畜場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設又は電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事

(2) 監理技術者等の専任期間

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）

- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

- ・ 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。
- ・ また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。
- ・ このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。
- ・ なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯

公共工事における専任の監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了証（以下、「修了証」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望ましい。

（1）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

- ・ 公共工事については、専任の監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第四項）。
- ・ 建設業法上、資格者証及び監理技術者講習に関する規定が適用される発注者は、国、地方公共団体、

- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

- ・ 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。
- ・ また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。
- ・ このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。
- ・ なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯

公共工事における専任の監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了証（以下、「修了証」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望ましい。

（1）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

- ・ 公共工事については、専任の監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第四項）。
- ・ 建設業法上、資格者証及び監理技術者講習に関する規定が適用される発注者は、国、地方公共団体、

法人税法別表第一に掲げる公共法人、東京湾横断道路株式会社、帝都高速度交通営団及び関西国際空港株式会社である（法第二十六条第四項、令第二十七条の二、規則第十七条の二）。

(2) 資格者証に関する規定

- ・ 資格者証は、公共性のある工作物に関する重要な建設工事の中でも、より適正な施工の確保が求められる公共工事について、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第五項）。
- ・ 監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十一業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。
- ・ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ・ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十）、様式は図－1 に示すものとなっている。
 - ① 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所
 - ② 最初に資格者証の交付を受けた年月日
 - ③ 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
 - ④ 交付を受ける者が有する監理技術者資格
 - ⑤ 建設業の種類
 - ⑥ 資格者証交付番号
 - ⑦ 資格者証の有効期間の満了する日
 - ⑧ 所属建設業者名

(3) 監理技術者講習に関する規定

- ・ 監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない（規則第十七条の十四）。
- ・ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下、「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として
 - ①建設工事に関する法律制度
 - ②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
 - ③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法
 に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。
- ・ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了証の様式は図－2 に示すものとなっており（規則第十七条の六）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望ましい。
- ・ なお、平成十六年二月二十九日以前に交付された資格者証を所持している者については、これを提

法人税法別表第一に掲げる公共法人、東京湾横断道路株式会社、帝都高速度交通営団及び関西国際空港株式会社である（法第二十六条第四項、令第二十七条の二、規則第十七条の二）。

(2) 資格者証に関する規定

- ・ 資格者証は、公共性のある工作物に関する重要な建設工事の中でも、より適正な施工の確保が求められる公共工事について、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第五項）。
- ・ 監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十一業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。
- ・ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ・ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十）、様式は図－1 に示すものとなっている。
 - ① 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所
 - ② 最初に資格者証の交付を受けた年月日
 - ③ 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
 - ④ 交付を受ける者が有する監理技術者資格
 - ⑤ 建設業の種類
 - ⑥ 資格者証交付番号
 - ⑦ 資格者証の有効期間の満了する日
 - ⑧ 所属建設業者名

(3) 監理技術者講習に関する規定

- ・ 監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない（規則第十七条の十四）。
- ・ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下、「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として
 - ①建設工事に関する法律制度
 - ②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
 - ③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法
 に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。
- ・ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了証の様式は図－2 に示すものとなっており（規則第十七条の六）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望ましい。
- ・ なお、平成十六年二月二十九日以前に交付された資格者証を所持している者については、これを提

示することにより公共工事の専任の監理技術者としての要件となる監理技術者講習を受講していることが証明される。また、平成十六年二月二十九日以前に指定講習を受講し、平成十六年三月一日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る修了証を提示することにより公共工事の専任の監理技術者としての要件となる監理技術者講習を受講していることが証明される。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

(1) 施工体制台帳の整備

- 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請負人が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の六）。このような下請負人に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。
- そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上の下請契約を締結したものは、下請負人に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請負人から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の七第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の七第三項）。公共工事の受注者は、これに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（入札契約適正化法第十三条第一項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではならない（入札契約適正化法第十三条第二項）。

(2) 施工体系図の作成

- 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の七第四項、入札契約適正化法第十三条第三項）。

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第29号が改正され、工事現場に掲げる標識の大きさが改められている。内容については以下を参照のこと
http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/index_03.html
なお、本文章は本手引き上で追記したものである。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

示することにより公共工事の専任の監理技術者としての要件となる監理技術者講習を受講していることが証明される。また、平成十六年二月二十九日以前に指定講習を受講し、平成十六年三月一日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る修了証を提示することにより公共工事の専任の監理技術者としての要件となる監理技術者講習を受講していることが証明される。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

(1) 施工体制台帳の整備

- 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請負人が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の六）。このような下請負人に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。
- そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上の下請契約を締結したものは、下請負人に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請負人から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の七第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の七第三項）。公共工事の受注者は、これに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（入札契約適正化法第十三条第一項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではならない（入札契約適正化法第十三条第二項）。

(2) 施工体系図の作成

- 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の七第四項、入札契約適正化法第十三条第三項）。

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第29号が改正され、工事現場に掲げる標識の大きさが改められている。内容については以下を参照のこと
http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/index_03.html
なお、本文章は本手引き上で追記したものである。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ・ 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、建設工事を請け負った全ての建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。(法第四十条)
- ・ 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載することとされており、図-3の様式となる。(規則第二十五条第一項、第二項) 建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ・ 法第一条においては、建設業法の目的として
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」
と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。
- ・ 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。

- ・ 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、建設工事を請け負った全ての建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。(法第四十条)
- ・ 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載することとされており、図-3の様式となる。(規則第二十五条第一項、第二項) 建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ・ 法第一条においては、建設業法の目的として
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」
と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。
- ・ 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。

図-1 資格者証の様式

図-1 資格者証の様式

(表面)

(表面)

氏名	年 月 日 生		本籍
住所			
写 真	初回交付	年 月 日	交付
	年 月 日	年 月 日	
	交 付 番 号	第	号
監理技術者資格者証			
() 年 月 日			まで有効
国土交通大臣			印
指定資格者証交付機関代表者			
所属建設業者			許可番号
有する資格			
建設業の種類	土木大左と石屋電管タ鋼筋舗し板ガ塗防内機絶通園井具水消清		
有・無			

53.92 ミリメートル以上
54.03 ミリメートル以下

85.47 ミリメートル以上
85.72 ミリメートル以下

氏名	年 月 日 生		本籍
住所			
写 真	初回交付	年 月 日	交付
	年 月 日	年 月 日	
	交 付 番 号	第	号
監理技術者資格者証			
() 年 月 日			まで有効
国土交通大臣			印
指定資格者証交付機関代表者			
所属建設業者			許可番号
有する資格			
建設業の種類	土木大左と石屋電管タ鋼筋舗し板ガ塗防内機絶通園井具水消清		
有・無			

53.92 ミリメートル以上
54.03 ミリメートル以下

85.47 ミリメートル以上
85.72 ミリメートル以下

(裏面)

(裏面)

備 考	

備 考	

(注) 裏面上部に磁気ストライプをはり付ける。

(注) 裏面上部に磁気ストライプをはり付ける。

図-2 修了証の様式

図-2 修了証の様式

(表面)

(表面)

監 理 技 術 者 講 習 修 了 証

修了証番号 第 号

本 籍

氏 名

(生年月日 年 月 日)

写 真

この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日

登録講習実施機関代表者 印

(登録番号 第 号)

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

監 理 技 術 者 講 習 修 了 証

修了証番号 第 号

本 籍

氏 名

(生年月日 年 月 日)

写 真

この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日

登録講習実施機関代表者 印

(登録番号 第 号)

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

(裏面)

(裏面)

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。

図-3 工事現場に掲げる標識の様式

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号
許可年月日	

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 項ハ又は法第 15 条第 2 項イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 4 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

図-3 工事現場に掲げる標識の様式

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号
許可年月日	

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 項ハ又は法第 15 条第 2 項イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 4 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

下記の施工体制の資料については、九州地方整備局 建政部のホームページを参照すること。
「九州地方整備局」→「建政部」→「建設産業行政・建設業」→「建設工事の施工体制等
について」→「建設業者の皆様へ」

九州地方整備局 建政部のホームページアドレス：

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/index.html>

1.4 「施工体制台帳作成のポイント」

1.5 「適正な下請契約のために」

下記の施工体制の資料については、九州地方整備局 建政部のホームページを参照すること。
「九州地方整備局」→「建政部」→「建設産業行政・建設業」→「建設工事の施工体制等
について」→「建設業者の皆様へ」

九州地方整備局 建政部のホームページアドレス：

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/index.html>

1.4 「施工体制台帳作成のポイント」

1.5 「適正な下請契約のために」

下記のコンクリート関係の資料については、九州地方整備局 のホームページを参照すること。

「九州地方整備局」→「技術情報等」→「土木請負工事必携」→「施工管理編（品質管理・出来形管理・その他）」→「品質管理」→「コンクリート関係」

九州地方整備局 技術情報等のホームページアドレス：

http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/index.html

1.6 「土木コンクリート構造物の品質確保について」

下記のコンクリート関係の資料については、九州地方整備局 のホームページを参照すること。

「九州地方整備局」→「技術情報等」→「土木請負工事必携」→「施工管理編（品質管理・出来形管理・その他）」→「品質管理」→「コンクリート関係」

九州地方整備局 技術情報等のホームページアドレス：

http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/index.html

1.6 「土木コンクリート構造物の品質確保について」

1.7

「コンクリート耐久性向上対策実施要領」

建九技第 198 号
昭和 61 年 9 月 5 日 (制定)
企画部長

建九技第 65 号
昭和 62 年 3 月 23 日 (一部改正)
企画部長

建九技第 180 号
平成元年 9 月 8 日 (一部改正)
企画部長

1.7

「コンクリート耐久性向上対策実施要領」

建九技第 198 号
昭和 61 年 9 月 5 日 (制定)
企画部長

建九技第 65 号
昭和 62 年 3 月 23 日 (一部改正)
企画部長

建九技第 180 号
平成元年 9 月 8 日 (一部改正)
企画部長

コンクリート耐久性向上対策実施要領

コンクリート耐久性向上対策実施要領

1) 対象工事

平成元年 10 月 1 日以降契約する工事とする。

1) 対象工事

平成元年 10 月 1 日以降契約する工事とする。

2) 適用工種

塩化物総量規制は、鉄筋構造物を対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は鉄筋、無筋に関係なく行うものとする。

適用工種としては、おおむね下記によるものとする。

- ① 橋台 ② 橋脚 ③ 杭類（場所打杭、井筒基礎等）
- ④ 橋梁上部工（桁、床板、高欄等） ⑤ 擁壁工（高さ 1 m 以上）
- ⑥ 函渠工 ⑦ 樋門、樋管、水門 ⑧ 水路（内幅 2.0 m 以上）
- ⑨ 護岸 ⑩ ダム及び堰 ⑪ トンネル ⑫ 舗装
- ⑬ その他重量構造物

2) 適用工種

塩化物総量規制は、鉄筋構造物を対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は鉄筋、無筋に関係なく行うものとする。

適用工種としては、おおむね下記によるものとする。

- ① 橋台 ② 橋脚 ③ 杭類（場所打杭、井筒基礎等）
- ④ 橋梁上部工（桁、床板、高欄等） ⑤ 擁壁工（高さ 1 m 以上）
- ⑥ 函渠工 ⑦ 樋門、樋管、水門 ⑧ 水路（内幅 2.0 m 以上）
- ⑨ 護岸 ⑩ ダム及び堰 ⑪ トンネル ⑫ 舗装
- ⑬ その他重量構造物

3) 塩化物量の測定

- (1) 測定場所は、原則として工事現場とするが、やむをえない場合は生コン工場で行うことができる。
- (2) 測定は、請負者の責任ある技術者が行うものとするが、監督職員においても、必要に応じ立会等を行い品質の確認を行うものとする。
- (3) 監督職員は、打設中の立会等で規制値を越える値が確認された場合は、直ちに打設を中止させるものとする。
- (4) 監督職員は、測定結果の提出を必要に応じ求めるものとする。

3) 塩化物量の測定

- (1) 測定場所は、原則として工事現場とするが、やむをえない場合は生コン工場で行うことができる。
- (2) 測定は、請負者の責任ある技術者が行うものとするが、監督職員においても、必要に応じ立会等を行い品質の確認を行うものとする。
- (3) 監督職員は、打設中の立会等で規制値を越える値が確認された場合は、直ちに打設を中止させるものとする。
- (4) 監督職員は、測定結果の提出を必要に応じ求めるものとする。

4) アルカリ骨材反応抑制対策

- (1) アルカリ骨材反応の抑制策の選択は請負者において行うものとする。
- (2) 抑制策「(1)安全と認められる骨材の使用」を採用する場合には少なくとも打設前 1 年以内に行われた骨材試験結果により適否の判断を行うものとする。
- (3) 抑制策「(2)~(4)」を採用する場合にはセメント会社のミルシートにより適否の判断を行うものとする。

※ 1.10「アルカリ骨材反応制御対策（土木・建築共通）」に改訂しており、参照のこと。

4) アルカリ骨材反応抑制対策

- (1) アルカリ骨材反応の抑制策の選択は請負者において行うものとする。
- (2) 抑制策「(1)安全と認められる骨材の使用」を採用する場合には少なくとも打設前 1 年以内に行われた骨材試験結果により適否の判断を行うものとする。
- (3) 抑制策「(2)~(4)」を採用する場合にはセメント会社のミルシートにより適否の判断を行うものとする。

※ 1.10「アルカリ骨材反応制御対策（土木・建築共通）」に改訂しており、参照のこと。

5) 二次製品対策

塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。

適用品目は、おおむね次によるものとする。

- ① コンクリートヒューム管 ② コンクリート杭
- ③ プレキャスト桁 ④ プレキャスト擁壁
- ⑤ コンクリート函渠 ⑥ シールドセグメント
- ⑦ コンクリートブロック ⑧ コンクリート矢板
- ⑨ その他

5) 二次製品対策

塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。

適用品目は、おおむね次によるものとする。

- ① コンクリートヒューム管 ② コンクリート杭
- ③ プレキャスト桁 ④ プレキャスト擁壁
- ⑤ コンクリート函渠 ⑥ シールドセグメント
- ⑦ コンクリートブロック ⑧ コンクリート矢板
- ⑨ その他

6) 塩化物量測定費用

(1) 総量規制対策に係る塩化物量測定の費用は土木工事標準積算基準書の技術管理費の率に含まれている。

7) 実施方法

コンクリート耐久性向上対策の工事施工時における措置は、次に示す特記仕様書により行うものとする。

6) 塩化物量測定費用

(1) 総量規制対策に係る塩化物量測定の費用は土木工事標準積算基準書の技術管理費の率に含まれている。

7) 実施方法

コンクリート耐久性向上対策の工事施工時における措置は、次に示す特記仕様書により行うものとする。

下記のコンクリート関係の資料については、九州地方整備局 のホームページを参照すること。

「九州地方整備局」→「技術情報等」→「土木請負工事必携」→「施工管理編（品質管理・出来形管理・その他）」→「品質管理」→「コンクリート関係」

九州地方整備局 技術情報等のホームページアドレス：

http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/index.html

下記のコンクリート関係の資料については、九州地方整備局 のホームページを参照すること。

「九州地方整備局」→「技術情報等」→「土木請負工事必携」→「施工管理編（品質管理・出来形管理・その他）」→「品質管理」→「コンクリート関係」

九州地方整備局 技術情報等のホームページアドレス：

http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/index.html

1.8 「コンクリート耐久性向上対策の取り扱い」

1.9 「コンクリート中の塩化物総量規制（土木構造物）実施要領」

1.10 「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」

1.11 「アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）」

1.12 「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」

1.13 「レディミクストコンクリートの品質確保について」

1.14 「レディミクストコンクリートの品質確保についての運用について」

1.15 「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」

1.8 「コンクリート耐久性向上対策の取り扱い」

1.9 「コンクリート中の塩化物総量規制（土木構造物）実施要領」

1.10 「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」

1.11 「アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）」

1.12 「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」

1.13 「レディミクストコンクリートの品質確保について」

1.14 「レディミクストコンクリートの品質確保についての運用について」

1.15 「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」

下記のコンクリート強度測定資料については、国土交通省 技術調査のホームページを参照すること。

「国土交通省」→「技術情報」→「積算基準等」→「工事成績・施工基準関係」→「2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等（5）非破壊試験（ii）コンクリートの強度測定」

国土交通省 技術調査のホームページアドレス：

<http://www.mlit.go.jp/tec/seki-san/sekou.html>

1.16 「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」

1.17 「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度推定要領(解説)」

1.18 「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(解説)」

下記のコンクリート強度測定資料については、国土交通省 技術調査のホームページを参照すること。

「国土交通省」→「技術情報」→「積算基準等」→「工事成績・施工基準関係」→「2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等（5）非破壊試験（ii）コンクリートの強度測定」

国土交通省 技術調査のホームページアドレス：

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>

1.16 「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」

1.17 「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度推定要領(解説)」

1.18 「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(解説)」

下記の情報化施工の資料については、国土交通省 技術調査のホームページを参照すること。
「国土交通省」→「技術情報」→「積算基準等」→「工事成績・施工基準関係」→「1. 監督・検査・成績評定（2）情報化施工」

国土交通省 技術調査のホームページアドレス：

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>

- 1.19 「情報化施工技術の一般化実用化の推進について」
- 1.20 「情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査について」
- 1.21 「情報化施工技術の使用原則化について」

下記の情報化施工の資料については、国土交通省 技術調査のホームページを参照すること。
「国土交通省」→「技術情報」→「積算基準等」→「工事成績・施工基準関係」→「1. 監督・検査・成績評定（2）情報化施工」

国土交通省 技術調査のホームページアドレス：

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>

- 1.19 「情報化施工技術の一般化実用化の推進について」
- 1.20 「情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査について」
- 1.21 「情報化施工技術の使用原則化について」

1.22

国九整技管第 1 1 3 号
平成 2 5 年 1 月 3 0 日

各事務（管理）所長 殿

企 画 部 長

情報共有システムの試行拡大について

標記について、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長から通知があり、別紙「平成 2 5 年度以降の情報共有システムの活用について」のとおり運用を定めたので、遺憾のないよう措置されたく通知します。

1.22

国九整技管第 1 2 9 号
平成 2 7 年 2 月 1 8 日

各事務（管理）所長 あて

企 画 部 長

情報共有システムの活用について（通知）

標記について、平成 2 7 年 1 月 2 8 日付け国官技第 2 3 5 号により大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長から別紙の通り通知があったので、適切に処理されるよう通知します。
なお、「情報共有システムの試行拡大について」（平成 2 5 年 1 月 3 0 日付け国九整技管第 1 1 3 号）は廃止します。

附 則

この通知は、平成 2 7 年 4 月 1 日以降に入札書提出期限日となる工事から適用します。なお、この通知を受けた時点において既に入札手続きを開始している工事については、従前の例によります。

国官技第 235 号
平成 27 年 1 月 28 日

各地方整備局企画部長 殿
北海道開発局事業振興部長 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

情報共有システムの活用について

情報通信技術（ICT）を活用して受発注者双方の業務効率化を図るため、「土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」（平成 22 年 9 月 29 日付け国官技第 206 号）に基づき、情報共有システムの活用を試行してきたところである。

今般、これまでの試行結果を踏まえ、平成 27 年度から情報共有システムを、別紙「平成 27 年度以降の情報共有システムの活用について」に基づき運用することとした。これにより、受注者・発注者双方におけるより一層の業務効率化を図りたい。

なお、「情報共有システムの試行拡大について」（平成 25 年 1 月 23 日付け国技建第 6 号）は廃止する。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札書提出期限日となる工事から適用する。ただし、この通知を受けた時点において既に入札手続きを開始している工事については、なお従前の例による。

別 紙

平成 25 年度以降の情報共有システムの活用について

第 1 試行件数の拡大

平成 25 年度以降、原則として全ての土木工事で情報共有システムの活用を図ることとする。ただし、次に該当する場合には、適用を除外できることとする。

- (1) 災害復旧など、緊急に実施する工事の場合
- (2) 工期が短い場合
- (3) 情報共有システムを利用するために必要な通信環境が確保できない場合
- (4) その他、情報共有システムを活用しても情報の交換・共有の効率化が図られない場合

第 2 調達方法

1. 情報共有システムの契約は、原則として当該工事の受注者が行うこととする。
2. 1 人の監督職員が複数の情報共有システムを使用することで監督業務の効率化が阻害されることから、使用する情報共有システムは公募により「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成23年3月版 (Rev3.0)」等を満たすシステム（後日通知する予定）の中から、事務所において情報共有システムの推奨システムを 1 社選定し、受発注者で協議の上決定する。
3. 2. において、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものに読み替えること。

第 3 受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約内容

受注者と情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約については、次の内容を含めた契約を行うものとする。

- (1) サービス提供者は、情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決

別紙

平成 27 年度以降の情報共有システムの活用について

第 1 対象

平成 27 年度以降、原則として全ての土木工事で情報共有システムの活用を図ることとする。ただし、次に該当する場合には、適用を除外できることとする。

- (1) 災害復旧など、緊急に実施する工事の場合
- (2) 工期が短い場合
- (3) 情報共有システムを利用するために必要な通信環境が確保できない場合
- (4) その他、情報共有システムを活用しても情報の交換・共有の効率化が図られない場合

第 2 調達方法

1. 情報共有システムの契約は、当該工事の受注者が行うこととする。
2. 使用する情報共有システムは、受注者が「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成 26 年 7 月版 (Rev4.0)」(国土技術政策総合研究所)を満たす(ただし、5.8.2 データ連携機能を除く)システムを選定し、監督職員と協議の上決定することを基本とする。
ただし、各地域の情報共有システムの普及状況から、1 人の監督職員が複数の情報共有システムを使用することで監督業務の効率化が阻害されることが想定される場合には、事務所単位等で情報共有システムを選定し、受注者に対して推奨することができる。なお、選定にあたっては公募を行うものとする。また、選定の評価基準として過去の実績を定める場合、当該地方整備局における実績だけでなく他地方整備局における実績を認めるなど、情報共有システムを提供するベンダー間の健全な競争環境を阻害することがないように留意すること。
3. 2. において、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものに読み替えること。

第 3 受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約内容

受注者と情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約については、次の内容を含めた契約を行うものとする。

- (1) サービス提供者は、情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整えること。
- (2) サービス提供者は、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行うこと。
- (3) (2) の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若し

できる体制を整えること。

- (2) サービス提供者は、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行うこと。
- (3) (2) の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができること。

第 4 費用の取扱い

情報共有システムの活用に係る費用は、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 情報共有システムに係る費用は発注者が負担するものとする。
- (2) 情報共有システムをASP (Application Service Provider) サービス方式で調達する場合、情報共有システムに係る費用は技術管理費に計上するものし、全ての間接費の対象外とする。「情報共有システムに係る費用」とは、監督職員及び受注者が情報共有システムを利用する費用をいい、情報共有システムへの登録料及び使用料とする。ただし、操作研修、緊急時の個別対応による費用等が生じた場合には、別途計上するものとする。

なお、通信回線に係る費用は現場管理費（通信交通費）、情報共有システムの活用及び電子検査に必要なパソコンに係る費用は技術管理費（施工管理で使用するOA機器）に含まれるものとする。

- (3) 工事数量総括表の計上方法は、「情報共有システム利用料 1式」とする。

第 5 特記仕様書の記載例

特記仕様書の記載例は別添のとおりとする。

くは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができること。

第 4 費用の取扱い

情報共有システムをASP (Application Service Provider) 方式で調達する場合、情報共有システムに係る費用は共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれるものとする。「情報共有システムに係る費用」とは、監督職員等及び受注者が情報共有システムを利用するために必要となる、情報共有システムへの登録料及び使用料とする。

なお、通信回線に係る費用は現場管理費（通信交通費）、情報共有システムの活用及び電子検査に必要なパソコンに係る費用は共通仮設費（技術管理費（施工管理で使用するOA機器））に含まれるものとする。

第 5 特記仕様書の記載例

特記仕様書の記載例は別添のとおりとする。

(別添) 特記仕様書の記載例

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの試行対象工事である。なお、試行にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(平成23年4月)に基づき実施すること。
2. 本工事で使用する情報共有システムは、次のものを推奨する。
 推奨システム名：〇〇〇〇システム
 上記推奨システム以外の使用を希望する場合には、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成23年3月版 (Rev3.0)」及び九州地方整備局のセキュリティポリシーに則った証跡管理機能を有する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。
 なお、証跡管理機能としては、システム内に保持されたファイルへの利用者の閲覧・編集・取得履歴(ログ)を記録・保管し、工事期間中は監督職員の提出要求に迅速に応えられること。ログには、利用者アカウント、日付・時刻、アクセスURL、アクセスファイルが含まれることとし、証跡記録については工事完了後もしくは工事期間中に監督職員にデータとして渡すこととする。
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 情報共有システムの利用料金は設計変更の対象とし、利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料とする。
6. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

(注)「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」又は「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものを記載すること。

(別添) 特記仕様書の記載例

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(平成 26 年 7 月)に基づき実施すること。
(受注者が情報共有システムを選定する場合)
 2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件
 平成 26 年 7 月版 (Rev4.0) (国土技術政策総合研究所) (ただし、5.8.2 データ連携機能を除く)(特定の情報共有システムを推奨する場合)
 2. 本工事で使用する情報共有システムは、次のものを推奨する。
 推奨システム名：〇〇〇〇システム
 上記推奨システム以外の使用を希望する場合には、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成 26 年 7 月版 (Rev4.0)」(国土技術政策総合研究所)を満たす(ただし、5.8.2 データ連携機能を除く)情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。
 3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上決定する。
 4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
 5. 情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者の費用は共通仮設費(技術管理費)の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。
 6. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。
- (注)「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」又は「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものを記載すること。

<参考>

平成 25 年度の情報共有システムの取り扱いについて

使用する情報共有システム決定までのフロー

◆「平成 25 年度 九州地方整備局における ASP 方式による情報共有システムの提供サービスの推奨について（公募）」【本局】
(H25. 1. 25)

(要件)

- ・国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成 23 年 3 月版 (Rev. 3. 0)」に記載されている機能を全て実装しているシステム
- ・九州地方整備局のセキュリティポリシーに則った証跡管理機能
- ・国土交通省発注工事での提供実績

↓

◆推奨システム及び単価の通知【本局 → 事務所】(2 月中旬予定)

- ・推奨可能な情報共有システムの通知 ○社 (要件を満たす社全て)
- ・平成 25 年度の局統一単価の通知

↓

◆推奨システムの選定【事務所】

- ・これまでの事務所での使用実績、システムの使い易さ等を勘案し、業団体の意見を聞いた上で 1 社選定

↓

◆特記仕様書への記載【事務所】

- ・工事発注時に特記仕様書に推奨システム 1 社を記載する。なお、それ以外のシステムについても承諾で認めることが出来る旨、特記仕様書に記載する。

※後日正式な事務連絡を通知します。

事務連絡
平成 27 年 2 月 18 日

各公園・ダム事務(管理)所長 殿
各事務所 技術副所長 殿

技術管理課長

平成 27 年度以降の情報共有システムの運用方法について

平成 27 年度以降の情報共有システムの活用については、平成 27 年 2 月 18 日付け国九整技管第 129 号(以下、本省通知)により通知しているところですが、運用方法について、下記のとおり変更になっておりますので適切に実施されますようお願いいたします。

記

1. システムの調達方法

従前は本局で公募を行い、推奨システムを通知していましたが、平成 27 年度以降は受注者が選定し、監督職員と協議することを基本とします。
(詳細は別紙-1 参照)

2. 費用の取扱い

従前は共通仮設費(技術管理費)に積上げ計上するものとしていましたが、平成 27 年度以降は共通仮設費(技術管理費)の率分に含まれるものとします。

3. 特記仕様書への記載

特記仕様書への記載については、「(別添)特記仕様書の記載例」を参照いたします。

4. 附則

今回の運用は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札書提出期限日となる工事から適用します。

なお、「平成 26 年度の情報共有システムの推奨システム及び単価の通知について」(平成 26 年 3 月 25 日付け事務連絡)は廃止します。

問い合わせ先：企画部 技術管理課 検査係 (M89-3326、3327)

別紙- 1

1. システムの調達方法

使用するシステムは、受注者が「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成 26 年 7 月版(Rev4.0)」(国土技術政策総合研究所)(ただし、5.8.2 データ連携機能を除く)及び九州地方整備局のセキュリティポリシーに則った証跡管理機能を有するシステムを選定し、監督職員と協議の上決定することを基本とします。

上記要件を満たすシステムを保有する企業を以下の通りとしますので、参考にして下さい。なお、以下の企業以外で受注者より協議が上がった場合は本局技術管理課検査係までご連絡下さい。

また、本省通知のとおり「各地域の情報共有システムの普及状況から、1 人の監督職員が複数の情報共有システムを使用することで監督業務の効率化が阻害されることが想定される」場合は、事務所単位で公募を行い、推奨システムを選定することも可能ですが、その際は本局へ事前連絡をお願いします。

情報共有システム機能要件対応状況一覧表

企業名	機能要件	Rev4. 0※1	証跡管理機能
(株)アイサス		○	○
(株)エー・シー・エス		○	○
川田テクノシステム(株)		○	○
(株)建設総合サービス		○	○
(株)現場サポート		○	○
東北インフォメーション・システムズ(株)		○	○
日本電気(株)		○	○
(株)ビーイング		○	○

【凡例】○: 対応

(五十音順)

2014年9月4日現在

※1 Rev4. 0対応状況に随時更新されますので、詳細については以下URLを参照願います。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

(別添) 特記仕様書の記載例 (□内については選択)

第 条 情報共有システムについて

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(平成26年7月)に基づき実施すること。

(受注業者が情報共有システムを選定する場合)

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成26年7月版 (Rev4.0) (国土技術政策総合研究所) (ただし、5.8.2データ連携機能を除く)
- ・九州地方整備局のセキュリティポリシーに則った証跡管理機能
証跡管理機能としては、システム内に保持されたファイルへの利用者の閲覧・編集・取得履歴 (ログ) を記録・保管し、監督職員の提出要求に迅速に応えられること。ログには、利用者アカウント、日付・時刻、アクセスURL、アクセスファイルが含まれることとする。

(特定の情報共有システムを推奨する場合)

2. 本工事で使用する情報共有システムは、次のものを推奨する。

推奨システム名：〇〇〇〇システム

上記推奨システム以外を使用を希望する場合には、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成 26 年 7 月版 (Rev4.0)」(国土技術政策総合研究所) (ただし、5.8.2データ連携機能を除く) 及び、九州地方整備局のセキュリティポリシーに則った証跡管理機能を有する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。

なお、証跡管理機能としては、システム内に保持されたファイルへの利用者の閲覧・編集・取得履歴 (ログ) を記録・保管し、監督職員の提出要求に迅速に応えられること。ログには、利用者アカウント、日付・時刻、アクセスURL、アクセスファイルが含まれることとする。

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者 (以下「サービス提供者」という。) との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上決定する。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者の費用は共通仮設費 (技術管理費) の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。

6. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

(注) 「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」又は「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものを記載すること。

下記の防護柵工の資料については、国土交通省 技術調査のホームページを参照すること。
「国土交通省」→「技術情報」→「積算基準等」→「工事成績・施工基準関係」→「2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等（5）非破壊試験（i）鋼製防護柵（ガードレール）」

国土交通省 技術調査のホームページアドレス：

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>

1.23 「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」

下記の防護柵工の資料については、国土交通省 技術調査のホームページを参照すること。
「国土交通省」→「技術情報」→「積算基準等」→「工事成績・施工基準関係」→「2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等（5）非破壊試験（i）鋼製防護柵（ガードレール）」

国土交通省 技術調査のホームページアドレス：

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>

1.23 「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」

2. 「土木工事共通仕様書」(抜粋)

提出項目一覧

2. 「土木工事共通仕様書」(抜粋)

提出項目一覧

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	0	0	0	0	第1編	共通編
1	1	0	0	0	第1章	総則
1	1	1	0	0	第1節	総則
1	1	1	2	0	1-1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	17	17. 提出	提出 とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
1	1	1	3	0	1-1-1-3	設計図書の照査等
1	1	1	3	2	2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る 設計図書の照査 を行い、該当する 事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料 を書面により 提出 し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
1	1	1	4	0	1-1-1-4	施工計画書
1	1	1	4	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての 施工計画書 を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	4	2	2. 変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、 変更施工計画書 を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	4	3	3. 詳細施工計画書	受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに 詳細な施工計画書 を 提出 しなければならない。
1	1	1	10	0	1-1-1-10	施工体制台帳
1	1	1	10	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）及び「 施工体制台帳に係る書類の提出について 」の一部改正について」（平成24年7月4日付け国官技第96号、国営整第59号、国港技第34号、国空安保第157号）に従って記載した 施工体制台帳を作成し 、工事現場に備えるとともに、 その写し を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	10	2	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「 施工体制台帳に係る書類の提出について 」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した 施工体系図 を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに その写し を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	10	4	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は 、その都度速やかに監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	12	0	1-1-1-12	調査・試験に対する協力
1	1	1	12	2	2. 公共事業労務費調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	0	0	0	0	第1編	共通編
1	1	0	0	0	第1章	総則
1	1	1	0	0	第1節	総則
1	1	1	2	0	1-1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	17	17. 提出	提出 とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
1	1	1	3	0	1-1-1-3	設計図書の照査等
1	1	1	3	2	2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る 設計図書の照査 を行い、該当する 事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料 を書面により 提出 し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
1	1	1	4	0	1-1-1-4	施工計画書
1	1	1	4	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての 施工計画書 を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	4	2	2. 変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、 変更施工計画書 を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	4	3	3. 詳細施工計画書	受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに 詳細な施工計画書 を 提出 しなければならない。
1	1	1	10	0	1-1-1-10	施工体制台帳
1	1	1	10	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「 施工体制台帳に係る書類の提出について 」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、 国空建第68号 ）に従って記載した 施工体制台帳を作成し 、工事現場に備えるとともに、 その写し を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	10	2	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「 施工体制台帳に係る書類の提出について 」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、 国空建第68号 ）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した 施工体系図 を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに その写し を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	10	4	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は 、その都度速やかに監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	12	0	1-1-1-12	調査・試験に対する協力
1	1	1	12	2	2. 公共事業労務費調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	12	2	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
1	1	1	12	5	5. 低入札価格調査	受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。
1	1	1	12	5	(1)	受注者は、監督職員の求めに応じて、 施工体制台帳を提出 しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
1	1	1	12	5	(3)	受注者は、 間接工事費等諸経費動向調査票 の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	12	6	6. NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成22年2月5日、国官総第277号、国官技第286号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成22年2月5日、国官総第278号、国官技第287号、国官施第18号、国総施第260号）による必要な措置をとるものとする。
1	1	1	12	6	(1)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第 活用効果調査表 を発注者へ 提出 しなければならない。
1	1	1	12	6	(2)	受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、 公共工事等における新技術活用システム活用申請書 を発注者に 提出 し、承諾を得なければならない。また、当該施工が完了次第 活用効果調査表 を発注者へ 提出 しなければならない。
1	1	1	13	0	1-1-1-13	工事の一時中止
1	1	1	13	3	3. 基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、 中止期間中の維持・管理に関する基本計画書 を監督職員を通じて発注者に 提出 し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。
1	1	1	16	0	1-1-1-16	支給材料及び貸与品
1	1	1	16	3	3. 支給品精算書、支給材料精算書	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては 支給品精算書 を、港湾工事及び空港工事にあつては 支給材料精算書 を、監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	17	0	1-1-1-17	工事現場発生品
1	1	1	17	1	1. 一般事項	受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて 現場発生品調書 を作成し、監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	12	2	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
1	1	1	12	5	5. 低入札価格調査	受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。
1	1	1	12	5	(1)	受注者は、監督職員の求めに応じて、 施工体制台帳を提出 しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
1	1	1	12	5	(3)	受注者は、 間接工事費等諸経費動向調査票 の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	12	6	6. NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国官施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。
1	1	1	12	6	(1)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第 活用効果調査表 を発注者へ 提出 しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
1	1	1	12	6	(2)	受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、 新技術活用計画書 を発注者に 提出 しなければならない。 公共工事等における新技術活用システム活用申請書 を発注者に 提出 し、承諾を得なければならない。また、当該施工が完了次第 活用効果調査表 を発注者へ 提出 しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
1	1	1	13	0	1-1-1-13	工事の一時中止
1	1	1	13	3	3. 基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、 中止期間中の維持・管理に関する基本計画書 を監督職員を通じて発注者に 提出 し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。
1	1	1	16	0	1-1-1-16	支給材料及び貸与品
1	1	1	16	3	3. 支給品精算書、支給材料精算書	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては 支給品精算書 を、港湾工事及び空港工事にあつては 支給材料精算書 を、監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	16	0	1-1-1-16	支給材料及び貸与品
1	1	1	16	3	3. 支給品精算書、支給材料精算書	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては 支給品精算書 を、港湾工事及び空港工事にあつては 支給材料精算書 を、監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	17	2	2. 設計図書以外の現場発生品の処置	受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
1	1	1	18	0	1-1-1-18	建設副産物
1	1	1	18	4	4. 再生資源利用計画	受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	18	5	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	18	6	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。
1	1	1	20	0	1-1-1-20	工事完成検査
1	1	1	20	1	1. 工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	21	0	1-1-1-21	既済部分検査等
1	1	1	21	2	2. 部分払いの請求	受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	21	7	7. 中間前払金の請求	受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあつては履行報告書、港湾工事、空港工事にあつては工事旬報を作成し、監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	23	0	1-1-1-23	施工管理
1	1	1	23	8	8. 記録及び関係書類	受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。 なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
1	1	1	24	0	1-1-1-24	履行報告
1	1	1	24	1		受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	29	0	1-1-1-29	事故報告書
1	1	1	29	1		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。
1	1	1	30	0	1-1-1-30	環境対策
1	1	1	30	3	3. 注意義務	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	17	0	1-1-1-17	工事現場発生品
1	1	1	17	1	1. 一般事項	受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
1	1	1	17	2	2. 設計図書以外の現場発生品の処置	受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
1	1	1	18	0	1-1-1-18	建設副産物
1	1	1	18	4	4. 再生資源利用計画	受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	18	5	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	18	6	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。
1	1	1	20	0	1-1-1-20	工事完成検査
1	1	1	20	1	1. 工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	21	0	1-1-1-21	既済部分検査等
1	1	1	21	2	2. 部分払いの請求	受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	21	7	7. 中間前払金の請求	受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあつては履行報告書、港湾工事、空港工事にあつては工事旬報を作成し、監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	23	0	1-1-1-23	施工管理
1	1	1	23	8	8. 記録及び関係書類	受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。 なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
1	1	1	24	0	1-1-1-24	履行報告
1	1	1	24	1		受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	30	8	9. 特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。 なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。
1	1	1	35	0	1-1-1-35	官公庁等への手続等
1	1	1	35	3	3. 諸手続きの提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
1	1	1	36	0	1-1-1-36	施工時期及び施工時間の変更
1	1	1	36	2	2. 休日又は夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。
1	1	1	37	0	1-1-1-37	工事測量
1	1	1	37	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	40	0	1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償
1	1	1	40	5	5. 掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。
1	2	0	0	0	第2章	土工
1	2	3	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工
1	2	3	1	0	1-2-3-1	一般事項
1	2	3	1	7	7. 建設発生土受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	3	3	0	1-2-3-3	盛土工
1	2	3	3	9	9. 採取場の実測	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	29	0	1-1-1-29	事故報告書
1	1	1	29	1		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。
1	1	1	30	0	1-1-1-30	環境対策
1	1	1	30	3	3. 注意義務	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	30	8	9. 特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第2条に規定する環境物品等を用いるものとする。 グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。
1	1	1	35	0	1-1-1-35	官公庁等への手続等
1	1	1	35	3	3. 諸手続きの提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
1	1	1	36	0	1-1-1-36	施工時期及び施工時間の変更
1	1	1	36	2	2. 休日又は夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。
1	1	1	37	0	1-1-1-37	工事測量
1	1	1	37	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	40	0	1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償
1	1	1	40	5	5. 掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。
1	2	0	0	0	第2章	土工
1	2	3	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工
1	2	3	1	0	1-2-3-1	一般事項

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	2	4	0	0	第4節	道路土工
1	2	4	1	0	1-2-4-1	一般事項
1	2	4	1	11	11. 建設発生土の受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	4	3	0	1-2-4-3	路体盛土工
1	2	4	3	12	12. 採取場の実測	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	4	4	0	1-2-4-4	路床盛土工
1	2	4	4	14	14. 土の採取	受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート
1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート
1	3	3	2	0	1-3-3-2	工場の選定
1	3	3	2	3	3. JIS以外のディーミクストコンクリート	受注者は、第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。
2	0	0	0	0	第2編	材料編
2	1	0	0	0	第1章	一般事項
2	1	2	0	0	第2節	工事材料の品質
2	1	2	0	1	1. 一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。
2	1	2	0	4	4. 見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。
2	1	2	0	6	6. 海外の建設資材の品質証明	受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	2	3	1	7	7. 建設発生土受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	3	3	0	1-2-3-3	盛土工
1	2	3	3	9	9. 採取場の実測	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	4	0	0	第4節	道路土工
1	2	4	1	0	1-2-4-1	一般事項
1	2	4	1	11	11. 建設発生土の受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	4	3	0	1-2-4-3	路体盛土工
1	2	4	3	12	12. 採取場の実測	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	4	4	0	1-2-4-4	路床盛土工
1	2	4	4	14	14. 土の採取	受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート
1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート
1	3	3	2	0	1-3-3-2	工場の選定
1	3	3	2	3	3. JIS以外のディーミクストコンクリート	受注者は、第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。
2	0	0	0	0	第2編	材料編
2	1	0	0	0	第1章	一般事項
2	1	2	0	0	第2節	工事材料の品質
2	1	2	0	1	1. 一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料
2	2	7	0	0	第7節	セメントコンクリート製品
2	2	7	1	0	2-2-7-1	一般事項
2	2	7	1	3	3. アルカリ骨材反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、 アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料 を監督職員に 提出 しなければならない。
3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編
3	1	0	0	0	第1章	総則
3	1	1	0	0	第1節	総則
3	1	1	2	0	3-1-1-2	請負代金内訳書及び工事費構成書
3	1	1	2	1	1. 請負代金内訳書	受注者は、契約書第3条に 請負代金内訳書 （以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	2	4	4. 工事費構成書の提出	総括監督員は、受注者から 工事費構成書 の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	2	7	7. 請負代金内訳書の提出	受注者は、請負代金内訳書を監督職員へ提出する際には、 紙で出力した請負代金内訳書に捺印したもの、及び入力済みの電子データが保存された電子媒体の両方 を監督職員を経由して発注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	3	0	3-1-1-3	工程表
3	1	1	3	0		受注者は、契約書第3条に規定する 工程表 を作成し、監督職員を経由して発注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	6	0	3-1-1-6	監督職員による確認及び立会等
3	1	1	6	1	1. 立会依頼書の提出	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ 立会依頼書 を所定の様式により監督職員に 提出 しなければならない。
3	1	1	6	6	6. 段階確認	
3	1	1	6	6	(2)	受注者は、事前に 段階確認に係わる報告 （種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に 提出 しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
3	1	1	6	6	(3)	受注者は、段階確認に臨場するものとし、 監督職員の確認を受けた書面 を、工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
3	1	1	7	0	3-1-1-7	数量の算出
3	1	1	7	2	2. 出来形数量の提出	受注者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、 出来形数量 を算出し、その 結果 を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に 提出 しなければならない。出来形測定の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
2	1	2	0	4	4. 見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、 見本または品質を証明する資料 を工事材料を使用するまでに監督職員に 提出 し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし 見本または品質を証明する資料の提出 は省略できる。
2	1	2	0	6	6. 海外の建設資材の品質証明	受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、 海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書 あるいは、 日本国内の公的機関で実施した試験結果資料 を監督職員に 提出 しなければならない。 なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。
2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料
2	2	7	0	0	第7節	セメントコンクリート製品
2	2	7	1	0	2-2-7-1	一般事項
2	2	7	1	3	3. アルカリ骨材反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、 アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料 を監督職員に 提出 しなければならない。
3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編
3	1	0	0	0	第1章	総則
3	1	1	0	0	第1節	総則
3	1	1	2	0	3-1-1-2	請負代金内訳書及び工事費構成書
3	1	1	2	1	1. 請負代金内訳書	受注者は、契約書第3条に 請負代金内訳書 （以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	2	4	4. 工事費構成書の提出	総括監督員は、受注者から 工事費構成書 の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	2	7	7. 請負代金内訳書の提出	受注者は、請負代金内訳書を監督職員へ提出する際には、 紙で出力した請負代金内訳書に捺印したもの、及び入力済みの電子データが保存された電子媒体の両方 を監督職員を経由して発注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	3	0	3-1-1-3	工程表
3	1	1	3	0		受注者は、契約書第3条に規定する 工程表 を作成し、監督職員を経由して発注者に 提出 しなければならない。
3	1	1	6	0	3-1-1-6	監督職員による確認及び立会等
3	1	1	6	1	1. 立会依頼書の提出	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ 立会依頼書 を所定の様式により監督職員に 提出 しなければならない。
3	1	1	6	6	6. 段階確認	
3	1	1	6	6	(2)	受注者は、事前に 段階確認に係わる報告 （種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に 提出 しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	1	1	8	0	3-1-1-8	品質証明
3	1	1	8	0		(1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に 品質確認 を行い、受注者はその 結果 を所定の様式により、検査時まで監督職員へ 提出 しなければならない。
3	1	1	8	0		(5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、 経験及び経歴書 を監督職員に 提出 しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。
3	1	1	11	0	3-1-1-11	施工管理
3	1	1	11	2	2. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日）に基づいて 品質記録台帳 を 提出 しなければならない。
3	1	1	15	0	3-1-1-15	提出書類
3	1	1	15	1	1. 一般事項	受注者は、提出書類を 通達、マニュアル及び様式集 等により作成し、監督職員に 提出 しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
3	1	1	16	0	3-1-1-16	創意工夫
3	1	1	16	1		受注者は、 自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目 について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に 提出 することができる。
3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	3	0	0	第3節	共通的工種
3	2	3	13	0	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工
3	2	3	13	3	3. PC緊張の施工	
3	2	3	13	3		(4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に 緊張管理計画書 を 提出 しなければならない。
3	2	3	31	0	3-2-3-31	現場塗装工
3	2	3	31	16	16. 検査	
3	2	3	31	16		(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、 塗膜厚測定記録 を作成及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	3	32	0	3-2-3-32	かごマット工
3	2	3	32	2	2. 要求性能	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した 公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果 を事前に監督職員に 提出 し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	1	1	6	6		(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、 監督職員の確認を受けた書面 を、工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
3	1	1	7	0	3-1-1-7	数量の算出
3	1	1	7	2	2. 出来形数量の提出	受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、 出来形数量 を算出し、その 結果 を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に 提出 しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
3	1	1	8	0	3-1-1-8	品質証明
3	1	1	8	0		(1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に 品質確認 を行い、受注者はその 結果 を所定の様式により、検査時まで監督職員へ 提出 しなければならない。
3	1	1	8	0		(5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、 経験及び経歴書 を監督職員に 提出 しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。
3	1	1	11	0	3-1-1-11	施工管理
3	1	1	11	2	2. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日）に基づいて 品質記録台帳 を 提出 しなければならない。
3	1	1	15	0	3-1-1-15	提出書類
3	1	1	15	1	1. 一般事項	受注者は、提出書類を 通達、マニュアル及び様式集 等により作成し、監督職員に 提出 しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
3	1	1	16	0	3-1-1-16	創意工夫
3	1	1	16	1		受注者は、 自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目 について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に 提出 することができる。
3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	3	0	0	第3節	共通的工種
3	2	3	13	0	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工
3	2	3	13	3	3. PC緊張の施工	
3	2	3	13	8		(4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に 緊張管理計画書 を 提出 しなければならない。
3	2	3	31	0	3-2-3-31	現場塗装工
3	2	3	31	16	16. 検査	
3	2	3	31	16		(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、 塗膜厚測定記録 を作成及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	3	32	3	3. 表示標の提出	受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の 公的機関における試験結果を提出 しなければならない。
3	2	3	32	3	3. 表示標の提出	メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した 公的試験機関による審査証明 を事前に監督職員に 提出 し、確認を受けなければならない。
3	2	3	33	0	3-2-3-33	袋詰玉石工
3	2	3	33	3	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-2-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した 公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果 を事前に監督職員に 提出 し、確認を受けなければならない。
3	2	4	0	0	第4節	基礎工
3	2	4	4	0	3-2-4-4	既製杭工
3	2	4	4	1	1. 既製杭工の種類	-
3	2	4	4	2	2. 既製杭工の工法	-
3	2	4	4	4	4. 施工計画書、施工記録	受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり 施工記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	4	14	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で 支持層の確認 をするとともに、 確認のための資料 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。
3	2	4	4	21	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	
3	2	4	4	21	(10)	受注者は、本項（7）及び（8）のほか、 杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	5	0	3-2-4-5	場所打杭工
3	2	4	5	2	2. 施工計画書、施工記録	受注者は、杭長決定の管理方法を定め施工計画書に記載し、施工にあたり 施工記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	3	32	0	3-2-3-32	かごマット工
3	2	3	32	2	2. 要求性能	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した 公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果 を事前に監督職員に 提出 し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。
3	2	3	32	3	3. 表示標の提出	受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の 公的機関における試験結果を提出 しなければならない。
3	2	3	33	0	3-2-3-33	袋詰玉石工
3	2	3	33	3	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-2-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した 公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果 を事前に監督職員に 提出 し、確認を受けなければならない。
3	2	4	0	0	第4節	基礎工
3	2	4	4	0	3-2-4-4	既製杭工
3	2	4	4	1	1. 既製杭工の種類	-
3	2	4	4	2	2. 既製杭工の工法	-
3	2	4	4	4	4. 施工計画書、施工記録	受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり 施工記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	4	14	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で 支持層の確認 をするとともに、 確認のための資料 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。
3	2	4	4	21	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	4	5	9	9. 支持地盤の確認	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した 支持地盤に達したことを 、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その 資料 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。
3	2	4	5	16	16. 杭径確認	受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に 杭頭部の杭径を確認 するとともに、その 状況 について写真撮影を行い監督職員に 提出 しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議しなければならない。
3	2	4	6	0	3-2-4-6	深礎工
3	2	4	6	4	4. 支持地盤の確認	受注者は、孔底が設計図書に示す 支持地盤に達したことを 、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その 資料 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	6	12	12. 施工計画書、施工記録	受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては 施工記録 を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	7	0	3-2-4-7	オープンケーソン基礎工
3	2	4	7	4	4. 施工記録の整備、保管	受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、 施工記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	7	9	9. 支持地盤の確認	受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、 支持地盤 となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その 資料 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	8	0	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工
3	2	4	8	3	3. 施工記録の整備、保管	受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、 施工記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	8	7	7. 底面地盤の支持力と地盤反力係数	受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは 底面地盤の支持力と地盤反力係数 を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための 資料 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	4	4	21	(10)	受注者は、本項 (7) 及び (8) のほか、 杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	5	0	3-2-4-5	場所打杭工
3	2	4	5	2	2. 施工計画書、施工記録	受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり 施工記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	5	8	9. 支持地盤の確認	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した 支持地盤に達したことを 、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その 資料 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。
3	2	4	5	15	16. 杭径確認	受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に 杭頭部の杭径を確認 するとともに、その 状況 について写真撮影を行い監督職員に 提出 しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議しなければならない。
3	2	4	6	0	3-2-4-6	深礎工
3	2	4	6	4	4. 支持地盤の確認	受注者は、孔底が設計図書に示す 支持地盤に達したことを 、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その 資料 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	6	12	12. 施工計画書、施工記録	受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては 施工記録 を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	7	0	3-2-4-7	オープンケーソン基礎工
3	2	4	7	4	4. 施工記録の整備、保管	受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、 施工記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	7	9	9. 支持地盤の確認	受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、 支持地盤 となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その 資料 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	8	0	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工
3	2	4	8	3	3. 施工記録の整備、保管	受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、 施工記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	4	9	0	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工
3	2	4	9	2	2. 施工計画書、施工記録	受注者は、施工前に杭長決定の管理方法を定め施工計画書に記載し施工にあたり 施工記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	9	11	11. 鋼管矢板の溶接	
3	2	4	9	11	(9)	受注者は、本項 (7) 及び (8) のほか、 杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工
3	2	6	3	0	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料
3	2	6	3	2	2. 事前審査認定書	受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に 認定書（認定証、混合物総括表）の写し を監督職員に 提出 するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。
3	2	6	3	3	3. 試験結果の提出	受注者は、以下の 材料の試験結果 を、工事に使用する前に監督職員に 提出 しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができる。
3	2	6	3	4	4. 試験成績書の提出	受注者は、使用する以下の 材料の試験成績書 を工事に使用する前に監督職員に 提出 しなければならない。
3	2	6	3	5	5. 品質証明資料の提出	受注者は、使用する以下の 材料の品質を証明 する資料を工事に使用する前に監督職員に 提出 しなければならない。
3	2	6	3	6	6. 小規模工事の試験成績書	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出 によって、試験結果の提出に代えることができる。
3	2	6	3	7	7. 小規模工事の骨材試験	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験結果の提出 により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。
3	2	6	7	0	3-2-6-7	アスファルト舗装工
3	2	6	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	7	4	(3)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出 によって、配合設計を省略することができる。
3	2	6	7	5	5. 基層及び表層の規定	
3	2	6	7	5	(2)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出 によって配合設計を省略することができる。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	4	8	7	7. 底面地盤の支持力と地盤反力係数	受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは 底面地盤の支持力と地盤反力係数 を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための 資料 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	9	0	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工
3	2	4	9	2	2. 施工計画書、施工記録	受注者は、施工前に杭長決定の管理方法を定め施工計画書に記載し施工にあたり 施工記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	9	11	11. 鋼管矢板の溶接	
3	2	4	9	11	(9)	受注者は、本項 (7) 及び (8) のほか、 杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録 を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工
3	2	6	3	0	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料
3	2	6	3	2	2. 事前審査認定書	受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に 認定書（認定証、混合物総括表）の写し を監督職員に 提出 するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。
3	2	6	3	3	3. 試験結果の提出	受注者は、以下の 材料の試験結果 を、工事に使用する前に監督職員に 提出 しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができる。
3	2	6	3	4	4. 試験成績書の提出	受注者は、使用する以下の 材料の試験成績書 を工事に使用する前に監督職員に 提出 しなければならない。
3	2	6	3	5	5. 品質証明資料の提出	受注者は、使用する以下の 材料の品質を証明 する資料を工事に使用する前に監督職員に 提出 しなければならない。
3	2	6	3	6	6. 小規模工事の試験成績書	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出 によって、試験結果の提出に代えることができる。
3	2	6	3	7	7. 小規模工事の骨材試験	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験結果の提出 により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。
3	2	6	7	0	3-2-6-7	アスファルト舗装工
3	2	6	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	7	4	(3)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出 によって、配合設計を省略することができる。
3	2	6	7	5	5. 基層及び表層の規定	

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	6	7	5		(4) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した） または 定期試験による試験練り結果報告書の提出 によって試験練りを省略することができる。
3	2	6	7	5		(8) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した） や 定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出 することにより、基準密度の試験を省略することができる。
3	2	6	12	0	3-2-6-12	コンクリート舗装工
3	2	6	12	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	12	4		(3) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した） または 定期試験による試験結果の提出 によって、配合設計を省略することができる。
3	2	6	19	0	3-2-6-19	コンクリート舗装補修工
3	2	6	19	9	9. タワミ測定	受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所を舗装版ごとに タワミ測定 を行い、その 結果 を監督職員に 提出 しなければならない。 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	12	0	0	第12節	工場製作工（共通）
3	2	12	2	0	3-2-12-2	材料
3	2	12	2	2	2. ミルシートの提出	受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記された ミルシート について、工事完成時に 提出 するものとする。
3	2	12	3	0	3-2-12-3	桁製作工
3	2	12	3	1	1. 製作加工	
3	2	12	3	1	(2)	
3	2	12	3	1	①	受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。 なお、 板取りに関する資料 を保管し、工事完成時に 提出 しなければならない。ただし、それ以外で監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
6	0	0	0	0	第6編	河川編
6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸
6	1	7	0	0	第7節	法覆護岸工
6	1	7	1	0	6-1-7-1	
6	1	7	1	1	1. 一般事項	-

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	6	7	5		(2) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した） または 定期試験による配合設計書の提出 によって配合設計を省略することができる。
3	2	6	7	5		(4) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した） または 定期試験による試験練り結果報告書の提出 によって試験練りを省略することができる。
3	2	6	7	5		(8) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した） や 定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出 することにより、基準密度の試験を省略することができる。
3	2	6	12	0	3-2-6-12	コンクリート舗装工
3	2	6	12	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	12	4		(3) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、 これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した） または 定期試験による試験結果の提出 によって、配合設計を省略することができる。
3	2	6	19	0	3-2-6-19	コンクリート舗装補修工
3	2	6	19	9	9. タワミ測定	受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所を舗装版ごとに タワミ測定 を行い、その 結果 を監督職員に 提出 しなければならない。 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	12	0	0	第12節	工場製作工（共通）
3	2	12	2	0	3-2-12-2	材料
3	2	12	2	2	2. ミルシートの提出	受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記された ミルシート について、工事完成時に 提出 するものとする。
3	2	12	3	0	3-2-12-3	桁製作工
3	2	12	3	1	1. 製作加工	
3	2	12	3	1	(2)	
3	2	12	3	1	①	受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。 なお、 板取りに関する資料 を保管し、工事完成時に 提出 しなければならない。ただし、それ以外で監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
6	1	7	2	0	6-1-7-2	材料
6	1	7	2	11		(1)
6	1	7	2	15		⑤ 止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、 耐久性に係わる試験結果 を監督職員に 提出 するものとする。
6	1	7	2	20		(2)
6	1	7	2	22		② 受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、 以下の要件を整えた品質を証明する資料 を監督職員に 提出 するものとする。
6	4	0	0	0	第4章	水門
6	4	9	0	0	第9節	鋼管理橋上部工
6	4	9	1	0	6-4-9-1	一般事項
6	4	9	1	1		1. 適用工種 -
6	4	9	1	2		2. 検測 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
6	4	9	2	0	6-4-9-2	材料
6	4	9	2	4	4. 試験結果の提出	受注者は、以下の材料を使用する場合は、 試験結果 を工事に使用する前に監督職員へ 提出 しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督職員の承諾を得て、試験結果の提出を省略することができる。
6	4	9	2	5	5. 品質証明資料の提出	受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、 材料の品質を証明する資料 を監督職員に 提出 しなければならない。
6	4	9	2	6	6. 小規模工事	受注者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、 これまでの実績または定期試験結果の提出 により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。
6	5	0	0	0	第5章	堰
6	5	10	0	0	第10節	鋼管理橋上部工
6	5	10	1	0	6-5-10-1	一般事項
6	5	10	1	1		1. 適用工種 -
6	5	10	1	2		2. 検測 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に 測量結果 を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
6	8	0	0	0	第8章	河川維持
6	8	3	0	0	第3節	巡視・巡回工
6	8	3	2	0	6-8-3-2	河川巡視工
6	8	3	2	5	5. 巡視結果の報告	受注者は、 巡視結果 について別に定めた様式により監督職員に 提出 しなければならない。
8	0	0	0	0	第8編	砂防編
8	3	0	0	0	第3章	斜面对策
8	3	4	0	0	第4節	法面工
8	3	3	1	0	8-3-4-7	抑止アンカー工
8	3	4	7	5	5. アンカー定着部の確認	受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、 確認結果 を監督職員に 提出 しなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
6	0	0	0	0	第6編	河川編
6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸
6	1	7	0	0	第7節	法覆護岸工
6	1	7	1	0	6-1-7-1	
6	1	7	1	1		1. 一般事項 -
6	1	7	2	0	6-1-7-2	材料
6	1	7	2	11		(1)
6	1	7	2	1		⑤ 止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、 耐久性に係わる試験結果 を監督職員に 提出 するものとする。
6	1	7	2	1		(3)
6	1	7	2	1		② 受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、 以下の要件を整えた品質を証明する資料 を監督職員に 提出 するものとする。
6	4	0	0	0	第4章	水門
6	4	9	0	0	第9節	鋼管理橋上部工
6	4	9	1	0	6-4-9-1	一般事項
6	4	9	1	1		1. 適用工種 -
6	4	9	1	2		2. 検測 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
6	4	9	2	0	6-4-9-2	材料
6	4	9	2	4	4. 試験結果の提出	受注者は、以下の材料を使用する場合は、 試験結果 を工事に使用する前に監督職員へ 提出 しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督職員の承諾を得て、試験結果の提出を省略することができる。
6	4	9	2	5	5. 品質証明資料の提出	受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、 材料の品質を証明する資料 を監督職員に 提出 しなければならない。
6	4	9	2	6	6. 小規模工事	受注者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、 これまでの実績または定期試験結果の提出 により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。
6	5	0	0	0	第5章	堰
6	5	10	0	0	第10節	鋼管理橋上部工
6	5	10	1	0	6-5-10-1	一般事項
6	5	10	1	1		1. 適用工種 -
6	5	10	1	2		2. 検測 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に 測量結果 を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
6	8	0	0	0	第8章	河川維持
6	8	3	0	0	第3節	巡視・巡回工
6	8	3	2	0	6-8-3-2	河川巡視工
6	8	3	2	5	5. 巡視結果の報告	受注者は、 巡視結果 について別に定めた様式により監督職員に 提出 しなければならない。
8	0	0	0	0	第8編	砂防編
8	3	0	0	0	第3章	斜面对策
8	3	4	0	0	第4節	法面工
8	3	3	1	0	8-3-4-7	抑止アンカー工

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
9	0	0	0	0	第9編	ダム編
9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム
9	1	3	0	0	第3節	掘削工
9	1	3	8	0	9-1-3-8	基礎岩盤の確認
9	1	3	8	2	2. 確認資料の提出	受注者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に提出しなければならない。
9	2	0	0	0	第2章	フィルダム
9	2	2	0	0	第2節	掘削工
9	2	2	8	0	9-2-2-8	基礎地盤及び基礎岩盤確認
9	2	2	8	3	3. 確認資料の提出	受注者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に提出しなければならない。
9	3	0	0	0	第3章	基礎グラウチング
9	3	3	4	0	9-3-3-4	コア採取及び保管
9	3	3	4	2	2. 採取コアの提出	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が連絡する場所に納品しなければならない。
9	3	4	0	0	第4節	グラウチング工
9	3	4	4	0	9-3-4-4	セメントミルクの製造及び輸送
9	3	4	5	0	9-3-4-5	注入管理
9	3	4	5	0		受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、グラウチング工の結果を整理して、速やかに監督職員へ提出しなければならない。
10	0	0	0	0	第10編	道路編
10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部
10	3	1	0	0	第1節	適用
10	3	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	
10	3	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
10	3	1	0	5	5. 強度測定	
10	3	1	0	5	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部
10	4	5	0	0	第5節	鋼橋架設工
10	4	5	1	0	10-4-5-1	一般事項
10	4	5	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部
10	5	1	0	0	第1節	適用
10	5	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	
10	5	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
8	3	4	7	5	5. アンカー定着部の確認	受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督職員に提出しなければならない。
9	0	0	0	0	第9編	ダム編
9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム
9	1	3	0	0	第3節	掘削工
9	1	3	8	0	9-1-3-8	基礎岩盤の確認
9	1	3	8	2	2. 確認資料の提出	受注者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に提出しなければならない。
9	2	0	0	0	第2章	フィルダム
9	2	3	0	0	第3節	掘削工
9	2	3	8	0	9-2-3-8	基礎地盤及び基礎岩盤確認
9	2	3	8	3	3. 確認資料の提出	受注者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に提出しなければならない。
9	3	0	0	0	第3章	基礎グラウチング
9	3	3	4	0	9-3-3-4	コア採取及び保管
9	3	3	4	2	2. 採取コアの提出	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が連絡する場所に納品しなければならない。
9	3	4	0	0	第4節	グラウチング工
9	3	4	4	0	9-3-4-4	セメントミルクの製造及び輸送
9	3	4	5	0	9-3-4-5	注入管理
9	3	4	5	0		受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、グラウチング工の結果を整理して、速やかに監督職員へ提出しなければならない。
10	0	0	0	0	第10編	道路編
10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部
10	3	1	0	0	第1節	適用
10	3	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	
10	3	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
10	3	1	0	5	5. 強度測定	
10	3	1	0	5	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部
10	4	5	0	0	第5節	鋼橋架設工
10	4	5	1	0	10-4-5-1	一般事項
10	4	5	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部
10	5	1	0	0	第1節	適用
10	5	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	
10	5	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
10	5	1	0	5	5. 強度測定	
10	5	1	0	5	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。
10	5	5	0	0	第5節	PC橋工
10	5	5	1	0	10-5-5-1	一般事項
10	5	5	1	6	6. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	6	0	0	第6節	プレビーム桁橋工
10	5	6	1	0	10-5-6-1	一般事項
10	5	6	1	1	1. 適用工種	-
10	5	6	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	7	0	0	第7節	PCホロースラブ橋工
10	5	7	1	0	10-5-7-1	一般事項
10	5	7	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	8	0	0	第8節	RCホロースラブ橋工
10	5	8	1	0	10-5-8-1	一般事項
10	5	8	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	10	0	0	第10節	PC箱桁橋工
10	5	10	1	0	10-5-10-1	一般事項
10	5	10	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	11	0	0	第11節	PC片持箱桁橋工
10	5	11	1	0	10-5-11-1	一般事項
10	5	11	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
10	5	1	0	5	5. 強度測定	
10	5	1	0	5	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。
10	5	5	0	0	第5節	PC橋工
10	5	5	1	0	10-5-5-1	一般事項
10	5	5	1	6	6. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	6	0	0	第6節	プレビーム桁橋工
10	5	6	1	0	10-5-6-1	一般事項
10	5	6	1	1	1. 適用工種	-
10	5	6	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	7	0	0	第7節	PCホロースラブ橋工
10	5	7	1	0	10-5-7-1	一般事項
10	5	7	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	8	0	0	第8節	RCホロースラブ橋工
10	5	8	1	0	10-5-8-1	一般事項
10	5	8	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	10	0	0	第10節	PC箱桁橋工
10	5	10	1	0	10-5-10-1	一般事項
10	5	10	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
10	5	11	0	0	第11節	PC片持箱桁橋工
10	5	11	1	0	10-5-11-1	一般事項
10	5	11	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

『土木工事共通仕様書提出項目一覧』

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
10	5	12	0	0	第12節	PC押出し箱桁橋工
10	5	12	1	0	10-5-12-1	一般事項
10	5	12	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に 測量結果 を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド
10	7	4	0	0	第4節	プレキャストシェッド上部工
10	7	4	6	0	10-7-4-6	横締め工
10	7	4	6	2	2. 緊張管理計画書	プレストレスの導入に先立ち、1の試験に基づき、監督職員に 緊張管理計画書 を 提出 するものとする。
10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド
10	8	6	0	0	第6節	鋼製シェッド上部工
10	8	6	3	0	10-8-6-3	架設工
10	8	6	3	1	1. 検測	受注者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に 測量結果 を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	14	0	0	0	第14章	道路維持
10	14	3	2	0	10-14-3-2	道路巡回工
10	14	3	2	1	1. 通常巡回	-
10	14	3	2	4	4. 巡回日誌	受注者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により 巡回日誌 を監督職員に 提出 しなければならない。
10	15	0	0	0	第15章	雪寒
10	15	3	0	0	第3節	除雪工
10	15	3	1	0	10-15-3-1	一般事項
10	15	3	1	7	7. 報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により 除雪作業日報 、 運転記録紙等 を監督職員に 提出 しなければならない。また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により 除雪月報 を監督職員に 提出 しなければならない。
10	15	3	8	0	10-15-3-8	雪道巡回工
10	15	3	8	4	4. 巡回日誌	受注者は、雪道通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により 巡回日誌 を監督職員に 提出 しなければならない。
10	16	0	0	0	第16章	道路修繕
10	16	24	0	0	第24節	橋脚巻立て工
10	16	24	1	0	10-16-24-1	-
10	16	24	1	0	-	-
10	16	24	4	0	10-16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工
10	16	24	4	22	22. 注入後の確認書の提出	受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。 なお、 注入後の確認書(チェックリスト) を監督職員に工事完成時に 提出 しなければならない。
10	16	24	4	28	28. 現場溶接部の試験及び検査	受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表10-16-2により実施し、 その結果 を工事完成時に監督職員に 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
10	5	12	0	0	第12節	PC押出し箱桁橋工
10	5	12	1	0	10-5-12-1	一般事項
10	5	12	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に 測量結果 を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド
10	7	4	0	0	第4節	プレキャストシェッド上部工
10	7	4	6	0	10-7-4-6	横締め工
10	7	4	6	2	2. 緊張管理計画書	プレストレスの導入に先立ち、1の試験に基づき、監督職員に 緊張管理計画書 を 提出 するものとする。
10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド
10	8	6	0	0	第6節	鋼製シェッド上部工
10	8	6	3	0	10-8-6-3	架設工
10	8	6	3	1	1. 検測	受注者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に 測量結果 を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	14	0	0	0	第14章	道路維持
10	14	3	2	0	10-14-3-2	道路巡回工
10	14	3	2	1	1. 通常巡回	-
10	14	3	2	4	4. 巡回日誌	受注者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により 巡回日誌 を監督職員に 提出 しなければならない。
10	15	0	0	0	第15章	雪寒
10	15	3	0	0	第3節	除雪工
10	15	3	1	0	10-15-3-1	一般事項
10	15	3	1	7	7. 報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により 除雪作業日報 、 運転記録紙等 を監督職員に 提出 しなければならない。また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により 除雪月報 を監督職員に 提出 しなければならない。
10	15	3	8	0	10-15-3-8	雪道巡回工
10	15	3	8	4	4. 巡回日誌	受注者は、雪道通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により 巡回日誌 を監督職員に 提出 しなければならない。
10	16	0	0	0	第16章	道路修繕
10	16	24	0	0	第24節	橋脚巻立て工
10	16	24	1	0	10-16-24-1	-
10	16	24	1	0	-	-
10	16	24	4	0	10-16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工
10	16	24	4	22	22. 注入後の確認書の提出	受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。 なお、 注入後の確認書(チェックリスト) を監督職員に工事完成時に 提出 しなければならない。
10	16	24	4	28	28. 現場溶接部の試験及び検査	受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表10-16-2により実施し、 その結果 を工事完成時に監督職員に 提出 しなければならない。